

会 議 録 目 次

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

会期日程	1
○12月 1 日（月）	
議事日程第 1 号	3
開 会	5
開 議	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	6
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
副議長の選挙	9
常任委員の選任	11
議会運営委員の選任	13
大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	14
曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	15
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	16
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	17
議会広報等調査特別委員会の設置について	17
同意案第 3 号	19
散 会	20
○12月 9 日（火）	
議事日程第 2 号	21
開 議	24
議長諸般の報告	24
市長の一般行政報告	24
承認案第 6 号	24
議案第76号	29
議案第78号	36
議案第77号、議案第79号～議案第82号	40
議案第83号～議案第86号	41
議案第87号	49
議案第88号	51

議案第89号	58
議案第90号～議案第92号	72
議案第93号～議案第95号	73
同意案第4号	75
同意案第5号	87
同意案第6号	92
散 会	95

○12月15日（月）

議事日程第3号	97
開 議	99
一般質問	
徳峰 一成 議員	99
渡辺 利治 議員	124
松ノ下いずみ議員	136
薬師 康浩 議員	149
散 会	168

○12月16日（火）

議事日程第4号	169
開 議	171
一般質問	
遠矢 政嗣 議員	171
矢上 弘幸 議員	182
山中 雅人 議員	193
散 会	216

○12月17日（水）

議事日程第5号	217
開 議	219
一般質問	
中菌 和樹 議員	219
今鶴 治信 議員	232
瀬戸口恵理 議員	248
散 会	273

○12月23日（火）

議事日程第 6 号	275
開 議	278
議案第76号	278
議案第78号	281
議案第77号、議案第79号～議案第82号	282
議案第83号～議案第86号	284
議案第87号	287
議案第88号	289
議案第89号	291
議案第90号～議案第92号	297
議案第93号～議案第95号	299
閉会中の継続調査申出について	300
議員派遣の件	300
閉 会	301

令和7年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和7年第4回曾於市議會定例会会期日程

会期23日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	1	月	本 会 議	○開会 ○仮議席の指定 ○議長の選挙 ○議席の指定 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○副議長の選挙 ○常任委員の選任 ○議会運営委員の選任 ○一部事務組合議会議員の選挙 ○議会広報等調査特別委員会の設置 ○監査委員の選任
	2	火	休 会	
	3	水	休 会	
	4	木	休 会	
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	休 会	
	9	火	本 会 議	○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明 ○議案等の審議・表決・委員会付託
	1 0	水	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
	1 1	木	委 員 会	委員会
1 2	1 2	金	委 員 会	委員会
	1 3	土	休 日	
	1 4	日	休 日	
	1 5	月	本 会 議	○一般質問
	1 6	火	本 会 議	○一般質問
	1 7	水	本 会 議	○一般質問
	1 8	木	休 会	
	1 9	金	休 会	
	2 0	土	休 日	
	2 1	日	休 日	
	2 2	月	休 会	
	2 3	火	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月 1 日

(第 1 日目)

令和 7 年第 4 回曾於市議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第 1 号）

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

追加

（第 1 号の 2）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 常任委員の選任

第 6 議会運営委員の選任

第 7 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

第 8 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

第 9 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

第 10 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

第 11 議会広報等調査特別委員会の設置について

追加

（第 1 号の 3）

第12 同意案第3号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	廣 瀬 孝 幸	2 番	中 藺 和 樹	3 番	薬 師 康 浩
4 番	迫 将 嗣	5 番	遠 矢 政 嗣	6 番	伊集院 正 美
7 番	山 中 雅 人	8 番	出 水 優 樹	9 番	瀬戸口 恵 理
10 番	矢 上 弘 幸	11 番	松ノ下 いずみ	12 番	鈴 木 栄 一
13 番	伊地知 厚 仁	14 番	今 鶴 治 信	15 番	土 屋 健 一
16 番	渡 辺 利 治	17 番	徳 峰 一 成	18 番	重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (25名)

市 長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	今 村 浩 次	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
総 務 課 長	上 村 亮	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	池 上 武 志	畜 産 課 長	和 田 忠 義
税 務 課 長	中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	谷 川 和 穂	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	農業委員会事務局長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

○議会事務局長（笠野 満）

おはようございます。本日は、一般選挙後の最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で土屋健一議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

それでは、土屋議員、議長席にお着きください。

（土屋健一議員議長席に着く）

○臨時議長（土屋健一議員）

ただいま御紹介をいただきました土屋でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、何とぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会 午前10時00分

_____・_____・_____

○臨時議長（土屋健一議員）

ただいまから令和7年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

○臨時議長（土屋健一議員）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

_____・_____・_____

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（土屋健一議員）

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで定例会の開会に当たり、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（竹田正博）

おはようございます。本日から令和7年度第4回曾於市議会定例会を開催することとなりました。冒頭に御挨拶をさせていただきます。

まずもって、今回、実施されました曾於市議会議員選挙におきまして、18名の議員の皆様方、当選、大変おめでとうございます。本日から23日までの日程ということになります。今後4年間、曾於市民のために執行部側、そして議会側、建設的な御議論をいただきたいというふうに思っております。

本定例会におきましては、承認案1件、そして同意案が3件、そして議案20件を

提案をさせていただいているところでございます。

本日は、議会構成の決定後、9日から本格的な審議になろうかというふうに思っております。目指すは曾於市民の幸せのためにということで、執行部側、議会側も目標は一つでございますので、皆様と議論をしながら、よりよい曾於市のために、私どもも努力をしまいたいというふうに思っておりますので、どうか本定例会23日まで、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げて、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（土屋健一議員）

ここで暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時06分

再開 午前10時13分
—————・—————

○臨時議長（土屋健一議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（土屋健一議員）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○臨時議長（土屋健一議員）

ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に廣瀬孝幸議員及び中菌和樹議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○臨時議長（土屋健一議員）

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土屋健一議員）

ないですね。配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（土屋健一議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、仮議席順に申し上げます。なお、臨時議長につきましては最後に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、17 番、18 番、最後16番、お願いいたします。

（投票）

○臨時議長（土屋健一議員）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土屋健一議員）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。廣瀬議員及び中菌議員の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（土屋健一議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票18票、無効投票0 票でございます。有効投票のうち、重久昌樹議員18票でございます。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5 票でございます。よって、重久昌樹議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○臨時議長（土屋健一議員）

ただいま議長に当選されました重久昌樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新議長、重久議員の御挨拶をお願いいたします。

○仮議席１８番（重久昌樹議員）

皆さん、重久昌樹でございます。議員の皆様方の御推挙によりまして、ただいまの議長選挙におきまして、不肖、私が議長の要職に就かせていただくことになり、その責任の重大さをひしひしと痛感している次第でございます。

また、２期８年間、今回まで議長選挙を５回経験いたしましたけれども、全会一致で票を頂いたということは、本当に身に余る光栄であり、本当に事の重大さを再認識しているところでございます。

私は、議会運営に当たり、公正公平で開かれた議会、議員の皆さんが自由に議論できる環境作りや市民の声に真摯に耳を傾ける姿勢を大切に、議会全体の活力向上に努めてまいり所存でございます。また、執行部との健全な緊張関係を保ちつつ、必要な連携・協力はしっかりと図り、曾於市の発展と市民福祉の向上に寄与できる議会運営を目指して、誠心誠意、取り組む所存であります。

今後とも、皆様方からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、簡単ではございますが、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（拍手）

○臨時議長（土屋健一議員）

これで臨時議長の職務は終了いたしました。皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、重久議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長退席 議長着席）

○議長（重久昌樹）

ここで、議事日程調整のため暫時休憩いたします。

————— ・ ——— ・ —————

休憩 午前１０時２６分

再開 午前１０時３６分

————— ・ ——— ・ —————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配布の追加議事日程（第１号の２）を本日の日程に追加し、議事を進めていきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、これらの日程は、本日の日程に追加することに

決しました。

追加日程第1 議席の指定

○議長（重久昌樹）

それでは、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてお手元に配布いたしました議席表のとおり、それぞれ指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、薬師康浩議員及び迫将嗣議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月23日までの23日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時42分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（重久昌樹）

ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に遠矢政嗣議員及び伊集院正美議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長（重久昌樹）

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、他事記載及び白票については無効といたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（重久昌樹）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、最後18番、議長、お願いします。

(投票)

○議長（重久昌樹）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。遠矢議員及び伊集院議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（重久昌樹）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票18票、無効投票0票です。有効投票のうち、鈴木栄一議員18票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、鈴木議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（重久昌樹）

ただいま副議長に当選されました鈴木議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました新副議長、鈴木議員の御挨拶をお願いいたします。

○12番（鈴木栄一議員）

皆様から推挙されまして、副議長に任命されました。微力ながら、重久議長を支え、円滑な議会運営に力を尽くしてまいりたいと思いますので、皆様の協力をいただき、よろしくお願いします。

（拍手）

○議長（重久昌樹）

以上で副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時51分

再開 午前10時56分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に中藺和樹議員、迫将嗣議員、伊集院正美議員、山中雅人議員、松ノ下いずみ議員、私、重久昌樹の以上6人、文教厚生常任委員に薬師康浩議員、遠矢政嗣議員、瀬戸口恵理議員、今鶴治信議員、渡辺利治議員、徳峰一成議員

の以上 6 人、産業建設常任委員に廣瀬孝幸議員、出水優樹議員、矢上弘幸議員、鈴木栄一議員、伊地知厚仁議員、土屋健一議員の以上 6 人を指名したいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項及び同条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間にそれぞれの常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務常任委員会は第 3 委員会室、文教厚生常任委員会は第 2 委員会室、産業建設常任委員会は第 1 委員会室にお集まりください。

各常任委員会開会のため、しばらく休憩します。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 22 分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました各常任委員会から、正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

総務常任委員長に山中議員、同副委員長に松ノ下議員、文教厚生常任委員長に瀬戸口議員、同副委員長に遠矢議員、産業建設常任委員長に出水議員、同副委員長に廣瀬議員、以上のとおりであります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました各常任委員会から正副委員長の……、失礼しました。

暫時休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 33 分

_____・_____・_____

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

_____・_____・_____

追加日程第 6 議会運営委員の選任

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、鈴木議員、山中議員、伊集院議員、瀬戸口議員、渡辺議員、出水議員、土屋議員の以上 7 人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項及び同条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に議会運営委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

議会運営委員の方々は、第 3 委員会室にお集まりください。

議会運営委員会開会のため、しばらく休憩します。

_____・_____・_____

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 47 分

_____・_____・_____

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会運営委員会から、正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に渡辺議員、同副委員長に土屋議員、以上のとおりであります。

ただいま選任されましたそれぞれの委員会の委員長及び副委員長の方は演壇の前

にお並びください。

(各常任委員会正副委員長整列)

○議長（重久昌樹）

ここで正副委員長を代表いたしまして、総務常任委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○総務常任委員長（山中雅人）

皆様、こんにちは。総務常任委員会の山中雅人でございます。常任委員会を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

今回の市議会議員選挙において、数多くの新しいメンバーも入ったところでございます。しっかりとこのような議会が活性化するように、会議規則にのっとりた形で、市民の福祉の向上につながるよう適正な議事進行に努めてまいります。皆様、改めまして、御協力よろしく申し上げます。

(拍手)

○議長（重久昌樹）

自席へお帰りください。

ここで暫時休憩します。

—————・—————
休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第7 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第7、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

大隅曾於地区消防組合議会の議員は、組合同規約により第5条第1項の議員2人、第5条第2項の議員1人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大隅曾於地区消防組合議会の第5条第1項の議員に、議長である私、重久及び山中議員を、第5条第2項の議員に渡辺議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、私、重久、山中議員、渡辺議員が、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、私、重久、山中議員、渡辺議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

—————・—————

追加日程第8 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第8、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、出水議員及び廣瀬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人

と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました出水議員、廣瀬議員が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました出水議員、廣瀬議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第9、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

曾於地区介護保険組合議会議員は、組合規約により2人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

曾於地区介護保険組合議会の議員に、瀬戸口議員及び遠矢議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました瀬戸口議員及び遠矢議員が、曾於地区介護保険組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬戸口議員、遠矢議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第10 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第10、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

曾於北部衛生処理組合議会の議員は、組合同規約により3人を曾於市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会の議員に鈴木議員、山中議員、松ノ下議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3人の議員の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鈴木議員、山中議員、松ノ下議員が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木議員、山中議員、松ノ下議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

—————・—————

追加日程第11 議会広報等調査特別委員会の設置について

○議長（重久昌樹）

次に、追加日程第11、議会広報等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、本件については、6人の委員をもって構成する議会広報等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することに決しました。

お諮りいたします。議会広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中菌議員、山中議員、薬師議員、瀬戸口議員、廣瀬議員、矢上議員の以上6人を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり、議会広報等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

それでは、委員会条例第9条第2項及び同条例第10条第1項の規定により、正副委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間に、議会広報等調査特別委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。議会広報等調査特別委員の方々には第3委員会室にお集まりください。

議会広報等調査特別委員会開会のため、しばらく休憩します。

—————・—————
休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時22分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開催されました議会広報等調査特別委員会から正副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に瀬戸口議員、同副委員長に薬師議員、以上のとおりであります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長から同意案第3号、監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号、監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第12 同意案第3号 監査委員の選任について

○議長（重久昌樹）

追加日程第12、同意案第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、伊地知議員の退席を求めます。

（伊地知厚仁議員 退場）

○議長（重久昌樹）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

追加日程第12、同意案第3号、監査委員の選任について説明いたします。

議会選出の曾於市監査委員として伊地知厚仁氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。同意案第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第3号は、同意することに決しました。

伊地知議員の入場を許可します。

（伊地知厚仁議員 入場）

○議長（重久昌樹）

伊地知議員に申し上げます。監査委員の選任については、同意されましたので、お知らせいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月9日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時28分

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月 9 日

(第 2 日目)

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会會議錄（第 2 号）

令和 7 年 12 月 9 日（火曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 2 号）

第 1 議長諸般の報告

第 2 市長の一般行政報告

第 3 承認案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 6 号））

第 4 議案第 76 号 第 3 次曾於市総合振興計画基本構想の策定について

第 5 議案第 78 号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

（以下 5 件一括議題）

第 6 議案第 77 号 曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 7 議案第 79 号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について

第 8 議案第 80 号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 9 議案第 81 号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 10 議案第 82 号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（以下 4 件一括議題）

第 11 議案第 83 号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第 12 議案第 84 号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

第 13 議案第 85 号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

第 14 議案第 86 号 曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について

第 15 議案第 87 号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

第 16 議案第 88 号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

第17 議案第89号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

（以下3件一括提案）

第18 議案第90号 令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第19 議案第91号 令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第20 議案第92号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

（以下3件一括提案）

第21 議案第93号 令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

第22 議案第94号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

第23 議案第95号 令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

第24 同意案第4号 副市長の選任について

第25 同意案第5号 教育委員会委員の任命について

第26 同意案第6号 監査委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 廣瀬孝幸	2番 中 藺 和 樹	3番 薬 師 康 浩
4番 迫 将 嗣	5番 遠 矢 政 嗣	6番 伊集院 正 美
7番 山 中 雅 人	8番 出 水 優 樹	9番 瀬戸口 恵 理
10番 矢 上 弘 幸	11番 松ノ下 いずみ	12番 鈴 木 栄 一
13番 伊地知 厚 仁	14番 今 鶴 治 信	15番 土 屋 健 一
16番 渡 辺 利 治	17番 徳 峰 一 成	18番 重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 溝 口 里佳子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 竹 田 正 博 教 育 長 中 村 涼 一
副 市 長 今 村 浩 次 教 育 総 務 課 長 鶴 田 洋 一

総務課長	上村 亮	学校教育課長	畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	生涯学習課長	竹 下 伸 一
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	農政課長	吉 田 秀 樹
企画政策課長	外 山 直 英	商工観光課長	佐 澤 英 明
財政課長	池 上 武 志	畜産課長	和 田 忠 義
税務課長	中 西 昭 人	耕地林務課長	入 来 満
市民環境課長	梶 井 秀 和	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
保健課長	谷 川 和 穂	水道課長	吉 田 宏 明
こども未来課長	新澤津 友 子	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	農業委員会事務局長	中 野 満
土木課長	吉 元 幸 喜		

開議 午前10時00分

○議長（重久昌樹）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議長諸般の報告

○議長（重久昌樹）

日程第1、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配布のとおりでありますので御了承願います。

日程第2 市長の一般行政報告

○議長（重久昌樹）

次に、日程第2、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配布のとおりでありますので御了承願います。

日程第3 承認案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度曾於市一般会計補正予算（第6号））

○議長（重久昌樹）

次に、日程第3、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度曾於市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

おはようございます。それでは説明いたします。

日程第3、承認案第6号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月23日付けで専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものです。

今回の専決処分ですが、8月豪雨災害に伴う被災者生活再建支援金を、歳入歳出それぞれ530万円追加しています。この結果、予算総額は歳入歳出それぞれ287億9,530万円となりました。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○17番（徳峰一成議員）

今回の承認案は、ただいまの市長の報告にもありましたけれども、8月の集中豪雨に対する市単独の条例に基づく補正予算の提案と計上であります。

このことについては、さきの9月議会でも、半壊と床下浸水と床上浸水に対する予算計上の上での支給提案があり、そして可決されております。

質問でありますけれども、私は今回のこの夏の集中豪雨については、被災者から見て大きく三つの支給があると理解いたしております。

その線に沿って、担当課長でもよろしいですけれども、まとめて整理した上での答弁をしてください。

一つは、9月の議会で提案されて可決されました、床下浸水が1万円、そして床上浸水が3万円に対する支給が、それぞれ何件であって幾らであるのか。

そして、今回提案されたのが、同じくそれに基づく提案であります。

3点目は、本日の全員協議会で提案されると伺っておりますけれども、市の予算を通さない、いわゆる県ルートでのこの被災者に対する支援もあります。これらを含めて整理した上で、こういった形での、今回の集中豪雨の被災者に対する市としての直接、間接の支給が行われることになっているのか。整理した上での答弁をしてください。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

それでは、お答えいたします。

今回の8月の災害につきましては、こちらのほうで所管するところで申しますと、まず、市単独の災害見舞金の支給がございました。これが、合計で79万円、見舞金の支給があったところでございます。

それから、その後、今回……。

（「床上、床下がそれぞれ何件で幾らっていうのを含めて答弁を」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

それでは、市単独見舞金につきまして報告いたします。

まず、単独見舞金につきましては、住家の床上浸水が15件、これが3万円ずつでございます。それから床下浸水が13件、これが1万円ずつでございます。

それから、店舗兼住宅の床上浸水が1件、これが3万円、それから店舗の床上浸水が6件、これが3万円ということで、合計35件の79万円が見舞金として支給されております。

それから、今回、専決処分させていただきました被災者生活再建支援金でござい

ますが、こちらは県の基金を利用して、生活再建の支援金が支払われるものでございます。

件数を申し上げます。

住家の中規模半壊が1件、これが50万円でございます。それから半壊、これが10件の20万円、それから床上浸水が6件、これが20万円、それから小規模事業者という部類がございます。小規模事業者につきましては8件の20万円、合計25件の530万円を専決処分をさせていただいたところでございます。

それから、それに加えて、県から災害義援金の支給がございます。これは鹿児島県と、それから日本赤十字社鹿児島県支部、それと県の共同募金会と共同で募金を募りまして分配がされるものでございます。義援金でございます。これにつきましては、件数を申し上げますと、中規模半壊が2件、これが8万円、それから半壊が10件の6万円、それから床上浸水が6件の4万円、合計100万円ということで支給がなされる、配分がなされるものでございます。

以上でございます。

○17番（徳峰一成議員）

市長に質問いたします。

市長も——市民が集中豪雨を含めて、あるいは台風等で被災を受けた場合に、市が条例等を通しての支給というのについては、支給の条例の中の曾於市単独災害弔慰金及び災害見舞金支給規則というのがあります。

短い文章であります、これは、一応お目通しされてますね。頭に入っておりますね。じゃあ、それを前提として2回目の質問に入ります。

今、課長答弁にもありましたように、市民が被災を受けた場合は、大きく単純化して考えますと、条例規則上は床下浸水、そして床上浸水、これに大別されております。ですから、それを踏まえた、敷衍した形で、県が今回の、財源的には……、補正予算を通して県からも支給されており、あわせて、課長答弁にありましたように、県のほうでも日赤と抱き合わせる形で、条例上とは関係なく別個な形で、直接的に、一応、被災者に支給されております。

私の質問というのは、大きく分けて床下浸水と床上浸水に大別されております。そのこと自体は問題がないとしても、しかし、余りにも大ざっぱな分け方でありまして、例えば床下浸水の場合は、僅かに総合的に1万円、たったの1万円しか支給されてないんです。課長、そうですね。

それが床上浸水になりますと、さきの9月議会でも3万円、今回も床上浸水ですと20万円の支給がされているんです。少なくとも20万円。

ですから、床下浸水と床上浸水では、ちょうどこのボーダーラインの方々が、今

回も、あるいは過去もあったと思うんです。しかし、床下浸水の場合は、ボーダーライン以下だと1万円の支給しかないという。

こうした、この支給規定の在り方が、現在も今後も、そのままでいいのかどうか。私は、やはり見直しをすべきではないかと思います。実態に即した上で、もっと小まめな、弾力的な、やはり支給規定に対する見直しが必要じゃないかと、客観的に言っていると思います。

その点では、市長の答弁を頂きます。課長としては、いかんともしい、やはり、この内容でありますので。これが第1点であります。

第2点目ではありますが、第2点目は、例えば今回のこの夏の集中豪雨でも、農家の方々も――畜産農家、飼料等で被害を受けた方があります。具体的には酪農家です。これは、市長、御存じですか。

ところが、そういった農家の方々が、大雨によって川の増水等によりまして、飼料等がつかっても、1円も補助がないんです、現実的に。そういった規定がないんです。厩舎に対する規定だけはありますけれども。

ですから、畜産農家は全額自腹で対策を講じなければいけない。これも客観的に言ひまして、総合的に言ひまして、今、提案されている内容を含めて、同じく曾た市民でありますので、市民の公平の原則のありようから見ましても、私は見直しが必要ではないかと思ひております。

見直すべき点、以上2点でありますけれども、市長の見解を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この市単独災害弔慰金及び災害見舞金支給規則によりますと、床下浸水、今、おっしゃられた部分は確かに1万円という定義しかございません。これは9月議会でも答弁したかと思ひますが、やはり床上浸水との差があるというようなことで、近隣市町村との整合性も見ながら検討させていただくということでお伝えしたと思ひますが、やはり床下浸水の方々も、作業としては大変なことがあるわけでございますので、今後検討していきたいというふうに思ひております。

それと、畜産の方に関しましては、川の増水でロールが流されてしまったという現状でございました。確かに、そのの方々についての弔慰金であり見舞金というのはございません。

ただ、農業全般で考えますと、例えば大雨で植え付けたばかりの作物が、全て流されるというような案件もございます。そういったことを総合的に考えていかないといけないと思ひておりますので、その見舞金としての支給の基準というものを、今後決めていかなければ、逆に耕種農家にとっては甚大な被害を受けている方もい

らっしゃいます。そういった方の基準をどうするかということもございますので、それについては、今後また農政課等と、こういった手段ができるか、協議はしていきたいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、まず第一のこの床下浸水、床上浸水に単純に分けていることについては、9月議会での答弁でもありましたけれども、今後検討させていただきますということです。これは市長、条例ではなくて規則でありますので、議会提案は必要ありませんので、少なくとも来年度から、一応その方向で見直しをするようにですね。来年度、再来年度、台風を含めて、今後あり得る、豪雨があり得ることでありますので、新年度に間に合うように対処していただきたいと考えております。これが質問の1点であります。

それから、質問の2点目、農家に対する支援策についても、具体的にどこまで踏み込んでやるかとなると、非常にこれは難しいと言いますか、簡単にできない、やはり解決のありようじゃないかと思えます。

ですから、やはりこの見直しを進めつつ、今後やるしかないと思うんです。この点は、100%満足行くことは難しいと思えます。

ですから、その点は市長が一応、基本的な点を担当課長に指示する形で、やはり新年度以降をめぐってやっていただくというか。もちろん財源がありますので、予算の範囲内でやっていくということをやっていただく。

全ての農家の方々が、これは納得というか喜ばれることでありますので。これまでなかったこと自体が、やはり遅きに失した感がありますので、その点でも市長のリーダーシップをお願いしたいと思っております。

この、大きく2点からの答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この家屋の関係の見舞金につきましては、新年度で近隣市町村と均衡を保つ形で取り組みたいというふうに思っております。

あと、農家支援につきましては、やはり保険に該当する部分とか、そういったものもございますので、そういったものを加味しながら、こういった支援ができるか、そこを農政課、畜産課、合わせて協議をしたいというふうに思っております。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、承認案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案第6号について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。承認案第6号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、承認案第6号は承認することに決しました。

—————・—————

日程第4 議案第76号 第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第4、議案第76号、第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第4、議案第76号、第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定について説明いたします。

これまで、第2次曾於市総合振興計画により、時代に適応できる行政体制の整備や行財政基盤の強化を図りながら諸施策を推進してまいりましたが、この計画期間が今年度で終了となることから、社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据え、本

市が令和8年度からの10年間で達成すべき将来像と、進むべき方向についての基本的な指針となり、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、第3次曾於市総合振興計画基本構想を策定することについて、曾於市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○9番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第76号、第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定について伺ってまいります。

今回の策定に当たって、参考にしたものについてお伺いいたします。

また、第2次曾於市総合振興計画「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を総括すると、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

また、第3次において、大まかに第2次と比較し継承していること、また変更したことについてお伺いいたします。

第2次は、3年を期間とするローリング方式ですが、第3次も同様に行い、時代の流れをくめるようにするつもりかについてお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

では、お答えしたいと思います。

まず前提といたしまして、共通認識を持たせていただきたいと思います。

まず今回、議案のほかに参考資料を提案させております。これは、まだ計画案というところで策定途中でございますので、参考資料の中の26ページ以降は、まだ策定できておりません。よって、現時点では、まだ未提出となっております。

それから、一点お断りですけれども、複数の議員の皆様から——資料の前段部分の表現に数値の誤りや表現の誤りがございました。大変失礼いたしました。

また、この参考資料の計画案の6ページ以降の下段にありますけれども、この計画書の構成は基本計画、それから前期基本計画、実施計画の3層構成になっております。今回、皆様に議案として提案させていただいているのは、この一番表層の部分の基本構想の部分を議決いただくというところになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、御質問いただきました、参考にした自治体の件ですが、鹿児島県内のほかの自治体の構想の構成、表現が少し難しいんですけれども、どういう構想を、どういう構成で作っているかという、作りの部分です。こちらを参考にさせていただ

ております。

それから、第2次の総括ということでございましたけれども、今回は市民アンケートを、昨年度実施をさせていただいておりますが、市民が過去10年間にどのような結果といたしますか、どういう認識をお持ちなのかというところをアンケート調査しております。

その中の具体的な話で申し上げますと、10年前からよくなったというふうに感じる点や、逆にきめ細かな行政サービスが受けられない、あるいは地域格差が生まれたなど、肯定する意見と、課題が浮き彫りになったアンケート調査結果などが出ております。

これのほかに、行政の組織の中で、それぞれの各課の政策が妥当だったかどうか、それから、目標を達成したかどうかというようなところで総括を実施しております。

それから、第2次と比較して継承しているかどうかという点でございますが、こちらにつきましては、引き続き持続可能な地域づくりができるようにというところで、継承しているものでございます。

最後に、時代の流れをくめるようにするつもりかという御指摘でございましたが、これにつきましては、先ほど申しました3層構成になっていますので、具体的な実施計画、いわゆる細かな事業を提案した際に、3年間を期間としてローリングしていきますので、そこで時代の流れをくむといったような流れになるところでございます。

以上です。

○9番（瀬戸口恵理議員）

続いて、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど申し上げたように第2次のテーマといたしますか、その文言といたしまして、その「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」ということでございます。これが皆様、ほかの議員の方が、今までまちづくりについて一般質問をしたときに基本となる考えになるかと思うんですけれども、今度掲げられているその将来像が、「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」ということで、これを具体的に分かりやすく、もし可能であれば説明していただけますでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

恐らく御指摘は、抽象的すぎて具体的な姿が見えないじゃないかということだと思いますけれども、第2次も第3次も、いわゆる社会資源、それから曾於市の人口構成などについては、余りというところであれですけれども、大きな変化がなかったというふうに認識しております。

よって、この大まかな将来像については、大きな表現といたしますか、といったと

ころで「豊かな大地と 人の絆が」というふうに作っているものでございまして、具体的な何を指すのか、何を持つのかというところについては、ここについては現時点では表現できていないというのが現状でございます。

○9 番（瀬戸口恵理議員）

今回、私、一般質問のほうでもまちづくりについて上げておりますので、そこでも詳しく伺ってまいりたいと思いますが、今、課長がおっしゃるに当たっては、今、掲げている将来像を主にして、具体的には、その3年ローリングであるとか、その基本計画の中で実現していくという考えでよろしいでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

一番、この計画の中で掲げる将来像が、今、言った「豊かな大地と 人の絆が未来につながるまち 曾於」ということですが、この下に7つの大きな政策を立てています。

AからGまでありまして、この大きな将来像に向かって、7つの政策を下にぶら下げている。その下に、もう一つ基本計画、その下に実施計画というのが出来上がるといふふうに御認識いただければいいと思います。

○議長（重久昌樹）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○17 番（徳峰一成議員）

今回提案された市の総合計画というのは、合併後21年目に入りましたけれども、10年ごとの総合計画、それに基づく基本計画、さらにローリング方式でありますけれども3年ごとの実施計画であります。

課長が中心となって策定されたようでありますけれども、これは、今後の竹田市政の市政を運営する上でも大きな柱となるべき、大事な基本構想等であります。

ですから、20年前もそうでありますけれども、当時、池田市長が初代の曾於市長でありましたけれども、大変分量的にも、内容的にも、より豊かな総合計画、あるいは振興計画、そして実施計画であります。

課長、これは熟読されておられると思います。竹田市長も熟読されていきますか。20年前、そして五位塚市政の10年前の総合計画。

なぜかと言いますと、この総合計画というのは、課長に対しては失礼な言い方かもしれませんが、現在の曾於市をどのように客観的に分析するか、実態を把握するか、それに基づいて、今後向こう10年間の曾於市としての限られた財源の中での市政を担当していくか。これは、まちづくりは一つの側面であって、まちづくりは全てではもちろんございません。いろんな面があります。

ですから、その点で、曾於市の客観実態をどのように網羅する形で把握するか、

これに尽きると思っております。その点で、課長はこの間、こういった手順と方法で、場合によっては市長とも相談しながら、今回の提案となったのか。まず、その点からお伺いをいたします。

○企画政策課長（外山直英）

では、お答えさせていただきます。

まず、期間というところで申し上げますと、令和6年度から今年度までの2年間という期間になります。昨年度から説明をさせていただいておりますが、実はこの総合振興計画のすぐ下に、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものがございます。

こちらは、この総合振興計画をより具体的に、人口戦略ですとか、あるいは細かな事業の目標設定などをした計画がございます。実は、この計画が昨年度で、一旦終了しております。

今回、この総合戦略を1年だけ延長しまして、今回のこの総合振興計画と始まりを同じようにさせていただく処置を取らせていただいております。といいますのは、戦略のほうは1年先に終わってしまうという形になっておりましたので、今回始まりを同じにすることで、基本的な構想を曾於市総合振興計画で、それから具体的な戦略を総合戦略で行うという、この二本立ての構想になっております。

議員、御指摘のとおり、客観的な視点というものを我々も大事にしておりますので、昨年度、市民意識調査を行ったところでございます。市民の意見が、全てとは言いませんけれども反映できるような、そういった総合振興計画づくりに努めてきたところでございます。

今回については、そういったところでございます。

○17番（徳峰一成議員）

最初の20年前も、10年前も、今回もそうありますが、曾於市の実態をどのように見るかって……大きな柱としては人口の動態です。結果として人口の減少、これを柱として位置付けております。

もちろん、これは一つの正しい適切な側面であります。しかし、これがもちろん全てではないでしょ。一つの大きな柱の側面ではありますけれども、これで全部含んでいるかという、含まれない部分も幾つかあります。

その点も含めて、これは結果論になりますけれども、やはり総合的に含んでほしかったという点が、率直に言っております。これは市長も答弁してください。

ただ、せっかく提案された以上、これを踏まえて今後の基本計画等に生かすためには、やはり一定の取組方の戦術という、戦略的な見直しが必要じゃないかと、率直に思っております。幾つかあります。

ここで、一点だけ申し上げます。これ、市長答弁でもしてください。

市長、現在と今後の竹田市政にとっての最も取り組むべき課題の一つですね、財源的にも、やはり老朽化した施設の今後の取組強化があります。これは、もうはっきり言えます。

今、曾於市が所有する全ての施設の60%は、耐用年数を超えているんですね、ますます60%が増えます。しかし、ほとんどの施設は使用せざるを得ません。しかし、そのためには中長期を含めた総合的な計画と戦術戦略が、財源の上でも必要であります。

これは、もう物すごく大きな、曾於市としては竹田市政としては、好むと好まざるとに関わらず、大きな柱として位置付けなければ、結果として中途半端に終わってしまうことは、もうこれは断言しても差し支えありません。この点が欠けているんです。

これをいかにして今後のこの振興計画に柱として位置付けるか、これ、今からでも見直しはできます。ただいまの答弁にもありましたように、まだ半分しか振興計画はありません。20年前の振興計画でも、分量的にも振興計画、ちょうど50ページです。50ページ。

ですから、この点で、やはり老朽化施設の問題については、振興計画のもう一つの側面の柱として位置付けなければなりません。

その点で、市長と課長の答弁をしてください。これが、質問の大きな1点目であります。

質問の2点目は実施計画でございます。

実施計画は、議会議決事項ではありませんけれども、このローリング方式によって、前五位塚市政の下でも、令和6年度から9年度までの実施計画が議会に報告がされておりますよね、課長。ですから、市長、考えていただきたいんです。

今、私たち議会に提案されている実施計画は、令和6年度から8年度までの事業であります。当然、市長が交代いたしましたので、竹田市長は市長独自の考え方も当然ありますけれども、どの点を継承しながら、どの点を見直していくかって、これは少なくとも今の予算編成の段階で、少なくとも新年度中においては、基本的には間に合わせる形で、これは急ぎ、しかし腰を据えた形での作業が必要であります。

その点での実施計画との整合性についても、これは早急に取り組まなければなりません。この点で、市長と課長の答弁を頂きます。

特に、私は大きく二つの点を、代表例を挙げます。

一つは、竹田市長の選挙の公約の柱の一つである、ふるさと納税を向こう4年間に30億円、今の約2倍に持っていくということは、この実施計画の中で、やはり変

更しなければなりません。これは第1点。

それから、第2点目は幾つもありますが、例えば代表的な例では財部温泉と、それから住吉交流センター、いわゆるメセナ温泉、これについても実施計画ではほとんど白紙の状態であります。課長、そうですね、今の実施計画では。

これも、選挙での公約に基づいて実施するならば、3年間でありますので、やはり一定の予算額を計上しなければなりません、実施計画の中に。ほかにも幾つかありますが、くどうようであります、その点で、これは早急に担当課長と相談しながら、市長の指示の下で、新年度に間に合わせるべきだと考えております。

以上、大きくは二つの点での問題提起を含めた質問であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、この実態をしっかりと捉える必要があるということでございました。令和6年度から市民意識調査を行ってきたということでございまして、この計画の最終的な策定に当たっては、私も一緒に入って協議をさせていただきました。見直すべき部分というのは、今後の基本計画、そして実施計画、そういったところできっかりと見直しをしていく、これが必要であろうと思っております。あと、実施計画のローリングにつきまして、3年間ということでございますが、おっしゃられた公共施設の関係、これについては、今回お示ししております議案書の16ページの中にも、7番の政策Gの中で、公共施設マネジメントを徹底しという文言が入っておりますので、そこについては、やはり課題として捉えておりますので、しっかり協議はしていきたいと思っております。

それから、ふるさと納税、そして温泉の関係です。こういったものについては3年間のローリングをしていきますので、必要な予算の計画にもなりますので、そこはしっかりと立てていく計画でおります。

○企画政策課長（外山直英）

私のほうからは、人口の評価のお話が冒頭ありましたので、事務局としての人口の評価という認識をお伝えしたいと思います。過去10年間の人口の目標につきましては、社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研です。こちらが想定していた人口の減少よりも、少し鈍化した結果というような認識を持っております。移住や定住が増加して人口が増えたという結果ではございませんが、逆に言いますと、これまで様々な政策を打ってきても、なお社人研の予想に近いような人口減少になったという認識を持っておりますので、さらにこの辺を分析しながら、人口増対策というところに主眼を置いた政策についても検討させていただきたいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

人口減少対策はともかくとして、私が強調したかったのは、老朽化した施設に対する今後の取組についても、しっかりと総合振興計画の中に位置付けた上でしなければ、特に大きな財源を伴うし、新規事業と違って改修、修繕事業には、なかなかこの財源確保が厳しいという一つの側面がありますので、やはり、その点は計画に位置付けるということが、より大事じゃないかという問題提起を含めた2回目の質問であったんです。どなたか答弁をしてください。

3回目でありますけど、もう一点。2回目の質問を繰り返しますが、いずれにいたしましても議会との関係においては、令和8年度新年度事業に間に合わせる形で、実施計画も見直しすべき点は見直して、少なくとも3月議会までには議会に実施計画を、竹田市政としての実施計画を一応提出していただきたいと思っております。大きくは、この2点であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

施設の修繕の関係につきましては、先ほど答弁をいたしました但、また一般質問でも出されているようでございますので、しっかりと修繕すべき部分につきましては、年次計画を立てて、実施計画のほうに計上させていただくということになるというふうに思っております。

あと、新年度の実施計画については、企画政策課長のほうから、その時期的な部分は答弁をさせたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

実施計画につきましては、現在、新年度当初予算の予算査定のタイミングでございますので、これらを踏まえて、3月議会には実施計画はお示しできるものというふうに予定しているところでございます。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、配布いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第78号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第5、議案第78号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第5、議案第78号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について説明いたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

担当課長に質問をいたします。

曾於市を含めて地方自治体が、地域の産業を振興する、興す上で、国としても法律上幾つかの支援措置があります。

現在、曾於市に関わる国の法律等では、こういった、今回提案されている期限延長を含めた支援措置があるのでしょうか。単純な質問であります。

その支援措置の大きな恩恵を受けるべき点は、いわゆる固定資産税に対する免除措置であって、これは基本的には3年間、一応、交付税で全額措置されるのが基本ではないかと理解いたしております。

その点で繰り返しますが、現在、曾於市に関わる、いわゆる産業振興等の中で、国の法律等に伴う支援措置は、今回のを含めてこういったものがあって、どのような違いがあって、そして今回の場合は該当する件はないようでありますけれども、これらを含めて答弁してください。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、曾於市が該当します特別措置の一覧について御説明をさせていただきます。

まず、今回提案しているのが地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例、こちらが今回、上位法が改正されまして、上位法というのが地域未来投資促進法といわれるものですが、こちらが設備等の取得価格が1億円を超えるもの、また農林水産関連業種は5,000万円を超えるものについて、3年度間課税免除をするものでございます。

これ以外に四つの法律がございます。

まず、代表的なのが、過疎地域持続的発展産業開発促進条例というのがございます。

こちらは対象業種が選定されていまして、製造業、情報サービス業、それから農林水産物販売業などですが、こちらについては設備投資が2,000万円以上とか500万円以上とか、業種によって条件はありますが、こちらも3年度間課税免除をするものでございます。

そのほかに工業開発促進条例、こちらは製造業などが対象になりますけれども、2,500万円を超えるものの設備投資に対して課税免除を行います。こちらも3年度間となっております。

それから、半島振興対策実施地域産業開発促進条例というものがございます。こちらでも製造業や農林水産物販売業などですが、こちらは500万円から1,000万円などと、比較的少額な設備の取得などの課税免除となっております。こちらも3年度間です。

最後が、地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例というものがございまして、こちらは業種は問いませんが、1,900万円以上の設備投資等があれば、3年度間課税免除か不均一課税といった五つの法律等があるところでございます。

○17番（徳峰一成議員）

ただいまの課長のほうから、今回を含めて全部で六つですよ、五つじゃなくて六つでしょう。5件ですか。5件として、いずれにしても聞くほうにとっては似たような、あるいは似ていないような、一応地域振興に関わる固定資産税の免除措置があります。

今回提案されているのは、一応、現在対象となっている法人等はないということで理解していいのでしょうか。これが第1点。

それから第2点目は、もっと大事な、今、数々の提案が、報告がありましたけれども、曾於市の場合は、これまでどれぐらいの法人等が、農林関係を含めて該当しているか、把握している限り報告してください。件数は少ないと思うんです。もっとも研究する余地があるんじゃないかって、これが第1点。

それから第2点目、曾於市に限らず、地方における、人口減少を続けるようなですね、地方自治体によって、せつかくの法律を見直していただく点はないのかどうかです。これは専門である担当課長しか分からないと思うんです。その点は、やっぱり地方サイドの立場から国に対して意見を上げて、そして、なるだけこの曾於市が該当するような方向に見直しを求めていく、これはすぐれて大事な点じゃないか

と思っております。

そういった問題意識を持った、受け身ではなくて、法律等の対象項目を広げていくという点からも、大事じゃないかと思っております。この点での課長の所見を頂きたいと思っております。

以上、大きくは2点であります。

○企画政策課長（外山直英）

まず、該当企業はないのかという御質問でした。この件については、該当企業はございません。

それから、これまでの課税免除の企業数、延べ件数になりますけれども68件。減免税額で申し上げますが、1億8,680万2,752円となっています。

それから、見直しについて御指摘がございましたが、担当課としては、設備投資額がそれぞれの法律によって細かく決められておりますので、やはり設備投資に対する減免というところで申し上げますと、金額が少額でも減免できるような制度というのがあっていいのではないかというような認識を持っているところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、これは今村副市長が担当ですよね。この点は担当課長とも——課長は率直に言って3月までであるみたいでありますけれども、外山課長——陣頭指揮に立って、やはり一つでも多くの業種が適応を受けるような形で、もっと対象項目を広げていく立場からの研究が必要ではないかって。それを国に問題提起していくって。やれないことはないと思いますので、現実的にですね。その辺りで問題意識を持った取組を、今後、竹田市政を支える上でも大事なことはないかと思っておりますので、一応待望していきたいと考えております。副市長の答弁をしてください。

○副市長（今村浩次）

それではお答えをいたします。

今、ありましたとおり、課長からの答弁があったとおりでありますので、いろんな事業者にこれが対応できるように研究をし、さらに、要望ができるのであれば、要望活動もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、配布いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第77号 曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第79号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について

日程第8 議案第80号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第81号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第82号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第6、議案第77号、曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第10、議案第82号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第6、議案第77号から日程第10、議案第82号まで一括して説明いたします。

日程第6、議案第77号、曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、児童福祉法等の一部が改正され、新たに創設された乳児等通園支援事業について、必要な基準を定めるため提案するものです。

次に、日程第7、議案第79号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について説明いたします。

児童福祉法の一部改正に伴い所掌事務を追加し、本市子ども・子育て会議を本市の各種こども施策に関し審議等を行う機関として位置付けるため提案するものです。

次に、日程第8、議案第80号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

児童福祉法と家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第9、議案第81号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

児童福祉法等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第10、議案第82号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、関連する規定を改正するため提案するものです。

以上で、日程第6、議案第77号から日程第10、議案第82号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配布いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————
日程第11 議案第83号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第12 議案第84号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

日程第13 議案第85号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

日程第14 議案第86号 曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第11、議案第83号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてから

日程第14、議案第86号、曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第11、議案第83号から日程第14、議案第86号まで、一括して説明いたします。

日程第11、議案第83号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明いたします。

曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、平成23年度建設の柳迫団地1戸を譲渡することに伴い、別表を改正するため提案するものです。

次に、日程第12、議案第84号、曾於市公共下水道条例の一部改正について説明いたします。

災害その他非常の場合において、他の市町村が指定する者による排水設備等の新設等の工事を可能とするため提案するものです。

次に、日程第13、議案第85号、曾於市水道事業給水条例の一部改正について説明いたします。

災害その他非常時に、他の市町村長が水道法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事の施行を可能とするため提案するものです。

次に、日程第14、議案第86号、曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について説明いたします。

小規模水道施設に係る補助金の取扱いについて、保険加入の有無を加味した支払に対応するため提案するものです。

以上で、日程第11、議案第83号から日程第14、議案第86号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

最初の議案83号の地域振興住宅条例の一部改正について質問をいたします。

ただいまの市長報告では、この柳迫住宅の、平成23年は1戸だけ建設で、20年に9戸建設でありますけども、金額は家賃2万1,000円であります。一応平成23年ということで前提として質問いたします。

質問の第1点は、総体的な点で課長答弁をお願いいたします。

現在、地域振興住宅は何戸建設されて、そして何戸入居であって、そして今回の譲渡を含めて譲渡された件数は全部で何戸であるのか。これが質問の1点目であり

ます。

その中で、今回譲渡されるわけでありますが、この譲渡については条例の7条の中で、譲渡価格については算定の在り方が、一応条例化されております。今回提案の、この地域振興住宅については、譲渡価格は、どれだけの譲渡価格を前提としての議会提案でしょうか。これが、質問の大きな2点目であります。

次に、議案の84号と85号は関連いたしますので、関連して質問いたします。

これまで、例えば公共下水道、水道事業については、基本的には災害等を含めて、市内の業者が、一応入札に参加して仕事を請け負うのが基本であったかと思っております。

現在、そうした事業に参入できる業者が、市内には幾つの業者があるのか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、現状では、今後こうした市内業者だけでは対応が難しい、厳しいということを前提としての今回の条例改正ではないかと思っております。

その点で、やはり今後は市外の業者の参入が、客観的にも必要な段階に、今、来ているのか、その点での確認を含めた質問であります。

次に、議案の86号の小規模水道施設事業補助条例の一部改正についてでございます。これも総体として質問しながら……答弁をしてください。

現在、この小規模水道というのは、別名集落水道と呼んでもいいと思うんですけども、これは何戸あって、そしてどういった現状にあるのかです。答弁をしてください。

2点目、今回の条例改正は——基本的には条例上、市は2分の1補助になっております。その2分の1の補助を受けながら改修を行ったとして、結果としてその集落が保険に入っていた場合は、受け取る保険金を相殺する形で今後は補助を行うというのが、今回の条例改正の基本的な点じゃないかと思っておりますが、間違いなければ確認方の答弁をしてください。これが1回目の質問であります。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、議案第83号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてお答えいたします。

まず、建設戸数というところでございます。

平成20年度からこの事業が始まりまして、これまで150戸建設しております。今、平成20年度から平成24年度までの地域振興住宅の譲渡が可能であります。今回の一部改正をお願いする1戸を含めると5戸の譲渡が行われたところでございます。

次の2番目の御質問の譲渡価格でございます。

この価格につきましては377万円でございます。

(「300幾らか」と言う者あり)

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

77万円でございます。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

お答えいたします。

まず、議案第84号、85号について、条例改正をするに至った理由、また市外の参入を必要としているかということでございます。

指定工事店、幾つあるかということでございますが、まず給水装置工事事業者、これは上水のほうでございますが、市内業者が33、市外業者が73でございます。下水道のほうの排水設備指定工事店、これは市内業者だけでございますが、19事業所でございます。

今回の条例改正につきましては、能登半島地震で給排水設備の工事事業者が不足したと、被災して不足したということで、今回、災害その他の非常時において、ほかの市町村で指定された工事店も工事ができると、受入れを可能とするといった条例改正でございます。

本市が被災した場合、市内の指定工事店だけで対応ができないといった場合には、当然、他の市町村から受入れをしなければならないと考えております。

続きまして、小規模水道施設事業補助条例の一部改正でございますが、現在、小規模水道組合数でございますが、87組合でございます。これは令和5年2月時点での数でございますが、87組合、2,340戸が加入しております。

あと、損害保険が掛けられていた場合に、その分が控除されるのかというところでございますが、そのとおりでございます。例えば、対象事業費の60%が保険金で賄われた場合には、残りの2分の1、20%を補助するというところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

これは市長を含めて考えていただき、また答弁をしていただきたいと思いますと思っておりますが、この地域振興住宅は150戸建設であります。一方で、質問し忘れかもしれませんが、今、いわゆる空き住宅は何軒でしょうか。

そして、基本的には地域振興住宅に入ったら、永住するというのが基本だと思うんですが、途中でやむなく、それを退居する人たちも出ております。そういった件数は何件でしょうか。それが質問の第1点。

質問の第2点目です。市長も御承知のように、150戸の中には——空き家もありますけども——乳幼児を含めて高校生までの子供たちの数が、今でも300名を超えていると思うんです。これは大変な数であって、これに代わる若者居住対策というのはないほど、大事な振興住宅であります。

一方で、今、話がありましたように、この——入居途中で、平成23年度でありますと、まだ13年しか経過しておりませんが、一応退居せざるを得ないということで——譲渡価格が377万円であります。

これは課長にお聞きしますが、13年たって——おおむね二千数百万円かかっておりますよね、用地取得と造成まで含めたら。十数年で退去した場合に、この譲渡した場合に377万円というのは、基本的には、客観的に言って妥当な算定であるのかです。これは確認方々の質問であります。

2点目であります。ちょっと質問外でありますけれども、一方で、退居する場合のリフォームを含めた退居費用の算定についても、常に見直しが必要だと思うんですけれども、現状でいいのか。これが質問の2点目であります。

次に、議案の84号から85号です。

課長、今回の条例改正は、国の法改正に伴う全国的な措置でありますかね……。ありますよね。現状に即して考えた場合に、上水道が曾於市で23、市外からが73、下水道が市内で19ということですが、今後、これを見直しを行ったとして考えられるのは、やはり都城、志布志からの、ケースによっては参入になるのでしょうか。これが、質問の第1点であります。

2点目、しかし、基本はやっぱり曾於市の業者を保護するという点で、曾於市内の業者で対応できる限りにおいては、これを原則として今後も堅持すべきだと思います。質問が前後いたしますが、その点で確認をさせてください。

3点目、一方、市外にも門戸を開いたとして、逆に曾於市内の業者が都城、志布志を含めて近隣の市町村に参入が事実上可能であるのか。これも、やはり確認をしながら、双方の自治体と今回の条例改正が必要じゃないかと思っております。一方通行だけに終わらないようにです。その点で確認作業を含めて行われているのでしょうか。行われていなかったら、やはり今後早急に、その辺りはお互い共通の認識の上で、条例改正は行うべきではないかという立場からの質問であります。

次に議案の86号について、これは市長も答弁していただきたいのですが質問いたします。

今回の場合は、保険適用になった場合にそれを相殺する形での、一つのきっかけとなつての改正でありますけれども、課長答弁にありましたように、現在、曾於市内には、小規模の集落水道が87組合、実に2,340戸あります。

この小規模水道が修繕等を行う場合は、2分の1補助が条例上、大本となっております。

9月議会でも私は問題提起を含めていたしましたけれども、2分の1補助の単純化した補助だけでは、現在、特に今後、対応が難しいケースが少なからず出てくるんじゃないかと思っております。

この点で、市長の指示の下に担当課は実態調査を行うべきじゃないかと思うんです。今後、2分の1補助だけで対応ができるのかどうか、実態調査をですね。そうでなければ、今後、関係する住民からいろんな不満が出てきかねない状況であります。

一例を言いますと、昨年から今年、大隅町の川路山——川路山、御承知ですよ——実際住んでいる方々は、もう10戸を割っております。もう高齢者中心であります。

去年から今年にかけて、約1,000万円かけて工事を行ったんです。やはり工事となりますと、大変なお金がかかります。間違いがなければ2分の1補助でありますので、課長、約500万円の補助があったでしょう、500万円の。間違っていたら訂正してください。残りの500万円を聞いたところ、幸い山があったから山を処分して対応できたということであります。これは例外の例外であり得ると思うんです。

実際、だから大きな、予算を伴う修繕の場合は、たとえ……使用する戸数は少なくても、そうした少なくないお金がかかります。特に浅井戸の20mをボーリングして、100m、150mのボーリングをやると、すぐ大きなお金がかかります。

ですから、その辺りを含めて、この2分の1の補助の、弾力的な、適用補助の基準の見直しが必要な時期に来ているんじゃないかと強く感じております。

その点で、全体の実態調査を行った上で、補助の在り方が現状でいいのかどうかを、やはり、市長として提起をしていただきたいということを含めての質問であります。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、振興住宅の関係でございますが、御質問の中で、今、子供たちが300人以上は入居している段階、こういった非常にありがたい制度だと言われております。

この振興住宅の考え方については、今後建設をしていくかどうか、そこはまた、今後協議はしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、小規模水道の関係でございます。確かにポンプ等が壊れますと、1回で300万円、500万円という修繕になろうかと思えます。先般も2件ほど、ポンプの

修理があったようでございます。

これにつきましては、やはり87の組合で、大規模なところもあれば小規模なところもあるというのは承知しております。そして、それぞれの組合で積立てをされているところ、されていないところ、そして、各加入者の負担となりますと、やはり高齢化されて負担金が払えないというところもあるということは承知しております。

そういったところの現状を、今、水道課のほうでも調査をしていただいているというふうに思っておりますので、そういったところの統合でありますとか、何らかの助成制度ができないか、そういったところは検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず、地域振興住宅の現在の空き家の数でございます。今現在、150戸の建設が行われ、4戸が譲渡済みでございますので、146戸が地域振興住宅としてあるわけですが、このうちの8戸が空き家でございます。

次に、これまで退去した件数でございます。これについては60件でございます。

次に、譲渡価格の価格でございます。

（何ごとか言う者あり）

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい、60軒です。

次に、この譲渡価格の算定でございます。この価格につきましては、地域振興住宅条例第7条に規定しているもので算定しているところでございます。

まず、複成価格の算出というところでございます。これにつきましては、その当時の建設費から求める価格でございまして、複成価格を算出した金額に対して、市町村立地係数0.7でございますが、これに乗じて、さらに利便性係数0.7を乗じる。この金額が392万8,000円でございます。

今年度の譲渡というところでございまして、これも譲渡条例にあります、1年を経た後に譲渡した場合は、4%価格を減じるとありますので、先ほどの392万8,000円から4%を減じた金額が377万円となるところでございます。

次に、退去をした場合の、退去された方に求める金額というところでございます。

これにつきましては、入居されるときに入居の誓約書を、入居をされる方に提出をいただく中で、このとき、市からの重要事項説明というところで、入居者の方に関しては、この説明をもって入居していただいているところでございます。

このとき、退去時の修繕の負担というところがございます。退去される方の地域振興住宅の状態、こういったところが本人の過失によるものとかであれば――次に

住まれる方に可能な限り、この地域振興住宅を元に戻した形で住んでいただきたいというところもございますので——住んでいた方、退去される方に対して、この修繕料等を今現在求めているところでございます。

以上です。

○水道課長（吉田宏明）

お答えいたします。

まず、水道事業と公共下水道事業の一部改正、条例の一部改正についてでございますが、これは法改正があったわけではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、能登半島地震の事例がありましたので、そちらのほうで国交省から技術的助言ということで、全国的に通知がなされたところでございます。それによる一部改正でございます。

そして、地元業者の保護の観点で、ほかからの事業者の参入ということでございますが、今回の条例改正は災害その他の非常時のみでございます。通常の場合は、その市で指定された事業者しか、工事等施工できないところでございますので、地元事業者の保護という点では守られている部分かなと思っております。

そして、他の市町村に参入が、本市の地元業者が参入が可能かということでございますが、ほかの市町村でこの条例改正を行っていれば、参入できるものと考えております。

それから、小規模水道の条例の一部改正についてでございますが、実態調査をすべきではないかというところで、9月の議会するときにも一般質問でありましたとおり、市長が答弁されたとおり、現在、施設整備補助金の補助率を増やしてほしいといった声でありますとか、あと水道事業への編入を望む声もございます。

その点において、やっぱり地元の意向を、できるだけ意向に添えるように整備計画等を立てていきたいところでございます。まず、その声を聞く、どういう方向で考えていらっしゃるのか、その調査は必要であると思っておりますので、そちらの調査についても、調査方法についても現在検討中でございます。

○17番（徳峰一成議員）

市長に1点だけ質問いたします。この集落水道、小規模水道についてでございます。

客観的にも、やはり2分の1補助だけでは対応できない側面が出ております。市長答弁でも、今後、見直しを、一応検討しているということでありましたけれども、毎年数件以上の補助の申請も実際ありますので、これも、できたら令和8年度、来年度中には、遅くない時期に、やはり見直した全体像を議会に示すべきではないかと思っております。

これは、多くの集落水道を利用する方にとっては、大歓迎とすべき内容になるのかと思っております。みんなが喜ぶ内容でありますので、その方向で、遅くとも来年度の途中までには、議会に提案をすべきではないかと思っておりますが、市長答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、水道課長が申しましたとおり、今後、87の組合がございますが、意向調査もさせていただきたいと思っておりますし、統合できるところは統合を、という考え方も持っておりますし、それぞれの組合によって規模も違います。方式も違います。そういった部分を加味しながら、こういった形が一番、皆様方の運営に適しているか、そういったことをしっかりと検証させていただきたいというふうに思っておりますし、やはり、水というのは、1日でも欠かせることはできませんので、そこについては、皆様方が安心して使える形の水道であるということが大事であろうかというふうに思っておりますので、来年度、8年度中には、こういった形の助成ができるか、そこはしっかりと結論を出させたいと思っております。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配布いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第15 議案第87号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

○議長（重久昌樹）

次に、日程第15、議案第87号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第15、議案第87号、指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、そお生きいき健康センターを令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させ

るため提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島市西田二丁目9番6号の株式会社メルヘンスポーツであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました山中雅人議員の発言を許可します。

○7番（山中雅人議員）

それでは、通告に従い質疑いたします。

まず、そお生きいき健康センターの指定管理料なんですけども、毎年80万円程度増額されております。令和3年度は1,430万円、そして令和7年度が1,630万円でありました。

今回提案されている令和8年度に1,810万円、令和12年度の2,120万円という額は、ほかの指定管理のほうを見ましても、かなり増額の量が大きいようにも思います。その内訳についてお伺いいたします。

○保健課長（谷川和穂）

指定管理料の増額理由についてお答えしたいと思います。

今回公募した指定管理料の積算は、収入をコロナ禍前の実績を見込みとしたところでございます。支出につきましては、直近の令和6年度実績を参考にしております。

増額の内訳でございますが、最低賃金の引上げ幅を人件費に毎年適用したため、その支出の部分を差し引きしたことから、増額となったところでございます。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

人件費の増額分だということなんですけれども、ほかの指定管理のほうを見ましても、こんなに毎年増額されているようなものは少ないところがございます。

例えば清寿園なども、基本的に更新では増額することはあるんですけれども、毎年こんなに上がることは、余りないように思います。特に、令和3年度に1,430万円だったのが令和12年度に2,120万円、700万円近く上がっているわけであります。

この2,120万円という数字は、人件費だけでは、ちょっと説明がつかないようにも思いますので、もう少しその増額分の内訳について説明をお願いします。

○保健課長（谷川和穂）

先ほど、1回目で答弁いたしました人件費でございますが、こちら、生きいき健康センターにつきましては、支出の内訳でございますが、人件費が6割を占める施設となったところでございます。

また今回、雇用の人件費及び委託費、保守点検委託等、人件費を積算とするものについて、最低賃金の引上げを適用したところでございます。

また、令和9年度から12年度までの金額でございますが、賃金構造統計調査の数値、3.8%が増額ということで示されておりましたので、こちらを年々増加すると見込んで積算したところです。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

3.8%程度の人件費を見込んだことという説明でありました。積算が間違っていないかいいのですけども、やはり、ほかの指定管理の場合ですと、余り変わらないところもございますので、その辺りの整合性についても気をつけていただきたいと思います。

また、今回1件、公募でやったんですけども、令和2年度に提案された際には2件来ていたんですけども、今回1件ということで、ほかの業者さんの都合等もあるのでしょうか、今回、令和2年度に提案されていたほかの業者さんは、声がかからなかったという理解でいいのでしょうか。その点をお願いします。

○保健課長（谷川和穂）

今回、令和7年9月の8日に指定管理者公募の公告を行っております。その時点で応募者が1者しかなかったところでございますが、人件費増と今回の指定管理料の増額と併せまして、事務局としては、公募時点で5年間の指定管理料の限度額をお示しすることで、現在、賃上げや物価高騰に対して、応募者等の将来的な財政面での不安要素を取り除ければ——結果的には今回1者の募集でしたが、公募しやすい条件ということで、環境のほうは整備できたのではないかと考えているところです。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号は、配布いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第88号 指定管理者の指定について（花房峯憩いの森）

○議長（重久昌樹）

次に、日程第16、議案第88号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊集院正美議員の退席を求めます。

（伊集院正美議員 退場）

○議長（重久昌樹）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第16、議案第88号、指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び曾於市花房峡憩いの森の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、花房峡憩いの森を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者を指定して管理させるため提案するものです。

指定の相手方は、曾於市末吉町南之郷77番地3の曾於市森林組合であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○7番（山中雅人議員）

それでは、質疑いたします。

花房峡憩いの森でございますけれども、令和3年から令和7年度までの指定管理期間では、1,270万円で変化はございませんでした。今回、1,400万円に増額されておりますが、その内訳についてお伺いいたします。

また、先ほどの質問でもあったところなんですけれども、先ほどの生きいき健康センターでは、人件費等を含めまして毎年上がっているけれども、この森林組合さんのほうにお願いしている花房峡憩いの森のほうでは、その毎年の増額というのは、1,400万円で一定だということで、その辺りの試算などは施設によって違うと思うんですけれども、こういった形で試算をされていたのか、その点についても含めまして答弁をお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

議案第88号の指定管理者の指定につきまして、花房峡憩いの森指定管理料が今回1,400万円に増額されている内訳についてお答えいたします。

花房峡憩いの森のキャンプ場につきましては、曾於市森林組合が指定管理者になっていただき、現在管理を行っていただいております。令和3年度から令和4年度までは年間1,270万円、令和5年度から令和7年度までは、人件費分を年間70万円

の増額を行いまして、指定管理料が年間1,340万円となっております。令和5年度から7年度は1,340万円、令和8年度が1,400万円の指定管理料となりまして、60万円の増額となっております。

今回の指定管理料の増額につきましては、主な支出で申し上げますと、人件費の88万8,000円の増額、光熱費の電気料、役務費のクリーニング代が24万7,000円の増額となっております。

指定管理料は、必要経費となります歳出合計から利用料収入を差し引きしました1,400万円の指定管理料となったところであります。

また、この5年間の人件費の分の……指定管理料が5年間同額ということで、こちらのほうにつきましては、森林組合さんと協議を行った上で、現在のところはこの5年間で計画をしているところでございます。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

その点について、関連して質問いたします。

今回の森林組合さんのほうの指定管理の話なんですけども、これは非公募のやり方でやっております。ちょっと、私の持っているデータが古いんですけども、花房峡憩いの森の利用者が——持っているのが令和2年度のときだったので申し訳ないんですけども——平成29年度に1万2,621人、平成30年度に1万1,348人、令和元年に1万2,294人と、大体1万2,000人程度の利用者があるところなんです。直近としてもこういった数字で間違いないのか。

また、例えるのもよくないんですけども、横の都城市などは、スノーピークさんを造って、あれは20億円くらいお金をかけているので、施設の規模が全然違うんですけども、18か月で50万人近い誘客に成功しております。本市としても、やはりこのキャンプ場の利用者を増やす試みは必要だと思うんですけども、その非公募の中で自治体としての要望等は上げて、森林組合さんのほうとも協議はされているのか、その点について答弁をお願いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今回の非公募につきましても、森林組合さんのほうには、これまで曾於市が合併しまして、平成19年から指定管理を受けていただいております。そして、その管理に一番ふさわしい団体ということで、市のほうとしても認知しているところなんですけれども、また森林組合さんとしても、特に、地域に根差した、地域に貢献をしたいという強い意向がございました。

そのようなことを踏まえて、これまでも非公募という形を取らせていただい

るところでございます。

来場者数の話をされたかと思います。こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおり、コロナ前、特にコロナ前につきましては1万人を超える利用者があったところでございます。

直近で申しますと、令和6年度につきましては、7,639の方が来場していただいておりますが、コロナ前、そしてコロナ禍ということで、特にこのキャンプをされる方というのが特に多かったというふうに思っております。

それは、このコロナ禍の中で密接なところを避けるということもございました。また団体よりも、最近は個人で、一人でとか、そのようなキャンプの仕方があるようでもございまして、コロナ禍までは1万人を超える人数であったんですけども、それを過ぎますと、6年度はこのような状況となっているところでございます。

こちらにつきましても森林組合さんと連絡、連携を密にしまして、うちの市と一緒に、また、観光協会と一緒にになって、キャンプ場の利用促進に図るように、また協議をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

利用者が7,643人ということでして、コロナ禍前の1万2,000人程度に比べると、やはり5,000人ぐらい少なくなっております。

これは、キャンプブームも若干終息しつつありますので、しょうがないところはあるんですけども、でも、先ほど私が挙げたとおり、スノーピークさん含めて、周りと違う施設を整備して誘客に成功している自治体等もありますので、これまでどおりの取組をやるのではなく、もっと花房峡に人を呼ぶような取組を、もっともつとするように森林組合さんとも、やはり非公募である以上は、密接な協議等がより必要になってきますので、そういった取組が求められると思うんですけども、その点について、改めてもう一度お願いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

森林組合さんが、令和3年度から指定管理を受けていただいて、今、この5年間で本年度で過ぎようとしているわけですが、この間にも独自のイベントを観光協会さんと一緒になりまして行っていたきまして……花房峡のPRも兼ねて行っているのが現状でございます。

シイタケ原木のこま打ち体験をして、こまを打った後に、今度は冬場にはこのシイタケの原木を持ち帰っていただくようなイベントも計画していただいております。

令和5年度につきましては、キャンプ場での焼き肉ということで、またそちらの

ほうにも20組ほど参加を募りまして、イベントのほうも開催させております。

本年度につきましては、10月でございましたけれども、親子で触れ合えるものづくり体験というのもさせていただいております。また、こちらかなりの多くの方の方が、組数、そして人員の方も参加していただいております。このような方々が花房峡のPRに努めて……その方がPRをして、逆にいただけるのかなというふうに、現時点では思っているところで、これからも利用者はそんな形で増やしていこうと、森林組合さんと一緒になりまして、PRを兼ねて、そのような利用促進を図れるような対策を取っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

5点ほど質問いたします。

この花房峡憩いの森は開設時は何年でしょうか。最初から森林組合が、これは直営で、旧町時代は毎年やっておりましたけれども。これが質問の第1点。

それから第2点目は、森林組合が管理を請け負う面積です。面積はどの部分までを対象としているのか、施設を含めて答えていただきたい。

3点目は、指定管理については、先ほどの山中議員も同じ質問であります。これは最初から非公募であります。これは旧町時代から一応直営でやってきて、長年の実績があるということで、あえて非公募としているのか。これは確認方々の質問であります。

そして第4点目、利用状況。これも先ほどの質問と重なりますが、今、7,600人台ということで、ほぼこの数年は、現状はこれを推移しているのか、これ以上減るということは、ちょっとないのかどうかを含めて質問いたします。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

花房峡憩いの森につきましては、平成3年に施設が、まずできております。それから徐々に、平成5年ほどにまた増築、バンガロー等を建設しております。そして直営で行い、森林組合さんで管理をしていただいているところ……。

（「何年から直営か」と言う者あり）

○商工観光課長（佐澤英明）

直営が何年からというのは、大変申し訳ございません。私のほうで把握しておりませんでした。申し訳ございません。

今現在は、先ほど申しましたけれども、合併して19年からは指定管理で行っていただいているところでございます。

それから、花房峡憩いの森の管理面積でございますが、敷地面積が32万6,535㎡の敷地面積でございます。この部分の中に建物等があったり、いろんなゴーカート等の施設等がありまして、この部分を管理をしていただいている状況でございます。

それから、非公募に関しまして、こちらの非公募につきましては、先ほども非公募の選定ということで理由のほうを申し上げましたけれども、まず公共的団体でありまして、森林組合さんが直営時代から管理をしていただいている関係で、そしてまた、森林組合さんのほうが、いろんな善意の下で、いろんな活動をしていただいております。また、地域貢献をしたいという強い熱意もございますので、こちらを非公募ということで取り扱っているところでございます。

それから利用者の人数につきましては、先ほど申しましたけれども、令和6年度が7,639名の利用者でございました。こちらにつきましては、やはり、コロナ前の1万人を超えるような人数を、花房峡に来ていただけるように、また森林組合の皆さん方、そして観光協会も一緒になって利用促進のほうは図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

花房峡憩いの森については、やはりほかの公園にはない、もっと発掘すべきというか、魅力があらうかと思うんです。

一つは、この広大な面積、32万㎡、32町歩ということですよ。これは大変な面積であります。隣接して国有林もありますよね。国有林が何haか、ちょっと今、資料がありませんけれども。広大なこの面積を森林組合が管理しておりますので、どのような管理をやっているか、意見交換を含めてされていますか。はっきり言って、放置された状態じゃないですか。

ここも、やはりせっかくの——財部の悠久の森を参考にして、残すべき自然はしっかりと残す上での、やはり計画を持った管理のありようが必要じゃないかということで、一応検討をしていただきたいと思います。答弁をしていただきます。いわゆる秘境でありますので。

私が知っている鹿児島の若者なんかも、今回、やっぱり利用しておりますので、憩いの森をですね。特に今、若者というのは、さっき答弁がありましたように、一人、二人で、そうした、言わば秘境を散策しながら、自分でテントを持ち寄ってのを含めて、やはりありようが、今後一つの方角として、流れがあるんじゃないかと思っておりますので、その辺りの在り方を含めてですね、検討をしていただいて。

これが質問であります。

あと、この今の施設です。施設についても、この見直し、修繕すべき点は、まず計画的に行うべきじゃないかと思っております。どうしても、いわゆる湿地帯でありますので、木造関係は長持ちがいたしませんので、その在り方を含めて今後の修繕については、どういった現状と、今後検討がされているのかお答え願いたいと考えています。

せっかく十数億円です。当時、十数億円かけた、これは施設でありました。ですから、これをもっともっと検討をすべきじゃないかという点からの質問であります。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

先ほど申しました敷地面積32万6,535㎡の、この花房峡の管理のほうをしていただいておりますが、主にこのキャンプ場周辺の山林まで含めた形での管理ということで、敷地面積が含まれているところでございます。

その中で、ちょうど管理をしていただいている方がいらっしゃいますけれども、いろいろと山林にも詳しい方でございまして、いろんな森林の中の雑木等を伐採したりとか、そのようなこともしていただいている状況でございます。また今後、キャンプ場だけでなく、キャンプ場周辺も散策できるような管理の在り方というのを、森林組合さんとも協議を行ってしていきたいというふうに考えてはおります。

それから、施設の修繕でございますが、現在のところ大きな修繕というところはないんですけれども、一部この軒が、やはり木造でございまして、先ほど議員がおっしゃいましたとおり木造でございます。軒下のところが雨漏りによりまして腐食しているところもございます。そのようなところは年度ごとに修繕をしていく計画であります。大規模的に、今のところは修繕を計画しているところはないところでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、配布いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

伊集院正美議員の入場を許可します。

(伊集院正美議員 入場)

○議長（重久昌樹）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね１時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第89号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第17、議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第17、議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に14億6,439万9,000円を追加し、総額を302億5,969万9,000円とするものです。

第2条は繰越明許費の補正であり、6ページの第2表のとおり、かごしまの農業未来創造支援事業ほか6件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第3条は債務負担行為の補正であり、7ページの第3表のとおり、そお生きいき健康センター指定管理料ほか2件について、限度額を追加しています。

第4条は地方債の補正であり、8ページの第4表のとおり、クリーンセンター施設整備事業ほか1件について、限度額を追加し、かごしまの農業未来創造支援事業ほか4件について、限度額を変更しています。

それでは、予算の概要を、配布しました補正予算提案理由書により説明しますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算について歳入から説明しますと、分担金及び負担金は災害復旧費

分担金の現年発生農地災害復旧費分担金を1,857万円、国庫支出金は災害復旧費国庫負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を1億9,769万8,000円、県支出金は災害復旧費県補助金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金を2億8,356万円、寄附金は指定寄附金の社会福祉費寄附金を300万円、繰入金は財政調整基金繰入金を3億7,284万5,000円、市債は災害復旧債の現年発生農業用施設災害復旧費を2億3,580万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を1億7,520万円、それぞれ追加するものが主なものです。

歳出については、障害者給付費の追加により障害福祉サービス費を9,890万5,000円、国庫負担金等返還金の追加により児童福祉事務費を1億4,635万8,000円、用排水路工事等の追加により農業用排水路整備事業の緊急自然災害防止対策事業を2,231万9,000円、8月豪雨災害による工事請負費等の追加により現年発生農地・農業用施設災害復旧費を6億6,057万6,000円、同じく現年発生公共土木施設災害復旧費を3億7,414万円、それぞれ追加するものが主なものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○7番（山中雅人議員）

それでは、議案第89号、一般会計補正予算について、委員会説明資料のほうから質疑を行います。

まず、62ページのほうになります。これは耕地林務課分になります。測量設計管理委託料701万8,000円が必要になった理由について伺いをいたします。

2点目として66ページ、事業費のその他2,857万円の内訳について伺います。原型復旧すべき箇所はたくさんあると思いますけれども、予定どおりの時期に復旧のめどはついているのか、その点について答弁をお願いいたします。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、まず62ページの測量設計管理委託料701万8,000円が必要になった理由についてお答えいたします。

今回の補正は、末吉町の塚ヶ段地区——五位塚の近くにありますが——の測量設計で、県営の特殊農地保全で整備された排水路であります。数年にわたって崩壊したと思われ、仮設計画を含む復旧計画を作成するための委託料となります。

続きまして、ページ66の事業費のその他1,857万円の内訳は。原型復旧すべき箇所は多くあるが予定どおりの時期に復旧のめどはついているかについてお答えいたします。

事業費のその他の額につきましては、現年災害復旧の分担金で補助残の20%を計上しております。復旧のめどにつきましては、災害査定が12月の5日までであり、今後発注していくことから、標準的な工期が取れないために、今回繰越しをお願いしているところです。

耕作に支障がないように早期の完成に努めますが、一部の地区においては、8年度いっぱいかかる場所もあると考えているところです。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

それでは、62ページのところなんですけれども、これは今村建設さんが、今やっている工事という理解でいいんでしょうか。結構大規模な工事をされているというふうに聞いているんですけれども、大体いつ頃をめどに完成する予定でしょうか。その点だけお願いします。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、お答えいたします。

今村建設が、一旦工事をしたのは仮の応急で、今後、今のところの仮設のままでは本復旧ができないために、今回、緊急自然災害防止対策債で仮の水路をもう一回造り直した上で、崩壊箇所を盛土していく予定です。

完成につきましては、できればほかの事業等で残土があるのと調整しながら、ちょっと数年かかるというふうに考えておりますが、今のところ、いつということは、ちょっとお答えできない状況です。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○9番（瀬戸口恵理議員）

それでは、続いて質問してまいります。委員会説明資料のほうから質問してまいります。

まず、歳出の28ページ、電子計算機システム管理費のガバメントクラウド利用料が、当初予算の2倍以上増額の理由についてお伺いします。

続いて29ページ、普通財産管理費ですが、旧月野中学校体育館横法面陥没補修工事272万2,000円を補正で上げる理由についてお伺いいたします。

続いて33ページ、賦課徴収費の通信回線利用料、通信回線工事請負費、特別滞納整理班用パソコン一式、e L T A X用パソコン一式を補正で上げる理由についてお伺いいたします。

また、特別滞納整理班についてお伺いいたします。

続いて60ページ、基幹水利施設管理事業の谷川内ダム基幹施設修繕、ダムフェンス修繕の増額分が補正で上がる理由についてお伺いいたします。

続いて、施設管理業務委託料44万円の内容についてお伺いいたします。

続いて、無線局定期検査業務委託料20万円の内容についてお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、電子計算機システム管理費のガバメントクラウド利用料が2倍以上増額の理由はということで御質問でございました。

こちらにつきましては、今回の増額の主な理由といたしましては、当初、ガバメントクラウドにつきましては、令和7年6月から10月まで5か月間、開発委託料として計上させていただいておりました。そして、762万7,000円を計上させていただきました。

そして、11月からの運用利用料といたしまして、701万2,000円の支出を見込んでいたところでございます。

しかしながら、支出方法の変更によりましてベンダー、ベンダーと申しますのはシステム開発業者でございますが、システム開発業者へのクラウド利用料の支払いが、市から直接デジタル庁へ支出することに変更になったため、支出が委託料から利用料に変更になったものでございます。

また、もう一点の理由といたしましては、ガバメントクラウドのセキュリティーの高度化、また災害対策の強化によりまして利用料が増額になったため、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（渡邊博之）

続きまして29ページ、普通財産管理費の旧月野中学校体育館横法面陥没補修工事272万2,000円を補正で上げる理由についてお答えいたします。

当該施設につきましては、年に数回、法面の草払い等を行っております。今回の陥没は7月下旬に行った草払いの際に確認をされたものです。

法面のおおよそ4m下を、素掘りの隧道、用排水路が通っておりまして、長年の豪雨等により今回陥没に至ったと考えられます。地上から確認できる穴の直径は1m程度ですが、土手の内側は5掛けの3m程度の円形に洗い流されており、早急な対応をしないと、大きく法面が崩落する危険性があります。

当該法面の道路向かいには月野小学校もあるため、安全性を考慮しまして今回補正をお願いするものであります。

以上です。

○税務課長（中西昭人）

それでは、税務課分についてお答えいたします。

通信回線利用料、通信回線工事費、特別滞納整理班用パソコン一式、e L T A X用パソコン一式を補正で上げた理由はと、特別滞納整理班とはについてお答えいたします。

答弁が前後しますが、まず、特別滞納整理班についてお答えさせていただきます。

現在、市県民税の徴収については、市の職員で徴収しておりますが、この特別滞納整理班とは、県知事が市長の同意を得た後、県の職員と市の職員が1年間、個人県民税及び市民税を合わせて徴収又は滞納処分するものでございます。

また、令和8年4月からの運用開始となり、これにより鹿屋市にあります大隅地域振興局県税課までの通信回線利用料等及びパソコン一式を計上するものです。

次に、税務課内に設置されておりますe L T A X用パソコンについては、ウインドウズ10のサポート終了によるものでございます。

以上でございます。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、基幹水利施設管理事業谷川内ダム基幹施設修理の増額分が補正で上がる理由についてお答えいたします。

まず最初に、谷川内ダムのフェンス修繕は、8月の豪雨により山林斜面が崩壊し、その土砂がダム管理用のボート乗り場のフェンスを破損しました。その復旧に伴う補正です。

栗谷頭首工倒木撤去作業委託につきましても、豪雨により頭首工の取水ロスクリーンに河川上流の山林崩壊による流木等が詰まっており、撤去するための費用となっております。

無線局定期検査業務委託料につきましては、5年に1度必要なため、今回補正で計上させていただきました。

以上となります。

○9番（瀬戸口恵理議員）

1点だけお伺いいたします。

基幹水利施設管理事業の中で無線局定期検査業務委託料、先ほどの答弁では5年に1度あるということでしたが、当初の中で上げなかった理由に関してお伺いいたします。

○耕地林務課長（入来 満）

本来であれば当初に組むべき予算で、5年に1度あることから、当初計上を失念していたのが事実でございます。

5年に1回はするように、電波法で定められているため、今回補正で計上させていただきます。おわびいたします。よろしくお願いします。

○議長（重久昌樹）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○14番（今鶴治信議員）

私は、予算説明資料の36ページ、ごみ減量対策費について伺います。

今回、400万円の補正が組まれたわけですが、資源ごみ等処理委託料の400万円ですが、当初より400万円も増えた理由について、資源ごみの取扱いが増えたのか、いろいろ処理経費の増額によるものかを伺います。

そして、2番目に37ページ、クリーンセンター管理費について伺います。

今回、空気予熱器下コンベヤチェーン購入、また、2号炉下リンクアーム購入、そしてまた、灰固化設備混練機ロッド修理ということで、消耗品でありますので、こういう修繕費も必要だと思いますけれども、大規模な改修があったあと、今回こういう補正ですが、これは大体どのぐらい経過したものであったのか、それぞれ伺いますのと、今後新たにほかのところでも予想される箇所があるのかどうか伺います。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、ごみ減量対策費につきましてから御説明申し上げます。

ごみ減量対策費につきましての資源ごみ等処理委託料は、乾電池や蛍光灯などの有害資源ごみ処理委託料、容器包装リサイクル再商品化業務委託料、布団毛布類や畳、マットレスの処理委託料がございます。

今回の補正は、布団類の処理委託でありまして、4月から9月実績合計953万円のうち627万2,000円を占めており、55トンを排出しました。布団類につきましては焼却や最終処分場への埋立てを行ってまいりましたが、残余容量の関係もありますので、不足する処理委託料をお願いするものでございます。

続きまして、クリーンセンター管理費につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、空気予熱器下コンベヤチェーンと2号炉下リンクアーム購入について、9月末の焼却設備点検において、来年9月頃の修繕まで部品が持たないため、事前に購入するものでございます。

電気料については、令和7年実績から不足することが予想されるための計上でございます。

あと、御質問の今後大きな修繕がないかという質問でございましたけれども、年次的な計画で更新あるいは修繕の予定はしておりますが、大規模修繕が30年、31年と終わりましたも、年間約5,000万円ほどの修繕は行ってまいりましたが、

それでもなお、いろいろな箇所がまだ更新されていない部分も多数ございますので、今後もまた年次的に計画をしながら進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

ただいま課長より説明がございましたが、最終処分場の処分量の限界までというのを先延ばしするために、今回、処理ごみ、資源ごみ委託料も、特にマット等をお願いしたということでしたが、来年度以降も、そしたら……委託先はどこなのか。来年以降も、そしたら最終処分場のことを考えると、この委託料は増額になる予定か伺います。

それと37ページの、点検によってもたないということで、今回したということで、これは、定期的点検の中で故障箇所があったら、もう早めに修理しなくてはいけないということで理解するところでございます。

年次的計画は立てているけれども、不可抗力的なこともあるということで、この点については理解したところであります。

1点だけ、今後の資源ごみ処理委託先と、今後の見込みはどういう考えをお持ちか伺います。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、ごみ減量対策費の今後の状況につきまして御説明を申し上げます。

議員おっしゃられますとおり、最終処分場の延命化措置ということで、こういった予算を使って、少しでも延命化をさせていただきたいというふうなことでございますが、今まで焼却をしていた分、そのまま埋め立てていた部分を、県外の、業者で言いますと三光株式会社、鳥取県境港市にある業者でございますが、そちらに布団、畳、マットレス等を月1回ペースで搬出をしております。

そのほか、始良市加治木町にございます丸山喜之助商店さんに、布団、毛布等を月1回ペースで3台ほどで搬出をしております。

今後こういった事業費がどうなのかということでございますが、延命化を少しでもさせようとするすると、この予算は大きくなっていくわけでして、これを、もししなければ——数年前、令和5年に調査をいたしました最終処分場の許容量が、あと11年というのが……そのときの時点で年間2,000トンの搬出量でございました。それが、今年は多分1,500トンぐらいにはなるというふうに考えております。

少しでもこれを減らすことによって、最終処分場が少しでも長らえるというか、許容量いっぱいになるのを少しでも長引くことができるということを考えておりますので、予算も限りがありますが、少しでも外に出していければというふうに考え

ているところであります。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

一応、歳入の4ページについて2点です。

一つは財政調整基金の繰入れが3億7,280万5,000円、繰り入れておりますけれども、この繰入れの相手先といいますか、支出先について説明してください。

今の12月の時点で、これだけの金額の財調の繰入れというのは、これまでもあったわけですか。確認方々でございます。

次に、5ページのクリーンセンターの整備事業について、これまでの予算計上では、一般財源から繰り入れておりましたけれども、今回、過疎債から全額繰入れということで、このこと自体はよいことなのですが、お聞きしたいのはどういった経過で過疎債適用となったのかどうかです。について伺います。今後、教訓とする点はないかという立場からの単純な質問であります。

合併特例債が今後なくなる中で、過疎債の扱い方というのが、これまで以上に大事になっておりまして、こうした修繕関係に過疎債を可能な限り使うということは、非常に大事な点でありますけれども、今後の過疎債の、特に修繕等に対する扱い方について、もし教訓点があるとしたら、そのことを含めて、今回の予算計上に関連して説明してください。これが2点目であります。

財政状況については、2回目以降で質問いたします。

次に、66ページの災害復旧費の農林災害の6億6,057万6,000円について、主な予算、事業終了のめどについて。

同じく68ページの土木災害の3億7,414万円についても、主な事業費と予算、事業終了のめど、特に土木災害は河川関係がありますけれども、これは財部のどの地域の河川であるのかどうかです。

河川関係は結構お金がかかります、災害の中でも。その点で、具体的な場所を含めた説明もしてください。

次に、71ページの280万8,000円についても、その内容について説明してください。

以上です。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

まず初めに、財政調整基金の繰入れの関係でございます。

今回、3億7,284万5,000円繰入れをしておりますけれども、例年からすると、や

はり少し大きな額となっております。

要因としましては、今回、まず生活保護費におけます国への返還金、いわゆる精算に伴いますものでございますけれども、こちらで7,780万3,000円の返還金がありました。

それから児童福祉事務費におけます国・県への返還金、こちらもやはり事業の精算に伴うものでございますけれども、こちらを1億4,635万8,000円、返還が生じております。

それから8月の豪雨に伴います災害、こちらがやはり規模が大きかったという関係で、多額の一般財源も必要となったと、こういったものが大きな要因となっているところでございます。

次に、クリーンセンターの起債の関係でございます。

これまで、こういった修繕に関しましては、議員がおっしゃられたとおり、基本、一般財源等で対応してきた経緯がございますけれども、クリーンセンターは、やはり施設の老朽化等もございまして、毎年多くの施設修繕費を必要としております。

そして、7年度以降におきましても、大規模な修繕等も予定をされているということから、今後の市の財政負担等を考慮し、財源の確保を何とかできないかということで検討していたところでございます。

そうしたところ、内容としましては施設の長寿命化の事業として取り組むということですので、これでしたら過疎対策事業の対象となり得るのではないかということで、県のほうとも協議をさせていただきまして、今回、過疎債の適用となったところでございます。

以上です。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、市民環境課から工事内容と進捗状況、また業者の状況につきましてお答えを申し上げます。

クリーンセンター内焼却施設1号・2号耐火物取替ほか修繕、執行額3,927万円ですが、工事は完了しておりますが、完成検査待ちの状況でございます。

そのほか、粗大ごみ処理施設回転破砕機修繕、執行額1,408万円につきましても、工事完成後の検査待ちでございます。

残りの財源につきましては、今後3月までに執行予定でございます。

あと、業者につきましては、焼却設備につきましては虹技株式会社、兵庫県姫路市の業者でございます。破砕設備につきましてはクボタ環境エンジニアリング株式会社、福岡市の業者でございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、災害復旧費の6億6,057万6,000円について、主な事業費と事業終了のめどについてお答えいたします。

今回の補正は8月7日から11日にかけての豪雨によるもので、主なものは工事費4億7,910万円で108件であります。

事業終了につきましては、災害査定が12月5日までであり、発注を今後していきますが、標準的な工期が確保できないため、工事を中心に繰越しを今回お願いしているところで、耕作に支障がないよう早期の完成に努めますが、一部の地区においては8年度いっぱいかかるところがあるというふうに見込んでおります。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、災害復旧費3億7,414万円について、主な事業費と事業終了のめどについてお答えいたします。

主な事業費としましては、市単独災害復旧工事費が河川4件、道路6件で4,650万円、公共土木災害復旧工事が河川4件、道路13件で2億9,640万円となっております。

また、復旧工事の終了予定につきましては、全て繰越しとなり、今のところ来年の7月ぐらいとは考えておりますが、1か所につきましては被害額が大きく、標準工期などを考慮しますと、12月末になると考えております。

また今回、公共土木災害で河川4件ありましたが、先ほど議員が言われたとおり、財部のほうが、このうちの3件が災害となっております。

（「河川の場所を言って」と言う者あり）

○土木課長（吉元幸喜）

場所につきましては八ヶ代川、炭山谷川、あとは今別府川となっております。

以上です。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

それでは、71ページの宅地関連等災害復旧事業280万8,000円の内容についてお答えいたします。

市は、災害復旧によって被害を受けた宅地等の災害復旧のため、宅地関連等災害復旧事業費補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付しているところでございます。

今年度は、令和7年8月の、主には豪雨災害によって宅地等の被害が多く発生したところでございます。

現在のところ、22件の申請が上がってきておりまして、この22件の申請分を支出

するに当たっては、既定の予算が不足することから、今回、この280万8,000円の補正予算を計上するものであります。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

まず、財政状況から質問いたします。

今回の財政調整基金の繰入れは、課長答弁でも例年より若干大きくなっているということでございます。

一つは、今の財政状況、年度末に向けて、あるいは新年度以降についてですね。今回の財政調整基金の繰入れで、今現在、財調は約20億3,000万円であります。この20億3,000万円を加えた現在の15基金のトータルが、82億3,000万円であります。82億3,000万円。令和6年度末の15基金の総額が、105億円であります。

だから、例年のとおりに財調の約30億円を含めて105億円に持っていくためには、市長、あと18億円、年度末までに基金繰入れをしなければなりません。18億円というのは、現在の財政の状況から見て可能であるのでしょうか。これが質問の大きな一点であります。

特に、財調を含めて大事な幾つかの基金が、やはり少くない減額となっておりまして、この点がやや気になりますので、単純な質問でありますけれども、答えていただきたいと思っております。

それから、土木課長に質問いたします。

災害復旧費の中で、財部に集中しておりますね。八ヶ代川、今別府川、そして何ですか、場所は分かるんです……炭山谷ですね。いずれも財部でありますけれども、これは財部に集中したというのは何ででしょうか。

例年だったら、大隅町にも、結構災害関係が多いんですけれども。財部が特に多かったわけじゃないですよ、今度の雨は、8月の。その点で、特に4か所の中で、最も大きな河川関係の工事費を伴うところはどの川で、何千万円ぐらいであるのでしょうか。単純な質問でありますけれども、添付が、資料が添付されておられません。ですから、私たち議員、どなたも質問しなければ答えが分からないというか、小学校で子供が学校の先生に頼むような単純な情けない議会審議なんです。

ですから、もう、それだったら市長、わざわざこういった単純な小学生ごときの質問しなくても分かる形で添付資料を出していただきたいと思います。数億円事業でありますので、お答え願いたいと考えております。

○財政課長（池上武志）

それでは、基金の関係について私のほうからお答えいたします。

先ほどおっしゃられたとおり、まず、現在の財政調整基金の、7号補正の段階で

の残高見込みということで、20億3,900万円ということでございますけれども、昨年の同時期から比べますと、やはり2億8,000万円ほど少なくなっております。

今後の見込みも含めてですけれども、やはり財政運営を行っていく上で、この財政調整基金は非常に大事な基金でございますので、当然、今後繰戻し等をして、また残高を増やしていきたいと思っております。

今後こういったものが見込まれるかというところでございますが、当然、年度末に向けまして各種事業が終わっていきますので、そこで執行残等が出てくると考えられます。

そして、あと普通交付税を含む、特別交付税もありますけれども、地方交付税、これのいわゆる決定に伴います財源、そういった主なものを財源としまして、今後、財政調整基金をはじめとするほかの基金にも繰戻し、あるいは積立て、そういったものを行っていきたいと考えております。

ただ、最終的に令和6年度の105億円まで戻せるかどうかというところになりますけれども、やはり、思いやりふるさと基金、いわゆるふるさと納税の寄附関係、こういったものが、ちょっと落ち込んだというのも大きな要因となりますので、なかなか令和6年度の105億円までは戻しきらないというふうに想定しているところでございます。

以上です。

○耕地林務課長（入来 満）

すいません。雨の件について、私のほうから答弁させていただきます。

8月の雨につきましては、テレビ等でも報道があるように、霧島市側がかなりの雨量で被災したところです。曽於市におきましても、大隅町でいいますと坂元とか、財部側のほうも含めて、雨量が多かったというふうに推測されます。

ちなみに今、大隅の坂元しか、ちょっと手元に資料はないんですが、大隅の坂元では24時間雨量で494mmと、かなりの雨量に達しているところです。

以上です。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、河川4件のうち一番大きかった場所について御説明いたします。

河川4件のうち一番大きかったのが迫下川、県道……迫議員の前のところになります。そこが、事業費でいきますと2,900万円となっているところでございます。

以上です。

（「今後、主な事業についてはその事業費を添付資料として配布してください」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

私のほうでお答えいたします。

今おっしゃられたとおり、いわゆるその復旧箇所と事業費ということだろうと思っておりますが、特に災害復旧でございますので、議員の皆様方も、やはり、その箇所等は周知したいという思いもあると思われまので、できる限り、そういった情報は開示したいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

財政について市長と、特に担当が今村副市長でありますので、考え方を聞かせていただきたいと思います。

財政課長の2回目の答弁にありますように、105億円に持っていくのは、なかなか厳しい側面があるかと思っております。課長、そうですね。

私的には、やはり何が何でも105億円とか、何が何でも30億円という単純な考え方ではありません。財政というのは、時々について動きますので、行政需要との関係も、また一方でありますので、固定的に105億円とか財調の30億円というのを考える必要はないのじゃないかとも思っております。

ただ一方において、ただいま課長答弁にありましたように、今後、ふるさと基金、これは歳入面でありますけれども、また老朽化施設の改善策、幸い今回は過疎債ですけれども、場合によっては一般財源で対応せざるを得ないという、いろんな、この財政を取り巻く厳しい側面があります。ですから、基金については可能な限り積み立てるべきでしょうけれども、しかし、何が何でもという固定的な考え方じゃなくてもいいんじゃないかということを含めて、財政計画については今後考えていく必要があるんじゃないかと思っております。市長並びに副市長の基本的な考え方だけ、ここではお答え願いたいと考えております。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和6年度末105億円という基金の残高でございますが、私も財政調整基金、これにつきましては30億円ほどあったほうが、やはり、こういった不測の事態の歳出に耐えていくためには必要だろうと考えております。

ただ、先ほど財政課長が答弁しましたとおり、災害による支出であったりとか、あと、どうしても思いやりふるさと基金、この部分が17億円ほどずつ積立てを見込んでおったわけですが、これが昨年度13億円ほどということになっております。そういった形で、若干減っては来ております。

ただ、基本的な考え方として、私も、あったほうがいいんですけれども、財政をうまく運用していくため、そして、先ほど議員がおっしゃったとおり、老朽化する施設の修繕、そういったものに当て込んでいくということになりますと、基金は減

らざるを得ないだろうというふうに予測しております。

そういった意味からは、やはり財政調整基金、それからふるさと開発基金、思いやりふるさと基金、こういったところから取り崩して、歳出に当て込んでいく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

そのほか、全部で15の基金はありますけれども、そのほかにつきましては目的基金でございますので、その目的に沿った歳出がある場合については、その基金から使っていくということであると思います。

特に、減債基金等も使いながら——今後年間30億円ほどずつ返済していかなければならない部分もございますので——そういった部分も活用しながら、収支のバランスを取るべきだろうというふうに思っています。

以上です。

○副市長（今村浩次）

私のほうからもお答えをしたいと思います。

基本的には、今、市長が答えられたとおりでございますけれども、やはり議員がおっしゃられるように、必要な予算というのはどうしてもつけなければならないところがございます。

ですので、つけるべき予算はつける、削減、あるいは縮減できる予算はそういうふうにしていくというところの、めり張りのある予算というのが重要かなというふうに思っております。

今後、先ほど財政課長からありましたけれども、いろんな交付税なり補助金なり、そういうのが確定してきますと、若干の財源が出てまいりますので、その財源を活用して基金等に積戻しをする、繰戻しをするという方向性だというふうに思っております。

現在、令和8年度の当初予算の査定中でありましてけれども、今、言ったような方向性で、つける予算はつけるというところでありまして、105億円という数字にはこだわらない方向というふうに考えておりますが、あくまでも健全財政というのを目標にしておるところでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号は、配布いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第90号 令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第19 議案第91号 令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第92号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第18、議案第90号、令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第20、議案第92号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第18、議案第90号から日程第20、議案第92号まで一括して説明いたします。

日程第18、議案第90号、令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2,531万5,000円を追加し、総額を54億6,830万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入については、国民健康保険税の医療給付費分現年課税分を1,287万5,000円追加するものが主なものです。

歳出については、普通交付金返還金の追加により、保険給付費等交付金償還金を1,928万2,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第19、議案第91号、令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に542万1,000円を追加し、総額を7億1,550万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入については国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金を287万8,000円追加するものが主なものです。

歳出については、子ども・子育て支援金創設に伴うシステム改修業務委託料の追加により、徴収費を287万8,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第20、議案第92号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億3,451万8,000円を追加し、総額を58億6,761万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、9ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入については繰越金確定により繰越金を1億3,326万8,000円追加するものが主なものです。

歳出については、介護保険基金積立金を1億3,000万円追加するものが主なものです。

以上で、日程第18、議案第90号から日程第20、議案第92号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配布いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第21 議案第93号 令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第94号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第23 議案第95号 令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第21、議案第93号、令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから日程第23、議案第95号、令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第21、議案第93号から日程第23、議案第95号まで一括して説明いたします。

日程第21、議案第93号、令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は6,501万8,000円で増減はありません。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、繰越金確定により、歳入の繰入金金を209万1,000円減額し、繰越金を209万1,000円追加しています。

次に、日程第22、議案第94号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の18ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に57万8,000円を追加し、予定額を5億6,557万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出については、配水及び給水費を6万9,000円、支払利息及び企業債取扱諸費を50万9,000円、それぞれ追加しています。

次に、日程第23、議案第95号、令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の20ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額に1万2,000円を追加し、予定額を1億9,315万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出については、総係費を1万2,000円追加しています。

以上で、日程第21、議案第93号から日程第23、議案第95号まで一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24 同意案第4号 副市長の選任について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第24、同意案第4号、副市長の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第24、同意案4号、副市長の選任について説明いたします。

副市長として、東京都新宿区の塩田知恵子氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第163条の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○7番（山中雅人議員）

それでは、同意案第4号について質疑いたします。

中央省庁からの出向というのは、池田元市長の市政を含めて考えますと、これはもう農林水産省のほうから実績自体はあったところでございます。

ただ、副市長としての処遇というのは初めてのことでございまして、かなり大きな挑戦と考えられますが、改めて市長にはどのような意図があるのかお伺いをいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この案件につきましては、これからの地方行財政を考えたときに、やはり国との

連携、これを深めることが最重要であろうというふうに考えております。

特に、農畜産業、商工業、インフラ整備、そういった各種事業の円滑な推進を図っていただきたいと考えておりますし、市の職員の意識の高揚にもつながっていくものと考えております。

また、塩田氏におかれましても、地方行政の現状等について理解を深めていただけるものというふうに思っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

過去の実績から考えますと、池田元市長のときに畜産課のほうに課長待遇とかではなかったんですけども、一時期、農水省のほうから職員の方が人事交流に來られて、一緒に仕事されたということをお聞きしているところです。和田畜産課長と一緒に働かれたことがあるということをお聞きしているんですけども、実際に出向の方と職員の方が一緒に働いて、どのような影響等があったのか。職場への影響などについて、ちょっと畜産課長のほうから回答をお願いいたします。

○畜産課長（和田忠義）

それでは、お答えいたします。

自分と、平成21年、22年だったと思うんですが、井川君ですが、出向で來られて、畜産課で同僚として一緒に働きました。

とてもフレンドリーな人で、年は自分より下なんですけども、頭はすごく良くて、大変勉強させてもらいました。

ただ、一番思ったのが、獣医だったということで、いろんな法定伝染病のことや、あと薬関係ですね、そっち方面は自信を持って、ほかの保健所とかそちらのほうにもよく行って指導もしていた状況でございます。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

先ほど答弁はあったとおりですけども、塩田氏も獣医資格を持っていらっしゃるというふうに聞いておりまして、かなり井川さんと似たようなところがあるのかなというふうには思っております。

やはり、曾於市は年間500億円を超える農水の……特に畜産を関係として、出荷額が大きいところですけども、やはり国のほうの、非常に——ICT関連の事業等や、また農業の補助金等の申請の上でも、かなり内部の人が曾於市に入ってくれたら、補助金も取りやすいのかなというふうに思うところですけども、その辺りの国の補助金等との兼ね合い等について、どのような影響があるのか、市長のほうから回答を改めてお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

補助金の獲得については、全国一律であろうというふうに思いますが、ただ情報として、そして、その事業の特性をつかむこととか、そういった部分で、やはり先に先に、先取りができるだろうということは考えておりますので、そういった意味では、非常に有利なところがあるのかなというふうには思っております。

○議長（重久昌樹）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○9番（瀬戸口恵理議員）

それでは質問してまいります。山中議員と重なる部分があるかと思しますので、その部分は割愛して答弁していただければと思います。

まず、中央省庁から副市長を迎えることになった経緯とメリットについてお伺いたします。

また、塩田氏の専門分野に関して、経歴書ではかりかねるところがございますので、専門分野についてお伺いできればと思います。

また、市長御自身が副市長として期待することについてお伺いたします。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、中央省庁から副市長を迎えることの経緯ということからですが、私が就任いたしましてから、8月に地元選出国會議員の森山衆議院議員のほうに、副市長の人選をお願いできないだろうか、あるいは御紹介いただけないだろうかという御相談をしたところでございました。その後、塩田氏を紹介されたところではございました。

そして10月に、私、上京いたしまして、塩田氏と1時間ほどいろいろな話をさせていただいたところでございまして、非常に明朗快活なお人柄であられたこと、それから、お話を聞いていらっしゃると思うので、本市のことについても、かなり情報を持っていらっしゃるような状況でございました。

そういったところを見まして、また農業政策をはじめとしまして獣医師の資格も取得をされておられますので、本市のSKLV運営にも大いに御活躍いただけるのかなということも感じたところでございまして、ぜひ、副市長にということで依頼を申し上げたところでございます。

メリットといたしましては、やはり、国県との連携強化というのが一番だろうと思っております。特に農畜産業、商工業、インフラ整備、そういった各種事業の円滑な推進、そういったものを図っていけるのかなというふうに思っているところで

す。

それから、二つ目の質問でございますが、専門分野はということですが、塩田氏は東京大学の農学部地域経済・資源科学課程を卒業されて、それから一時期、民間企業のほうに、一般企業を経られております。再度、東京大学農学部獣医学課程を卒業されていらっしゃるというようなことで、それから入省されておられます。

専門的には畜産分野であろうと思っておりますけれども、大臣官房の政策課にも従事されておられますので、農林水産省に関わる事業全般にわたっては熟知されているというふうに認識をしているところでございます。

私が、副市長に期待することは、先ほども答弁いたしましたけれども、これから地方行政、やはり国県との連携、こういったものがしっかりとつなげていかなければならないというふうに思っておりますし、塩田氏には、特に農畜産業、商工業、インフラ整備、そういった事業の円滑な推進を図っていただきたいと思っておりますし、職員の意識高揚につなげていく部分と、やはり今回、女性の副市長の登用をお願いするということでございますので、女性の職員あるいは女性団体、そういった方々との交流も深めていただくということを期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○10番（矢上弘幸議員）

重なるところが多いんですけど。塩田氏でなければならなかった理由、また人物として特に評価された点を伺います。

また、市あるいは市役所に対して、どのような変化や成果を期待しているか、併せて伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

塩田氏でなければならなかった理由ということですが、ちょうど10月に上京した際にお話をさせてもらったときに、非常に明るい方だなという印象を持ちまして、非常に前向きな話し方をされる方でしたので、非常に——曾於市は田舎ですよというふうに言ったんですけど、「いや、楽しみです」というようなことも言われて、やはりそういったところの気持ちも感じられました。

すごくこちらのこともいろいろと調べておられましたので、そういった意味から、非常にこの方が、やはり一つの活性化の一端を担ってくれるのかなというふうに思ったところでございましたので、お願いをしたという経緯でございます。

それから、塩田氏に期待しているところ、やはり、先ほど申したようなことなん

ですけれども、職員もそうですが、いろんな地域団体の方々と、一緒になって活動していただければなというふうに思っているところです。

そういったところで活性化につなげていただきたい。というところを、一番期待しております。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

まず、大きく二つの観点から質問いたします。

塩田氏は、いわゆる高級官僚だと思うんです。ですから給料とか、あるいは共済を含めて、辞めた後の年金を含めて、結構、地方公務員に比べたら大きいと思います。

単純な質問でありますけれども、本市の副市長に就任した場合に、現在の国家公務員としての年間の給与の差額はどれぐらいになるか。その不足分は支給されないって、当然のことですけれども理解いたしておりますが、どれだけの差額分になるのか、これが第一点。

関連いたしまして、一応、共済関係、特に長期の年金関係です。年金関係については、引き続き国家公務員としての扱いの年金の、この共済の掛金になるのかどうかです。

その分にもしなるとしたら、その分は、やはり市のほうで負担をしなければならないと思うんですが、このことを含めての確認でございます。いわゆる、広く言って身分問題でございます。

2点目ではありますが、どういったいきさつで提案されたかということは、先ほどの質問で、森山国会議員ルートを通してということでありました。まあ予想された点であります。

2点目の大きな質問、疑問点ではありますが、今回もし選任されますと、副市長の中で、9月議会でも答弁がありましたけれども、五位塚市政の下で言いますと、大休寺副市長の、いわゆる事業課をまとめる、指導する立場の副市長になりますよね。

その場合に、よっぽど曾於市の実態を詳しく、地域を含めてつかんでいないと、課長とか県との関係を含めて、適切な副市長としての立場からの指導というのは、これは、どなたであっても、能力のある人であっても——現場での指導というのがしょっちゅうあり得ますので、これはなかなか難しいという点を、私は最も心配をいたしております。

例えば、固有名詞を上げて申し訳ないんですが、大休寺副市長の場合は、もともと

と生え抜きの、現場上がりの副市長でありまして、私も本年度を含めて何回も経験して、恩恵を受けているんです。例えば耕地サイド、あるいは土木サイド、災害に関わる、関わらない部分を含めて、あるいは、特に県との事業の関わりを含めて、ちょっと課長段階じゃ難しいかなと思うと、私はすぐ大休寺副市長に電話で要請します。すると、適切な人員の確保を含めて、現場で適切な助言を大きな立場からやっていただくということが、もうしょっちゅうありました。これが本来の副市長の、特に事業関係の大きな役割だと思います。

塩田氏は東京都出身で、幾ら能力があるといっても、曾於市の実情を客観的に知るためには、私は最低2年はかかると思っております。なぜかという、この農村地域も含めて、年々変わってきているんです。高齢化、人口減少を含めて、すさんだ農村の荒れた状況を含めてです。

これを、現場で課長を含めて、県の職員に対しても、適切に指導的な助言を行うというのは、どなたが副市長であっても、よっぽど実態を知らなければ、これは難しいと。

その点は考えた上での今回の提案であろうかと思っておりますが、そうした、最も心配される現場を知った上での副市長としての適正については、どのように受け止めておられるかです。

大きくは、この2点からの1回目の質問であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私のほうからは、その現場のことに関してでございます。

確かにおっしゃるとおり、東京都の出身でございますので、こちらの地理、そういったものには、今、詳しくないだろうということは承知しております。

ただ、市の単独事業であったり、そういったものについては、現場を踏んでいただきながらできるわけでございます。

県の事業等につきまして、今、言われましたけれども、私も就任しましてから、県の災害復旧費であったり、そういったものの交渉するときに、やはり今の地元選出の瀬戸口県議会議員もおられますので、県議会議員と連絡を取りながら、地域振興局とも打合せをしながら、そして一緒に現場に出向いてという形を取らせていただいております。

やはり、その中身的なことにつきましては、専門の技術職員がいらっしゃるわけでございますので、私はそういった県の方々との連携、そして県議会の先生との連携、そういったものをしっかりやっていただければ、そういった部分には、すぐ慣れていただけるだろうということを思っているところでございます。

あと給与、それから共済関係につきましては、総務課長から答弁させます。

○総務課長（上村 亮）

それでは給与の差額、まず、そのことにつきまして御説明させていただきたいと思います。

副市長につきましては、条例でございますように、給料につきましては66万円となっているところでございます。

そして、現在の分につきましては、詳細のほうは分かっておりませんが、ただお聞きしますところ、給料額につきましては開きがあると、副市長のほうが開きが大きいというのは聞いておりますが、それ以外に手当、例えば住居手当等、そして地域手当等が出ておられますので、そこにつきましても市長のほうで農水省とお話をし、農水省のほうでそれでいいということでお答えをいただいて、差額については何も対応しないということで話が終わったところでございます。

続きまして、年金等の共済関係でございますが、こちらにつきましては、副市長におかれましては国家公務員を一旦退職されると。こちら、国と地方との人材交流というものもありまして、割愛人事というものがございます。一旦退職されますが、任期が終了後、また元のほうに戻られるということを前提にされている割愛人事というものがございます。

その中で、共済につきましては、今後は市町村、我々の共済のほうで負担をするところでございまして、金額といたしましては共済負担金、事業費分でございますが、200万円ほど負担をするという形になるところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

身分関係については、もろもろの、手当等を含めて——今まで手当がありましたけれども、副市長になりますと手当が出ない部分もありますけれども——年間を通してトータル的には現在よりも少なくなるというふうに理解していいのでしょうか。確認方々でございます。

そして、これは一旦辞めるということでもありますけど、いわゆる出向扱いというものの、取扱いということで理解していいのでしょうか。併せて答弁をしてください。

次に、市長に質問いたします。

私が一番心配しているのは、現場をどれだけつかむかという、これはどのように優れた能力のある方でも、しょっちゅう現場に行っているわけでもないですので、副市長としての役割もありますので、この点を最も私は心配をいたしております。どれだけやるかです。

私も、あえて反対はいたしません、今回は。ただ、機会を捉えて、3月議会を含めて、副市長自身にその考え方をただしてまいりたいと考えております。

なぜかという、4年間、副市長として仕事をしてもらわなければ困ります。ですから、前年の大休寺副市長以上に仕事をしてもらわなければ困るんです。その点で、現場をつかむというのは大前提であります。ですからその点で、本当にそのようになるかどうか期待したいんですが、その点は考えていきたいと思っております。

そこで、質問であります、これは9月議会の今村副市長の提案時も質問いたしましたけれども、曾於市は、今、人口が住基台帳では3万1,800名でありまして、恐らくこのままでは3年以内に3万人を割ります。

ずっとこのままでは、よほどのことがない限り、やっぱり二万数千人にならざるを得ないと。もう三股町の人口に近づきます。

そうした中で、いつまでも副市長2人でいいのかという私の質問に対して、竹田市長の答弁は、そのようにも考えていない。2人にはこだわらないという立場からの答弁でありました。

ですから、今回の塩田氏については4年間、4年途中で、また東京に引き上げることは絶対にあり得ないでしょう。これは、ここで確約していただきたいと思うんです。

いろんな事情で、個人の事情で、4年を待たずにして、途中でまた中央に戻っていくということは、これは絶対にあり得ないということは答弁してください。

そして、その次の4年後については、やはり2人から1人の副市長だけでもいいんじゃないかという意見も、結構、市民の中にあります。私も、もちろんその1人です。

ですから、人口がこのまま減少し続ければ、4年後は2人から1人、今の今村副市長、立派な方であり、ちゅうちょなく私も賛成いたしました。1人だけでもいいと思います。その点で、市長の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、任期の件でございます。

これは、地方自治法の163条の規定ということになっておりますので、任期は4年間ということになっております。それから……。

（「任期の途中で帰ることはないということか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

任期は4年間となっておりますので、このことについて御同意いただきたいということでございます。ただそれが、例えば2年後、3年後に農林水産省のほうに帰

ってきていただきたいという要請があれば、また、この本会議において同意を頂くわけです。これは、自治法上、163条の規定には4年間となっておりますので、御同意いただければ、そういった形で任命をするという形になります。

2人体制がということですが、9月の議会で私も答弁をさせていただいたと思ってるんですが、やはり、めどとしては人口2万5,000人を切るようであれば1人でいいんじゃないかなというふうに答弁を9月でさせていただきました。

それと、もう一つは、やはり曾於市においては部長制がございません。部長制を敷いているところについては、ほかの市、県内の市でも1人という形になっております。そういったことを勘案していかないといけないだろうなというふうに思っております。

今すぐ、いつ頃1人制にしますよとか、そういったところは、まだ結論は出ていないところでございます。

以上です。

○総務課長（上村 亮）

それでは、徳峰議員の……差額につきまして、再度説明させていただきます。こちらにつきましては、曾於市の副市長になったときの金額というのは分かっておりますが、ただ向こう、国のほうでいただいている本俸しか、こちらのほうは理解していないところでございます。

多分、向こうでは住宅手当、勤勉手当、そして地域手当等が出ていらっしゃると思いますが、どれぐらいの金額が出ているかということが分かっておりません。そこは申し訳ございません、分からないところでございます。

また、先ほど出向というのでいいのかということですが、国と地方との人事交流ということで、確かに出向に似ているところもございます。ただ、割愛人事の場合は一旦退職されますので、そこは、若干違うような気がいたしますが、議員がおっしゃったように、そこと、出向と……意味合いというのを似ているといえれば似ているような形だということで、理解をしているところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

3回目でありますけど、1点だけ再確認を市長に求めます。

一応提案されて任期が4年ということで、4年間は選任されたら全うしていただくという強い気持ちで提案ということで、一応、私たち議会としては理解しているし、非常に大変な点であります。

今までは現場の方々でありましたので、こういった不必要な質問はなかったんです。だけど中央から来られていて、恐らく中央に、また帰っていかれるのでしょうか

ら、最低4年間はやっぱり議会で選任した以上、また市長も責任を持って提案された以上、仕事をしてもらわなければ困るんです。だから、その点はもうはっきり答弁をしてください。

以上です。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、同意案として出しているわけございまして、地方自治法の163条の規定に基づいておりますので、この提案について4年間ということです。

今、議員がおっしゃるとおり、途中でとおっしゃいますが、それについては私は、今、何とも言えないところでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、同意案第4号について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

○17番（徳峰一成議員）

今回は、はっきり言っているいろいろ悩みました。市民の何人かの意見も聞きましたけれども、はっきり言って反対の意見が多かったんです。あえて、今回は賛成いたします。

就任された以上は、4年間頑張ってくださいとか、その立場で私も後押しを

していきたいと思っておりますので、賛成であります。

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

○11番（松ノ下いずみ議員）

私も曾於市は女性議員とか課長とか少ないので、女性の方が来られるということは、すごく心強いです。

女性が来られることで曾於市が活気が出て、みんなと仲よくなって行って、曾於市を知っていただきたいということもありますし、それに向かって曾於市の女性も、みんな頑張っていってくれるかな、女性ばかり出てるんですけど、女性も頑張っていたくれるような、そういうフレンドリーな楽しい生活を送っていただいて、曾於市のために頑張っていっていただければ私も賛成です。

4年間は、きっちり曾於市で頑張っていきたいと思っております。

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

○7番（山中雅人議員）

それでは、本議案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、理由の第一に、ほかの自治体においても省庁からの人事交流というのは珍しくないということが上げられます。

例えば、お隣の都城市の池田市長も、元は長峯前市長時代に財務省から来ております。また、鹿屋市の鈴木健太前副市長も、塩田氏と同じく農林水産省から出向として来られております。鹿児島市の中西副市長、これは現役でありますけども、総務省から出向で来られております。

現在、省庁も人手不足が大変厳しくなっておりまして、人材派遣に消極的になっているとお伺いしております。人口10万人以下の自治体に出向で来てくれる人材を探すだけでも大変な状況でありまして、市長の官庁への折衝の努力を評価しこそすれ、反対する理由はないところでございます。

第二に、外の意見を役所内に取り入れる方針に賛同いたします。

本市は副市長が2人体制でありまして、1名は外部人材を入れたほうがバランスがよくなります。塩田氏のように農林行政に優れた方を登用できれば、本市の誇る農林水産業のより一層の発展につながります。また、中央の行政改革を市政に反映させることにもつながります。

加えて、本市のように自主財源に乏しい自治体にとっては、国の補助事業に精通した人材は必要不可欠であり、今後の厳しい財政状況の見通しを考えると、国の新規事業に挑戦する際に、そういった副市長が、国の動向に詳しい人材がいると、大

変心強いと考えております。

以上、2点の理由から、本議案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第4号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（重久昌樹）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長（重久昌樹）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（重久昌樹）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、
13 番、14 番、15 番、16 番、17 番。

(投票)

○議長（重久昌樹）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山中議員及び出水議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（重久昌樹）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、
賛成17票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第4号は同意することに決
しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第25 同意案第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第25、同意案第5号、教育委員会委員の任命についてを議題といたし
ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第25、同意案第5号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

現委員である長野かおり氏の任期が令和7年12月26日をもって満了することに伴
い、後任として藤清道氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条第2項の規定に基づき、提案するものです。

なお、同法第5条第1項の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審
議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○9番（瀬戸口恵理議員）

それでは、同意案第5号について質問してまいります。

教育委員会委員の任命について、これまでの方が継続されない理由について伺いたいします。

また、新しく任命されようとする方の選考理由について伺いたいします。

○市長（竹田正博）

それでは、私のほうから、これまでの方が継続されない理由と新しく任命されようとする方の選考理由ということでございますが、継続されない理由につきましては、長野委員、御本人の意向を尊重した結果でございます。

それから選考理由については、同氏は子ども会育成、青少年指導、PTA活動など豊富な経験を持っておられ、教育行政に参画する状況等を勘案して適任であると考えて提案をさしあげたところでございます。

以上です。

○9番（瀬戸口恵理議員）

教育委員会の委員に関しては、保護者枠もあるかと思うんですけれども、今回はそうではないかと思えます。

ただ、この藤氏に関しては、現在も保護者だと思えるんですけれども、それについても期待するところはございますでしょうか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

私のほうでお答えをしたいと思います。

教育委員につきましては、必ず1人、保護者枠という形での枠がございます。

現在、保護者としては比良委員が保護者としての役割を果たしていただいておりますけれども、実を申し上げますと、長野委員も就任当時、保護者という形で就任していただきました。

藤氏につきましても、今、委員からおっしゃられましたとおり、中学生がお一人おりますので、保護者としての役割も担っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重久昌樹）

次に、矢上弘幸議員の発言を許可します。

○10番（矢上弘幸議員）

それでは質問いたします。

どのような専門性、経験を評価したのか、前任者との役割バランスをどう考えているのか、市としてどのような成果を期待しているのか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

藤氏につきましては、子ども会育成、青少年指導、PTA活動など豊富な経験を持っておられます。

それから、教育行政に参画する状況等を勘案し、適任であるというふうに考えたところでございます。

前任の長野委員は保護者として任命されておられました。今回の藤氏にも中学生がおられるところでございます。外部の住民としてのチェックをしていただくことにより、いわゆるレイマンコントロール、専門家だけの判断に偏ることなく、住民のニーズを適切に、その施策に反映させるということですけれども、そういった一翼を担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久昌樹）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。

教育委員会に限らず、一旦採用されますと、途中で本人の申出がない限り、なかなか……継続した提案を止めるというのはなかなか難しいと思うんですが、教育委員については任期についての一定の縛りというか、それは内部規定としてあるのでしょうか。

ただいまの瀬戸口議員の質疑では、本人の申出によって、一応、今回交代ということになったという答弁であったかと思えますけれども、任期に対しての一定の縛りというか、内部規定的なものがあるのであれば答えていただきたいと思います。

この1点です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

教育委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる国の法律におきまして、4年間と規定されているところでございます。

（「何期やったら辞めてもらうといった縛りはないか」と言う者あり）

○教育総務課長（鶴田洋一）

任期についての縛りはございません。

○議長（重久昌樹）

よろしいですか。

○17番（徳峰一成議員）

今回の提案が云々ではなくて、市長でも教育長でもいいんですが、やはり現在の全く縛りが無い内容での、引き続き今後も提案ということで、教育委員の場合は、一応、よりベターであるのかどうか、これ1点だけ確認をさせていただきます。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

教育委員につきましては、今回、長野氏の場合は申出があったということでございますが、先ほど教育総務課長が答弁したように、その縛りが無いということですので、こちらから、もう結構ですよということも言えませんので、そういった意欲のあらわれる委員、そういった部分につきましては、引き続きお願いする形になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久昌樹）

よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第5号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（重久昌樹）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に瀬戸口恵理議員及び矢上弘幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長（重久昌樹）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（重久昌樹）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番。

(投票)

○議長（重久昌樹）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。瀬戸口議員及び矢上議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（重久昌樹）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成17票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第5号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

日程第26 同意案第6号 監査委員の選任について

○議長（重久昌樹）

日程第26、同意案第6号、監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（竹田正博）

日程第26、同意案第6号、監査委員の選任について説明いたします。

現委員である野村行雄氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものです。

なお、同法第197条の規定に基づき、任期は4年となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（重久昌樹）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○17番（徳峰一成議員）

先ほどの教育委員と同じように、この監査委員についても、何期やっても、別に縛りはないのかどうか、この一点だけ確認をいたします。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（大迫伸一）

お答えいたします。

監査委員のうち、識見を有する者として選任される方につきましては、縛りはないということでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、同意案第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第6号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（重久昌樹）

ただいまの出席議員数は17人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松ノ下いずみ議員及び鈴木栄一議員を指名いたします。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（重久昌樹）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（重久昌樹）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番。

（投票）

○議長（重久昌樹）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。松ノ下議員及び鈴木議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（重久昌樹）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、賛成17票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第6号は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（重久昌樹）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月15日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時15分

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月15日

(第 3 日目)

令和7年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月15日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員

通告第2 渡辺 利治 議員

通告第3 松ノ下いずみ 議員

通告第4 薬師 康浩 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 廣 瀬 孝 幸	2番 中 菌 和 樹	3番 薬 師 康 浩
4番 迫 将 嗣	5番 遠 矢 政 嗣	6番 伊集院 正 美
7番 山 中 雅 人	8番 出 水 優 樹	9番 瀬戸口 恵 理
10番 矢 上 弘 幸	11番 松ノ下 いずみ	12番 鈴 木 栄 一
13番 伊地知 厚 仁	14番 今 鶴 治 信	15番 土 屋 健 一
16番 渡 辺 利 治	17番 徳 峰 一 成	18番 重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	今 村 浩 次	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
総 務 課 長	上 村 亮	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
財部支所地域振興課地域活性推進室長	小八ヶ代 博 史	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	池 上 武 志	畜 産 課 長	和 田 忠 義

税 務 課 長	中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長	入 来 満
市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	ま ち づ く り 推 進 課 長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	谷 川 和 穂	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新 澤 津 友 子	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	吉 元 健 治
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	吉 田 竜 大	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		
大 隅 支 所 産 業 振 興 課 長	新 納 徳 美		
財 部 支 所 産 業 振 興 課 長	中 崎 健 一		

○議長（重久昌樹）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（重久昌樹）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○17番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して、大きくは4項目にわたり質問をいたします。

最初に、高過ぎる介護保険料の引下げをについて。

質問の①、被保険者である市民の所得あるいは年金に比べて、現在、割高であるのが介護保険料であります。このことは、後の市長の答弁でも指摘ができようかと思えます。

私がこの秋実施した市民アンケートでも、高過ぎる介護保険料については、市民の意見や不満が最も大きい点の一つでありました。このため、市は令和8年度から、市が毎年行っている国民健康保険特別会計に倣って、一般会計から介護保険特別会計に一定額財源を繰り入れることで介護保険料の引下げ、そして、市民の負担を軽くすべきではないかと考えますが、市長の所見をお聞きをいたします。

②このことに関連して、以下の4点をお聞きしたい。

イ、介護保険に加入する被保険者の中で、年金収入の1割から2割以内、あるいは、2割以上の介護保険料を払っている市民がそれぞれ何名であるかお聞きしたい。

ロ、本年度を含む過去15年間の国民健康保険特別会計における一般会計からの繰入額をお聞きしたい。

ハ、このことで、1世帯当たりの国民健康保険税の毎年の軽減額をお聞きしたい。

ニ、介護保険には、原則65歳以上の市民が加入しています。介護保険料は、多くが年金から天引きされております。このことに関連して、令和6年度の被保険者……受給者数を以下の七つの項目に分類してお答えください。

質問項目のaについては、年金額が年間50万円以下の被保険者の受給者数について、以下、b、年間50万円から80万円以下の受給者数、c、年間80万円から120万

円以下の受給者数、d、年間120万円から150万円以下の受給者数、e、年間150万円から200万円以下の受給者数、f、年間200万円から250万円以下の受給者数、最後にg、年金受給額が年間250万円以上の受給者数、被保険者数についてであります。

次に、質問の2項目、市独自の物価支援策についてであります。

質問の①、今後の市独自の物価支援について、具体的な施策をお聞きしたい。

次に、質問の3、「子供たちが帰ってきたくなるまちへ」を検証するための基準について。

①市長選挙で竹田市長は、施策の柱に「子供たちが帰ってきたくなるまちへ」を掲げて当選しました。多くの市民にとっては違和感がない、あるいは共感できる文言であったようであります。市長に就任した現在、今後はこのことについて、毎年の決算などの分析でこの文言の検証が必要と言えます。このため、検証を行うための物差しとなる基準、あるいは要件が必要となります。このことで市長の所見をお聞きしたい。

最後の質問の4、施設の老朽化対策について。

①市が保有する全施設の6割は耐用年数を超えていることは、9月市議会の決算審査で報告、答弁がありました。ほとんどの施設は今後も使用することを考えるならば、施設の老朽化対策は、竹田市政の最重要課題であると言ってよいのではないかと。このため、中長期の腰を据えた目的意識性の高い取組を必要としております。市長の考え、今後の方針をお聞きしたい。

②当面、改修などに着手すべき施設は数多く見られます。その中で、特に市長が緊急性が高いと考えておられる五つの施設をお聞きしたい。あわせて、五つの施設のそれぞれの改修費等について、財源の内訳を含めてお聞きいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（竹田正博）

それでは、徳峰一成議員の質問にお答えいたします。

1番目、高過ぎる介護保険料の引下げをの①一般会計から介護保険特別会計への財源繰入れについて、お答えいたします。

市町村の一般会計における負担につきましては、介護保険法第124条及び第124条の2において規定されており、本市におきましても、法に基づいた繰入れは行われております。

一般会計からの法定外の繰入れにつきましては、これまでも、国が厚生労働省の通知や会計検査員の報告の中で、適当ではないとしてその見解を示してきたところであります。

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に当たりまして、厚生労働省の事務連絡の中で、改めて、保険料減免分に対する一般会計からの繰入れは適当でないため、各保険者において適切に対応するよう求められたところ です。

来年度、第10期介護保険事業計画の策定が行われますので、制度改正を注視しつつ、給付状況等を踏まえ、制度の持続可能性を確保するため、適正な保険料を定めてまいりたいと思います。

次に、1の②のイ、介護保険の被保険者のうち、年金収入の1割以上2割以内、あるいは2割以上の介護保険料を支払っている被保険者数について、お答えします。

令和6年度決算において、年金収入の1割以上2割未満の介護保険料を払っている被保険者数は1,127人で全体の7.6%、2割以上が596人で全体の4%となっております。

1の②のロ、一般会計から国保会計への過去15年間の繰入額について、お答えします。

平成23年度から令和7年度の法定外繰入額は、平成23年度と平成24年度は0円、平成25年度は2億円、平成26年度は1億2,000万円、平成27年度は9,000万円、平成28年度は2億5,000万円、平成29年度と平成30年度と令和元年度は1億5,000万円、令和2年度は1億6,900万円、令和3年度は2億5,000万円、令和4年度は1億5,000万円、令和5年度は1億3,000万円、令和6年度は1億9,000万円、令和7年度は、予算ベースで1億8,000万円となっております。

1の②のハ、1世帯当たりの国保税の毎年の軽減額について、お答えします。

平成23年度から令和7年度の1世帯当たり国保税の軽減額は、平成23年度と平成24年度は0円、平成25年度は2万7,345円、平成26年度は1万6,727円、平成27年度は1万2,842円、平成28年度は3万7,032円、平成29年度は2万2,901円、平成30年度は2万3,198円、令和元年度は2万3,742円、令和2年度は2万7,005円、令和3年度は4万565円、令和4年度は2万4,934円、令和5年度は2万2,398円、令和6年度は3万3,983円、令和7年度は3万2,715円となっております。

1の②のニ、令和6年度の年金受給者数について、お答えします。

年間50万円以下の受給者数は1,514人で全体の10.7%、50万円を超えて80万円以下の受給者数は2,925人で全体の20.6%、80万円を超えて120万円以下の受給者数は4,684人で全体の33.0%、120万円を超えて150万円以下の受給者数は1,917人で全体の13.5%、150万円を超えて200万円以下の受給者数は1,792人で全体の12.6%、200万円を超えて250万円以下の受給者数は920人で全体の6.5%、年間250万円超の受給者数は462人で全体の3.3%となっております。

2の市独自の物価支援策についての①今後の市独自の物価支援について、お答えいたします。

現在、県を通じた国からの事務連絡により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援策につきまして、現在、各課におきまして協議中ですが、正式な配分額が確定していないところであります。

国からの交付金を優先に活用した支援策を行い、交付金を活用できない支援策につきましては、市独自の支援策として考えており、現在、協議中であります。

3、「子供たちが帰ってきたくなるまちへ」を検証するための基準についての①検証を行うための基準、要件について、お答えいたします。

子供たちが帰ってきたくなるまちの基準としては、市内で育った子供たちが、将来、帰ってきてくれることを基本に考えています。それを検証するには、生産活動を中心とされる生産年齢人口の年代ごとの割合で検証したいと考えております。

4、施設の老朽化対策をの①中・長期の腰を据えた目的意識性の高い取組が必要ではないか、市長の考え、今後の方針を聞きたいについて、お答えいたします。

施設の老朽化対策につきましては、曾於市公共施設等総合管理計画に定められた基本方針を基に、各施設ごとに作成された個別施設計画及び長寿命化計画に沿って、各課からの予算要求があるところですが、全ての要求に応えることができない状況です。今後も施設は老朽化していき、維持管理費・修繕費用も増加していくことから、施設の在り方について検討していくことが重要であると考えます。

つきましては、施設ごとの在り方について、来年度、何らかの形で検討委員会を実施したいと考えております。

4の②当面、改修等に取り組みたい施設の中で、特に緊急性の高いと市長が考えている5施設と、その改修費及び想定できる財源内訳を聞きたいについて、お答えします。

緊急に改修の必要性が高いと考えている5施設は、財部温泉健康センター、メセナ住吉交流センター、曾於市クリーンセンター、曾於市斎苑、市民プールです。

改修の概算額は、財部温泉健康センターが3,500万円、メセナ住吉交流センターが3億5,000万円、曾於市クリーンセンターが5億6,000万円、曾於市斎苑が5,000万円、市民プールは、今後必要な改修費用を算出するための施設点検業務委託を検討しているところです。

想定できる財源は、施設の長寿命化が図れるものについては、起債が該当する可能性もあると考えております。

以上でございます。

○17番（徳峰一成議員）

2回目以降の質問に入ります。

9月議会での一般質問では、竹田市長も就任早々であり、また副市長も決まっていないということで、私自身、気持ちの中でもご祝儀的っていう側面もありましたけども、もう2回目の質問で、また同僚の今村副市長も同席されておりますので、本日から本格的な率直な質問をいたします。

曾於市政を前に進めたい、あるいは、市民の暮らしを守る方向で市政を進めたいという気持ちでは、私は議会サイドでありますけども、気持ちの上では同じ気持ちでありますので、その点では前向きな率直な答弁を期待したいところであります。

最初に、高過ぎる介護保険料の引下げをについてでございます。

ただいまの市長答弁の中にも、高過ぎる介護保険料については答弁の一部がありました。例えば、答弁の中で、65歳以上の年金収入の中で1,127人が1割から2割も介護保険料を……中には2割以上も596名、合わせて1,723人、実に12.3%が介護保険料だけで1割以上年金から天引きされている。これはもうほかの保険料や税金にはありません。

また、特に曾於市の場合は約1万5,000人の年金生活者の中でも、国民年金を中心とした、あるいは国民年金であっても、なかなかこれまで全額を払えなかったといったことを含めて、経過があったために、低額の年金生活者が非常に多い。

例えば、市長答弁にもありましたが、50万円以下の……僅か年間50万円ですよ。50万円以下の方々が1,514名、あるいは50万円から80万円が2,925名、つまり80万円以下の年金受給者が4,439人、実に年金生活者全体の30%であります。これは、鹿児島県下の中でも恐らく、1番とは言えないでしょうけども、最も低額の年金受給者が多い地方自治体の一つではないでしょうか。

ですから、結果として介護保険料が非常に高いということが、これは高齢者の中に入っていくって、いろんな方々と、私の場合は200名と考えていますが、200名の方々と対話をしたら、そのことを痛切に感じております。

その点で、まず質問であります。竹田市長自身も介護保険料が客観的にも、特に市民の生活と実態、年金者の状況から見て高いという点については、認識が共通していると思うんですが、その認識の共通については同じ考えであると理解していいでしょうか、この点がまず1回目の質問であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この介護保険料につきましては、現在、一番おっしゃられる部分につきましては、第1段階から第3段階までの方々なのかなというふうに思っております。年額で

2万2,300円から、第3段階になりますと5万円というぐらいのいわゆる保険料になっているかと思っております。

特に50万円以下の年金収入の方については、非常にこの額はきつい額ではないかなということは認識しております。

○17番（徳峰一成議員）

客観的に、特に低額年金生活者が介護保険料が高いという点については、幸い市長も私と同じ共通の認識であります。

一方におきまして、市長答弁の中で冒頭に、介護保険料については、来年度から第10期の介護保険、1期ごとが3年間でありますけれども、計画の策定が行われ云々という答弁がありました。保険料の減免分に対する一般会計の繰入れは適当ではないためというくだりもありました。そのことに関連して、これから竹田市長もいろんなかじ取りを行うわけではありますが、国の方針・指針と、地方自治体の首長としての市民の暮らしを守る、あるいは地域の振興を図るという意味で、どうしても矛盾する点が今後も現在も出てこようかと思えます。

ですから、私は9月議会の一般質問で、県や国、特に国に対して、市民サイドからものを言うべき点はしっかりとものを言う、そうした立場というか、立ち位置が大事じゃないかということで率直に質問して、基本的には竹田市長もそうした受け止め方、答弁であったかと理解いたしております。再度この点、確認させてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

地方行政というのは、やはり国・県のいろんな法であったり政令であったり、そういったものに制限されるというのは当然でございます。しかしながら、地方自治体として、やはり予算を執行していく中で、非常に厳しい場面も出てくると思えます。そういった部分は、私ども県の市長会、それから九州市長会、そういったところが会合がございます。そういった中で、それを話題として、例えば、高過ぎる保険料を国に申入れできないかとか、そういった形での議論を行います。そうしたものを含めて、鹿児島県の市長会での議論、それをしっかりと上へつないでいく、そういった活動はしているところでございます。

○17番（徳峰一成議員）

例えば、具体的に一例を挙げますと、国民健康保険があります。ただいま市長答弁にも1回目ありましたように、曾於市の場合は、特に池田市政の途中から、大体2億円前後毎年、一番高いときは池田市政の後半でありましたけれども、実に年間2億8,000万円の一般会計からの繰入れを行っております。このため国の方針に反

します。ですから、今でも、国は県連合のほうに曾於市の一般会計からの繰入れについてはペナルティーが課してあるんです。担当課長、そうですね。答弁よろしいです。課長はどこかな。そうですね。それは市長も御承知だと思うんです。

つまり曾於市の場合は、前の市長、その前の市長と続いて、国のペナルティーがあっても、市民の暮らしを守る、高過ぎる国保税を軽くするために、実に2億円前後、一般会計から繰入れを行っております。

ですから、市長答弁にありましたように、これは1世帯2万円を超えるような軽減額であります。これは私は、もろ手を挙げて評価したいと思うんです。もしこれをしなかったら、恐らく前の市長に対しても今の竹田市長に対しても、市民から様々な不満や意見があったかと思います。30年前が私も経験的に記憶しておりますが、弱かったためにそうでありました。ですから、この点はやっぱり今後も踏襲をしていただきたいと。

つまり私が言いたいのは、国のペナルティーがあっても、国民健康保険の場合は、現在まで、これまで毎年、億単位の一般会計の繰入れを行っているんです。ですから、介護保険についてはなぜできないのか、論理的な説明はできないと思うんですが、なぜできないのか、やるやらんは別にいたしまして、論理的には説明ができないと思うんですが、その点での関連して答弁を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに国保税、今年度も法定外の繰入れをしております。介護保険につきましては、第1段階から第3段階の方々につきましては、法の124条の2の中で、この軽減策が図られております。国が2分の1、そして県が4分の1、市が4分の1という形で繰入れをしているところでございます。

そういった中で、この保険料を法定外の繰入れをするということにつきましては、いわゆる法定内での繰入れを行っている中で、さらに法定外をするということになりますと、やはり不均衡を生じる可能性が十分にございます。そういった部分も含めて、現在のところは考えていないところでございます。

○17番（徳峰一成議員）

繰り返しますが、国民健康保険の場合は、2億円前後の毎年一般会計からの繰入れを行っております。ですから、論理的には、国のペナルティーが仮にあったとしても、行うべきであります。やるかやらんかは竹田市長の姿勢にかかっております。ですから私があえて言いたいのは、国のペナルティーがあっても、市民の暮らしを守る立場であったら、やはり高過ぎる介護保険料については、一般会計からの繰入れを行うべきではないかということを、率直に提案いたしております。

この点は、五位塚市政に対しても一般質問で取り上げました。残念ながら、これは実施されませんでしたけども、五位塚市長の答弁は、議事録を見ますと、頭から否定しておりません。なぜかっていうと、国民健康保険の例があるからであります。今後、運用ができるかどうか検討させてくださいという繰り返しの答弁でありました。

少なくとも、本当に地方自治を守るという立場から考えたら、やはり国が云々の問題じゃなくって、市民の暮らしを守るため、できるかどうか検討させてくださいと、運用上。そうした五位塚市長と同じ立場に立っていただきたいんです。その点で、同じ立場で答弁をしていただきたいんですがどうですか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私が先ほど答弁したとおりでございまして、この法定内の繰入金、その部分が第3段階までございます。今のところ法定外での繰入れは考えていないところですが、第10期の介護保険事業の策定が来年度行われていきます。この中で、この給付状況等がどう変わっていくか、そして、その負担の割合について、そこはしっかりと注視してまいりたいというふうに思っております。

○17番（徳峰一成議員）

一般会計からの繰入れで高過ぎる介護保険料の引下げをについては、本日の一般質問では一応これは留保いたします。今後、この問題は粘り強く市長の考え方を問いただしたいと考えております。

2点目、関連いたしまして、一般会計からの繰入れがなくなっても、私は現在の介護保険の状況を見た場合は、引下げは十分に100%可能であると考えております。なぜ可能であるか、担当課長も私の数字で間違いがないかどうか、あつたら指摘してください。

なぜ可能であるかという、結論的にいいまして、財政状況から見ても、介護保険料の引下げは可能であるからでございまして。

例えば、介護保険の毎年の財政状況は、令和7年度、今回の12月議会に補正予算が提案されておりますけれども、前年度からの繰越金が3億3,000万円であります。昨年の場合も5億6,000万円、一昨年の場合も前年度からの繰入れが4億7,000万円で、桁違いに億単位なんです。これは数年前まではなかったことであります。

介護保険制度ができてから、ちょうど今年で25年であります。25年間でこのように3億円、4億円という毎年の前年度からの繰越金は初めてであります。これは後で調べてください。担当課長は御承知ですよね。実際そうです。これが第1点。このためにお金が余っております。

その前に、なぜ余ってきたかを含めて、ちょっと角度を変えて言いますと、曾於市は、ちょうど4年前に介護保険料の平均で15%の引上げを行いました。鹿児島県内でも30の自治体が行いました。

一方で、鹿児島市、志布志市はやりませんでした。私は当時も、特に志布志のやり方を非常に評価いたしました。15%は引上げが必要でなかったからであります。ですから、議会では率直に言って私だけが値上げに反対いたしました。五位塚与党とする私も一員でありましたけども、しかし反対いたしました。

結果として、翌年度から剰余金が出ました。そして、私は2年前の一般質問で、ここに議会だよりも持ってきておりますが、15%は取り過ぎであると。ですから、この取り過ぎの一部は引下げに、来年度つまり令和6年度、昨年度から引下げに回すように提案と要求を一般質問で行い、そして、市長答弁は、保険料の引下げも視野に入れて検討したいということで、実際、視野に入れて検討した結果、令和6年度から7.4%の引下げを行っております。課長、そうですね。

それでも、やはり税金の取り過ぎなんです。ですから、先ほど言いましたように、昨年度から本年度の繰越金も3億3,000万円、一昨年から昨年度の繰越金も5億6,000万円出ているんです。

なぜ出ているか、これは分析が必要でありますけども、例えば、一つはコロナの影響もあったでしょう。しかし、それだけでありません。幾つかの複数の要因があります。ここでは議論から外します。

そのために、曾於市は基金積立てを剰余金の中から行っており、この12月議会でも、1億3,000万円の積立てを行っております。昨年も積立てを行っており、昨年は1億2,000万円、一昨年は1億円も基金へ積み立てしております。こうしたことは過去25年間なかったことであります。そうですね、担当課長。

特に本年度は、これはもう明らかに間違った手法でありますけども、一方で、基金から6,000万円の繰入れを行っております。繰入れは必要ないのに行っている。ですから、結果として、今年も1億円の積立てを行っているんです。こうしたことは、過去25年間なかったことであります。

今、基金積立てが4億6,000万円です。過去20年間の基金の状況を見ますと、一番高かったのが、今から9年前の2016年の2億2,000万円というのがありますけれども、いずれにしても、必要以上に基金の積立ても行っております。

一方で、最も介護保険を見る要素として大事な給付費、どれだけ介護保険にお金がかかったかの給付費です。これも課長の、委員会で答弁がありましたけども、本年度は途中でありますけども1%、昨年度はマイナスの0.5%なんです。給付費下がっているんです。一昨年度もマイナス1.85%であります。その前の年、令和4年

度もマイナスの2.2%なんです。給付費は伸びていないんです。

介護保険に入っている、加入している方々はおおむね1万4,000人であります。高齢化は進んでおりますが、曾於市民の高齢者を含む絶対人口が少なくなっているために、介護保険に加入している人たちは、ほぼ1万4,000人前後であります。恐らく今後、1万3,800人になることも予想されると、市の文書では書かれております。そうしたもろもろの客観的な状況を見た場合に、介護保険は引下げが可能であります。

私の試みの計算では、控えめに、引き下げたとしても、控えめな数字で、年間約6,000万円前後は、客観的にも可能であると考えます。これは世帯平均で7%でございます。7%の引下げは可能であると思います。

以下、もろもろの客観条件を言いましたけれども、1か所でも、課長、私の数字に間違いがあったら、市長答弁の前に答弁してください。間違いはないと思っておりますけれども、間違いがあったら大変でありますので、間違いがなかったらなかったで答弁してください。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

まず、介護保険特別会計の繰越金、次年度への繰越金の額でございますが、先ほど言われたとおりの数字でございます。

それから、基金の状況につきましては、令和6年度末で3億2,978万6,928円、それから、今回、補正予算を計上させていただきましたが、本年度、令和7年度に1億3,000万円を積み立てますと、基金残高が4億5,998万2,324円となるところでございます。

それから、給付費の伸び率につきましては、先ほど言われたとおりの数字でございます。

以上でございます。

○17番（徳峰一成議員）

市長、私、大事な介護保険の財政状況の数字を一つ一つ申し上げましたけど、課長が確認されたように、一つも間違いがありません。ですから、私が言いたいのは、一般会計の繰入れは脇に置いて、今の客観的な条件から見ても、今、予算編成の時期に入っておりますけれども、来年度、令和8年度から介護保険の引下げを視野に入れた、本日は引下げを行いたいという答弁は難しいでしょうから、2年前の五位塚市長と同じように、引下げも視野に入れた検討をしていただきたいんです。答弁をいただきます。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

当初予算の編成がこれから大詰めになってまいりますので、基金の繰入れ、そして給付とのバランス、そういったものをしっかりと協議しなければならないと思います。

果たして、基金を繰り入れて次年度以降、そして第10期の運用、その先を見据えた形でできるのかどうか、そこは検討させていただきたいと思います。

○17番（徳峰一成議員）

再度、明快に答弁してください。保険料の引下げも視野に入れた検討をしていただきたいんです。このことも含めてっていうことです、視野に入れた検討を。あと、やるかどうかっていうのは、新年度予算を見ていきたいと思っておりますので、視野に入れた検討をしていただきたい。再度、率直な答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられるとおり、この基金が今後増えていくようであれば、やはり給付という形が少なくなってくれば、引下げということも視野に入れて検討しなければならないだろうというふうに思っております。

○17番（徳峰一成議員）

了解いたしますが、ただ、申し上げたいのは、あまり基金にこだわる必要はないと思っております。これは恐らく担当課長もそうであろうかと思っております。国の方針も、第7期も8期も9期も、基金積立てはどれだけしなさいということは示しておりません。担当課長、そうですね。そうなんです。もちろん基金は一定必要ですよ、私ももちろんその立場です。

しかし、基金はどんどん積み立てた方がいいというのが介護保険じゃないんです。その点は、ちょっとおこがましいですけども、4億数千万円も持っていたらもう十分だと思っております。過去25年間、一番基金を崩した年で8,000万円なんです、8,000万円。翌年度は崩しておりません。今年の場合は、なぜ6,000万円を崩したか分かりません。余ってまた1億円からの基金積立てを行っているわけでありますから。

いずれにいたしましても、基金にそうこだわる必要はないということで検討してください。市長の、あるいは副市長の指示で課長は仕事をされると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問に移ります。

物価支援策でございます。

五位塚市政のときも、私は6回、物価支援策については質問をいたしました。

まず、市長に質問であります、国の交付金も含めて活用する形で、市民の暮らしを守る立場で、物価支援策を可能な限り積極的に支援したいということは、私と同じ気持ちだと思うんですが、市長の基本的な考え方を答弁してください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

これまでもこの経済の支援対策、いろいろな形で打ってまいりました。おっしゃるとおり、今、いろいろな物価の高騰、燃料高騰、そして人件費の高騰、そういった部分もあって、非常に厳しい現状ではあるというふうに思っております。そういった意味では、私もいろんな分野に関して、可能な限りその支援を行っていききたいということは思っております。

○17番（徳峰一成議員）

先ほども質問の前に、個人的に市長と意見交換をさせていただいたんですが、既に鹿児島県内の幾つかの市町村は、この12月議会に、国の交付金額を大体想定した上で、議会提案を行っております。それが行われておりません。

時間の関係でまとめて質問いたします。

曾於市に配分される交付金はどれぐらいと予想されますか。それを基にしてもちろん協議が行われているといった答弁でありました。そして、議会への提案はいつになるのでしょうか。この2点を併せて質問をいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

曾於市に配分される額につきましては、国のほうから、令和6年度の一般会計補正予算の部分の330%以上ということで通知が来ております。これにつきましては、おおむねの数値につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思いますが、経済対策をいつ提案するのかと、いつの議会になるのかということでございますが、国会のほうで、恐らく17日でこの予算が通過するだろうというふうに思っております。その中で、交付されて通知が参ります。

そうした場合に、今、検討しております経済対策の部分を、今、各課で取りまとめをしているところでございますので、早急にそれを取りまとめ、そして、最短でお示しができるようになりますと、やはり年明けに臨時議会という形になろうかと思っています。

○財政課長（池上武志）

それでは、限度額の関係でお答えいたしますけれども、まだ正式には国からは来ておりません。

考え方としましては、先ほど市長が申しましたとおり、令和6年度の国の補正予

算で頂きました交付額の約330%をめどということで来ているところでございます。

（「概算で幾らか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

それを単純に計算しますと、約3億円後半ぐらいになるのかなと。3億円から4億円程度と今想定はしているところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

思ったより少ない金額ですね。

まず、市長に質問いたしますが、3億円から4億円だけでは少ない。これにやはり市の一般財源も加える形でやっていただきたいと思っております、金額はともかくとして。そうした基本的な考え方でいいでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、各課でこの交付金を活用した支援策を協議しております。その部分で予算額が幾らになるか、そういったところになるかと思いますが、それを超える分、いわゆる、これを全て——活用範囲内である部分と範囲外の部分もございますので、そういった部分については、一般財源でという形になるかと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

例えば、私が五位塚市政のときも質問して、6月議会で、前向きな答弁がありました。9月議会も、竹田市長に物価対策で、特に園芸農家に対する支援策で提案を含めて質問して、一定前向きな答弁がありました。

質問であります、園芸農家に対しては、1月の臨時議会で何らかの形で提案されるのか、あるいは、新年度、3月の本格予算の中で提案されるのか、こういった内容を考えているかお聞きいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、農政課、畜産課を交えてお話もさせていただきましたけれども、ここの部分については、できれば、交付される経済対策交付金の中で対応ができればというふうに思っております。

（「具体的内容は」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

具体的な内容については、まだ詰めておりません。

○17番（徳峰一成議員）

お米券については、自治体にとっては任意的な事業になるんでしょうか、この点

でお聞きいたします。

○市長（竹田正博）

お米券につきましては、正式に判断を仰ぐというようなことは来ておりません。

ただ、農林水産省の出先のほうから御意向を伺いたいということでおいでになりました。そのときに、私は、お米券に限られた形であると非常に使いづらいですよというお話をさせてもらいましたので、今、国のほうで言われているように、いわゆるほかのものにも使えるお米券にしたいということを言われておりますけれども、お米券にこだわるところではございません。

○17番（徳峰一成議員）

私も全く市長と同じ考えであります。曾於市は農業のまちであって、専業農家でなくてもお米だけは作っているんです。作っている農家を含めて、お米券というのを強制的であっては全くもうおかしい話になりますので、市長と同じ考え方です。

私は3億円から4億円では少ないと。やはりプラスアルファの一般財源も加えるべきじゃないかと。数日前の南日本新聞では、例えば、中種子町の例が出ておりました。中種子町では、一律、町民当たり2万円を給付したいということが書かれてあります。2万円となりますと、曾於市の場合は6億円です。1人当たり2万円ありますから。ですから、これは大変な思い切った決断です。

以前は、東串良がありました。本会議でも紹介いたしましたけども。私はそうした給付金型の提案をぜひすべきじゃないかと。商品券というそうしたやり方ではなくて、給付金の在り方は考えておられないか、質問であります。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

給付金型になりますと、それぞれ皆様方の使い方のそれは個々の問題でございますが、やはり国も言っているとおり貯蓄に回ってしまうという部分もございます。それよりも、私はそういった額で配布するのであれば、やはりプレミアムをつけた商品券、そういったものが消費喚起にもつながるのではないかというふうに思っております。

○17番（徳峰一成議員）

総体として、細かい答弁は協議段階でありますけども、どの分野とどの分野に一応、年明けての議会では提案したいと考えておりますか。どういった分野に一応、物価支援策を考えたいと、現段階で協議していますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、やはり市民全体向けにつきましては、先ほど申し上げた商品券の検討、そして、あと、やはり農業者には肥料関係の助成、そして、あとは医療福祉の関係、ここはまだ細かい点は打合せはしておりませんが、そういった部分での想定はしているところでございます。

○17番（徳峰一成議員）

医療と福祉が出ましたけども、特に医療については、先ほど打合せでも一言申し上げましたけども、検討すべきじゃないかと思います。

今、全国的に、また鹿児島県内でも、また私が知っている限りにおいても、医療機関は非常に、今、経営環境は厳しいです。担当課長、そうですね。

県内でも、もう倒産している病院等があります。あるいは、1週間前の話でありますけども、鹿屋市で結構大きな医療機関が、最も大きな医療機関と吸収合併の話が進んでおります。お隣の鹿屋市でもです。中核病院ですよ。なぜそうであるのかって、一つは、診療報酬の問題があります。一方で、この間の物価高であります。

ですから、曾於市内の医療機関も実態を調べた上で、やはり実態が厳しかったら、曾於市の医療を守っていくという立場から、一定の支援策が大事なことはないかと思っております。市長の答弁を聞かせてください。

○市長（竹田正博）

議員の質問のとおりでございまして、私どもも情報として、医療機関の約7割が非常に厳しい経営状況にあるということは承知しているところでございます。

特に、市内の医療機関においても、やはり非常に厳しいんだということをお聞きすることもございますし、何らかの支援策をという要望も、一応私のところには口頭でも申入れがあったところでございますので、具体的に何ができるかはまだ詰めておりませんが、やはり何らかの支援は必要であろうというふうに思っているところでございます。

○議長（重久昌樹）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○17番（徳峰一成議員）

物価支援策については、市民が拍手を送りたくなる、あるいは共感できる、ぜひ

思い切った支援策を打ち出していきたいということを求めます。答弁よろしいです。

次に、質問の3点目、「子供たちが帰ってきたくなるまちへ」を検証するための基準についてであります。これが竹田市長の選挙でのメインスローガンであったかと思っております。いろんな選挙の箇所でこのことは私も見ました。

1回目の答弁では、「市内で育った子供たちが、将来帰ってきてくれることを基本に考えています。それを検証するには、生産活動を中心とされる生産年齢人口の年代ごとの割合で検証したいと考えております」という答弁であります。

先ほど、事前に意見交換を若干させていただいたんですが、これは曾於市の出身者ということが限定ですか。出身者で市外、県外に就職等で住んでおられて、そしてまたUターンして曾於市に帰ってくると。年齢についても一応答弁をしてください。曾於市出身者という限定でいいんでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この項目に掲げてあります帰ってきたくなるまちへということで、文言を読みますと、曾於市で育った方ということになるかと思いますが、今、考えているのは、やはりUターンであったり、Iターン、Jターン含めて、新規に転入される方、そういった方々の割合というのを、例えば5歳刻みで、生産年齢人口、15歳から65歳までのその割合がどう増えているかということで検証したいというふうに思っているところでございます。

（「曾於市出身者だけということか」「そうではない」と言う者あり）

○17番（徳峰一成議員）

曾於市出身者だけではなくって、市外からの曾於市への転入者を含めてっていうことですね。私もそれでいいと思うんです。

ここでは、子供たちが帰ってきたくなるまちだったから、私は何歳までを一応上限としてかなということを質問に予定していたんだけど、一応65歳までをっていうことで一応理解していいわけですね。65歳以下の方々が、曾於市に転入を含めて毎月どれだけ帰ってくるか、一つの目安かと思っております。

その前提として、本年度は途中でありますけども、令和6年度、あるいは5年度でもいいんですが、具体的に曾於市内にUターンを含めてIターン……市外からの転入者はおおむね何名ですか。担当課長、どなたでもいいです。

○議長（重久昌樹）

暫時休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 09 分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民環境課長（梶井秀和）

それでは、お答えをいたします。

いろいろな事情があるわけですが、転入者という数だけで申し上げますと、1,009人でございます。6年度、1年間の転入者が1,009です。

○17番（徳峰一成議員）

市長、例えば令和6年度が1,009名です。約1,000人です。これがベースになろうかと思っております。これを、今日は答弁は難しいですけども、令和7年度、あるいは逆に令和4年度、転入者が何名おられるか。これがベースになろうかと思っております。

当然のことながら、目標値を定める必要があろうかと思っております。目標値がなければ意味がないです。これは子供たちが帰ってくるまちになるために全力で取り組みますということでもありますから、ですから目標値を据えることも大事かと思っています。

今日は無理でしょうけれども、それを含めて総合的に、客観的な分析ができるように、3月議会で改めて質問いたしますので、準備をしていただきたいと思いますと思っております。どうでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

目標値ということでございますが、この転入者の数につきましては、やはりそれぞれの事情もございます。ですので、その環境を整えるということも我々にとっては大事なことだと思っております。

それと、もう一つは、年齢的な幅を持たせたのは、やはりもともとこちらに土地、家屋があられる、そういった管理もしっかりとしていただきたいという狙いもございますので、目標値については非常に難しいかもしれませんが、何とか、年度ごとにこれぐらいはやはり帰ってきていただきたいという数値を、これから検証していきたいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

3月議会で目標値を含む答弁ができるように、準備、検討をしていただきたいと思いますと考えております。

やはり子供たちが曾於市に帰ってきたくなる、あるいは居住したくなるということを目的意識性を持って取り組むためには、これまでに比べてプラスアルファのどれだけの方々が曾於市に居住するのか、当然、目標値を定めて分析して、毎年、検証が必要かと思っております。

また、その前提として、子育て問題、あるいは観光の問題、あるいは農業をはじめとした産業振興の問題、いろんな分野がバランスよく前進しなければ、曾於市が魅力ある曾於市になかなか得ないと思っておりますので、その前段として、もろもろの今後の新たな施策の展開が必要かと思っておりますので、その前提としての目標値は定めていただきたいと考えています。

実は、五位塚市政も、最初の取組を含めて、農家の所得の倍増ということを柱にして掲げました。一般的に農家の倍増っていっても、これは誰が見ても難しいってということで、私は二、三年前に一般質問で、もっと煮詰めた質問も一般質問で行っております。ですから、それほど私たちは、私たち議員についても言えますけども、やはり市民に公約を示す、それを当選後、目的意識性を持って実行する、そして検証を行っていくというのは、特に市長の場合は曾於市全体を預かっておりますので大事なことじゃないかと、これは竹田市政にとっても大事なことじゃないかと思っておりますので、改めて、まとめて3月議会でより深みのある質疑をさせていただきたいと思っております。

最後に、施設の老朽化対策です。

施設の老朽化対策は、これは深刻であります。

まず、担当課長に質問いたしますが、現在、曾於市が所有する全ての建物——老朽化といいますと、これは建物でなくって土木系とか、あるいは企業会計を伴う上下水道を含めてありますけども——本日の一般質問は、建物系に絞っての質問であります。担当課長、曾於市が現在所有する全ての施設の数、あるいは棟、どれだけありますか、答弁してください。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

棟数でいきますと1,348棟でございます。これは6年度末の状況でございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

二、三年前の一般質問でも答弁がありまして、そのときは2021年の6月議会で質問いたしましたが、436施設ということで1,428棟ということで、この中で耐用年数を超えているのが816棟ということで、57%でありました。

ここではもう施設の数は答弁ができないようではありますが、1,348棟の中で耐用

年数を超えているのが何棟、何％であるのか。あと、これを分類して、大きくは教育施設、公営住宅を含めてありますけども、分類がもし答弁ができたなら答弁してください。

4年前の答弁では、特に一般の建物の中でも小さな倉庫やトイレまで入ってありましたので、これも分類して、200㎡以下の建物は582、200㎡を超えるのが136という細かな分類に基づく答弁がありました。本日も可能な限り分類して答弁してください。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

本日答弁できる範囲としましては、先ほどの総数の中で耐用年数を超えている棟数が808棟ございます。その中で、大きく分けますけども、そのうち学校が94棟、それから住宅が233棟、その他ということで481棟となっております。

以上です。

（「足しても1,300棟にならない、もう一度答弁を」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

失礼しました。今申し上げましたのは、その耐用年数を超えている棟数でございました。

棟の合計ということでいきますと、学校は155棟、住宅が465棟、それ以外のその他ということで728棟となります。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

4年前の一般質問のときに、全体の棟の57％が耐用年数を超えておりましたけども、ほとんどの施設が残っておりますので、今では60％。このままでは恐らく、多くを一応残しますので、毎年耐用年数を超えるのが60％から70％に上がろうかと思っております。流れとしてはです。

一応大事な問題であり、市長も恐らく勉強等されておられると思うんですけども、実は老朽化問題というのは、全国的にどの市町村も、一応国の指導もあるのかどうか分かりませんが、五位塚市政の下でもこの間、特に八木副市長をキャップとして取り組んでおります。

これまで、大きくは2回、一応報告書が議会を含めて提出されております。その一つが、平成29年3月の公共施設等総合管理計画であります。これ市長はお読みになっていますよね。これをまた踏まえる形で、令和4年の3月に新たな管理計画が出されました。またこれと同じく、これを絞った形でも令和3年の3月に施設計画が出されております。

当然、こうしたこの間の五位塚前市政の取組を基本的にはつなぐ形で、継承する形で取り組むことになろうかと思うんですが、ゼロからの出発じゃなくって。一応その点で確認をさせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられるとおり、公共施設等の総合管理計画、これは令和5年3月に改定されております。それから、公共施設等の個別施設計画、これは64の施設であろうかと思っておりますけれども、これは令和12年度までの計画になっておりますので、いずれも計画の期間中でございます。

ただ、老朽化の激しいもの、あるいは修繕をしても利用率が上がらないもの、そういうものについては、やはり今後踏み込んだ検討をしていかなければならないと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

この全体の計画の中で、本題に入る前に一つだけ、市民プールの答弁もありましたけども、市民プールが令和3年、この中に入っていないんです。400幾つの施設が網羅されているんですけども、この中に入っておりませんが、私の見落としでしょうか。先ほど休憩時間に、担当課長に確認していただくようお願いしましたけど、入っておりますか、担当課長。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

公共施設等総合管理計画の中の68ページになりますが、公園の中に新地公園プールということで、プールのほうはあるところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

私の見落としですね。

それらを踏まえて質問いたします。

まず、五位塚市政の計画の中で、建物系を今後改修するためには40年間、年間30億円が必要と書いてあります。これは市長、記憶にありますか。

○市長（竹田正博）

この管理計画の中に書いてございますが、今後40年間の更新費用等が、更新した場合に建物系で704億円という形で出ております。修繕の関係は、ちょっと私は承知しておりません。

○17番（徳峰一成議員）

基本的には、一つの目安として、考え方として30億円はやはり考え方のベース、

前提にすべきだと思っております。

その点で担当課長にお聞きいたしますが、例えば令和6年度、5年度、4年度の過去3か年間に、あるいは、本年度は予算ベースでありますけど7年度に、年間大体どれぐらい老朽化施設に対する改修費を総額で充てておりますか。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

歳出のいわゆる費目を性質別に振り分けておりますけれども、その中で維持補修費という項目がございます。こちらの中では、年間約3億3,000万円から3億5,000万円ほど出てきておりますけれども、実際その修繕の中身によっては、工事費で対応しているものもございます。ですので、ちょっと一概に言えないところがございます。まして、あえて今言える数字としましては、今言いました維持補修費という項目では、3億3,000万円ほど令和6年度は出ているところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

これでは質疑が前進いたしません。先ほど言ったように、基本的には、竹田市政も五位塚前市政の施設計画をベースにして、今後、細かい点はもちろん見直すとしてやっていきたいということではありますが、その点で、1年間に30億円がおおむね必要であるということを一応指摘、強調されております。

それに対して、今まで実際、これは五位塚市政の下でありますけれども、例年どれほどの修繕を含めて改修がされてきたのか、一つの考え方として、やはり答弁はしていただかなければ質疑が発展しないんです。ですから、休憩時間を挟んで、おおむねごとでいいですので、何億円であるか答弁してください。

○議長（重久昌樹）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時25分
再開 午前11時37分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（池上武志）

失礼いたしました。

それでは、先ほどの質問にお答えいたします。

過去3年間の建屋に関します修繕料ということですけども、令和4年度が4,687

万5,000円、それから、令和5年度ですが、7,284万7,000円、それから、令和6年度です。1億5,749万7,000円となっております。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

先ほどの平均で毎年30億円とは大きな、ただいまの課長の答弁、落差がありますが、これは後ほど質問いたします。

私は老朽化対策では、腰を据えたということであえて質問にも書きましたけども、取組が必要じゃないかということで、二つの提案を申し上げます。

一つは、1回目の答弁にも若干ありますけども、市長、早急に副市長をキャップに新たな老朽化対策の検討委員会を設置すべきじゃないかということを提案申し上げます。これは早急にです。答弁をしてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

早急と言われるところですが、一応どういった形で方向づけるか、この公共施設等の総合的な管理に関する基本方針がありますので、それに沿った形でいきますと、やはり長寿命化するものとか、あとは施設自体を減らすもの、そういった部分でありますので、どういったところを焦点にしてもっていくかということで、来年度当初には、そういった形で庁舎内で公共施設の在り方、いわゆる廃止も含めた形のそういった議論を進めていきたいと思っております。

（「キャップは誰になるのか」と言う者あり）

○市長（竹田正博）

公共施設全般的に及びますので、キャップは今村副市長になるかと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

今村副市長をキャップとして、来年の3月までには立ち上げたいということですね。やり方については、いろいろ方法論が、一つの固定的なやり方じゃなくて、組み合わせた形で複合的な有り様を含めてあろうかと思っております。これはぜひ、今村副市長のほうで全国の事例も、これは失敗例を含めて教訓がいっぱいあろうかと思っておりますので、検討、調べてしっかりとした検討委員会を一応立ち上げていただきたいと思っております。

今村副市長の答弁を聞かせてください。

○副市長（今村浩次）

お答えいたします。

高度成長時代に建てられた建物が全国的にそろそろ耐用年数を迎えて、老朽化し

ているという現状でございます。先ほどありましたとおり、令和8年度になりますと、そのような検討委員会をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思いますし、先ほど市長が答えられましたとおり、将来的な在り方、それを見越しまして、修繕をするものは修繕をする、廃止というのものもあるかもしれませんし、そういうことを全体的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

廃止となりますといろいろ、特に市長選挙の直前に結論を出すようなことは間違ってもしては……できないと思いますので、いろいろ考えていただきたいと思っております。

2点目の提案と質問であります。

五位塚市政の下での方向性が、毎年平均で、建物だけでも30億円という数字が出ています。この30億円が正しいかどうかはまた検証が必要であろうかと思いますが、五位塚市政の下でも、ただいま課長の答弁がありましたように、令和4年度が約4,000万円、5年度は7,000万円、6年度が1億5,000万円と、30億円の間で大きな落差があるんです。だから、せっかくこの計画で報告書を議会を含めて出されても、実際やっていることは大きな落差があります。こうしたことは、もう間違っても今後はやってほしくないんです。

一例で言いますと、例えば大隅の文化センターもそうです。悪くなっていることは分かっているながら、後手後手に予算計上を、それも追加で出された本年度の現状があります。これは間違ってもそうしたやり方はやってほしくない。

ですから、竹田市長に2番目の提案でありますけども、そのことを想定して、30億円がいいかどうかはまた検証が必要であります。あまりにもこの1億円、2億円単位じゃとても追いつきません。ですから、新年度から腰を据えて、老朽化対策には思い切った財源を投入する。これが前提ではないかと思っております。

ですから、市長答弁の1回目でありましたように、いろいろ要望はあるけども答えられていないって、もう最初から嘆き節の答弁であります。これではいけないと思うんです。だから、市長のやはりこの点での強い決意が必要であろうかと思っております。

限られた財源の中でこれを行っていくためには、令和8年度、新年度から思い切った予算対応はすべきじゃないかと思います。これが2番目の提案であります。いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに思い切った予算措置をしたいところでございます。財政事情を鑑みますと、その部分、相対的にやはり優先順位をつけざるを得ないということになっております。ですので、緊急性の高いもの、そういったものについては、しっかりと優先しながら財源措置をしていきたいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

もちろん優先順位をやるっていうのはこれはもう当たり前のことであります。しかし優先順位を含めて、毎年の予算措置を、ある程度財源を確保しなければ、実際との間でやはり乖離が生まれる、大きな落差が生まれる、これがこれまでの例であります。だから結果として後手後手に修繕が回ってきております。それも必要最小限の修繕費であります。ですから、それはもうあってはならない。

なぜかという、くどいようですが、毎年、老朽化施設が増え続けているんです、年度ごとに。ですから、今後大きな事故にもなりかねません。ですから、思い切った予算措置を新年度当初では期待いたします。これはもう市長の強い決意以外にないんです。担当副市長や課長ではどうしようも、いかんともしがたいんです。ですから、まず決意だけは聞かせていただきたいと思うんです。決意だけは。毎年この老朽化対策には思い切った財源措置を、あえて言いますと可能な限りでもいいでしょうけども、可能な限り思い切った措置を行いたいて、その決意は竹田市長も最初の年でありますので聞かせてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

やはり公共施設におきましては、老朽化が進んでいるということは承知しているところです。おっしゃられるとおり、老朽化した施設での事故というものがいろいろところで聞かれております。ですので、危険度の高いところからしっかりと優先的に、可能な限りの予算はつけていきたいというふうに思っております。

○17番（徳峰一成議員）

議会としては、私を含めてこれは全員が共感できる市長の考え方だと思うんです。誰も足を引っ張る人はいませんので、ぜひその方向でやっていただきたい。

一例を挙げますと、市民プールがあります。市民プールは委員会審議の中でも——ちょっと言葉が悪いですけども、課長の考え方では、いつ天井が落ちてもおかしくないという現状であるという認識でいいでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

お答えしたいと思います。

天井につきましては、以前増設っていうか、新たに付けた施設というふうに考えております。大きな地震等があれば、そういうのも考えられるんじゃないかなとい

うふうに考えているところです。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

プールだけじゃないですけども、代表でプールを上げました。プールは、課長、さっき68ページにあるっていうことで見たところ、まだ建設されてから30年たっていないんです、29年です。つまり耐用年数はまだ超えていないんです。超えていなくても非常に危険な施設の一つであります。ですから、耐用年数だけの問題じゃないんです。やっぱり実態を見るっていうことは大事じゃないでしょうか。

その点、これは個人的にも、市長就任早々に市長には申入れいたしておきましたけども、少なくとも令和8年度、来年度には、実態把握を含めた検討を行っていく、そのための予算措置を行っていくって、これはまず第一歩であります、必要最小限の。その方向で考えてよろしいですか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

プールにつきましては、私どもも副市長と一緒に現地を確認いたしました。そして、ちょうど今、下のほうに天井を付けられておりますけれども、その上まで上がってしっかりと確認をいたしました。確認したところ、今、担当課長が言ったとおりでございまして、落ちる危険性というのは、通常では今のところないだろうと。ただ、議員がおっしゃった1回落ちてきた部分については、幼児プールのところが以前落ちたという経緯は伺っております。向こうの従業員ともそのお話はさせていただきました。

ですので、やはり再度こういった危険性がないということをしっかりと把握するために、この施設の修繕に関わる委託料として、来年度の予算の中で実行していきたいと思っております。

○17番（徳峰一成議員）

了解しました。ぜひ相対的な取組の中での老朽化対策にも力を入れていただきたいと思っております。

○議長（重久昌樹）

徳峰議員、時間です。

○17番（徳峰一成議員）

答弁よろしいです。

以上で、質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 52 分

○議長（重久昌樹）

次に、通告第2、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○16番（渡辺利治議員）

16番、渡辺利治です。

通告に基づき質問いたします。

まずは、災害対策について伺います。

災害は忘れた頃にやってくると言われておりますが、12月8日深夜、青森県で震度6強の地震が発生いたしました。2011年3月11日の東北地方の地震を忘れた方はいないと思います。

我が国は世界で最も地震の多い国で、5分に1回は揺れが発生していると言われております。地震だけが災害ではございません。市民が安心して暮らせるためにも、①で通告している防災、減災対策をどのように講じているのか伺います。

②災害には、自然災害のいわゆる天災、交通事故、火災、テロなどの人為災害がございますが、災害に強く環境にやさしい地域づくりのための施策を伺います。

③では、本市における災害で、8月8日の豪雨による旧大隅支所を中心とした被災があり、4か月がたち、早急な対策を打たなければ安心な生活を送ることはできませんが、市単独でできる事業でなく、県、国との大がかりな事業となることが想定されますが、これまでの経過や今後の事業の計画を伺います。

④では、それぞれについて当初予算での取組、考え方を市長に伺います。

次に、第3次曾於市総合振興計画基本構想について伺います。

この計画は、令和8年度から17年度までの本市の将来像の実現に向けた施策の大枠を示すものであると理解いたします。この基本構想が絵に描いた餅にならないために、令和7年から9年までを第10期実施計画で見直しをされておりますが、①現状に対する農畜産業の今後の具体策を伺います。

②で、これから予算要求が各課から上がってくると思いますが、当初予算をどのように対応するのか伺いまして、1回目の質問といたします。

○議長（重久昌樹）

ここで昼食のため、渡辺議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後は、おおむね1時に再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 1 分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○市長（竹田正博）

それでは、渡辺利治議員の一般質問に答弁したいと思います。

1 の災害対策についての①防災、減災対策の強化への具対策について、お答えいたします。

防災、減災対策の強化の取組としては、市の防災訓練において、自主防災組織を中心とした地域住民参加型の訓練を実施しています。

また、地域の防災、減災力を高めるため、各地域における自主防災組織の育成・強化として、防災研修や防災講話などを実施しています。

併せて、道路、橋梁、上下水道、河川など、インフラ整備の強化も欠かせないものと考えております。

1 の②災害に強く環境にやさしい地域づくりの施策について、お答えします。

本市では、災害に強く環境にも配慮した地域づくりを進めるため、道路、橋梁、河川の整備に取り組んでいるところです。

道路では、排水路機能の強化や、法面对策などの改良を行い、豪雨時の通行の安全性を確保しております。また、橋梁につきましては、老朽化への対応としまして、補修を計画的に進め、安全性の向上を図っており、河川につきましては寄り洲除去などにより、流加能力を確保するなど、浸水リスクの低減に取り組んでおります。

1 の③8月8日の大隅町での災害対策事業の計画を伺うについて、お答えします。

8月豪雨による大隅町の浸水被害に対しましては、菱田川流域治水対策作業部会を設置し、現在、浸水の原因分析や対応策などについて、県との協議を5回実施したところです。

今後の計画といたしましては、現在、浸水した周辺の流域、流量などの検証を県が実施しておりますので、それなどを踏まえ、今後、県・市それぞれ実効性のある対応策を実施していきたいと考えております。

1 の④当初予算での対応を伺うについて、お答えします。

対応策の予算につきましては、先ほど申し上げたとおり、現在、県と一体となって検証などを行っておりますので、その結果を基に今後、予算化していきたいと考えているところです。

大きな2番目、第3次曾於市総合振興計画基本構想の①現状に対する農畜産業の

今後の具体策について、お答えします。

農畜産業を取り巻く環境は、肥料・飼料の高止まり、気象変動の激化等から高齢者の離農や担い手不足等により戸数・頭数並びに作物の栽培面積が減少しております。

今後は、新規就農者への支援強化や、市単独事業による経営継続を支援するとともに、国・県の補助事業も活用しながら、農畜産業のさらなる生産基盤強化を生産者や関係機関、団体と連携して取り組んでまいります。

2の②当初予算での対応について、お答えします。

農畜産業を維持拡大するためには、まず、担い手の確保が重要と考えますので、中高年を含めた担い手確保のため、新規就農者支援対策事業の年齢制限と所得額制限を撤廃いたします。

また、生産コスト削減のために、新規事業でスマート農機であるドローン導入の支援と、畜産では頭数の維持・拡大に対する支援策として、畜産生産基盤施設整備事業の拡充を考えております。

○16番（渡辺利治議員）

それでは、質問に応じてそれぞれお答えいただきましたが、まず、自然災害の中ということでの観点から見て、地震が一番突然襲ってきてなすすべもないかもしれませんが、現在曾於市内における公共施設、その中で、先ほど徳峰議員の中から棟数、それぞれ詳しくありました。

また、改修計画についてもいろいろ出されましたので、質問はいたしません、この公共施設でのまだ耐震改修されていない棟数というのは先ほど入っておりませんでしたけれども、これありますか。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

耐震の個別ごとの建物の数というのは今持っておりませんが、当然、近年建て替えた建物や大規模改修等を行ったそういった施設につきましては、基準を満たしております。

ただ、やはり年数の古い建物等につきましては、そういった基準を満たしていない建物も多くあると思われます。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

結局新しいのは当然それがなされなければ、許可おりないわけですね。

ですからそれはもう別として、やはり古い建物の中でも結構あると思います。そうですね。その中でそれを今後計画的にやる計画があるんだったら、お示しを願

いたいんですが。単なる修理とはまた別ですよ、耐震とは。その計画があれば教えてください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほどの公共施設の計画の中にも棟数が入っていませんで、いわゆる昭和57年以前か以降かという部分でしか、面積でしか出ていないところなんです。

それで、今後使用頻度の高いもの、利用頻度の高いもの、そういったもので耐震化がされていないということが発覚をすれば、それは必然として取り組んでいかなければならないと思っています。

○16番（渡辺利治議員）

今市長が答えたように、使用頻度の少ないもの、そういうのに関してはやはり早急なもう取り壊し、そのほうが市民のためにも安全でよかろうかと思っております。やはりこういうのは計画的に順次、年度を追いながら進めていってもらえれば市民も安心して使えるし、また職員の方々もそこでしっかりと仕事ができるということになります。

あと、この自然災害の中で土砂災害、これが曾於市内にはどれくらい警戒区域というのがあるんでしょうか。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

土砂災害警戒区域でございますが、曾於市におきましては、637か所設定されているところでございます。

以上です。637でございます。

○16番（渡辺利治議員）

曾於市は得てして、山の多い、谷あり山ありの地形的な構造になっております関係上やはり637か所というのは、私もそこまでは想像しておらなかったわけですが、じゃあその区域の安全策、市民に対する安全策、その周知というか、そのへんはどうなっているのか伺います。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

こちらの周知ということでございますが、曾於市におきましては、令和7年にガイドブックを作成いたしましたところでございます。そちらのほうにマップとして危険地域につきましては表示をしております、市民の方にもこの防災ガイドブックをお配りいたしました。こちらを見ていただきながら、もし大雨若しくは地震、台風等があったときには、近くにお住まいの方はなるべく避難、若しくは安全な場所に

行っていただくようにということで周知を今、努力をしているところでございます。
以上です。

○16番（渡辺利治議員）

災害に対する、市民が一番気になるのが、より正確な情報……情報収集だと思っております。そのためにはやはり、正確な情報を市民に確実に、迅速に伝えることができるようになるのが、一番良からうかと思っております。

先ほど述べられましたハザードマップ、あれも一応市民に対して全て配布ということになっておりますけれど、曾於市の場合FMもあります。あれは室内において聞くことができる、若しくは、そこにいなければ聞こえない。

志布志市の場合は外にありますから、誰でも聞こえるということになるんで。両面から考えるとそっちもいいのかと思うこともありますが、やはり今の場合は、曾於市にある両方の面からというのはFM、プラス、ハザードマップ、これをさらに周知するようお願いするところでございます。

あと、自然災害の中におきましては、やはり今皆さん御存じのように、相当、森林伐採、杉の木が伐採されております。ほとんど、すぐに植林できない状況、結局伐採のほうが多く進んでいる関係上、そっちが進んでいませんが、これに対する災害の予想というのは何か考えられますか。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えします。

災害の予想は難しいところも正直言っておりますが、伐採した山林等で崩れやすい場所としましては、集材路に水が集まってしまった上に崩れた場所とか、切土・盛土が多い場所とかあるように思われます。

その中でそういった集材路につきましては、水切りを小まめにするようにとか、切り盛りについては編柵、柵をしてもらうように、対策をするように指導をしているところです。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

本当に、木を集めるために重機によって道をつくります。そこが水路となって一遍に流れてくる、その災害が相当あると思っておりますし、また起きておりますけれど、その指導のほうもちゃんと事業者のほうへしておるということで納得できますが、あと誤伐とか、誤って隣の木を切った、それ等も結構私も聞いておるんですけど、これは市のほうが耕地林務課のほうで許可を出しているわけですよね、伐採につきましては。

そのときに苦情等がありましたら、その苦情等についてお答えください。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えします。

私が来てから、誤伐というより、そこの伐採に入るための道を造るときに、誤伐と言えば誤伐なんですけど、道を造るときに誤って人の土地を若干入ってしまったりとか、切るのを若干間違ったりとかしているのは耳にしております。

当然、伐採する業者等にそういった情報があったときには指導等を行っているところですよ。

○16番（渡辺利治議員）

切った木を持ち出すときに道路を造る、そのために切られたというのも結構あります。ユズもありました。思った以上に切られて後、収穫ならないということで苦情もありますが、やはりそこの指導をして、その指導がどのようにその申立てに対して答えが出ているのか、そこまで把握されておりますか。

○耕地林務課長（入来 満）

お答えします。

そういった事案があった場合、職員のほうで土地所有者と協議をちゃんとするようにとか、場合によっては立ち会ったりとかしながら指導等を行っておりますが、最終的なところということに関しまして言えば、伐採業者からの報告をある程度受けてはいるところです。

全てを把握しているかというと、個々の、業者と個人とのやり取りの中で全てが把握できていない部分もあるかもしれません。

ただ、基本的な解決の内容については理解しているというふうに思っております。

○16番（渡辺利治議員）

お互い悪気があってするわけじゃないと、意図的にするとは考えておりませんのでやはりそこは当事者同士の示談、若しくはうまくいく、そのような形で進んでいると思います。

あと、自然災害ではなくて人為災害、これも結構市内ではあるわけですが、事故もこれは人為災害でありまして、市道、農道に例えて申し上げれば、停止線がもともとあったのが消えている。センターラインが消えている。道路の両側に白線が引いてある、あれ等もないところが結構ありますが、これはもう今に始まったことではなく、私も何回かこれは一般質問しておりますが、線があることによって市民は安全運転ができる。

今の、私が5年ぐらい前に買ったトラックでもセンターを越えたら警告音、左に寄せ過ぎたら警告音、あと、信号待ちで前の車が出て自分が気づかなかったら警告音が鳴る、このような安全対策がなされている今の車の社会なんですけれど、それ

をうまく活用するためにやはり側線がないといけない。停止線がないといけない。センターラインがないといけない。

これがうまく機能されていない状況にあるわけですが、これは市としてはこの道路に対する年次計画は何かちゃんとしてあるのでしょうか。今まで言ってもなかなかしてもらえませんでした。

一つのいい例が、曾於高校生との語る会を去年行ったときに、3月には曾於市を出るのに線が一向に改善されない。それを曾於市はしてくれないだろう、何でしないんだろうというような考えで、魅力ある町じゃないんだなという疑念を抱きながら曾於市を巣立った高校生がおりましたので、そういうことがないように……年次計画をしてもらわなければ、住んでいる市民に対しても曾於市を離れてまた帰ってきたい町に、どうやって帰ってこようかなと思う魅力もなくなるわけですから、そこら辺りの計画をお願いします。

○土木課長（吉元幸喜）

それではお答えいたします。

道路の区画線につきましては、停止線につきましては、公安がすべきものです。あと市道におきましての外側線、中央線、中央線のオレンジにつきましては公安なんですけど、白につきましては市です。計画的にということでもありますけど、一応、6年度ベースで大体5,000mぐらいは実施していますので、一応ほかのガードレールとか、同じ交通安全の予算ですので、そこら辺もまた今年度も予算のある限りは実施していきたいと考えております。

○16番（渡辺利治議員）

農道等に関しても多分同じような答えだろうと思いますけど、やはり少ない予算でこれだけ進めていくというのは本当に貴重なものでございますけど、これは当初予算に関してもやはり市民のためです。どうかこれだけはカットしないようによろしくお願いしますね。

あと、当初予算に対する対応ということで答えが出ておりますけど、やはりこれが、本当の執行部としての在り方だろうと思います。でないと、今から上がってくるのに対してどうこう——ただし市長としては、これだけやはりしっかりと取らないといけないと、そういうような考えがあると思いますので、そこら辺りをお聞かせください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今後、災害を未然に防ぐといいますか、近年は想像もつかない災害が出るわけですので。そのための対策ということで、先ほどおっしゃいました道路の側線、

センターラインあるいは停止線、そういったものも本当に重要でございます。

また、この前起きました8月の豪雨の今後の対応策、そういったものの県と市のほうでの負担割合、そういったものもあるんですけども、そこが出来次第、早急にそれは取り組まなければならないことだと思っております。

○16番（渡辺利治議員）

8月8日の大隅町での豪雨災害、浸水災害。これに対しては9月の一般質問で私も出して、それで川底の洗い、あと寄り洲の除去、これ等お願いしたところ、市長としては早急な対応をしますということで受けたわけですが、やはりこれが当初予算、国県を始めとしている当初予算関係からいって、曾於市もまだなんですけど、これを待ったら6月の梅雨ですよね。それと7月から台風の来襲、大雨、これが予想される中において、そこまで本当に待てるのかなという、私は気がします。

だから、最低限、寄り洲除去による川の流れの……真っすぐいきますよね、それによってある程度防げる。それと川底を低くすることによって——高低差は結構ありますから、松山、曾於市の境のほうまで行くには——そこら辺りをうまくやっていけば、ある程度は防げると思います。それに対する、川底洗いと寄り洲の除去、それに対する優先的な事業というのはお考えはございませんか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この8月の豪雨災害を受けて、すぐ県との協議をしておりましたけれども、ちょうど岩南小学校から見てちょっと下流側のところですね、ここの寄り洲の除去については県のほうで、補正予算で予算化していただきました。

今年中、あるいは今年度中には寄り洲除去を行いますということで、先般、県の副知事ともお会いしてお話をさせてもらいましたら、もう発注段階にありますからということ聞いております。

あと残りについては、やはり県との協議の中で予算化していただくように強く要望をしてまいりたいというふうに思っております。

○16番（渡辺利治議員）

確かに水の流れは、下流のほうから整備していけばどんどん流れますので、工事関係に関しては、市のほうから逆のパイプを使って上に上がっていくのがこれはもう原理ですので、そこら辺りは市民がしっかりと安心して暮らせるためには事業を進めていってほしいと思います。

それでは、3次構想かな、これについて伺います。

この3次構想のやつですが、9月議会でも畜産の振興策の一般質問を出して、その答えを市長にもらっておりますが、農業ほど基本構想どおりに進まないのはない

と思います。ほかの分野に関して。もう、いろんな災害、自然災害が相手ですので。

そこで、今、黒毛和牛の繁殖や肉用牛の肥育が盛んであると市としては現状を捉えておりますが、今の状況で価格の変動が本当に目まぐるしい状況でございます。

市長も当然牛飼いですから、十分興味があって分かっていると思いますけど、この前平均が全国で70万円超えました。これは3年半ぶりですかね。

そして12月13日、この前の小林の子牛価格が雌が74万7,000円、去勢が84万円。想像もつかないような値が、最近にない値段が出ました。ということはこれは生産農家——もちろん私も生産農家です——生産農家は本当にうれしい限りですけど、肥育農家にとりましては明日売るわけじゃない、大体20か月後ぐらい、そのときは全然相場読めませんよね。今の枝肉相場だって、上がったからと上がるわけでもないし、かといって下がったときも店頭の肉の相場は下がっていない。そのような状況でこの経済が動いているわけなんですけど、本当にこの肥育農家というのは、赤字覚悟でやっておりますが、この「力強い産業のまちづくり」で「本政策では担い手の確保や経営基盤の強化」、お答えにありますように、「畜産のさらなる強化を推進します」とありますが、本当にどんな政策があって、それが本当に生きてこれるのか、伺います。

本当、この生産農家は自然減が多いんですよ。肥育農家は企業で成り立ちますけど、生産農家はもう仕事を変え……私も10年後は分かりませんが、大分辞めますよ。

そのあたりの回答をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

本市における和牛、生産牛の母牛が今1万1,000頭を割ったところだと承知しております。畜産課長とも話をしておりますが、やはりこれを1万頭は必ず維持したいという思いでおります。

やはり小規模的な農家の方、高齢者の方が多いと思われれます。そういった方々の離農というのは仕方がないのかなと思いますが、今後、担い手となっていただいている生産農家の方々——今大規模な農家の方でも子牛価格を勘案して母牛頭数を大分減らしていらっしゃる方もいらっしゃいます——そういった方々も採算の取れるベースまで子牛価格が上がってくれば、また頭数を増やそうかなという意欲にもなろうかと思っておりますので、そういった部分への導入に対する部分でも支援ができればと思っております。

また肥育農家においては、今度は子牛を高くで導入しなければならない、そして飼料の高騰がある、そういったものもありますので、そこが販売時の枝肉価格に左右されるわけでありまして、どういった形で支援ができるか、今後また協議をして

いきたいと思っております。

○16番（渡辺利治議員）

第10期実施計画の中をずっと見てみますと、畜産農家でのクラスター事業もたしかゼロ計上で、7、8、9年度なっていますよね。それと、活動火山周辺対策の事業も一応ゼロでは上がっておりますが、これは市が組んでいないのか、それとも農家側からの要望が全然ないのか。去年か一昨年かな、ドーム型の牛舎、あれも要望があったけど結局農家側の意向で取り下げた経緯もございます。このような状況の中で、やはりこういった事業は本当に農家にとっては大事なもの、助かる事業でございますが、市としてゼロで上げているということはどのような観点からのゼロ計上なんでしょうか。今の時点ではゼロです。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

まず、クラスター事業でございますが、令和8年度は一応、今の段階で計画がございます。1件ございます。

あと、それ以降につきましてはまだゼロでございます。9年ですね。9年以降はまだ今のところはゼロでございます。降灰事業ですけれども、降灰事業につきましては今の段階でゼロでございます。0件でございます。

と言いますのが、降灰事業につきましては3戸以上の生産者で取り組む事業でございますので、なかなか思うように使えないということもあります。

逆に言いますと単品、アタッチメントですね、アタッチメントなんかにつきましてはクラスター事業のリース事業というのがあります。このリース事業で皆さん取り組んでおられますので、そちらのほうで対応しております。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

やはり農家が生産意欲がなくなった証ですよ、これははっきり言って。市が組まないんじゃなくて要望があったら組むわけですから。さっき申しましたように、曾於市から畜産農家がどんどん減退すれば、今の農畜産業の売上げ、500億円を超えていますが8割が畜産業ですよ。それがどんどん衰退することは目に見えておりますけど、今、お答えがありましたけど、それだけで本当に防げるのでしょうか。いろんな事業、国県のやつを使うと言うんですけど。いかがですか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

特に和牛生産農家を守るために——やはり国県事業に該当しない部分もあるかと思います。そういった部分で、今予算化できるかどうかはまだなんですけど、この

夏場の暑さ対策っていうのは、今非常に問題でありまして、大型扇風機の導入であつたりとかミスト機の導入であつたりとかそういったものも必要になってくるだろうと思います。なかなかこれが事業に乗っかる部分が少ないというのもあります。

そういった部分を少しでも導入した際に助成ができればなど、今考えは持っていますが、ただ当初予算としてそれが計上できるかどうかはまだ別としてですね。やはり生産コストを少しでも抑えていけるような施策というのが、必要であろうというふうに思っています。

○16番（渡辺利治議員）

やはり経営を維持するためにはコスト削減、これが叫ばれるのは当たり前のことなんですけど、仮に1,000万円投資をする、例えば20頭飼いの人が1,000万円投資する、対して50頭飼いの人が1,000万円投資する。1頭あたりの負担額というのは20頭の場合50万円、単純計算で。50頭の場合は20万ですよ、1,000万だから。

リスクはどっちが高いかというと、20頭飼いの人が1,000万円投資することがこれはもう当然リスクが高いわけですよ。なかなか返せる、うまく経営が成り立つかということそれはちょっと疑問視される点がありますけど。やはりそこあたりも、20頭でも50頭でも均等に行き渡るような施策はちゃんと打つだろうと思いますけど、やはり、一つ考えられるのがドーム型の牛舎、あれが10頭と20頭では大違いですよ。30万円と100万円ですよ、今の状況ではですね。そこらあたりも考えていく必要があると思って私も何回か質問したことがありますけど——いまだにまだ改善されておられません——そこらあたりから、まず考えていけば。ドーム型の牛舎というのは相当楽です。食べたら放せるところがあればもっと楽です。広場があれば。運動場、放牧場ですね。併設すればもっと楽なんです。ですからそこあたりをもうちょっと何かこう一歩踏み込んだ政策考えられませんか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。今、畜舎に限らず建築物の価格の高騰というのはかなりございます。今、畜産課長と話もさせてもらってるんですが、畜産課の意向としてはやはり建築費の高騰がありますので、牛舎を建築する場合のその補助金の額、この見直しをしたいということは要望を受けております。そこはしっかりと取り組んでいかなければならないということで、今、話はしているところでございます。

○16番（渡辺利治議員）

やっぱり牛を養う中で一番ネックになるのがコスト、コストイコール牛舎ですよ。牛舎が良ければ仕事もしやすい、新しい牛舎を作らんでも掘っ建て式でもいいわけですから、いろんな形で施策をしていただければ農家も一頭でも多く増やすことができる。そして、1万頭をなるべく切らないように。切ったらおしまいなんで

すよ、これは。それが畜産王国一番の狙いだと思っておりますので、そこあたりはずっとこれから先も予算化していくようにお願いします。

あと酪農振興事業も、これも全国的に厳しい状況なんですよ。その中で、曾於市においても……新しく酪農を始めたという人はほとんどいませんよね、親のものを譲ってもらってそれを規模拡大したという状況ではありますが、酪農事業に対してもうちょっとこれ、全体事業が少ないわけですが、何か思い切った施策というのはあるんでしょうか。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

酪農振興事業につきましては、新規事業は特別ないんですが、ただ先ほど市長が申しましたとおり、畜産生産基盤施設整備事業ですね。これの中で牛舎の改造であったり、スタンションであったりとか、施設に関する……また畜舎付帯施設、設備等についても酪農家に対する事業も入っております。

あと、9月補正でお願いしたとおり、特別支援のほうもしておりますので、取りあえず今の段階では、酪農支援はそういうところがあります。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

牛、乳牛に限らず、やはり食べさせるもの、飼料、これが一番の源なんですけど、これが——WCS、稲発酵粗飼料と言われますけど——これが昔というか、結構多くあったんですけど、田んぼの中のロールですね。これが最近少なくな見受けられる傾向でございます。

これは単純に考えれば米価の上がり、作るよりは米で売ったほうが高いような状況になったわけなんですけど、この取組状況が分かっているわけなんです。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

WCS用稲の面積でお答えさせていただきたいんですけども、水田活用直接交付金の実績で申し上げますと、6年度が約184haございます。7年度につきましては、今議員のほうで申されましたとおり、お米の関係、また離農が進んだこともあって、約143haの申請状況と今なっているところでございます。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

一番聞こえはいい自営業者ですけど、一番苦しいのは農業経営者です。それをいかに曾於市がいい方向に引っ張っていくかは、執行部、トップの市長、その手腕にかかると思っております。いかに事業を持ってくるか、それをいかに農業者に回し

ていけるか、そこが実際は……鍵がそこだと思っておりますので、今後いろんな事業を使いながら曾於市が、畜産業に限らず、お茶、農畜産業これがさらに発展することを願ひまして私の本日の一般質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○11番（松ノ下いずみ議員）

11番、松ノ下いずみでございます。4年ぶりの登壇で少し緊張しておりますが、地元の声を中心に、今日は質問していきたいと思っております。

大きな項目1、道路行政について伺います。

①今の道路行政は、予算不足で十分な補修ができないことは重々承知しておりますが、声を上げないことには行政には届かないようで、あえて質問いたします。

県道の質問に対しては、大隅地域振興局へつないでいただければ幸いです。

2年ほど前のことになりますが、舗装工事の業者さんがA地点の工事をするので御迷惑をおかけしますと挨拶があったのですが、役所の依頼でB地点に変更になりましたとのことでした。なぜ。

沈下があるところなので変わったのだらうと思いましたが、しかし、そのA地点は穴ぼこがひどくなったのもそのまま、損傷の度合いが高くないようなところが全面改装されたりして、何を基準に改修工事がなされているのか伺います。

②たからべ道の駅付近、閉山田から吉ケ谷にかけてはセンターラインも消えている箇所が多く見られます。さすがにはみ出し禁止のカーブが多いところではしっかり黄色線が引かれてありますが、センターラインが消えていると、雨の日や夕方は走りにくく、高齢ドライバーは困ると言われます。事故が起きないとセンターラインは引かれないのでしょうか。それでは困りますので、市長の見解を伺います。

③県道491号大川原小村線はくねくねで、狭い箇所が多く、その上、山からの搾り水が1年中出ている穴の修理後の連続で、路面全体がぼこぼこの修理跡になっているところや、ひどいところは砂利化しております。以前、改修のお願いをした箇所の効果は長くは続かなかったです。この道は生活道路であり、牧之原に向かう通

り抜きの木材運搬車、飼料運搬車も数多く通ります。それでもありがたいことに地域の貴重な小学生も住んで、毎日通学しています。拡幅は望めませんが、せめて凹凸改修の予定は立ててほしいというところですが、いかがでしょうか、伺います。

④写真が出てきますけれども。

(松ノ下議員、議場モニターに大川原キャンプ場入口の交差点の写真を表示)

○11番(松ノ下いずみ議員)

県道105号馬渡大川原線は、化成工場に運び込む廃棄物を積んだ大型トレーラーの往来が激しく、損傷がひどく、路肩の草木も茂り放題です。ひどい場所は今まで近くの方がボランティアでやぶ払いをされていましたが、体調を崩されたので来年はできないと思います。周りは大川原峡や悠久の森があるのに残念です。その上、大川原キャンプ場入口の交差点内は数年前に土砂崩れがあり、被害拡大を防止のためでしょうか、大型の土のうが積まれたままです。コンクリート防護壁などを設置し、交差点内を広くするのは難しいのか伺います。

併せて路面が波打っていたり、大きな穴も多く空いております。早急の改善をお願いしていただけますか。

⑤市道新田・阿邪里線は、以前も宮迫議員が公的なスピード規制をかけるように質問されていましたが、無理なようで、今も住民の方は暗いうちから走る木材運搬のトレーラーの振動や騒音、住宅壁にひび割れができるなどの被害を受けておられます。たまりかねた住民の方々が今年5月21日にスピード自主規制30km、午前7時30分前の通行禁止の立て看板を設置するように、沿線住民の署名を添えた嘆願書を市長と森林組合長宛に提出していますが、既に半年が過ぎました。今の時点での看板設置に関する状況を伺います。

⑥広域農道のそお街道の10号線以北の現在の路面状態はよくなっていますが、北校区に近いトンネル辺りから路側帯のやぶは数年放置されて、カシワなどの灌木も生えて伸びています。10号線に近いほうは毎年やぶ払いなどがされ、今年も既に着手しております。

予算の関係でしょうか、通過車両が極端に減るわけでもないのに、数年も放置しないで全線に渡りやぶ払いをしてもらいたいのですが、お伺いいたします。

大きな項目2番、曾於八景の一つ、桐原の滝周辺や悠久の森について。

①桐原の滝、滝下公園について伺います。8月の霧島市を中心とした線状降水帯による大雨で上流の霧島市……これも写真がありますので見てください。

(松ノ下議員、議場モニターに滝下公園の被災状況を写真で表示)

○11番(松ノ下いずみ議員)

北校区が床下浸水や道路損壊、水田は流れ込んだ土砂や流木で傷めつけられまし

た。桐原の滝、滝下公園も増水の被害を受け、園内の一部が土砂流出や流木が引っかかり、4か月経った今でも公園全体が立入禁止となっております。遊歩道吊橋には流木が引っかかったままです。現時点での復旧計画はあるのかお伺いいたします。

②桐原滝下公園右岸側遊歩道は、私が1期目在任中の令和3年6月議会で質問したときには、既に木柵は腐れかけて外れたり、遊歩道法面は大雨により流されていましたが、遊歩道自体は崩れることなく歩けました。現在の遊歩道は大雨による侵食が進み、歩道も斜めに落ちて、木柵は完全にないところもあります。市長の公約は「子どもたちが帰ってきたくなるまち」でした。同じように、観光客がまた来なくなるまちにしないと、壊れたままの観光地では再訪問はしてくれなくなるのではないのでしょうか。法面や柵が崩れても長年にわたり復旧しない理由をお聞かせください。以前は壊れた場所が県の河川か、市の区域か、どちらが担当かであると言われてました。あそこはもともと民有地を財部町が買い上げて、自然石を積み上げて造った場所ですから、市有地ではないのですか。市の負担ですべきではないのか、伺います。

財部町時代に計画して合併するまでの事業でした。河川との境であり、自然災害は免れないところですが、このまま放っておくのではあまりにもひどいです。ちゃんと整備したのであれば、修復していかないと、曾於市の価値が下がるような気がします。

③悠久の森の今の状況をどう思われますか。お伺いいたします。

以上の質問で、1回目の質問を終わります。

○市長（竹田正博）

それでは、松ノ下いずみ議員の質問にお答えしたいと思います。

1、道路行政についての①から④について、県道のことでございます。お答えいたします。

この①から④の4件につきましては、県道に関する補修などのお伺いになりますので、市としては具体的なお答えはできないところですが、このような場合は土木課へ連絡をいただき、詳細な場所などを教えていただければ県のほうへおつなぎをしたいというふうに思っております。

次に、1の⑤の市道の新田・阿邪里線の嘆願書の件について、お答えいたします。

今年5月21日にいただいた嘆願書につきましては、市としましては道路管理者として時間、速度などの規制を講じる看板の設置はできないために、それに代わる看板設置に向けて森林組合と協議を重ねたところです。先日、看板につきましては、森林組合で設置するとの申出があったところですが、内容につきましてはこれからとなります。少し期間を要しておりますが、なるべく早い段階で設置できるよう進

めてまいります。

1の⑥広域農道そお街道について、国道10号線から財部側は、最近は路面改修がなされていますが、路肩の草木はコロナ禍後ほとんど払われず、茂った状況です。農道だからという理由かについて、お答えします。

国道10号線から財部側の今年度の伐採は3社に委託を発注しております。例年11月頃までには契約しておりましたが、今年度は8月豪雨の災害対応等もあり、耕地事業全般に発注業務が1か月ほど遅れているところです。

委託の内容につきましては、茂っている箇所を中心に路肩の伐採と併せ、法面高所の伐採を発注しております。

大きな項目2番目の、曾於八景の桐原の滝や悠久の森についての①桐原の滝下公園の豪雨災害後の復旧状況について、お答えします。

本年8月7日からの豪雨により、河川が氾濫し、多くの流木等が流され、桐原の滝下の護岸が浸食されております。また、公園内にも水が流れ込み、あずまや周辺の浸食及びトイレなどへの給水管が破損しております。

河川部分につきましては、溝ノ口川の管理者が県になっておりますので、公園内の補修を行う前に、県河川の護岸補修が先決であるために、現在、県と協議中であります。

2の②滝下公園の右岸の遊歩道について、お答えします。

以前、質問のありました桐原の滝下公園の右岸の遊歩道の復旧につきましては、令和3年に県との協議を行い、要望を提出している状況であります。また県の改修工事が行われていない状況です。本年度8月の豪雨災害の際に、今回の災害及び令和3年度の経緯についても報告をさせていただいております。今後、更に協議を重ね、早期復旧に努めてまいります。

2の③悠久の森の今の状況をどう思われるかについて、お答えいたします。

悠久の森は、全国遊歩百選に選ばれるなど、すばらしい自然環境が体験できる場所であり、秋になると紅葉の状況などの問合せもいただいております。

また、たからべもみじの森の会と協力して植樹を進めているところです。

しかし、整備当時の施設の一部につきましては、利用ができない状況のものも見受けられます。今後は、継続的に維持管理可能な範囲での施設の維持・更新を検討してまいります。

○11番（松ノ下いずみ議員）

県道については、県へとつないでいかれるということですがけれども、それはもう分かっておりますけれども、その前に市長にお聞きしたいことがあります。

今回の選挙で市内を隅から隅まで行かれたと思いますけれども、この状況を見て

どんなふうに思われましたか、お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も選挙戦におきまして、市内全域回らせていただきました。やはり道路の事情というのは非常に……県道について言いますと、センターラインが消えているところ、そして、やはり道路の傷みの激しいところ、非常に多く感じたところでございます。でしたので、この県道の件に関しましては、先般11月の下旬に、大隅地域振興局への要望事項がございました。毎年、これは振興局へ要望するわけですが、その中でも曾於市内の県道、センターラインであったり、停止線であったり、それから道路の傷み、そういったものが非常に多いと。それから歩道の、やはり草の生い茂りですね。そこを今、早い段階で対応していただきたいという要望もいたしました。

あと、特に私、選挙戦で回っているときもでしたけれども、財部の2号線のちょうど正ヶ峯のところなんですけど、どうしても大型車同士が離合できない部分があります。そういった部分も今、県のほうへは強く訴えている現状でございます。

○11番（松ノ下いずみ議員）

市長も大分傷んでいるということはお分かりのようで、これからは何回も県のほうに要望していただければありがたいです。

そして、今回の質問に対して、振興局のほうから私に連絡が来たんですけども、2号線とか頻繁に通る道のほうが最優先となると言われました。けども、同じ市民です。市街地に住んでいようが、周辺部に住んでいようが、同じ曾於市民、鹿児島県民です。その人たちの声を聞くというのは本当に大事なことかと思いたくはありますが、市長に対してはそれも本当に、県のほうに大いに話していただければありがたいです。

こういうこともありました。もう10年ぐらい経つんですけども、知人が県の道路パトロールカーに乗っていて、予算不足で小さな穴は見逃しているということもお聞きしました。それではやっぱり市民に対しては、サービスは行き届いていないのかなと思います。通る人は少ないですけども、なかなかそこら辺を予算がないで済ませるじゃないけれども、県はそういうふうに見ていますので、本当に精一杯声を届けていただければ、周辺部に住んでいる人たちも頑張って、周辺部に住んで先祖の土地を守っていききたいという気持ちもありますので、そこら辺は十分に県のほうに言っていただくようお願いいたします。

県のほうで、悠久の森の入口の大型土のうが積んであるところ、その返事はいただいたんですけど、うんって納得いかないところがありましたので、ここでいたし

ます。

大型土のうをなるべく山のほうに寄せて道を広くする、それしか今のところないと言われたんですけれども、それじゃなくて、本当に、あそこはカーブだし交差点なので、やっぱり大型も多いので、通行するにはすごい大変なんですけれども、コンクリート壁の防護柵というのはできないのか、そちらのほうも要望していただけないでしょうか。

○市長（竹田正博）

今、御質問のありました、ちょうど悠久の森の入口のところだと思います。私も先般、ウォーキング大会に行ったときに、まだこのままなんだなということを思っておりまして。地域振興局のほうに、この修復の予定であったり方策、そういったものをちょっと確認をしてみます。そこで今、おっしゃられたコンクリート擁壁ですね。そういったものができないのか、そこは問合せをしてみたいと思います。

○11番（松ノ下いずみ議員）

なるべく早く対応していただけるようによろしくお願いします。

それと、山間部は産業動物飼育や産廃処理などの施設もあり、住人は少ないですけれども、異臭等の環境悪化や騒音に悩まされています。その上、道路状況も悪いのではひどすぎます。そこら辺もしっかり考えて、県のほうへつないでいてもらいたいと思います。

県道のほうはしっかりつないでいて、少しでも早く改善していただければと思います。

それと、私、今日挙げたのは、私の住んでいる地域だけですけれども、大隅とか末吉なんかも周辺部は本当に荒れた状態というのも聞きますし、そういう声を届けていっていただければと思っております。

そして、市道新田・阿邪里線のことですけれども……。

○議長（重久昌樹）

ここで、松ノ下議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時12分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、松ノ下議員の一般質問を続行いたします。

○11番（松ノ下いずみ議員）

市道新田・阿邪里線のことなんですけれども、なるべく早い段階で設置できるよ

う進めてまいりますという答えなんですけれども、この線は本当に長い間、皆さん、あそこはどんどん住宅が増えていっているところですし、それに伴い道路も広く拡張されていて通りやすいし、森林組合には都城志布志線を通ってくると本当に近い道なんです。それをもう本当、この新田の人たちは長いこと悩まされているので、文言を考えるとというのはもう本当に、あんまり早くから走らない、それとスピード30km規制をしていただければ、住んでいる人も30kmだったらいいよねという話をしたら、もうそのくらいだったら影響がないからという、そのくらいのあれでいいと思うんですけれども、なるべく本当に早くしていただかないと大変なことになると思いますので、こちら辺はよろしく願いいたします。

それと、広域農道の件ですけれども、どうして10号線以南は市道、10号線以北は農道ということを聞いたんですけれども、それはどういう関係でその状況になっているのか。同じ、車は本当に同じような車が通るので、同じように市道とかにできないのか、お伺いいたします。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えします。

若干詳しいことは私も正直言って分からない部分もあるんですが、私の記憶によれば、末吉側はもともと「その他市道」とかがほとんど走ってまして、それを農道として整備したというふうに聞いております。農道自体……1級市道、2級市道、当時町道だったでしょうけど、そういったのは補助事業に、耕地の事業にはできないというふうなことを聞いたので、市道だったというふうに思われます。当然、財部側は市道が部分的には、今の路線図を見る限りでは一部はあったとは思われますけど、ほとんどが新設された道路だというふうに思っています。その関係上、農道というふうな位置付けになったかというふうに、私のほうは考えております。

以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

位置付けはどうであれ、同じ車が、大型車が本当に今、通りますので、管理作業としては市道と同じようにしていただくわけにはいかないのかお伺いいたします。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えします。

先ほど市長のほうからも答弁ありましたが、今年度につきましては今3社業務を委託しております、伐採のですね。先ほど松ノ下議員から言われました10号線に近いほうは若干早めに発注した関係もあって、今、伐採がほぼ終了しているところです。それから以北というか、財部北側につきましては2社業務を今発注しております。その中で、伐採及び法面の高所の伐採も含めて現在発注しております。

先ほど市長からの答弁もありましたように、完全に全て伐採するわけではなくて、業者と打ち合わせて茂って危険な場所とかそういうところを中心に伐採をいたします。皆さんからこういったところをしてほしいとかありましたら、今、発注している業務の中でできる限り対応したいというふうには考えております。

以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

それではここら辺をきれいにしてくれという要望をなるべく出すようにしますので、よろしくお願いいたします。

これは私の提案なんですけれども、毎年、次年度の自治会長名を届けますが、そのときに自治会にとって改修してもらいたい道路補修や法面、支障木除去等の要望を挙げてもらえば各地の状況がつかめるのではないですか。箇所と損傷度合いが分かればそれなりの対応もできると思いますけれども、そうやって、こっちのほうが一歩いからこっちを先にしてくれとか、そういう具体的な内容が分かれば、市民の方々の不安も少しは解消できるのではないのでしょうか。予算も立てやすくなると思いますけれども、そういうやり方というのはできないものなのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

自治会の総会等で、そういった議論をしていただいて、市のほうへ要望をいただくというのは非常に大事なことだとは思いますが。

ただ、今、そういったマニュアル等もございませんので、先ほど言われました新田自治会みたいに要望書で上がってくるところもございません。そういった部分はないかということで、職員も今、自治会担当の職員も配置はしてございますので、そういった部分で聞き取りをするなり、そういったことはできていると思っておりますので、何らかの方法でできれば、そういった取組もしていきたいと思っております。

○11番（松ノ下いずみ議員）

少しでも市民の皆様が暮らしやすくなるように御配慮いただければありがたいです。

そして、大きな項目、曾於八景の一つの質問をいたします。2回目の質問をいたします。

滝下公園の災害については、現在、県と協議中でありますということですが、滝下公園のあずまやがあるところは、県が護岸をしなくても、あずまやとかトイレがあるところは市独自で災害の対処はできないものなのでしょうか、お伺いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました公園の敷地のことだと思いますが、こちらのほうにつきましては、市の技術者の方とも一応打ち合わせをしております。現地のほうを見ていただきまして、公園敷地内だけの整備をしても、また同じように増水すれば、護岸のほうが浸食されていますので、その護岸を直さないことにはまた同じような現象が起きてしまうという判断をいただいております。ここは先ほど市長のほうも答弁されましたとおり、県との協議を早急にいたしまして、そしてその護岸のほうを早急に復旧していただいた後に、市のほうでまたこの公園敷地内の整備のほうを行いたいというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

護岸をしないと上部のほうだけできないというのは私も分かっているんですけども、滝下公園のトイレがあるところも、やはりそんなふうになるんでしょうか。あそこは護岸とは関係ないような気もするんですけども。それで、その滝下公園のところは、もう入り口からロープが張ってあって進入禁止になっているんですけども、桐原の滝は唯一というか、あまり下から眺められる滝というのが少ないらしくて、珍しい滝なんですけれども、せめて崩れているところまで行かないように、中まで入って滝を眺められるという、そういう工夫はできないものでしょうか。3月になると桜が咲き始めるので、やはり観光客の方が来られます。県に頼っていたのではいつ復旧できるのか分からないので、そこら辺は市としては何も考えておいてにならないのでしょうか、お伺いいたします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今の公園のトイレの周辺につきましては、もちろん市の管理でしています。その辺につきましても、入口から今トラロープが張ってある状況でございます。というのは、来場者の方たちがもし転倒されたりとか、もしつまずいたりとかされて、穴に入ってしまったけが等でもされたときに、市の責任というのがございますので、今、入り口から中のほうに入らないような措置ということで、応急でしているところでございます。先ほど申しましたとおり、県との協議が早急に進めば、市のほうでまたその周辺も整備ができるというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

確かにロープは2か所張ってありますけれども、足跡がたくさんついていました。

お客さんは何人も入って行かれたようです。そこら辺はもう自己責任ということしかないんでしょうけれども、やっぱり見たいものは見たいというので入って行かれるんでしょうけれども、入って行かないようにするには、もうちょっとしっかりとした柵をしないと、あのままでは簡単に入って行けるので、そこら辺はどう思われますか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりトラロープを今張っている状況で、入り口には危険ですので入らないでくださいというような注意書きも一応してあります。ただし、入られる方というのは、本当、どこからでも実際入れます。ロープの横からでも入ろうと思えば入れます。そこはもう本当、自分の自己責任という形になるかというふうに思いますが、市のほうとしては今そのような措置を取らせていただいているところです。それでも、このトラロープと注意表記だけで足りないようであれば、それなりの対応を、また早急にしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

本当人間はどんなことがあっても入って行こうと思えば入って行けるんですけれども、それ以外に方法がないと言われるのであれば、本当に県に一刻も早く修理してもらうように要請していただきたいと思っております。あそこ自体はもう自然災害は免れない場所でありますけれども、このまま放っておくのには余りにもひどいです。そこら辺はしっかり考えて、県への要望をしていただきたいと思っております。

次に、悠久の森の今の現状をどう思われるか伺ったところによりますと……滝下公園の右岸の遊歩道についてですけれども、あそこはもう写真で見ても分かるように、やはり河川の工事のほうが先だとは分かっておりますけれども、今までずっと放っておかれた理由というのは、県が対応してくれなかったのか、それとも曾於市のほうが要望が少なかったのか。そこら辺はもうここ何年も放っておかれていますので、もう入って行けるような状態ではないと思いますけれども、県が護岸工事をしてくれて、その後、また整備をしていくつもりはおありですか、お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

これは以前、令和3年でした。ちょうどこの遊歩道の柵も大分壊れていまして、すぐ県のほうへ、この工事の、復旧の方をお願いしたところでございました。県の

ほうといたしましても予算がつき次第というお話でしたので、それを待っていた経緯がございます。その中で、今回、かなりまた浸食したような状況になっていると思います。またこちら側の水田のほうにも大分土砂が入り込んだ状態であったのを私も確認しております。

やはり河川管理者である県のほうが、この川のところのいわゆる河床の土砂の除去、それから寄り洲、そういったものも含めて工事していただければ、やはりまた同じような結果になるのかなというふうに思ったりもします。それがしっかりと、県のほうが予算がしっかりと整わないと、復旧するに当たって県の予算なのか、市の予算なのかという、こちらの遊歩道の関係はなりますけれども、しかしながら河川の側が復旧しない段階で工事を行うと、また同じ、二の舞になるのかなというふうに思っておりますので、やはり県の復旧を待って、そこで計画を立てて、県と協議しながら進める。それが一番の方策だと思っております。

○11番（松ノ下いずみ議員）

本当に県頼みとなると、いつになるか分からないので、市長はあそこ、本当に観光地として持続していくのであれば、そこら辺は早く要望していただかないと、観光客は逃げて行きますので、そこら辺はよく考えてしっかりと要望していただければいいと思います。

桐原の滝下公園辺りの整備は少しでも早く復旧して、曾於市の大川原峡辺りが本当に賑やかになってくれればうれしいと思います。

若い人たちも、今結構アウトドアがあるので、たくさん呼び込めるといいと思っております。よろしくお願いいたします。

最後の質問になるんですけども、悠久の森について。市長答弁にありますけれども、全国遊歩百選に選ばれているというのは私も知っております。そして美しい日本の歩きたくなる道五百選にも選ばれています。

以前は希少動物などの保護のために林道は全面車両通行止めでしたけれども、車椅子の方とか足の弱い方々でも奥のほうへ行けるように議会で協議し、議決、車両乗り入れできるようになったと記憶しています。当初は自然を楽しみたい人々の車両乗り入れがほとんどでしたけれども、そして都城方面の幼稚園なども川遊びに水深が浅いし、日陰だということで、多々来られておりました。

ここ数年のことですけれども、年間時期を問わずに、木材伐採搬出のために4トン車で林道を運搬し、県道沿いの広いところで大型車に積み替えています。梅雨どきだろうが、雨の日だろうが、お構いなしに走るので、道路はわだちができていました。道路脇の植物はほこりっぽくなっていて、今年の8月初めに行ってみたら、何組か歩いておられましたけれども、どこを歩こうにもわだちには泥水、高いとこ

ろも泥々、おまけにトラックが来れば避けなければならない、林道の奥まで行けなかったでしょうね。がっかり気分で帰られたと思います。こんな状況の悠久の森についてどう思われますか。今はこの前、ウォーキング大会があったので整備されていますけれども、それまでの道を見るとすごいことでした。市長はその現状は知らなかったと思いますけれども、整備するにも本当にショベルで何回も何回も押されたと思いますけれども、こんな状況、どう思われますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃられるとおり、私もウォーキング大会前の現状というのは把握しておりませんでした。やはり森林伐採においては、最近是非常に機械の大型化もあるし、運搬車両の大型化もございます。したがってかなりの重量がかかるわけで、そういった道路の傷みというのも非常に深刻な問題でございます。伐採事業者においても搬出における経路であったり、方法であったり、そういったものは全て耕地林務課のほうへ伐採届と同時に届けるようになっておりますので、やはりそこでしっかりとした指導を徹底するべきだというふうに思っておりますので、今後そういった形で、伐採の事業者、搬出の事業者にもそういった責務をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

○11番（松ノ下いずみ議員）

あそこは林道ですけれども、森林公園内にある林道ということで、通るなどとは言えないと思いますけれども、でも通る道というのは市が許可をしているんですよね。林道は林道でも公園内の林道ということで、そこを業者の人に分かっていただいて搬出……、あそこは春先の4月ぐらいから秋の紅葉の11月ぐらいまでは本当に人が多いです、夏場も多いです。そういうところにダンプが入ってくるというのは、ちょっと抵抗があるんですけれども。伐採業者もあとどのくらいおられるか分かりませんが、搬出できる時期というのは決めるわけにはいかないんですか。12月から3月までは通っていいですということはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○耕地林務課長（入来 満）

お答えいたします。

あそこの道路につきましては、国有の林道でもありますが、市道ともなっております。なので、交通を規制することは基本的には公道なので、なかなか難しいのが現状です。

それと、先ほど言われました伐採の運搬につきましては、そこは国有林の伐採でありまして、国有林の場合はちょっとうちのほうに届けでは出さなくていい制度に

なっておりますので、制度上、そういうことになるかと思います。

私のほうからは以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

あそこを悠久の森って名づけるときには、国有林、国から財部町が譲り受けたという認識があったんですけれども、その奥のほうからの伐採なんですね。それを公園を守っていくというのを国のほうに言って、どうにかできないものでしょうか。難しいかもしれませんが。

○耕地林務課長（入来 満）

この道路につきましては、我々のほうにも若干ぬかるんでいるとか、そういった話があり、搬出業者とは協議を確か1回以上はしたかというふうに記憶しているところです。

私のほうからは以上です。

○11番（松ノ下いずみ議員）

私はあそこの地元に住んでいて、本当に素晴らしい場所だなというのを思っているんですけれども、曾於市の皆様はどんなふうに思っているのか分かりませんが、あそこはもしそんな状態が続くのであれば、曾於市のホームページは最初のほうに、桐原の滝とか、悠久の森とか、いっぱいきれいな映像で流れてきます。そこをお客様はそれを見て来られるわけなんですけれども、その状態を見たらがっかりされると思うんですけれども、ホームページから削除するわけにはいかないんですか。そこを見て来られるわけで、現地に来て、こんなところかってなったらもう本当に二度とは来られないと思うんですよ。どう思われますか、市長は。

○市長（竹田正博）

今、伐採事業者が国有林の伐採ということをお聞きしました。やはり伐採の事業者には、やはりその現場に入って、そして作業が終わって出ていく、そういった場合には原形復旧ということは基本にしておりますので、しっかりとそこは守っていただくように指導をしていきたいというふうに思っております。

また、景観を損ねるのではないかとということなんですが、そのあたりは、やはり国有林側の管理者とも、例えば搬出の車を少し小型の中型であったり、小さい車にできないか、あるいはその観光に来られる方への配慮、そういったものの申し入れはできると思っておりますので、ちょっとそこは調査をさせてください。

○11番（松ノ下いずみ議員）

搬出の期限を定めることができないのであれば、それこそ看板を立てるのはどうかと思います。林道であるので運搬車が通りますって。そこら辺は御理解して散策してくださいという看板を立てていくのはどうかと思います。だけど、本当に

業者の人たちも雨上がりは通らないでとかそういう、梅雨時はあんまり通らないと思うんですけども、林道ではあるけれども公園内であるということをしっかり通知していただければ、また考えていっていただけたと思うので、そこら辺はよろしくをお願いします。

本当にあその場所は山間部ですけどもいい場所ですので、ぜひそこら辺を強くアピールしていただければ。それとホームページにもやっぱりそういうことがある、運搬車が通ることがあるとか、まだ今は護岸の整備もできていないので観光的にはちょっと大変なところもあるけれどというのも、ホームページなんかで知らせていただければ、それを見てやっぱり観光客の方は来られるので、そこら辺は考えていただければと思っております。

これで質問終わります。よろしくお願いします。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○議長（重久昌樹）

次に、通告第4、薬師康浩議員の発言を許可いたします。

○3番（薬師康浩議員）

3番、薬師康浩です。私は、市民が思い描く未来の曾於市と竹田市政が思い描く未来が、市民の思いに寄り添って初めて「子どもたちが帰ってきたくなるまち」になると考えております。

初めての一般質問で、的を得ない点もあると思いますが、私の質問は大きく三つ、小さく七つです。

1番目、曾於市の景観について。

景観を守ることが、安心安全につながるという点で。まず①夏場、市が保有する施設（旧財部支所跡地や財部ウッドタウン等）において、草木が生い茂った状態である。市民や集落と連携してうまく管理できないか。

②特にウッドタウンにおいては、市営と県営の建物が並んでおり、南側の県営部分は特に草が生い茂り、管理されていない状態である。県に相談できないか。

③通学路である県道2号線の財部小学校の西側の横断歩道や歩道は、人が通れないほど草が生い茂っている状態がありました。子供たちの通学路の安心安全の対策が必要ではないかという点です。

大きな二つ目に、eスポーツの活用方針について。

近年、鹿児島県内でもたくさんの自治体に取り組んでおり、様々な用途で活用されています。

①竹田市長の公約であるeスポーツの環境整備について、今後どのような展望を持っているか。

②家庭におけるオンラインゲームでの問題は、かなり重要度の高い問題である。チームで取り組むeスポーツを通じて、コミュニケーション能力や協調性を育むことを目的に、eスポーツを活用する計画はあるか。

③曾於市の高い高齢化率（令和7年11月末44.1%）を踏まえ、認知症予防と医療費削減は最重要課題である。eスポーツをどのように位置付け、活用していくか問う。

大きな三つ目、いきいき親水公園について。

財部の数少ない公園で、市民の笑顔が生まれるじゃぶじゃぶ池です。①令和4年度から予算が組まれているが、修理がなされていない理由をお伺いいたします。

以上を1回目の質問といたします。

○市長（竹田正博）

それでは、薬師康浩議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2の③以外については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2の③については、教育長が後から答弁いたします。

1、曾於市の景観についての①、夏場、市が保有する施設において、草木が生い茂った状態である。市民や集落と連携して、うまく管理できないかについて、お答えします。

市が管理している施設については、定期的に見回りを行い、また、市民の方から連絡があった場合には現地を確認し、年間2回から3回シルバー人材センターに委託して草刈り等を実施しているところではありますが、御指摘のとおり、夏場は草刈り等、管理が追いつかない状況もあります。

市民や集落・団体等で協力していただければ、協議していきたいと思っております。

1の②ウッドタウンにおいては、市営と県営の建物が並んでおり、南側の県営部分は特に草が生い茂り、管理されていない状態であるが、県に相談できないかについて、お答えします。

公営住宅であるウッドタウン財部は、市営住宅13棟、県営の住宅15棟で構成されており、住宅敷地における除草等の管理は、市と県においてそれぞれ行っているところです。

県営住宅における除草管理がなされていない状況については、県に申入れを行い、適正な管理をお願いしたいと考えております。

2のeスポーツの活用方針についての①eスポーツの環境整備について、今後どのような展望を持っているかについて、お答えします。

2の②eスポーツを通じて、コミュニケーション能力や協調性を育むことを目的に、eスポーツを活用する計画はあるかについて、お答えいたします。

3、いきいき親水公園についての①令和4年度から予算が組まれているが、修理がなされていない理由はについて、お答えいたします。

利用開始から28年ほど経過し、施設の老朽化により池の漏水やポンプの不具合等発生し、滝の壁等にはひび割れがあることから安全上の問題もあるところです。

以上でございます。

— 151 —

それでは、2の③eスポーツをどのように位置付け活用していくかについて、お答えいたします。

eスポーツは、若者だけではなく、機能回復の観点から高齢者にも親しめるスポーツとして普及しつつあります。

曾於市でも、本年9月にeスポーツの一種であるUD e-スポーツ大会を開催しました。年齢や障害の有無を問わず、誰もが参加できるのがeスポーツの特徴であり、多くの市民が参加し、楽しんでいただきました。

今後も、認知症予防や市民の交流の手段としてeスポーツを活用していく予定でございます。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

まず、曾於市の景観についてなんですけど、市が管理している施設について定期的に見回りを行って、市民のほうから連絡があった場合は、現地を確認してから年に二、三回草刈り等を行っているということなんですけど、実際使われていない施設、また、公園のように使われている施設では、その頻度はどのぐらい違うんでしょうか。

○市長（竹田正博）

では、お答えいたします。

公共施設につきましては、やはり定期的に除草などをするというのが基本だろうというふうには思います。

確かに、御指摘のあるとおり、例えば、施設の中で利用されていない施設については、なかなか発注できていない部分もあるかと思います。頻繁に利用される施設については、それだけ市民の方々も関心が高いことですので、連絡をいただいたりするわけですので、やはり今後は、しっかり各課の管理施設である分については、しっかりと定期的に見回って、草の生い茂っているところについては、しっかりと整備をしなければならないだろうというふうに思っております。

○3番（薬師康浩議員）

まちの中の公園等につきましては、夏休みに入る前など、今から子供たちが使いたいとか、今からここは使いますよというところでは、もちろん草払いをして状況に備えられていると思うんですけど、参考資料でちょっと写真を準備しているんですけど。

（薬師議員、議場モニターに旧財部支所跡地の草が繁茂している様子を表示）

○3番（薬師康浩議員）

これが旧財部支所の跡地であります。これを撮影した日付が、9月に撮影した写

真であります。

このように、今使われなくなった市役所の跡地になる道路沿いが、このような状況があり、今はもうきれいに刈られている状態。ただ恐らく、市民から指摘があったときに確認して、多分その状態で草刈りがされたのではないかなとは思いますが、やはりこの状態まで伸びるまで、近隣の住民の人、市民の人たちは、この景観をずっと見ていないといけない。

また、御高齢であると、それをどうにか自分たちでできるわけでもなく、市役所の管理の地なので、勝手にすることもどうなのか分からない状態にあります。

なので、景観を守る意識として、使われなくなったところではあるんですけど、所有している施設の景観の管理はしっかりとしていかないと、結局、市民が困ってしまうという状態に陥っています。

その問合せがあった場合に、草を刈られると思うんですけど、年に二、三回草刈りがされるという中で、その要望があって、草刈りをした場合は、その年の二、三回のうちの1回としてカウントされていくのでしょうか。

○財部支所地域振興課地域活性推進室長（小八ヶ代博史）

それでは、お答えいたします。

旧財部支所庁舎の管理としまして、今年度の実績としましては、花壇等の草刈りとか草取りのほうを8月、9月、10月に1回ずつ行っております。依頼のほうは、シルバー人材センターに依頼しております。

また、職員のほうで除草剤の散布等を3回ほど実施しております。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

草刈りを発注される時期等は、市役所のほうで計画されると思うんですけど、その計画する、いつどの時期で……例えば、旧財部支所の跡地をいつどの時期で草刈りしますよというような情報を、その近隣の自治会の自治会長なりには、計画は伝えてある状態なののでしょうか。

○財部支所地域振興課地域活性推進室長（小八ヶ代博史）

それでは、お答えします。

予算の関係もありまして、年間、何回刈れるか、それは年度当初に一応、依頼するシルバー人材センターと事前に協議をして年間計画は作っておるところです。

周りの市民の方々には、いつ実施するかというのは伝えてはいない状況です。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

それについてなんですけど、市民の方々はいつ草を刈ってもらえるかどうなのか

というのが、やはり一番気になっている点でありまして、それをせめて自治会の長である方に伝えることで、一つその市民の方々の不安が解決するのではないかと考えます。

仮になんですけど、市役所のほうが、目が行き届かない、手が届かないという状況があるようなのですけど、これを例えば、今、実際、自治体と何か連携を取れて、自治会に恩恵があるような何か例というか。例えば、自治会に、その草払いをしてもらうかわりに、いつでもその施設は使っていいですよみたいな。そういう、ただ自治会のほうにお願いしたりという、負担になるだけではない、自治会の市民と行政が情報共有ができているような例がないかなというふうに僕は思っているんですけど。何かそういう点で、うまく景観が管理できているというような場所は、どこかいい例はないでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられたような、例えば、自治会とそうした連携の取組、そういったところは、今私も聞いておりません。ただ、財部のほうでは県道2号線のちょうど大川原から霧島境のほう、こちらのほうは県と協議をされて、地元の有志の方々が年に何回か草刈りをされているようであります。

それについてのその契約条件とか、そういったものは、ちょっと伺っておりませんが、有志の方々が毎年きれいに除草をされているという部分は聞いております。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

今現在、市民の方々から曾於市のほうに年間どれぐらい、そういう草木が伸びている状態があるのでどうにかしてもらえないかという、回数というのは全体でどれぐらいあるんでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

市の施設であつたりとか、あと県道、市道、農道いろいろございます。そういった中で、それぞれの担当課に恐らく連絡が来ているものと思われそうですが、ちょっと件数は把握はしきれていないところでございます。

○3番（薬師康浩議員）

今後そういうふうに、市民のほうから各担当課のほうに要望が上がってくると思いますが、できれば一つ情報を自治会のほうに共有していただければ、少しでも状態がひどくなる前に解決できるのではないかと思いますので、できればその近

隣の自治会のほうに情報を共有していただければと考えております。

次の質問に行かせてもらいます。

ウッドタウンについてなんですけど、先ほども答弁があったように、県のほうに伺いを立てていくということで、一つそれはそれでも質問の答えをいただいている状態ではあるんですけど。今、財部ウッドタウンの入居の受入状況というものはどういう状況なのでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

先ほど市長から答弁がございましたとおり、ウッドタウン財部につきましては、市営住宅13棟で25戸、公営住宅15棟で30戸で構成されておる中で、市営住宅の入居で申し上げますと25戸のうち16世帯が今入居されております。入居率が65%。

一方、県のほうは、こちらのほうでは承知していないところです。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

入居状況ではなく、新規の受入れの状況はどのようなになっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

現在、ウッドタウン財部のほうに入居されたいという希望がありましたら、窓口のほうで相談を受けるというところになりますけれども、このウッドタウン財部のほうが一番早いところで、令和元年度に建設されたものでございまして、現在37年目を経過するというところでございます。

今、公営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画というものがございまして、この中で政策空家というところでの指定というところも進めているところでございます。

一番古い建物につきましては、平成元年度建築の4棟になりますけれども、こちらにつきましては、今年度から17年度までの政策空家の指定期間となるところでございまして、その後、令和8年度から、そして、令和9年度からというところで、3か年にわたって建設されたものを1年ずつずらしながら政策空き家というふうに指定をするところでございます。

よって、政策空家となりますと、当然ながら、この中の入居ということはもうできないということになりますので、今そのような状況でございます。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

今おっしゃられたとおり、もう入居を受け付けないという状況がどんどん進んで

いくと思います。

市営住宅、公営の住宅に関しましては、共有部分というものも恐らく入居者の方々に本来管理していくというようなのが一般的だと思うんですけど、やはり入居をもう受け入れていないという状況になりますと、入居率も年々下がっていくという状態になり、環境を整える人数が少なくなるとなると、年に1回、年に2回、入居者でその環境をきれいに整えようと思っても、高齢の方がいらっしゃったり、共働きだったりという状態で、なかなか全体を入居者だけで管理するというのは難しくなると思います。

また、これはウッドタウンだけではなく、ほかの市営住宅等も同じような状況になるのではないかなと思うところなんですけど、今入居されていないところに関しては、市のほうが委託で管理をしているという状態だと思うんですけど、この質問である県の管理という部分において、やはり市営の部分のきれいにできていない状態で県にお願いできるものなのかなというところも、また一つあると思います。

県のほうに今後依頼をしていってもらえば、ウッドタウンのほうは少しずつきれいになっていくのかなという部分もあるんですけど、本日、渡辺議員の質問でもありました、使用されなくなった後も、また管理のほうが大事になってくると思いますので、そちらのほうも併せてお願いしていきたいと思います。

次の質問に入らせてもらいます。

通学路である県道2号線の財部小学校の西側の横断歩道や歩道が、人が通れないほど草が生い茂っている状態がありました。

写真のほうを、参考資料のほうをお願いします。

(薬師議員、議場モニターに草木が繁茂し歩道が覆われている様子を表示)

○3番(薬師康浩議員)

こちらが、財部小学校の西側に100mぐらい行ったところの横断歩道であります。ちなみに、この歩道側に財部小学校がございます。これも同じく9月、10月、この状態が続いてまして、この状態になるまでに、恐らく夏休みが終わってから、若しくは夏休みが始まる前からこの状態があったのではないかなと思っております。

ちなみに、11月21日に財部小学校の遠足があったんですけど、そのときには、ここはもうきれいになっていたという状態なんですけど。令和4年の6月の一般質問で、瀬戸口議員の子供の事故予防についての質問において、通学路等安全推進会議にて通学路の安全を実施していくというふうにあるんですけど、現在もその通学路の安全対策の更新がなされているのか。

3年前の状態から3年たった今現在で、このまちの状態がある中で、果たして、3年前の通学路等の安全推進会議が、まだいまだに……今更新されているのかとい

うことをお尋ねいたします。

○教育長（中村涼一）

交通安全については、市役所内の関係各課、特に、学校教育課、土木課が中心になってしております。

基本的に、これまで我々がこの通学路点検といたら、例えば、交通安全上、ガードレールがないとか、側溝に蓋がないとか、そういうところが、ほぼ今まで中心で見てきたところで、今回この写真を拝見させていただいて、こういう樹木のこのについては、ちょっと我々も少し認識がなかったかなと思っております。

どうしても交通安全、それから、危険な箇所がないかということで、こういうふうに草が生えている、子供たちが通る場所まで生えているというのは、ちょっと本当に申し訳ないんですが、把握していませんでした。

そして、基本的に、この通学路に関しては、それぞれの学校で点検をしていただいて、それを教育委員会で集約して関係各課と見ていくという形になっております。

通学路、それぞれ20校ありますので、我々としては学校にお願いして、学校のほうでPTAの保体部とか学校の職員が見て、「ここは危険だ」と保護者からのそういうのがあって、それを集約するという形で今進めております。今後、こういう通行の邪魔になるような、こういう樹木のこういう管理についても、我々としてはまた観点を設けて見ていきたいと思っております。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

子供の命に関わることでありますので、ハード面から——今おっしゃられたとおり、ハード面も確かに大切なんですけど、こういうふうに季節で姿を変える通学路をまた改めて再認識させていただいて、安全の状況を今後いま一度見直していただければ、子供たちの命をつなぐという形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次、大きい質問の2番目になります。

○議長（重久昌樹）

ここで、薬師議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩	午後	3時12分
再開	午後	3時22分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、薬師議員の一般質問を続行いたします。

○3 番（薬師康浩議員）

続きまして、e スポーツの活用方針について質問いたします。

竹田市長の公約の中に、e スポーツの環境整備というものがありました。e スポーツと言われてもよく分からない方が多いと思いますが、2027年のサウジアラビアオリンピックの競技に一度採択されているスポーツでもあります。簡単に言いますとテレビゲームで勝負をするスポーツです。

今年に入り、鹿児島県内の市町村でもたくさんのe スポーツのイベントが開催され、自治体のe スポーツへの取組に意欲が見られます。本市も市長の公約にあるように、ほかの自治体に遅れを取らないタイミングだと考えております。

鹿児島県内で例を挙げても、始良市の5,000人の来場者を記録したイベントや、伊佐市のゲーム内に登場する場所を利用した伊佐市を聖地化するPR事業、子供たちの笑顔のために種子島の商工会青年部によるまちおこしなどいろいろな用途があります。

また、子供たちのオンラインゲームでの問題になるという暗い部分を持つのもこのe スポーツであります。現段階において曾於市の進めるe スポーツの環境整備というものが、まちづくりや教育、曾於市のPR、生涯学習、話題づくりその他いろいろあると思うんですけど、現段階で市長はどのような部分で活用を考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、このe スポーツを知ったのは1年ほど前でございまして、ちょうどテレビのニュースを見ていましたらe スポーツの大会がありまして、全国の決勝があったところでした。一般の方々でした。片や運送業のチームと片や商社のチームでございました。そこが決勝を戦いまして、何が得られたかというところ、そこで仕事の商談がまとまってきたというところ、そこでございました。そういったのがすごくそういったe スポーツでつながって行って、事業にもプラスになっていくことがあるんだなというのを覚えたところです。

そして、やはり今、子供たちからそういったe スポーツに溶け込める時代になってまいりました。もちろん最終的にいきますと世界の大会であったり、そういったものを目指す方もいらっしゃると思います。

ただ、私は取っかかりとして、やはり皆さんに楽しくe スポーツを楽しんでいただくような場所の提供ができればなという思いがあったところ、でございます。

せんだってUD e-スポーツを総合センターのほうでしていただきました。非常に……小学生のお子さんから障害の有無にかかわらずできるスポーツだということ

で、これはすばらしいことだなと思いますし、やはり、高齢者の方々にも受け入れるスポーツなんだなということを思っております。

ですので、最初はおつかかり、eスポーツに触れる機会のある場所、そしてUD eスポーツ、そういった体験ができる場所、そういった部分をやはり最初整備しなければならないのかなと思っていますところ。

○3番（薬師康浩議員）

今、市長がおっしゃられたとおり、イベント等を通してeスポーツに親しんでもらっていくという場を設けていきたいということだと認識しておりますが、実際、そのeスポーツの施設的な、場所みたいなのを設置する予定などは、今のところあるかないかお答えください。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今のところ具体的な場所については考えておりませんし、ハード的な整備をする場所についても、それからそういったゲームの何が必要だっている、最低限何が必要だとかそういったものもまだ具体的には考えておりません。

ただ、私が場所的に考えているのは、やはりSKLV等が活用できれば、SKLVで体験型観光をしていただいて、eスポーツの体験もできるというような形でできないかなというふうに思っているところ。

○3番（薬師康浩議員）

今、市長がおっしゃられたように、SKLV等でイベントでということですけど、先日11月15日にSKLV祭があった時にもそこでeスポーツの体験のイベントがあったと思います。そちらのほうでもやっぱり、SKLV側としても教育の機関であるので、ただゲームをして楽しむのではなく、何か学びがあったほうがeスポーツをやる意味があるというふうに少しお伺いしたところであります。

また今後、今、市長が想像されているものを形にして、子供たちもやはりそれを楽しみに待っている部分があると思いますので、できるだけ早くスタートが切れるようにお願いしたいと思います。

続きまして、同じeスポーツの関連になるんですけど、家庭におけるオンラインゲームでの問題というのが、今社会的にも問題になっているところであります。曾て市がeスポーツに取り組んでいくとなると、やはり家庭で悩まれている方、家庭でのeスポーツやオンラインゲームでの問題から目を背けて市が取り組むということは、恐らく難しいのではないかと考えております。

令和7年の2月にこども家庭庁の資料からちょっとデータを取ってきたんですけど、小学校・中学校の子供たちのオンラインゲームに触れている子供たちのパーセ

ンテージというものが85%、ほぼ全ての子供たちがオンラインゲームの中で遊んでいるという状況です。ちなみに小学校の低学年齢も全国の統計では80%という高い数字になっております。このような国の統計はあるんですけど、曾於市とか、若しくは鹿児島県でも何かこういった統計のデータっていうものがあるのか伺いましたいんですけど。

○学校教育課長（畑添辰也）

それではお答えします。

曾於市の子供たちがオンラインゲームをどれくらいしているかという、オンラインゲームに絞った調査は行っておりませんので、把握していないところでございますが、県教委が昨年令和6年度、県内の公立小・中・義務教育学校、そして高等学校・特別支援学校の保護者を対象としたインターネット利用等実態調査という調査がございます。保護者が無記名で、フォームで回答する調査でございます。

それによりますと、曾於市の子供たち約8割の子供たちが学校以外でインターネットを利用しているということ、そして、最も長い時間利用している内容としては、一番目が音楽・動画の閲覧、それに次いでゲーム、ゲームというのがオンラインだけでなくダウンロードをしたアプリも含んだゲーム、これが2番目であるという実態について把握しているところでございます。

そして、この8割の子供たちのうち約7割の児童生徒がゲームをしているという実態を、こちらとして把握しているところでございます。

○3番（薬師康浩議員）

鹿児島県のほうでデータの統計があるということです。オンラインゲームというものは家庭環境で行うものなので、学校内の問題ではないとは思いますが、実際、教育委員会のほうに何かこのトラブル、問題になっているようなこと、例えば健康被害だったり、金銭のトラブルだったり、人間関係だったり、いじめだったり、また暴言だったりなどの、そういう問題点っていうものは何か上がってきているものはあるのでしょうか。

○学校教育課長（畑添辰也）

お答えします。

学校を通じて我々のほうには、そういったトラブルは上がってきておりませんが、先ほど申し上げた保護者の調査によりますと、オンラインゲームで仲間外れにあったことがあるとか、あるいは子供が知らないうちに課金をしてしまっていたというのが回答として数件上がっているところでございます。

○3番（薬師康浩議員）

今、数件上がってきているということなんですけど、教育委員会まで上がってく

るところまでないものも含めると、もう実際80%近い子供たちがその世界の中にいて、気づけてない部分などもたくさんあると思います。実際、私の周りの子供たちの話を聞いても、やはりささいなことで仲間外れになったり、それで学校に行きたくなくなったり、若しくはそのゲームが楽しくて夜ゲームをやっしまい朝、学校に行けない、そういう本当いろいろな問題があります。

それに対して曾於市が、先ほども言ったんですけど、eスポーツの事業を始めますってなったときに、そういう問題を抱えた家庭が果たして、このeスポーツの取組にいい顔をするかということが——本当eスポーツ、いろんな顔を持つ、本当、良い面から悪い面まで様々なことがあるので、子供たちの問題を、上がってきた上がってきてないはちょっと別にしていただいて、別の窓口ではないですけど、問題をできるだけ拾い上げて曾於市にある子供たちの問題として取り組んでいく必要があると思います。

今回その鹿児島県の統計があったように、曾於市でもそういうeスポーツの例えば体験イベントの時にアンケートを取ってみるとか、そういうような取組っていうものはお願いできないでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃるとおりだと思っております。やはり、そういったイベント等があったときに、子供の皆さん方は保護者と一緒に来られるでしょうから、保護者の御意見も……そういったアンケートを取る、子供たちの意見も取り入れる、そういったことは重要なことだと思っております。また先ほど言われたような、このオンラインゲームによるいろいろなトラブル、そういった懸念というのをしっかりと払拭しなければ、なかなか推進ができないものだろうと思っておりますので、そこは機会があればアンケート等は取りたいと思っております。

○3番（薬師康浩議員）

今後、そのように曾於市内の子供たちの問題をすくい上げていっていただいて、曾於市民が、子供たちが、大人が、高齢者が、皆さんが共にeスポーツというものを理解してもらっていけたら、子供たちの問題も一つずつ解決できると思いますので、そのようによろしく願いいたします。

続きまして、一番初めの市長の答弁でもありましたように、今度は高齢者の問題であります。曾於市の高い高齢化率を踏まえて、eスポーツで認知症予防をすることで医療費の削減になるのではないかと思います。

先ほどユニバーサルデザインeスポーツというものが9月の23日に末吉の総合センターのほうで行われたと思うんですけど、この高齢者を対象にしたeスポーツの

動きというものが、今年、霧島市の特別養護老人ホームのほうでも、熊本県の九州看護福祉大学の教授が同じようにユニバーサルデザインeスポーツを使ってレクリエーションを企画しておりました。また、鹿児島県の伊佐市のほうでも、熊本県の美里町と高齢者同士でeスポーツを利用して交流会をしたっていうようなニュースもありました。

今回、その9月23日に行われたユニバーサルデザインのeスポーツの大会なんですけど、多くの市民の方が参加して楽しんでいただいたという答弁をいただいているんですけど、大体何人ぐらいの方が参加されたのか教えてください。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

9月にUD e-スポーツ大会の実施をいたしたところでございます。一応、チームでの対戦ということで、1チーム2名で41チーム参加いたしましたので、人数的には82名の方々が参加したところでございます。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

80名近くの方が参加していただき大変にぎわったのではないかと思います。また、高齢者という形ではないんですけど、偶然にも9月28日に、曾於市の市民提案型地域づくり事業支援補助金を利用いたしました曾於市eスポーツフェスというものがございました。それに教育委員会の後援をいただいたという形になっているんですけど、この後援をするにあたって教育委員会のほうで注意した点などは何かございましたか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

後援につきましては、一応、定例等の教育委員会というのがございますが、そういうのに後援をしていいかということで通しまして、理解をいただきましたので、後援をさせていただいたところでございました。

○3番（薬師康浩議員）

教育委員会のほうからの後援で、一応年齢制限があるものに関しては保護者の同意の下でというふうにお伺いしたところなんですけど——今後、市民が提案するもの、また行政のほうがイベントをしていくものを別々でやるのではなく、同じ方向性があると思いますので、これを一緒についでいうか、お互い手と手を取り合って実施していけばより多くの参加者が見込めるのではないかなと思うんですけど、その点についてはどのように思われますか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

生涯学習課においては、1年を通じていろんなイベント事業を実施をしております。

す。

そういう中で9月に、先ほど申しましたようにUD e-のスポーツのほうを実施をさせていただきました。これをするにあたって、コントローラーを使っていないUD e-スポーツについては、ボタン形式で高齢者とか障害者の方もできるということで、それを含めまして異世代間での交流ができるんじゃないだろうかと。小学生から高齢者、そういう障害者の方も含めてできるんじゃないかなということ、進めているところでございます。

コントローラーを使わないということで、ゲーム的には本当簡単なUD e-スポーツの中でのゲームになるかなと思います。eスポーツの中で、コントローラーを使えばなかなかこう難しいのもあるんじゃないかなとは思いますが、一応、生涯学習課としては、今後、高齢者とか、そういう方々も対象にしてこれを取り入れていきたいなと、デジタルのほうも取り入れていきたいなというような考えでございまして、できるときには一緒に、UD e-スポーツと普通のコントローラーを使ったようなゲームっていうのを、一緒に開催できればいいかなというふうには思っているところです。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

今おっしゃられたように、ユニバーサルデザインという名前のもと、誰でも参加できるという窓口はすごく大切だと思います。でも、実際そのeスポーツというものが実際ボタンを押すものがほとんどです。

なので、ユニバーサルデザインじゃないeスポーツも実際ユニバーサルデザインに近いものがあると思いますので、今おっしゃられたようにユニバーサルデザイン、簡単なものは簡単なもので進めながら、市民と一緒にできる部分に関しては、また、市民と一緒にしていただけると、市長の実現したいeスポーツのほうにも近づいていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、子供たちと高齢者が一緒にeスポーツ、eスポーツに限らないんですけど、いろんなことを世代を超えてやることっていうものが、やっぱり相乗効果でお互いにいい結果をもたらすと思いますので、今後それをeスポーツにも取入れていただけたらと思います。

続きまして、三つ目の大きな質問になります。

いきいき親水公園についてなんですけど、今現在じゃぶじゃぶ池のほうで漏水の補修を行ったり、ポンプも壊れているという状態で、修繕の検討はないという答弁だったんですけど、ちょっと何点かお伺いしたい点があるので質問させていただきます。

財部町にあるいきいき親水公園は、平成10年に作られた今27年目だと思うんですけど、親水公園は何らかの補助金を使われた事業なんじゃないかなと認識しているんですけど、何の補助事業なのか、また総工費は幾らだったのか教えていただけたら。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えいたします。

これは中山間総合整備事業、県営事業になりますが、その事業と当時の財部町の単独事業と併せて行っております。総工事費が4億2,072万7,000円です。そのうち県営分が2億7,000万円となっております。県営事業につきましては、ここの整備自体は平成8年から9年にかけて作られているようです。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

8年から9年に作られ始め、恐らく9年か10年に完成した。今27年目なんですけど、一般的なプールの耐用年数というのは、大体何年ぐらいなのか御存じでしょうか。

○耕地林務課長（入来 満）

申し訳ございません。プールについての耐用年数については、私のほうでは把握してないところです。

○3番（薬師康浩議員）

私が調べたデータによると、大体プールの耐用年数というのが30年から50年って言われているようです。ただ、それはプール自体の耐用年数で、やはりその防水層だったりというのは5年から20年の間に補修はしないといけないという状態で、やはりそれがなかなか行き届いてなくて、今回の現状に陥っているのではないかなと思うんですけど。令和5年度に232万1,000円、防水修繕費として上がっているんですけど、これは実際、修繕にお金をかけた上で、その後ポンプの3台のうち2台が壊れているという状況が分ったのでしょうか。

○耕地林務課長（入来 満）

それでは、お答えします。

当時、防水のための池の底の見積りを令和4年にやっております。全体で防水をした場合が当時、約2,000万円ほどかかるというふうな見積りをいただいているようです。その中で、必要最低限の浅いところの防水、軽微な補修だったみたいなんですけど、そういった補修を当時予算は130万円ほどだったかとは思いますが、当時の工事費が190万円ほどだったというふうに記憶しているところです。

以上です。

○3 番（薬師康浩議員）

今、修繕の検討はないということで、修繕費も以前2,000万円近くかかるという状況だったみたいなんですけど、今現在の状況を見ましても、やはり同じぐらい、若しくは物価も上がっていますので、それ以上かかるのかどうなのか、最近のその見積りみたいなものはあるのでしょうか。

○耕地林務課長（入来 満）

先ほど答弁したように、当時、令和4年に見積もって、その後、当時の市長等と協議の結果、しばらく運用することはしないということで協議をしたため、その後の見積り等についてはしておりません。

○3 番（薬師康浩議員）

ちょっと話が変わりますけど。いきいき親水公園は曾於市の都市公園ではないのですけど、曾於市の都市公園が何箇所あるか教えてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

曾於市の都市公園は現在21あります。

以上です。

○3 番（薬師康浩議員）

その都市公園の3町の内訳は何箇所ずつなのか教えてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

町ごとの都市公園の数でございますが、末吉町が都市公園の数が10、大隅町が9、財部町2であります。

以上です。

○3 番（薬師康浩議員）

そのうち、曾於市合併後に新設された公園は何箇所あって、またそれがどこの町なのか教えてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

平成17年以降に開設された都市公園は9でございます。

以上です。

○3 番（薬師康浩議員）

そのうちの3町の内訳を教えてください。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

末吉町が3、大隅町が6でございます。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

末吉町が3、大隅町が6、財部町が0という認識で間違いないでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

はい、そのとおりでございます。

○3番（薬師康浩議員）

曾於市のまちづくりにおいて、公園という子供たちの憩いの場、市民の憩いの場になる場所についてなんですけど、都市公園に関して、親水公園は都市公園には入っていないんですけど、数の比率、末吉町が10、大隅町が9、財部町が2、この比率について、市長どのように感じられますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

合併前に整備された部分もあろうかと思えますし、また末吉町が多いのは、区画整備事業もあったりして、そういった部分もあるのかなというふうに思っております。そういった結果が出ているのかなというふうに思っております。

○3番（薬師康浩議員）

この財部町の2か所の公園なんですけど、財部児童公園、あと城山運動公園になります。ちなみに城山運動公園に関しては、以前は遊具のある公園がありました。ただ、今もうその公園はなくなっております。ほんとスポーツができる運動公園になっております。その点を考えると子供たちが遊べる公園というのが、財部町には1か所しかないという状況になっているのではないかと。親水公園を含めると2か所なんですけど、親水公園のほうが実際、親水公園という名前がふさわしいのかどうなのかという点を考えて、じゃぶじゃぶ池が使えないという状態だと親水公園という名前ではないのかなと。

先ほど修繕に2,000万円費用がかかりますっていう状態で、財部で子供たちが遊べる公園、ほかの末吉町、大隅町に比べると圧倒的に少ないという状況で、さらにこの親水公園というものが修繕されないとすると、財部の公園はこのままどうなってしまうのかっていうのが、正直、子を持つ親として思うところであり、また市長が子供たちが帰ってきたくなるまちづくり、公園のないまちづくり、公園のないまちに子供を育てるために帰ってきたくなるかという部分を考えても、ちょっとなかなか難しいところがあるのかなと思うところでもあります。

お金がかかるから……限られた予算の中で修繕ができないっていうところなのか、今後、維持費等を考えたり、耐用年数を考えたときに、維持する費用が捻出できないものなのか、ちょっと分からないんですけど——このいきいき親水公園っていう、

公園なんですけど都市公園の中に入っていない理由っていうのは、その補助事業のために都市公園の中に入っていない状況なのでしょうか。

○耕地林務課長（入来 満）

それではお答えします。

先ほどもちょっと一部お答えした部分と重なりますが、この事業自体は農水省管轄の中山間総合整備事業で整備されていることから、当然、都市公園、建設省の管轄とは違いますので……国土交通省ですね、すいません。管轄等の違いもありますので、当然、造って、補助金の適化法も含めて、そういう期間等につきましては、都市公園と定めるのは基本的にできないというふうな認識です。

以上です。

○3番（薬師康浩議員）

管轄が違うということで、この事業が……現在は使用できなくなり修繕の検討はないということでありまして、今、末吉町が公園が10、大隅町が9、財部町が2という中で、今後、財部町の公園の整備に関しては、市長、どのように位置付けていく予定でありますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この市内の公園整備については、一律に考えていかなければならないというふうに基本的には思っております。財部町におきましては、今後、旧支所の跡地であったり、駅前を核とした検討、そういったものを今後、まちづくりの検討委員会を立ち上げさせていただきたいと思っておりますけれども。

そういった中でも議論をしていただければというふうに思いますし、やはりこのいきいき親水公園、今後、生かすのかどうか、そういった部分も含めて検討ができればいいんですが、そこについては今のところ検討内容には入れておりませんでした。

また必要かどうか、こちらのほうで検討していきたいと思っております。

○3番（薬師康浩議員）

財部のまちづくりの検討委員会の中でも、やはり公園に関しては、既存の公園を有効活用するのか、新しく何か魅力的な公園を作るのかという部分はぜひ検討に入れていただきたい部分でもあります。

親水公園のじゃぶじゃぶ池というものは、曾於市内、曾於市外を見ても、かなり珍しい公園であります。夏場がメインにはなるんですけど、本当に曾於市内の方、また曾於市外の方——例えば立地として都城に物すごく近い地にあります。その市外の方が曾於市に来るきっかけにもなる公園だと認識しております。

また、この財部町の少ない公園が一つまたなくなってしまうというのも寂しいところであります。なので、できるだけこの財部のいきいき親水公園、財部温泉センターと併設されているというのもありますので、ぜひとも既存のこの施設を生かす方向で御検討願えないかなというところが財部の願いでもあるところであります。なので、今後、財部の公園事情を踏まえた上で、ぜひとも御検討いただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（重久昌樹）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日16日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時03分

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月16日

(第 4 日目)

令和7年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月16日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第5 遠矢 政嗣 議員

通告第6 矢上 弘幸 議員

通告第7 山中 雅人 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 廣 瀬 孝 幸	2番 中 藺 和 樹	3番 薬 師 康 浩
4番 迫 将 嗣	5番 遠 矢 政 嗣	6番 伊集院 正 美
7番 山 中 雅 人	8番 出 水 優 樹	9番 瀬戸口 恵 理
10番 矢 上 弘 幸	11番 松ノ下 いずみ	12番 鈴 木 栄 一
13番 伊地知 厚 仁	14番 今 鶴 治 信	15番 土 屋 健 一
16番 渡 辺 利 治	17番 徳 峰 一 成	18番 重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長	竹 田 正 博	教 育 長	中 村 涼 一
副 市 長	今 村 浩 次	教 育 総 務 課 長	鶴 田 洋 一
総 務 課 長	上 村 亮	学 校 教 育 課 長	畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	生 涯 学 習 課 長	竹 下 伸 一
財部支所地域振興課地域活性推進室長	小八ヶ代 博 史	農 政 課 長	吉 田 秀 樹
企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	池 上 武 志	畜 産 課 長	和 田 忠 義
税 務 課 長	中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長	入 来 満

市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	谷 川 和 穂	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

○議長（重久昌樹）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（重久昌樹）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、遠矢政嗣議員の発言を許可いたします。

○5番（遠矢政嗣議員）

5番、遠矢政嗣です。私は、曾於市民の一人一人がここに住んでよかったと思えるまちをつくっていくことが、子供たちが帰ってきたくなるまちにつながっていくと信じて、これまでは一市民として、そして、これからは一議員として様々な活動に猪突猛進で取り組んでまいります。

それでは、ただいまから通告に従い2点質問いたします。

まず初めに、曾於市の財政の健全化に向けて、是が非でも取り組まなければならないのは、竹田市長が公約にも掲げられておりましたふるさと寄附金の30億円達成という目標額でございます。

こちらについては9月の定例会でもたくさんの質問が出ていましたので、本日、私は以下の2点について質問をさせていただきます。

①今年度の現段階までのふるさと寄附金の金額は幾らでしょうか。

②ふるさと納税のPR方法について、どのような取組を行っていますか。

次に、大項目の二つ目、交通弱者の方々への支援について。

こちらについても、令和7年第1回定例会で、山中議員も同じ部分を指摘されていたのですが、①令和5年策定の曾於市地域公共交通計画にある思いやりタクシー、思いやりバスの運行状況について、地域の需要とのミスマッチは改善が見られたのでしょうか。

②同計画書にある買物、通院の地区別流動分析について、都城市への流動状況が、買物の場合と通院の場合で10%以上の差が見られますが、この状況に対応することはできるか、この2点についてお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

おはようございます。それでは、遠矢政嗣議員の質問にお答えいたします。

まず1番目、ふるさと寄附金についての①現段階までのふるさと納税額について、お答えいたします。

11月末時点におきまして、約10億3,131万円となっているところでございます。

1の②PR方法や取組について、お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、主に楽天など七つのポータルサイトを活用しまして、インターネットのウェブサイトで広告を行っております。

ふるさと納税のイベントでは、東京で開催されます楽天のイベント、横浜で開催されますふるさとチョイスのイベントにおいてPRを行っております。

大きな項目の2番目です。

交通弱者への支援についての①地域の需要とのミスマッチの改善が見られたかについて、お答えいたします。

思いやりタクシーについては、市内全域にわたって運行していること、複数の路線を1台で運行していることから、要望に応じた路線や時間の変更が困難な状況です。

思いやりバスについては、これまでどおり財部駅から医師会までの路線を運行しています。

2の②流動状況に対応することはできるかについて、お答えいたします。

現状では、思いやりタクシーや思いやりバスは市外を運行できないため、対応することはできないところでございます。

○5番（遠矢政嗣議員）

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、初めにふるさと寄附金、今年度の現段階までの納税額をお伺いしました。まだ、8月に就任されたばかりで、8、9、10、11と4か月しかたっていない状況ですが、昨年11月末時点でのふるさと納税の金額と今の状況との比較を教えてくださいたいと思います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

本年の11月末現在におきましては、先ほど市長が答弁をされましたけども、10億3,131万円となっております。昨年の令和6年度11月末現在におきまして約6億5,984万7,000円となっております。昨年との比較をしますと3億7,146万8,000円が増額となっているところでございます。

以上です。

○5番（遠矢政嗣議員）

3億7,000万円ほどの増額があったということですから、こちら要因として考えられることは何がありますでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

昨年度とのまず違いが、去年は例年の寄附の流れになっておりますが、本年につきましては、本年9月まででポイント制度がなくなるというのが、総務省から通達がございました。これに向けまして、9月におきましてふるさと納税の駆け込みの寄附金が増えたということが要因であるというふうに考えているところです。

以上です。

○5番（遠矢政嗣議員）

ポイントが廃止されるということで、駆け込み需要があったということですが、となると、今後のことでいきますと、ポイントというのはもう付かないということなので、今後、ポイントがなくなったことによる駆け込み需要というのは期待できなくなるのかなというふうに思っております。

ちなみにホームページのほうを見ますと、令和7年8月豪雨被害支援寄附や、12月、この年末に向けたふるさと納税の曾於市爆誕20周年記念企画なども準備されているようですが、こちらのほうで需要が伸びているということはないでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

特別サイトということで出してあるんですけれども、ここに幾ら寄附が来たというのは、こちらのほうではちょっと把握ができないところでございます。

ただ、全体的に見て、昨年からすると、このようなところもPRとして打ち出していますので、そこに気を引かれて、そしてまた納税をされたいという方がいらっしゃるというふうに想定はしているところです。

以上です。

○5番（遠矢政嗣議員）

そして、もう一つ要因としてお聞きしたいところは、この後の質問にもつながっていくんですが、ふるさと納税のPRということで、8月から竹田市長がふるさと納税の取組をするということで……ちょっと前後しますが、PR方法について、東京で開催されている楽天のイベント、また、横浜で開催されているふるさとチョイスのイベントでPRを行ったということですから、このPRによる効果も数字としては把握しにくいというところでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、こちらのほうのふるさと納税に関するイベント等に参加したからといって、この部分がどれだけ納税のほうに反映されたかという数字は、把握はできないところでございます。

以上です。

○5番（遠矢政嗣議員）

この後の質問につながっていくんですが、PRをすることと、それがどういうふうにふるさと納税の増額につながっていったかということを計るのが、非常に難しいところなんです、2番目の質問に移ってまいりたいと思います。

ということで、ふるさと納税のPRということなんですけれども、私、先日、日曜日に開催されました青島太平洋マラソンで、ふるさと納税の返礼品である地元の焼酎の恰好をして42.195kmを走ったわけなんですけれども、それは……そういうPRではなくてですね。8月に竹田市長が就任をされて、この間、先ほど少し申し上げましたところもありますが、ふるさと納税のPRについて特段の取組はなされたのでしょうか。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

先ほど市長のほうで答弁されましたとおり、まず、9月に楽天の超ふるさと納税祭というのが東京ビッグサイトのほうで開催されておりますが、こちらのほうに納税の返礼品、商品を持ってPRに行ったところでもございます。

こちらにつきましては、来場者が約2万人ということで、ここはふるさと納税に興味のあられる方が参加されるということで、特にこの寄附につながるというふうに想定して、今回新たな、初めての参加になったんですけれども、楽天のほうがこのような企画を計画しましたので、急遽参加させていただいたところでございます。

それから、例年ですけれども、ふるさとチョイスの大感謝祭ということで、こちらのほうは例年参加をさせていただいているんですが、こちらにつきましても、11月に開催されて、来場者が約2万人ということで、こちらは横浜のほうであります、やはりこれも納税に興味のあられる方が参加をしていただいているということで、そこでかなりのPRができたというふうに思っております。

これが、先ほども申しましたとおり、どれだけ寄附につながったとか、それがちょっと今把握できないところで、今後また研究したいというふうに思っているところです。

以上です。

○5番（遠矢政嗣議員）

今、課長のほうから各種イベントを行ったことを聞きましたが、興味がある方が

集まっているというふうに、どちらの祭りも2万人ほどの来場者があって、ふるさと納税に興味があるという方が集まったということですけれども、ちょっとここで質問を少し変えまして、竹田市長に質問なんです、竹田市長はふるさと納税を利用したことがありますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も利用したことがあります。主に北海道のほうを利用させていただいておりました。

○5番（遠矢政嗣議員）

今この質問を私がしたのは、大変恥ずかしながら、私はふるさと納税を利用したことはありません。

いわゆるふるさと納税の利用率について調べたんですが、総務省が出している令和7年度課税における住民税控除額の実績などに記載されているデータを基に算出すると、今、日本全体でふるさと納税を利用している割合が18.5%ということでございます。あくまで統計上の数字ですが、その数字を基にすると、今この議場に約50名近くの方がいらっしゃるわけですが、その中の40名はふるさと納税を利用したことがないということになるわけです。恐らくここにいらっしゃる皆さんは、もう少し利用率が高いかなと思うところですけども。

こういったことで、ふるさと納税について実際に私の周りの友人や知人、職場の仲間、家族などにも、ふるさと納税を利用したことがあるかないかということについて尋ねたところ、やはりこの数字と割と近い形で、「知っているんだけど利用したことがないんだよね」とか。あと、高齢の方と話をしますと、結局ふるさと納税を利用するためには、パソコンでなかなか煩雑な手続があったり、スマートフォンで手続したりということで、やはり高齢者の方にとってはちょっと利用しにくいとか、得意な人はぱぱっとするんでしょうけれども。そういった形で、利用したことがない方が一定数いるということは、数字として出ているのかなと思います。

今後、曾於市がふるさと寄附金、やはりどんどん増やしていかなければならないということなので、このような今までふるさと納税をしたことがない人、また関心がない人、こういった方に対するPRというのが大事になってくると思うのですが、そのための有効な方法について、検討などはなされているのかということをお伺いしたいと思います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに今現在のふるさと納税というのは、非常にポータルサイトを利用するとい

うのが、もう九十何%になっていると思っております。

特にターゲットとしては、やはりサラリーマンの方々そして都会の方々というのが一番のターゲットになっているんだろうと思います。特に東京都については、かなり、ふるさと納税で税収が減っているということもお聞きしておりますし、全国で1兆円を超える産業になっておりますので、全国の自治体の手法というのが、どうしてもポータルサイトに偏ってしまっているという現状があります。ですので、言い方は悪いですが、アナログといいますか、そういった募集の方法というのはだんだんと少なくなっている現状ではあります。

しかしながら、私もいろいろな地元会、関東であったり関西であったり、そういったところでは、やはりふるさと納税お願いしますということでお願いをしておりますけれども、なかなかネット環境を使わないという方もいらっしゃいますので、紙のパンフレット等も今後は機会あるごとに配布したり、そういったところも必要になってくるだろうというふうに思っております。

○5番（遠矢政嗣議員）

今、市長からの答弁にもありましたが、やはりポータルサイトにどうしても偏ってしまうという状況の中で、今までそもそも関心がない人は、ポータルサイトすら見ないということになるのではないかなと思います。

そういう中で、市長が様々なところに赴いて、トップセールスという言葉がありますけれども、かつて東国原宮崎県知事が「どげんかせんといかん」というような言葉で、宮崎県の特産品のPRに大いに尽力されたことがありましたが、やはりトップが、市長がいろいろな地に赴いてふるさと納税をPRしていくというのは、一つの方法として大変有効な手段だと思います。それと両輪でポータルサイトをより多く見ていただけるような取組がなされると、さらにふるさと納税の増額も期待できるのではないかなと思います。

9月定例会の一般質問の中で、ふるさと納税のネットショッピング化という言葉も出ました。今やふるさと納税というのは、地元の特産品ばかりではなく、日用品などもそこから買い求めるといったような傾向があるようです。

ネットショッピングというところで数字を見ますと、2023年に総務省の統計局が出した数字で、家計消費状況調査結果の概要という結果を見ますと、ネットショッピング自体はもう53.5%の世帯が利用していて、過去最高の数字となっております。

この数字とふるさと納税の利用率18.5%の乖離を見ると、まだまだ……もちろん取っかかり、アナログの方法も必要ですが、最終的にはインターネット等を通じてふるさと納税の利用をするということになりますので、この数字の乖離が、まだふ

るさと納税の利用の伸びが残されているということではないかなと思いますので、ここに注力をされて取組を進めていっていただきたいと思います。

そのために、限られた予算の中で最大限にふるさと納税のPRを行っていく必要があると思うのですが、先ほど御回答をいただいた現在行っているPR方法、市のホームページに、楽天のポータルサイトを含め七つのポータルサイトが活用されているということなのですが、ただ——今見ますとふるさと納税の動画が作ってあったりいろいろと紹介されているんですが——どうしてもそういったCMを打ったりとか、動画を作成したりというところは時間とお金がかかると思います。

なかなかそういうものを作ろうと思っても、予算の関係もあると思いますが、もったこう……例えば曾於市もInstagram等SNSを公式で作っていらっしゃるけれども、こういったInstagram等を活用してふるさと納税のPRをするということに関しては、それほど予算が掛からないと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりでございまして、いわゆるインスタグラマーといいますが、そういった方もいらっしゃいまして、そういう方々から拡散をしていただく。フォロワーの多い方に曾於市のふるさと納税の商品をPRいただく。そういったのも今検討に入っておりますので、次年度以降また体制も変えていきたいと思っておりますので、今からそういった部分をすごく拡散していけるような体制づくりもしていきたいと思っております。

○5番（遠矢政嗣議員）

ふるさと納税で実績を上げる自治体などを見ますと、自治体は自治体で公式のそういったSNSを運用しながら——例えば曾於市の場合ですと、いろいろなイベント等あります。文化事業とかそういったいろんなイベント、あと観光地の紹介とか。そういったものとは別に、完全にふるさと納税の返礼品のみを紹介する公式のInstagramを運用しているような自治体もありますので、そういったものも活用しながらPRを行っていただきたいと思います。

ただ、SNS自体も、ふるさと納税に関心がある人しか見ない可能性もあります。特に曾於市の今のホームページの中で、ポータルサイトはたくさん運用されているんですけれども、曾於市ふるさと納税特設サイトというところを見ると、曾於市特設サイトのニューストピックスの更新などは、2022年の12月以降更新が滞っていたりする状況もありますので、そういったホームページなどに、またこれから本格的に進められることだと思いますが、そういったSNSのリンクを貼るなどして、関

心がない人が関心を持っていただける取組というのを、来年度以降また本腰を入れて行っていたきたいと思います。

9月定例会の一般質問の中では、ふるさと寄附金について、企業とのタイアップを行うことによって、よりよい返礼品を開発していきたいという答弁もあったわけなんですが、どんなに良い商品を作っても、宣伝がうまくいかなければやっぱり物は売れないというのは、商売の世界ではよく言われていることでして、特に鹿児島、そして曾於市は本当に良質なお肉があり、そして焼酎、ほかにも特産品があるのに、PR不足で、お隣の宮崎県さらには都城に知名度や売上げなどで大きく差をつけられているという状況があると思いますので、曾於市のふるさと納税の魅力をしっかりとPRしていただいて、ふるさと納税30億円の達成に向けて取組を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

ありがとうございます。私も、おっしゃるとおり、やはり特産の肉それから焼酎、そういったものを中心にやっていかないといけないだろうということで、ナンチクさんとは何回かお話もさせていただきまして、今回ナンチクさんのほうで肉のおせち重というのを、年内に届けるやつなんですけど、限定で作っていただきました。というのが、おせちシリーズを何かつくれないかというのもあったもんですから、ナンチクさんのほうでそういったものも取り組んでいただいております。

それから、焼酎につきましては、今、岩川醸造さんの「麦王」という焼酎が非常に人気がありまして、恐らく今個別では曾於市内でトップを走っていると思います。

そういった部分についても、もっともっと商品のバリエーションもそうなんですけど、その商品の良さというものをPRできるような形で作っていければというふうに思っております。

○5番（遠矢政嗣議員）

本当にふるさと納税30億円は、今後の曾於市の健全財産になる重要な要素だと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

次に、大項目2の一つ目の質問についてでございます。

こちらは、令和5年に策定された曾於市地域公共交通計画にある思いやりタクシー、思いやりバスの運行状況について、地域の需要と少し時間帯が合わないという点がございまして、この点は令和7年の第1回定例会で山中議員が同じ点を指摘されています。先ほどの答弁の内容を踏まえて、今後そのミスマッチに対する改善点の部分で、ダイヤの変更とか乗務員の増員、そしてバス・タクシーの乗車という点を挙げられていたのですが、それ以外の部分で、第1回定例会以降に検討された改善点とか、有効と思われる対策などがありましたら、お答えをいただければと思

います。

○企画政策課長（外山直英）

では、まず共通認識というところでお話をさせていただきますけれども、現時点の公共交通の大きな課題点というのが二つ、方向的にございます。

まず、直接的な課題で、答弁書にも出ていますけれども、全市的に路線を網羅していますので、変更がなかなかできないという点が、まず直接的な課題というところでございます。

それから、利便性を上げるための手法が困難といえますか、具体的には運転手の確保、それから車の確保、これらが直接的な課題だと思われれます。

一方で間接的な課題というものがございまして、御承知のとおり高齢化率が40%を超えていますので、高齢者が利用される方が特に多いです。これらの方々がスマートフォンをお持ちであれば、次の施策といえますか、ICTを利用したライドシェアですとか、セミデマンドといったような手法を取り入れやすいんですけども、スマホの普及率が大変低い、この点で新たな政策を打ちにくいというところが大きな課題であります。

よって、御質問のお答えになりますけれども、なかなかニーズに合った改善が難しいというところが現状でございます。

○5番（遠矢政嗣議員）

前回の質問からまだ1年もたっていない状況ですので、非常に困難な……対策を打つ困難さというのがあると思いますが、ここが改善されることで、思いやりタクシーと思いやりバスの利用状況の改善が図られると思います。協議会等もあると思いますから、協議会の参加者の中に事業者もいらっしゃると思いますので、引き続き、対策の検討をお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問でございます。

同計画書にあります買物・通院の地区別流動分析についてということで、やはり買物の利用と病院の利用とで、かなりパーセンテージに差があるということが数字として出ています。買物は何とか曾於市内で済ませられるけれども、通院においてはやはり健康面に直結することですので、かかりつけの病院であるとか、曾於市内では受診することが困難な医療技術を持った専門の病院に通われる方が多いから、この数字が出ているのではないかなと思います。

先ほど答弁の中で、思いやりタクシー、思いやりバスは市外を運行することができないということなんですが、これは制度上そのような運用されているという認識でよろしいでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

技術的には可能なんですけれども、ただ、現実的には難しい。というのは、運輸局長が走る範囲を認定しますので、曾於市がここを走らせたいという申請をして許可を受けているのが現状です。

例えば都城市に乗り入れをするとすると、都城市のほうにも許可を取る必要があります。その間を民間の事業者さんが走っていると、そこに経済的な影響が出ますので、そういった影響を考慮すると市内だけでしか走れないというのが現状です。

○5番（遠矢政嗣議員）

なかなか都城方面での運用となるとそういった問題が出てくるということなんです。この計画書の4ページのほうに記載されている今年度で終了する最上位計画となっていた第2次曾於市総合振興計画の重点施策の4、「生活環境『そお』生」プロジェクトの中には「基幹集落ごとの拠点設置を促進して、集落間のネットワークを強化するほか、より大きな単位で、本市と本市周辺の自治体との広域連携を様々な分野で行う」というふうに書いてあります。もう既に終了していることなんです。本市周辺の自治体との広域連携、これは引き続きこういった問題があるので大切なところだと思います。本市周辺の自治体には隣の都城も含まれると思いますが、様々な分野で連携を行うというこの言葉の中に、公共交通というところは——現段階ではもちろん民間の路線バスが走っていたり、JRが走っていたりしますが、こういった交通機関による広域連携を目指すというようなことになるんでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

まずは、民間の経済活動の邪魔を自治体がするということは難しいので、前提としてそれはあり得ないということなんですけれども、都城定住自立圏という枠組みの中で、曾於市と都城が今取り組んでいる中では、できるところで公共交通も連携をしましょうという取り決めがありまして、12月1日からですけれども、都城駅近くのイオン、通称ミエルとか言っていますけれども、あそこから川原谷に宮崎交通のバスが走っているんですけれども、このバスが12月1日からメセナ温泉まで乗り入れをしています。

少し延長していただいて、当然その分の補助金もこちらから宮崎交通に支払うこととなりますけれども、少しそういう点では利便性が向上している部分もございますので、全く政策を打っていないということではなくて、改善できるところは改善しているという現状でございます。

○5番（遠矢政嗣議員）

少しでも改善が見られるということは、素晴らしいことだと思います。もっと増えていくとさらに利便性が増すと思います、いろいろ難しい問題も伴っていると思

いますが。ただ、なかなか既存の路線バス、ＪＲのダイヤで曾於市民の生活の足として十分にまだ対応できていない現状があるとは思いますが、そういったときに求められるのが、計画書の中にもありますとおりデマンド交通ということになると思います。

ただ、デマンド交通を行うということの課題も非常に大きくて、深くて難しい問題で、コスト的な課題が非常に大きいということを第１回定例会の中でもおっしゃっていました。

このところを今どこがカバーしているかという、やはり民間のタクシー業者、そして福祉タクシーが、本当に、電話を受けて迎えに行き、都心に連れて行って帰ってくるということになっていると思うんですが、何しろ公共交通機関に比べて利用料金が割高というのは、もう明らかなことございまして、これが年金受給者、特に医療を必要とする高齢の皆さんにとっては、タクシーの料金の負担というのは非常に大きいのかなと思っていますのでございます。

この点について、例えば免許返納を行った方とか、体が不自由で車の運転が困難な方、また、高齢で車の運転が不安な方への補助など、市として公共交通でカバーし切れない部分のタクシーなど、福祉タクシーを利用した際の補助が今あるのかについてお伺いをします。

○企画政策課長（外山直英）

企画政策課の所管分でいいますと、思いやりタクシーの無料乗車券というのがございます。高齢者それから障害者には、それぞれ５年間と障害者手帳の有効期限の範囲内で無料となっております。

○５番（遠矢政嗣議員）

ありがとうございます。例えば民間のタクシー会社若しくは福祉タクシーを営んでいる事業者は、障害者手帳を持っている方に関しては、運賃の１割を割引して利用できるようにしています。しかし、この１割分というのは、どこからも補助とかがあるわけではなく、現在、事業者負担になっているということでございまして、このことが民間のタクシー業者にとっては、積極的な、体の不自由な方に利用していただくということを、少しこう……拒むわけじゃないんですが、もっと利用していただきたいんだけど、利用すればするほど事業者負担が増えていくという要因になっているようです。

この点について私が調べたところでは、枕崎市のほうで交通弱者に対するタクシー運賃の助成ということで、制度的にも行っている市があるようでございます。タクシー券を配ったり、こういった補助を行ったりというものもあるようですが、曾於市において、このような形での交通弱者への補助について検討の余地はないかを

お伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

枕崎市の例等もちよっと調査をさせていただきまして、通常、うちの思いやりタクシーを利用できない方もいらっしゃいますので、そういった方々、いわゆる交通弱者と言われる方々についての何らかの助成ができないものか、そこは検討をさせていただきたいと思っています。

○5番（遠矢政嗣議員）

この点については、体の不自由な方への補助ということになりますので、ほかの課とも連携してくることになるのではないかなと思います。

交通弱者となっている方々、特にこれから曾於市では増えていくことになると思います。そういった方々が曾於市で安心して暮らしていくことができるように、今後そういった取組を進めていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○10番（矢上弘幸議員）

10番、矢上弘幸、今回は大きく三つの項目に分けて質問いたします。

大項目1、草刈りの負担軽減について。

①高齢化率が50%を超えている自治会の数について伺います。

また、5年前、10年前との比較について伺います。

②高齢化が進む自治会や市営住宅では、道路清掃に参加できる人数が少ないため、若い世代への負担が大きい。これらの地域に対して、草刈りや道路清掃に関する市の支援策や補助があるか伺います。

③学校の愛校作業では、急斜面での草刈りなど危険を伴う作業もあり、転倒事故の可能性も指摘されています。こうした危険箇所での作業負担や安全確保に対し、市の支援策があるか伺います。

大項目 2、地域サロン活動について。

①サロン活動を開催している団体の数及び参加者数の直近 5 年間の推移について伺います。

②市や社会福祉協議会から、サロン活動に対する補助・支援があるか伺います。

大項目 3、曾於市総合大学について。

①曾於市総合大学の本市以外の受講生の割合について伺います。

また、現行の受講受付の方法は、紙、ファクス、メールですが、今後のデジタル化の進め方について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（竹田正博）

それでは、矢上弘幸議員の質問にお答えいたします。

質問事項の 1 の③と 3 以外については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の 1 の③と 3 については、教育長が後から答弁します。

1、草刈りの負担軽減についての①自治会の数について、お答えします。

最新の自治会数は447自治会で、50%を超えるのは350自治会です。78.2%となっております。

5年前の令和2年度は467自治会のうち297自治会、10年前の平成27年度は482自治会のうち213自治会となっています。

高齢化率50%以上の自治会は、5年前より53の増、10年前と比較すると137の増となっています。

1の②草刈りや道路清掃に関する市の支援策や補助について、お答えします。

現在、自治会にお願いしている市道清掃につきましては、戸数割、面積割に応じて報奨金を支払っているところです。

2、地域サロン活動についての①サロン活動団体の数及び参加者の直近 5 年間の推移について、お答えします。

曾於市社会福祉協議会のほうで、ふれあい・いきいきサロン活動を実施されておりますが、社会福祉協議会からの助成金を活用している団体については、令和3年度が75団体、参加者延べ人数7,954人。令和4年度が69団体、8,484人。令和5年度が58団体、6,988人。令和6年度が54団体、6,160人。令和7年度は団体数のみですが、53団体となっております。

また、市におきましても、同じ趣旨の事業といたしまして、県の補助金を利用した高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業を行っており、高齢者地域支えあいグループポイント事業に登録している団体については、令和3年度が69団体、参加者延べ人数1万9,124人。令和4年度が85団体、2万5,544人。令和5年度が93団体、

2万7,649人。令和6年度が110団体、3万7,588人。令和7年度が団体数のみですが、111団体となっています。

2の②市や社会福祉協議会からサロン活動に対する補助・支援があるかについて、お答えします。

サロン活動に対しましては、曾於市社会福祉協議会から、ふれあい・いきいきサロン活動助成金が交付されており、活動回数や新規、継続などの状況に応じて、年間5,000円から1万5,000円の助成が行われております。

市の高齢者地域支えあいグループポイント事業につきましては、高齢者を支援する活動や地域活性化のための活動、体操教室の開催・運営を行った場合に、活動1回につき1ポイント、1ポイント当たり1,000円の商品券と交換できる事業を実施しているところです。

次は、教育長の答弁になります。

○教育長（中村涼一）

それでは、1の③学校の愛校作業支援策について、お答えいたします。

各学校のPTAや校区の皆様方には、学校の環境整備に対して、愛校作業等で多大な御支援をいただいております。

現在、本市では通常の除草作業予算とは別途に、急傾斜法面の除草や樹木剪定など、危険を伴う作業については、民間業者への業務委託料を予算化しております。

学校の環境整備も大事ですが、作業においては何よりも安全が最優先されます。愛校作業等とはいえども、危険箇所での作業は極力控えていただければと願っております。

なお、作業が必要な危険箇所については、事前に学校へ相談いただき、その要望を検討した上で予算化を図り、対応してまいります。

次に、3、曾於市総合大学についての①本市以外の受講生の割合及び今後のデジタル化の進め方について、お答えいたします。

総合大学の市外からの申込者の割合は、令和5年度が15%、令和6年度が17%、令和7年度が20%を占めています。

受講受付は、令和7年度の場合は、総申込者数は1,010人のうち紙が878人、ファックスが97人、メールが35人となっております。

なお、紙の申込書が多いのは、申込者の約4割が70歳以上の高齢者であることが影響していると思われます。

申込方法のデジタル化については、利用者の利便性を考慮しながら、早期の導入を検討してまいります。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

では、順に質問していきます。

大項目1、草刈りの負担軽減について、高齢化率50%以上の自治会が78%ということなんですけど、私もいろんな方と話をして、一番若いところで70代という自治会がありました。草刈りがすごく大変だという意見もあります。

75歳以上の方は草刈りに参加しなくていいという自治会とか、そういうところもあったんですけど、例えば市道清掃については、距離が長いから短くしてくださいという意見もあったとは思いますが、そういうことに対しての市の対応について伺います。

○土木課長（吉元幸喜）

それでは、お答えいたします。

現在、自治会の市道清掃におきましては、どの自治会においても高齢化に伴い大変苦慮されているとは思っているところですが、そういった中で、今言われた延長を縮小してくださいというような意見に対しましては、シルバー人材センターや道路維持班のほうで一応対応しているような形になっているところでございます。

○10番（矢上弘幸議員）

そういう要望があったところには対応しているとは思いますが、そういう要望をすることを知らないところ、自治会も多いと思います。そういうところに対しての、例えば周知とかはあるのでしょうか。

○土木課長（吉元幸喜）

それに対しましては、特にしていないところでございます。

○10番（矢上弘幸議員）

今後高齢化率がどんどん高くなり、市道清掃が大変なところも出てくると思います。なので、声が出るのを待つというよりも、市から提案したらどうかというふうな、周知・告知があったらいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○土木課長（吉元幸喜）

今、市道の伐採につきましては、建設業あるいはシルバー等で実施していただいています。でも今、夏場も大分暑くなってまして、本当に大変だと思っております。

ですから、できれば自治会でできることは自治会に協力をしてもらって、なるべく地元ですので、自治会でしていただきたいとは思っているところです。

○10番（矢上弘幸議員）

自治会、市営住宅もそうなんですけど、高齢化率がすごく高くなって、若い人の負担がかなり大きくなっているとお聞きしています。それゆえに自治会長になる人

がなかなかいない、なったらなっただ、本当負担が大き過ぎて、次はもう出ていこうと考えている人もいます。

なので、自治会もそうなんですけど、例えば距離を短くするとか、そういうことに対して市が対応しているのであれば、そういうのができますよというのをいろんな自治会……ほかにも、自治会の自治会長さんたちを集めての話し合いとかあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、今後そういうのはできないのか、お伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

その周知の方法については、やはり……私の住んでいる地域でも非常に問題になっておりますけれども、年度の初めのほうで、自治会の担当職員というのも決めておりまして、そういった部分で自治会長さんと1回は連絡を取るようになっておりますので。そういった部分での要望があるかないか、そういった部分で周知をしていきたいと思っております。

○10番（矢上弘幸議員）

分かりました。

それでは、学校の愛校作業もそうなんですけど、自治会の市道清掃でもありました。あと、全員協議会でも報告がありました。清掃作業中に蜂に刺されたりとか、急斜面の作業で滑落してけがをしたっていうことがあります。

こういう急斜面での作業について、市の対応としては極力控えていただければとありますが、そのまま放っておくと蜂がやっぱり巣を作って、子供たちや住民が蜂に刺されるおそれがありますけど、その対応について市の見解を伺います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

学校での危険作業、愛校作業等による危険作業の――まず初めに、いわゆる法面、急斜面、市内の全ての学校にいわゆる斜面がございます。その斜面に関しましては、愛校作業の場合、学校におきましては、機械の……俗語でいうビーバーですね。ビーバーを使い慣れた方に、そういう少し難しいところをしていただくというような配慮をしている学校もあります。また、そういうところは最初から避けて、教育委員会から行政に頼むというような方法を頼んでいるところもございます。

そういうところで、学校において危険な急斜面等については、極力けがのないような形で作業していただくことになっております。

それから蜂につきまして、近年非常に蜂に刺されるっていうことが増えているような状況です。学校の授業中に蜂が飛んできたので逃げたとか、窓を閉めたとか、

よく聞いております。

そういうことに関しましては、蜂につきましては、なかなかその巣を見つけて回るといのは難しいことですので、そういう少し大きめの蜂を見つけたら、教育委員会のほうに報告をいただきまして、専門業者、シルバーのほうに蜂の駆除を専門とする方がいらっしゃいます。その方をお願いして、巣を見つけていただいて、適切に処理していただくというような形を取っているところでございます。

以上でございます。

○10番（矢上弘幸議員）

それでは、例えば空き家とか耕作放棄地から雑草が伸び、周辺住民が困っているという意見もたくさんあります。現在の市の対応の流れ、今後増加していきますので、その周知や対応についての市の見解について伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

耕作放棄地であったり、あと空き家になっているところ、そういったところから、市道側のほうで交通の見通しが悪いとか、そういった連絡をいただきます。

そういった場合につきましては、担当課のほうで極力その所有者に連絡を差し上げて、草刈りをしていただだけませんかというお話もさせていただきます。

ただ、所有者がどうしても見つからないという場合もございますので、そういった場合については、市のほうで対応させていただいている部分もございます。

○10番（矢上弘幸議員）

空き家だったり耕作放棄地からの雑草の問題は、私もよく市民の方から連絡があって対応しているんですけど。まず市に連絡をして、その対応、今、市長が言われたんですけど、具体的にどういう流れでされているか、担当課からお願いします。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

空き家のほうから出ている草木、木の枝あるいは草、こういったもので困っているということで、電話あるいはまちづくり推進課の窓口にお越しいただいての相談というところもございます。

こういった場合に、まず相談を受けた後、担当のほうで現地に行きまして、その状況を確認して、画像撮影するなりして、あと所有者を確認します。所有者が確認できた場合は、その所有者に対して指導という形で草木を取り除いていただくと。草やらを刈っていただくというような形で、まずお願いの文書を送っております。

その後、送った後でもそういった改善がなされないということが最初の相談者の方からあれば、2回目、3回目というところで、文書等を送るという形になります。

ただ一方で、2023年の4月に民法の改正がありまして、草木等が自分の所有地のほうに伸びてきている場合は、自分でその越境した枝を切る、あるいは草を刈る、こういったことも可能となっておりますので、そういったことも含めて相談された方には対応しているところです。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

相談される方は、今大変だから相談されているのであって、例えば市に相談して連絡がない、だから2回目、3回目となっている間に、待っている間にも草がどんどん生えてきます。その対応について、どれぐらい待てばいいのかなと思うんですけど、大体そのスパンというのは決まっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（諸留貴久）

お答えいたします。

相談をいただいた後に、まだそのことが改善されていないというところであれば、当然ながらその相談の方からまた連絡等あった場合、対応するということにもなりますし、今の状況といたしますか、相談の内容については記録等を取っておりまして、改善されているかということも含めて、記録を取りながら……解消されるかどうかも含めて記録を取っておりますので、そこで対応しているところでございます。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

市長の公約にもありますけど、空き家対策と住環境の整備ってということなんですけど、今の話を聞いて市長の見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も選挙戦で市内をずっと回っておりまして、非常に空き家が多いなというのをすごく感じたところでございまして、やはり農村部に行きますとかなり多い状況ではあります。ただ、市街地においても結構空き家が目立ってきたなということを感じたところでございます。

やはり空き家を活用することが一番大事なのかなというふうに思ったところでございまして、そういった公約も掲げさせていただきました。やはり景観上の問題もございまして、そして、空き家を逆に活用していく方向に行けば、そういった雑草の手入れもできるのではないかと考えているところでございます。

御質問にあった現在いらっしゃらないところの雑草対策、そういったものについては、なるべくスピーディーに、所有者との絡みはありますが、対処ができるようにしていきたいというふうに思います。

○10番（矢上弘幸議員）

前向きな回答ありがとうございます。

それでは、大項目2についてお伺いします。

○議長（重久昌樹）

ここで、矢上議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、矢上議員の一般質問を続行いたします。

○10番（矢上弘幸議員）

では、引き続き質問を再開いたします。

大項目2、地域サロン活動についてなんですけど、社会福祉協議会からの助成金と、もう一つ、県の補助金を利用した高齢者地域支えあいグループポイントの補助金の併用ができるかどうか、お伺いします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

まず、市で実施しておりますグループポイント事業につきましては、登録されている団体がほかの団体からの補助等を受けるときには対象外としておりますので、重複では活動できないということになっております。

○10番（矢上弘幸議員）

それでは、市の高齢者地域支えあいグループポイント事業についてなんですけど、これに登録されている団体は全て補助金を利用、申請、受け取っているかどうか、お伺いします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

グループポイント事業につきましては、ポイントを換算いたしまして、商品券を交付する事業になっておりますので、前期それから後期の実績を出していただいて、年度末に商品券を交付している状況でございます。

○10番（矢上弘幸議員）

登録されている団体は全て、そういうのを申請されているかどうか、もう一度お伺いします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（吉田竜大）

お答えいたします。

6年度110団体でございますけれども、申請はされております。

ただ、社会福祉協議会でしておりますサロン活動をされている団体につきましては、自主的にされている団体もあるところでございます。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

私も聞いたところ、100歳の方が参加しているサロンもあります。サロンで一緒に昼食等を取ることで、食べるのが遅いと、ちょっともう認知症が入っているなど気づいたりするんです。それぐらいサロンの重要性というはあるんですけど、市長の「高齢者が参加しやすい、楽しみが増える取組」という公約にも、「健康寿命延伸のための屋外競技やサロン・体操教室の充実」とありますが、市長の今後の方向性についての見解をお伺いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、サロンを開かれているところに何回かお伺いしたことがございます。地域の方々でいろんなちょっとした料理を作られて、そして、体操をした後にそれを皆さんで会食されるというのを見たときに、非常に、人と話をするのがすごく重要なんだなということを感じたところでございます。

また、健康寿命の延伸につきましては、今、曾於市ではグラウンドゴルフというのが非常に盛んに行われておりまして、そういった中でかなり高齢の方もいらっしゃいました。そういった外で活動していただくというのが、一番重要なことなんだろうと思いますし、また、人と接すること、お話をすることで、体力もそうですけれども、気力というんですか、そういったものもしっかり保たれているんだらうなということを感じたところでございます。

グラウンドゴルフは今そういった形でどんどんされておりますので、それについてはどんどん推進をしていきたいと思っていますし、こういったサロン活動、各地区におかれる公民館での活動であったりとか、そういったものもどんどん推進をしていっていただきたいと思っていますところです。

○10番（矢上弘幸議員）

今後、高齢者率が高くなり、免許を返納して、独り暮らしの方もどんどん増えていくと思います。そういった方々が、サロンがあれば生きがいになったりとか、免許返納したらグラウンドゴルフにも行けなくなる方も増えていきます。サロンに行くことでいろんな方と話をし、体操をしたりとか食事をする事で生きがいになりますので、サロンの今後の周知徹底をして、いろんな人が、なるべく一人でも

りきりにならないような感じで周知をしていただけたらと思います。

それでは、大項目3について質問いたします。

現在の曽於市総合大学の受付は、紙の申込書が多いとありますが、入力の手作業でされているのでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

紙のほうが多いところでございますが、今年はOCRを使って読み込みをしたところ、結構読み取りのほうができたということで、入力っていうのも若干あったんですけど、結構それで読み取りができたというふうに聞いております。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

総合大学が結構……1,010人、多いですね。それを手作業で入力、今現在スキャンで読み込んで入力することなんですけど、やっぱり人の入力なので、文字なので、誤変換だったり、そういう確認作業も必要じゃないかなと思います。

例えばグーグルフォームとかで申込みをデジタル入力することで、職員の入力作業の効率化・省略化だったり、入力間違いが削減されたりということなんですけど、あとは人数分もう入力しなくていいってなれば、作業効率化にもつながると思います。そういったグーグルフォームとかを使用するお考えはないか、お伺いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

実を申しますと、今年の講座の修了された方々にアンケートを取るということで、QRコードをお示ししまして、入力をお願いをしております。その中で、やはり高齢者の方が多くて、紙のアンケートを下さいとか、あと息子とか娘さんをお願いをしないといけなかったとか、そういう意見等もございました。

先ほど教育長のほうが言いましたが、70歳以上が4割ということでございます。60歳以上を言いますと、今年1,010人の申込みがあったんですが、60歳以上が70%、7割の方が60歳以上ということで、かなり高齢者の方が多いということで、スマホ等は持っていても、なかなかQRコードの読み込みとかそういうのができないと。あと、URL等のこともうまくできない方々が多いということで、今回そういう形になりました。今後QRコード等の実施も進めていきたいとは、先ほど教育長が言いましたように、導入等を図っていきたいというふうには考えているところです。

全てがデジタル化できればすごくいいんでしょうけど、なかなか今の現状でいきますと、難しいところがあるところでございます。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

確かに高齢者は、デジタル入力が難しいというのは認識しています。紙で受付もそうですし、デジタルと紙の併用をまずはしてみたらどうかと思います。

申込みは、市役所と公民館で間違いなかったでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

生涯学習課と、あとそれぞれの中央公民館で実施しているところです。

○10番（矢上弘幸議員）

スマホを持っている高齢者の方では、やり方が分かれば使ってみたいという方も多いと思います。可能な範囲で、希望される方には職員や支援員の方が一緒に入力サポートをして、デジタルを身近に感じてもらえたらいいんじゃないかなと思うんですけど、それに関してはどうでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

矢上議員が言われるように、今のところやっぱり高齢者が多いので、紙も併用していかなきゃなりませんが、基本的にはもうDXを進めていくのが、曾於市もその方向でやっておりますので、我々としてもDX化のほうで検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（矢上弘幸議員）

なるべくDX化を推進して、例えば、併せて公式LINEの登録も案内すれば、今後の講座、イベント、防災情報とかにもつながりますし、市民とのつながりも強くなると思うんです。

公式LINEもそうなんですけど、昨日調べてみました。曾於市の公式LINEの登録者数6,656人でした。志布志が8,872人、都城市は8万7,235人ということで、前回、3年前に私が一般質問で確認したときよりも、市の公式LINE登録者数3,000人増えているので、伸び率はすごいありました。でも、今後、まだまだ増やせると思います。

こういった感じで、例えば曾於市の公式LINE登録者数が増えれば、先ほど1番目にも言いました空き家、耕作放棄地からの雑草などの困り事相談とかをリッチメニューに入れたりとか、それをする事で市の対応もスムーズにいくんじゃないかなと思います。また、2番の地域サロン活動の案内とかも、登録されていた人に、地域サロン、何曜日にどこでやってますよという案内もできると思います。

市民の利便性向上にもつながりますし、職員の業務効率化もできます。そういったことで、曾於市のDX化について、市長の答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

D X化については、非常に大事なことだろうと思っておりますし、今後どんどん進んでいくことだというふうに思っております。職員の効率化といいますか、やはり市民の方々の利便性を高めるという部分から、まず、どうしても取っかかりが難しいという壁を取っ払うことが大事だろうと思っておりますので、こうしたら使いやすいんだよという、そういった部分から入っていけるような推進をしていきたいと思っております。

○10番（矢上弘幸議員）

公式LINEを私、登録しているんですけど、同じようなイベントしか流れてこないというのも何度も目にしております。イベントだけじゃなくて、いろんな行事もありますので。あとは使いやすさ。高齢者とか、私もそうなんですけど、ぱっと見てぱっとできるような分かりやすい、使いやすいのを公式LINEリッチメニューにしていただければ、もっと利用率も増えると思いますし、併用して、市のホームページがありますが、あれもボタンがたくさんあり過ぎて、何を見たらいいのかわからなくてよく分からないので、公式LINEと同じような感じでリッチメニューで、シンプルにしてもらったほうが分かりやすいと思います。

今後D X化を進めていけば、市民の利便向上にもつながると思います。住みやすいまち曾於市を一緒に実現していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

次に、通告第7、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○7番（山中雅人議員）

7番、山中雅人。通告に従い、大きく2点質問いたします。

また、少し風邪を引いております、お聞き取りづらいところがあると思いますが、御容赦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

大項目1、地域公共交通計画について。

①現在、本市の高齢化率は44%に達しており、過疎地域も多く抱えていることか

ら、免許返納後の移動手段の確保は大きな問題である。現在運行している思いやりタクシー、思いやりバスといった公共交通の課題は、どのように認識しているか。

②曾於市型ライドシェアが市長の公約として提案されていたが、どのような問題意識から提案されたのか。

大項目 2、本市の観光戦略について。

①地方の活性化には、外国人観光客を含めた誘客と交流人口の増加につながる滞在時間の長い観光が重要であることは、国土交通省も指摘するところである。本市の観光戦略をどのように考えているか。

②都城市のホームページには、おすすめモデルコースとして「女子旅コース」や「都城満喫コース」など、地元のお店や観光ガイドを紹介しながら、宮崎空港からの大まかな時間を提示し、ストレスなく観光できるような行程と導線を提示している。

一方で、本市のホームページやSOO CITY GUIDE BOOKでは、観光地の溝ノ口洞穴や道の駅を羅列するだけで、観光客の動きを誘導するような導線になっていないように思われる。観光の導線を点検し、ストレスなく曾於市を観光できるようなルートづくりを進めるべきではないか。

③体験型観光を振興する上で、アーバンスポーツは近隣自治体においても比較的競合する相手も少なく、差別化することが容易にも考えられる。屋内型スケートボード場についての検討状況は。

④芙蓉部隊は、戦後80年に合わせてテレビなどでも特集されるなど、注目が高まっている。一方で、芙蓉の塔に併設されている本市の埋蔵文化財センターは、その他の埋蔵物も一緒に展示されており、展示物が見学しにくくなっている。

岩川芙蓉会も、平和資料館のような形で展示する要望書を2022年に提出しております。検討を進めるべきではないか。

以上大項目 2 点、よろしくお願い申し上げます。

○市長（竹田正博）

それでは、山中雅人議員の質問にお答えいたします。

質問事項の 2 の④以外については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の 2 の④については、教育長が後から答弁します。

1、地域公共交通計画についての①公共交通の課題について、お答えいたします。

思いやりタクシー、思いやりバスについては、全市的に路線を展開しているため容易に変更ができない、また、運行形態により市民のニーズに対応することが困難といった課題があります。さらには、運行事業者の運転手などの担い手不足も懸念されています。

1の②どのような問題意識から提案されたのかについて、お答えいたします。

市民の皆様と対話する中で、買物や病院への通院など、行きたい時間に利用したいという声を多くの方から聞きました。今後さらに高齢者や免許返納される方が増えることを考慮すると、新たな運行形態が確立できないかと考えたからであります。

2の本市の観光戦略についての①外国人観光客を含めた本市の観光戦略について、お答えいたします。

観光客のニーズは、コロナ禍を経て、団体旅行や家族旅行から一人旅のような個人旅行へシフトされ、自然やアクティビティ、文化体験など、アドベンチャーツーリズムへの関心が高まっており、観光の形態や目的はますます多様化されております。

本市の観光につきましては、自然や文化、体験、道の駅などの観光施設は多くありますが、宿泊できる施設が少ないことが大きな課題であると考えております。

そのために、現在は大隅半島4市5町の協議会において、大隅半島のエリアごとにツアーの計画を行いまして、日中は曾於市の観光施設へお越しいただき、鹿屋市や志布志市へ宿泊いただくツアーを実施していただいております。

今後は、特にインバウンドや個人向け観光客など、市外からの観光客への取組として、新たな体験ツアーや現地の方との交流等ができるツアーを行うことで、交流人口の増及び滞在期間の長い観光につながると考えております。

2の②おすすめモデルコースについて、お答えいたします。

都城市のホームページに掲載してあるおすすめモデルコースにつきましては、地元のお店や観光施設の紹介がしており、初めて訪れられる観光客が迷うことなく観光できるルートが示されており、とてもすばらしいと思います。

本市では、本年7月に曾於市観光協会が誘客を図るために「そおたび」を作成され、起点となります鹿児島空港や宮崎空港、鹿児島中央駅、鹿児島港、霧島神宮から曾於市への観光コースとして、「曾於市のドライブ旅」おすすめコースの紹介や、「遊ぶ、食べる」などの四つのおすすめスポットが掲載されています。

現在、パンフレットとして配布をしていますが、観光協会のホームページにも掲載してあります。

今後は、ほかのサイトも活用しまして、情報発信に努めたいというふうに思います。

2の③屋内型スケートボード場についての検討状況はについて、お答えします。

屋内型スケートボード場について、具体的な検討にはまだ入っておりません。

今後、財部支所跡地や大隅の岩川小学校跡地の今後の活用についての検討委員会を立ち上げていきますので、その中で検討ができないか、協議をしていきたいと思

います。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

2の④芙蓉部隊に関する展示資料の在り方について、お答えいたします。

2022年に岩川芙蓉会より平和資料館の要望書が提出されております。現在は、埋蔵文化財センターの一角で芙蓉部隊の資料展示を行っていますが、今後、平和資料館を開設するためには、現在ある埋蔵文化財センターの移転が必要となります。

教育委員会としては、埋蔵文化財センターと旧町の郷土資料館にある考古、歴史、民俗等の膨大な資料を集約した資料館を設置した後に、平和資料館の開設を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

それでは、1点目の地域公共交通計画から質問いたします。遠矢議員も同様の問題意識から質問されておりましたので、先ほどのやり取りを踏まえて質問してまいりたいと思います。

まず、現状認識から分析するべきだと思っております。令和3年度の停留所の1日当たりの利用者数が出ておりまして、提示をお願いいたします。

（山中議員、議場モニターに思いやりバスの「バス停別の1日当たり利用状況」をまとめた表を表示）

○7番（山中雅人議員）

これが停留所別の令和3年度の乗客数ランクでございまして、ちょっとチェックをしてある「1人未満」のところが40.7%で、「乗降なし」というところが35.6%あります。

やはり僻地、過疎地域を中心に回す都合、なかなか乗客の同乗の数が増えないところは、もう根本的な問題になるんですけども、この計画の中でも非効率な運用をしているというような表現がありまして、その問題意識は執行部のほうも共有しているものだと思います。

現状の非効率な運用に関して、どのような認識で、それを計画の中で書かれたのか、その点の執行部の問題意識について、課長のほうから答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

お尋ねの件ですが、これにつきましては、曾於市全体を思いやりタクシーで網羅するという基本的な考え方がありますので、停留所別に集計をするとこういう結果になりますけれども、どの路線にいらっしゃる住民の方々も、この路線上では停留

所あるいは停留所じゃない場所からも乗降できるような路線にしているため、集計をしますと、こういう結果になったという認識を持っています。

○7番（山中雅人議員）

私も改選が11月にございまして、有権者の方とよく問題、曾於市の課題について協議すること多いんですけども、高齢者の特に免許返納された方と打合わせなどをしますと、思いやりタクシーがどうしても使いづらいという声は頻繁に聞こえてくることございまして。これはもう、遠矢議員も同じだと思っております。特に都城の病院に行かれる方がおりまして、私のほうでもそういった相談がありまして、タクシーで往復行くと1万円ぐらいかかると。でも、そもそも出してくれない、これ何とかしてほしい。若しくは、遠矢議員のほうでもあったように、午前中などに便数が少ないということで、そもそも使えるようなシステムになっていないということで、なかなか……自分も現状のコスト的な面も含めて、一応回答はしているんですけども、でもやっぱり使いづらいじゃないかといった声は非常に大きいところでございまして。

これは難しくて、1日に1便とか1日に2便にすればするほど利用者が減っていきます。これはもう本質的に、1時間に1本とか30分に1本回していれば、当然日常的に使えるようになるんですけども、1日1本、午前中午後1本ずつのような形で、少なければ少ないほどより不便なので使いづらくなるといった形で、悪循環が起きるわけでありまして。

この辺も踏まえまして、私は前回デマンドタクシー、電話して現場に来てもらうというようなものが需要ではないかということをご提案したところでございまして。市長も替わられましたので、同じような問題点は認識しているというふうにさっき聞いているんですけども、改めて市長のほうでこの問題についてどのような現状分析をされているのか、現状認識をしているのか、お伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も市民の方々から、いわゆる行きたい時間になかなか思いやりタクシーと時間が合わないという部分については、たくさんいただきました。やはりこの体系上、いろんなコースを一人のドライバーの方が回るという現状でございまして、市内全体を網羅するという当初の目的でずっと走っております。

これから先を考えますと、やはり目的のある方がその時間帯に利用できる形が一番よろしいんでしょうけれども、あとはどういった形にしていくのかというところが一番の問題でありますし、ドライバーの確保というのも一番問題になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

以前、五位塚市長の、前市長のときでございましたけども、五位塚市長のほうに質問したところ、市外のほうの利用についても希望者がいるかどうか、アンケートなどを含めて検討してみたいといった答弁があったところでございます。これは課長にお伺いいたしますけども、そういったアンケートなどは内部で検討はされなかったんでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

アンケート調査自体は実施していないところですけども、事務レベルでも利便性が悪い、行きたい時間に利用したいという声があることは承知しております。

ただ、市長が申しましたように、全市的に走らせるという基本的な考え方がありますので、議員の御指摘のように、例えば多く乗る路線を、利便性を上げるために30分に1本とすると反動が、今度は少ない路線には全く走らないといった反動が起きてしまいます、現状の運用ですと。

なので、そういうところを解決しないことには、新たな方法といいますか、手法を打てないというのが今現状というところでございます。

○7番（山中雅人議員）

やはりこういった問題について分析する際は、先進事例等を検討するのが必要不可欠だと思っております。

次の画像をお願いします。

（山中議員、議場モニターに志布志市のデマンド交通の車両を表示）

○7番（山中雅人議員）

これは、お隣の志布志市で運行されている「チョイソコしぶし」というデマンド型の乗り合いのものでございます。これは、1台走っているということでありまして、現状、令和4年度で、若干データが古いんですけども、乗合率が1.37人ということで、九州運輸局のほうとも協議しながら——九州運輸局のほうでは、こういう乗合率は平均2人以上が望ましいというようなことがありまして、志布志のほうではそれに近づけていくために努力しているといった形で協議しているところでございます。

そういった志布志市の事例等は、一応検討は内部でされているんでしょうか。その点についてお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

志布志市のチョイソコしぶし、現状把握させていただいております。現在、登録者が1,608名で、これは登録者が自分でここに行きたいというような申込みをして運用するタイプでして、利用される方については、利便性は高いんですけども、

それ以外の方、全く登録されていない方は利用できないといった、困っている部分もあるというふうに、事務レベルでも確認を取っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

私が前回質問した際も、やはりデマンドモデルを導入する際の最大のハードルはコスト面だといったところがあったところでございます。志布志のほうでも、九州運輸局といろいろ協議して、恐らく補助金等も利用されて利用しているんだというふうに考えております。

私どもも、総務常任委員会で——改選前ですね——令和7年のほうで、5月に平川市さんのほうに行って、「のらっさ」というデマンドモデルについていろいろ見てきたところでございます。そこで導入する際の情報を聞きますと、デジ田交付金を2分の1で充当して、まず導入の際はそこを使ったと。経常的な運用ランニングコストに関しては、特別交付税措置が8割あって、そして、利用率も上がったので、前からすると400万円程度プラスになったという回答もありました。今後これを導入するかどうかは政治判断になると思うんですけども、やはり10割自治体を持つということは難しいだろうと私も考えております。

九州運輸局含めて、デジ田交付金は総務省のほうになってくるんですけども——これが、デジ田交付金がちょっと名称等変わるかもしれませんが、高市政権になって——国の交付金等を充当しないとまず導入は難しいところがございまして、そういったところと一応協議等はされているのか、その点の現状について課長の答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

財政的な面を優先して考えるというよりも、まず現在は全市的に走らせているという部分で、曾於市内は交通空白地域がない地域という認識になっております。いわゆるどこに住んでいらしても、ある程度の公共交通というか、思いやりタクシーのような交通機関があるという地域に認定されていますので、例えばこういったライドシェアのようなものは、交通空白地域でなければ運用できないというふうになっています。

ですので、逆に言えば、曾於市の中で全然タクシーとかバスが走らない地域をつくらないと、新たなライドシェアみたいな方策は打てないということになっていますので、その辺をまず解決する必要があるのかなと思います。

空白地域を、例えばどこに……設定というとおかしいですけども、自治体側が設定するものではありませんので。まずタクシー業者さんがいる以上は空白地域はないという認識ですので。その辺がちょっと難しいところでございます。

○7番（山中雅人議員）

やはり平川市さんもそうですし、こういったデマンドモデルを運用しているところというのは、基本的にタクシー会社がメインとなって運用しているところがあります。もちろん全く別組織を立ち上げますと、それこそ民業圧迫になってしまいますので、基本的にはどこの自治体を見ても、地元のタクシー会社さんがそういったモデルを……協力をしてもらって運用していると。車を貸し出したりとかですね。それが基本になるのかなというふうには思っております。

こういったデマンドモデルについて、地元のタクシー業者さんは具体的にどういった反応を持っているのか、感触を持っているのか、その点についてお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

デマンドについては、やはり運転手の確保あるいは車の確保が必要となります。現在、思いやりタクシーで運用している車を、恐らく1路線1人か2人で運用していますので、これをどうやって削減して人を確保するかという部分が1点。

もう一つは、やはりデマンドを受ける配車係といたしますか、対応する職員が別途必要になりますので、この辺の人員をどうするか。その辺が現実的な問題というふうな認識を持っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

人員の問題もそうなんですけども、まずその問題意識を共有していかなければ、そもそもタクシー会社さんたちがそういった形で人を割くことも当然ないわけでありまして、まずその問題意識をこういう方向性も含めて協議しないことには議論が始まらないところも正直あるところでございます。

先ほどありましたように、タクシーの台数としても運転手としても難しいという以上は、逆に言うと便数もう増やせないところでございます。ただ、便数も増やせないとなると、やはり利便性があまりよろしくない状態で今後もずっといくということになります。

曾於市の高齢化も今44%ですけども、今後もっと増えていく。増えていくのに従って免許の返納等も増えていくというところで、現状、自分の見方だと、今のシステムだとちょっとキャパオーバーになっているのかなと思っているところでございます。

であるならば、やはりデマンド交通等も実証実験等も含めてやっていくことが一つ必要な時期になっているのかなというふうには思っております。その点について、課長の答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

我々も問題意識は持っておりまして、このままでいいのかというところもありま

して、今年度からですけれども、共助交通といいまして、地域のコミュニティ協議会に市が車を貸し出して、そのコミュニティ協議会のエリアだけ運行してもらうというやり方を、2地区モデル事業でやっております。現在、柳迫地区と笠木地区の2か所を共助交通モデルで行っております。これを行った背景は、この部分で思いやりタクシーを走らせない代わりに、その部分の浮いた人件費や車を違う方向に展開できないかという考え方にのっとっております。

それともう一つは、やはり利用者が一番利便性の高い乗り物はタクシーだろうという認識を持ってしまして、これにタクシーチケットのような、先ほども遠矢議員の御質問でありましたけれども、タクシーチケットを運用できないかというところも今検討に入っております。

当然、思いやりタクシーが走っている路線にタクシーをかぶせるといったようなことは、むしろ無駄になってしまいますので、例えば乗降率の悪いところを一旦路線は廃止して、その路線沿線にいらっしゃる方々に、限度額を設定したタクシーチケットが配布できないかというようなことも今シミュレーションを行っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

まさにその点、私もちょっと考えたところありまして、柳迫と笠木のほうで実証実験を今やっている途中であるというふうに聞いております。まだ1年間ちょっとたっておりませんので、その評価に関しては3月を待ちたいなというふうに思っているんですけども、ほかの自治体等を見ても——必ずしも先進自治体が優れているというわけではないんですけども——やはり地域の足、免許返納後の問題をコミュニティ協議会がカバーするというのはあまり聞かない話でございます。

一部では、それこそ平川市さんとかは、青森の豪雪地帯でありますので、冬季に限って地域の方々が交通バスの代わりを出すといった試みをしているところとか、ミクロなところでカバーしているところはあるんですけども、自治体全体の交通の足回りといいましようか、そういったところを地域コミュニティがカバー、全体的にカバーするところは私も寡聞にして聞いていないところでございます。

やはりオーソドックスな手法は、地元のタクシー会社さん、プロの方が運用されるというのがよく聞くところございまして、今、柳迫と笠木のほうで実験されているところを否定することはないんですけども、これを成功だと評価して、末吉、財部、大隅全体に広げていくことの現実性はどれだけあるのか、その点について課長の答弁をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

一番近い事例でいいますと、都城市の庄内地区、こちらが、コミュニティ協議会

が共助交通といいまして、車を運用して……記憶が曖昧ですけども、4年ぐらい運行されていると記憶しています。

ここは成功事例という認識を持っていまして、ただ、現状では、だんだん運転される方が少なくなっているという新たな問題が出ていますので、やはり何かを取り組むとまた新たな課題が生まれていくんだなという認識を持っているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

3月の実証実験の評価を待ちたいと思うんですけども、改めて今後地域公共交通の在り方を、1回目の答弁でも新たな運行形態が確立できないかということで、現状ではいけないという認識は、市長は持っていらっしゃると思いますので、3月以降改めて公共交通を今後どうしていくのか、その新しい姿について、市長のほうからも提案・提示していただきたいというふうに思うんですけども、その点について市長の答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、担当課長が申しましたとおり、まだ様々な問題がございます。私も選挙戦においては、デマンド型あるいはライドシェアということを言ってきました。

しかしながら、やはり日本型のライドシェアについても、まだまだ壁が厚いようでございますし、特に今の地域公共交通においては、今のバス路線の区間については、なかなか通行の制限がかかってしまっているという部分もありますし、市町村またいで交通、これにもハードルがございます。そういったところを一つ一つ分析をしながら、利便性の高いものを目指せばというふうに思っております。

○7番（山中雅人議員）

市長の答弁でありました地域をまたいだ交通はなかなか難しいと、これについては遠矢議員のほうからも……課長のほうともいろいろあったところでございます。

確かにそうではあるんですけども、やはり私は、定住自立圏構想なども含めまして、「地域公共交通、一緒にやってみましょう」というところは、この文章自体が指し示しているのは民営のバスだと思うんですけども、やはり地域公共交通が民営のバスだけでないのは自明のことでありまして、例えば財部地区の方々は、当然買物等で五十市のニシムタのほう、毎日のように利用されているとも聞いております。どうしても都城文化圏でございますので、曾於市内でも松岡救急病院や昭南病院等の大きな病院はあるんですけども、やはりそこだけじゃカバーできないところがありまして、日常的に都城の病院に行かれる方も大変多いというふうに聞いております。

前回、自分が質問した際には都城市議会の議決が必要になってくるので、難しいといったところもあったんですけども、私は議決もらえばいいじゃないかというふうに思うところです。私も都城市議会、知り合いがいっぱいおりますので、相談があれば知り合いに可決してくれないかとかは言えますし、議長のほうから都城市議会のほうに言ってもらうことも当然できるわけであります。

逆に我々が都城に行くだけじゃなくて、例えば志布志の有明のほうでは月野のニシムタのほうに日常的に行かれているということも聞いております。都城の公共交通をニシムタまで延ばしてもいいですよというようなことも、ある意味今後の定住自立圏構想を、災害時のような緊急事態だけではなくて、日常レベルのものに導入していくときにも、お互いそこは歩み寄っていいんじゃないかと思います。

やはり市域を、県域をまたぐから駄目というふうなことをしないための定住自立圏構想でありますので、そういった定住自立圏構想をせっかく今年改めて合意しているわけでありますので、志布志市長、都城市長とももっと日常レベルでも、公共交通を含めて一緒にやっていけないかといったことを打診するのもいいのかなというふうに思うんですけども、その点について市長の答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

近隣の市町とは、やはり今後はしっかりと手をつないでいかなければいけないというのは、私は基本的に考えているところでございます。

そういった部分で、市民の方々の利便性が高まるという部分につきましては、近隣市町との連携というのは非常に大事になりますので、そういったお話は積極的にさせていただきたいと思っております。

○7番（山中雅人議員）

やはり公共交通というのは、自治体のための公共交通ではなく、生活されている有権者、市民の方の公共交通でありますので、自治体の市域・県域があるから駄目だといった形で頭から切るのではなく、柔軟な対応をしていっていただきたいと思います。

では、2点目のほうに移ります。

○議長（重久昌樹）

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は、おおむね1時10分に再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時11分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き会議を開き、山中議員の一般質問を続行いたします。

○7番（山中雅人議員）

それでは、続けて第2項目め、本市の観光戦略について伺ってまいります。

回答のとおり、宿泊できる施設が少ない等、いろんな課題等については、私も同じように共有しておるところでございます。

曾於市の観光を改めて振り返ってみたときに、私はやっぱり導線の整理というのがちょっと足りていないのかなというのが一つ印象としてございます。やはり観光というのは、特に有名な観光地というのは、もう提供できる王道のルートというのは最初に決めちゃっております。例えば都城市であれば、こことこことここに行ってください、そこ以外のところも行きたければどうぞと。

でも、常に提供するところというのは、ある意味観光客を迷わせないようにベースの部分を最初に決めちゃうんです。それで、私たちのまちといたらこれですという顔をつくって、そして、食や観光等を結び合わせて、その流れをつくってから売り込むといったことをやっております。

改めて本市、いろんなものがあります。文化面であれば鬼追いや弥五郎どん祭り、そして溝ノ口洞穴といった国指定の文化財等たくさんあるんですけども、これが私はやっぱり羅列されているような印象を受けるんです。

これをどうすれば観光客の流れとして、導線としてつくっていけるのか、これが一つ課題だと思うんですけども、この問題意識について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、曾於市においては今宿泊施設がないので、やはり体験型観光であったりとか、そういった形に趣が出てくると思います。そうしたときに、やはり核としてここにあります。そこから右に行くとこちら、左に行くとこちらとか、そういう形の部分がなかなか薄いのかなというのは感じているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

具体例にちょっと移りたいと思います。②のほう、ちょっと画像の表示をお願いします。

（山中議員、議場モニターに都城市のホームページ内の「オススメモデルコース」のページを表示）

○7番（山中雅人議員）

これは都城、観光で検索すると出てくる都城市のホームページになります。オススメモデルコースとして五つ提示されておりまして、皆さんのタブレットでも、検索していただけるとすぐ出ると思うんですけども、シニア世代満喫コース、都城満喫コース、そのの半日コース、家族で満喫コース、女子旅コースというところで、初めに都城に何を求めてきましたかというので、もう観光客の属性を振り分けちゃうというところをやっております。迷わせないようにしていると。

女子旅コースがちょっと面白いので、次、お願いします。

（山中議員、議場モニターに都城市のホームページ内の「女子旅コース」のページを四つに分けて表示）

○7番（山中雅人議員）

こういった形でありまして、まず宮崎空港のほうに正午に着きますと。

次、お願いします。

大変面白いと思うんですけども、たなかフルーツでパフェを食べてくださいと。結構個人名というか、特定の店舗をこういったホームページで出すのって珍しいと思うんです。やはり自治体のホームページというのは公平性に偏ってしまっていて、なかなか特定の会社の名前とかを出すのは結構消極的な自治体も多いんですけども、都城はあえてそこはもう、パフェといったらたなかフルーツに行ってくださいということを最初に言ってしまうと。結構踏み込んだ売り込み方をしていると。

次、お願いします。

これはシェケンさんというところで、さっきのたなかフルーツも自分もたまに行くんですけど、シェケンさんというのはフランス料理のお店でして、季節ごとに大変おいしいお店で、結構女性客多いんですけど、これも自治体のホームページにもう載せちゃっているということで、かなり踏み込んだ売り込み方をしております。

次、お願いします。

そういうところで食を楽しんだら、グリーンホテルに泊まって1泊して行って帰ってくださいというところをパッケージとして売り込んでいるということです。

先ほど申し上げたとおり、観光地というのはお客さんを迷わせないようにすることが基本だと思っております。

曾於市のホームページやSOO CITY GUIDE BOOKなどでは、どうしても、こういうところありますよ、こういうところありますよっていうところが羅列されていて、どういうところを通ればいいのかということがちょっと分かりづらくなっております。

この中でも「そおたび」というものがありまして、私も観光協会さんが作ってい

るそおたびを見たことがあるんですけども、なかなか行き着かないんです。まず、曾於市観光で検索して、そこで観光協会のホームページに入る。観光協会のホームページに入った後に、小さく体験ツアーというのがありまして、体験ツアーをぼちちと押して、体験ツアーのホームページに行って、その体験ツアーのホームページの一番右下辺りにツアーというのが入っていると。なかなかツアーに、本当に行きたいと思う人しかそこに行き着かないようなUIになってまして、やはりこういったツアーというのは、迷う人は一番最初に、曾於市観光、都城市観光のような分かりやすく検索をかけるので、やはりぱっと見一番最初に来るような形にしないと、なかなか観光客が迷ってしまうというふうに思います。

こういった形で、もう少しホームページの工夫等必要だと思うんですけども、商工観光課長の見解をお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、なかなかここにたどり着くまでに時間がかかります。私も実際ここに入るときに、観光協会のホームページに入っていないと入れないというのがございまして、ここはやっぱりトップに持ってこれるようなものを、近いうちにまた変えたいというふうに思っています。

また、そおたびにつきましては、曾於市の公式LINEのほうにも観光部門の中に一応入れさせていただいております。ということで、電話等での問合せがあったときには、このようなことでまた誘導を図りたいというふうに思っているところです。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

その中でも、例えば曾於市の戦跡を巡る旅のような形で、曾於市の芙蓉部隊戦跡巡りというのもあるんですけども——そこに表示できればよかったんですけど——本当にエクセルで作ったような、本当の情報という形でありまして、やはり観光というのは彩りが必要なところがありまして、写真を出すとか、観光ガイドさんは誰に相談すればいいのかとか、そういった形でできるだけ観光客の方が迷わないような形でやらないと、なかなか難しいと思います。

特に、戦跡の旅で地下発電所のほうを書いてあるんですけど、地下発電所も管理される民間の方がいらっしゃいますので——個人名はちょっと差し控えますけども——そういう人に電話をかけて、その日いますかってことをまず聞いてから地下発電所にも行かないといけないということで、なかなか一見さんがそこまでできるのかなといったら、ちょっと厳しいのかなというふうに思います。

やはりそういった形で、観光客の方が迷わないような形でするために、もう少し表現の工夫も、現状のそおたびのほうの工夫も必要なのかなというふうに思うんですけども、その点について、課長、答弁をお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、こちらのそおたびにつきましては、ちょうど昨年から観光協会のほうが取り組んでいただきまして、曾於市へどのようにして来ていただけるかと。そして、来ていただいたときに、どのような形で観光地を巡っていけばいいのかということで、協会のほうでいろいろともんでいただきました。その中で、曾於市内でも、曾於市の財部、末吉、大隅、そして遺跡巡りのような形でコースのほうを考えていただいたところがございます。

またそこで、飛行機で来られて、空港から来られたり、ＪＲのほうから、中央駅から来られたりとか、そのような形で市外から、そしてまた県外から来られる方を曾於市のほうに、またどのようにして足を運んでいただいて観光していただけるかというのを、このように考えていただいたところです。こちらにつきましては、本年の７月に発行したばかりでありまして、こちらは観光協会のほうが、随時、改訂版を出しながら、更新を図っていきたいというふうにおっしゃっていますんで、またその辺を商工観光課のほうとも一緒になって、観光協会と一緒に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○７番（山中雅人議員）

今年の７月に導入されたということで、恐らく問題意識というか、ベースの部分は共有しているのかなというふうに思っております。

本当に、観光客を迷わせないということが基本だと思いますので、そういった形で、それこそ特定のお店とかも、やはり曾於市といったら食なところもありますので、畜産のまちでございますので、どこのお肉屋さんがおいしいよというところも含めて、そこはもう特定の名前も出しちゃって、都城市のようにやってもいいと思いますので、そういった取組もぜひしていただきたいなというふうに思います。

これはちょっと市長にお伺いしたいんですけども、先ほど私の１個目の質問でもありましたけども、ほかの地域との連携が今後大事になっていくと。これは、公共交通のようなものだけでなく、観光もそうだと思っております、例えば宮崎空港ないし鹿児島空港に降りて、曾於市に観光に行くときに、都城に行かないことって恐らくないと思うんです。多分、曾於市だけで完結するようなことってなかなかないと。都城に来てくれた人も、せっかくだったら、それこそ溝ノ口洞穴のよう

な国指定の文化財にも足を伸ばしてみようかなと思われる方も多いと思います。

そういった形で、それこそ観光ガイドブックも自治体単一で作ってますけども、言ってしまうとほかの、志布志や都城、曾於市と共同で、そういった観光地なども含めた表示というか……先ほど①の答弁でもありましたけども、鹿屋のほうで泊まってもらおうと。それも含めてドッキングしたような観光ガイドマップみたいなもの作っても非常にいいのかなと思うんですけども、それについて市長の答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。大隅半島につきましては、大隅観光未来会議がございまして、そちらのほうで大隅半島周遊の関係の計画も立ててもらっております。

あと、広域圏の中で都城市とはいろいろな連携をしているわけがございますし、また本市におきましては、やはり観光のスポットというのは財部町が結構多いところでございます。

それを考えますと、関之尾のスノーピーク、ここがもう50万人を突破しているような状況でございますので、そういった部分と連結させていくというのは非常に大事なことだと思っておりますので、そういった連携は今から積極的にやるべきだと思っております。

○7番（山中雅人議員）

全くそのとおりというふうに思っております。例えば曾於市の観光ガイドマップに都城市の観光地も載ってもいいと思っておりますし、逆に志布志の観光マップに曾於市のことも書いていいと。言ってしまうと都城文化圏というのは、本当にいろんな意味で一体のものでございますので、自治体で区切る必要もないということで、より積極的な取組を今後やっていただければなというふうに思うところです。

資料にある都城グリーンホテルはそうなんですけども、都城のホームページを見ますと、必ず最後に宿泊施設を載せております。ここに泊まってください、そして牟田町で飲んで、都城市の美味しいお肉やお酒を飲んで、黒霧島を飲んで帰ってくださいという形で、やはり最後には自分のところの宿泊施設を置くのが観光においては基本になっております。

先ほどもあったとおり、曾於市の場合宿泊施設がないので、どうしても鹿屋や近隣の自治体の宿泊施設を紹介することになってしまうと、それはもったいないところもございまして、現状、これは五位塚前市長の時代からずっと宿泊施設を持ってくるというのが悲願だったところがありますけども、そういったホテルの誘致の

話について情報はないのか、市長のほうの見解をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

現状といたしまして、大隅町はビジネスホテルが1か所、そしてあと旅館があります。末吉町においては温泉、それから財部においてはSKLVという形で、ビジネスホテルという部分については、やはり今後必要なものかなと思っております。

現在、まだ公表はできませんがビジネスホテルを造りたいと言われている方がいらっしやいまして、その方が次年度以降は具体的にお話が出るだろうと思いますけれども、そういった意向を今私のほうには投げかけられているところでございます。

○7番（山中雅人議員）

ビジネスホテルを検討するといった話が来ているということで、私も本当にこれはもうずっと曾於市の悲願でありましたので、今後前に進めていただきたいなと思います。外部でも共有できるレベルになりましたら、ぜひ全員協議会等でも情報提供いただけたら大変ありがたいと思っております。そのときはよろしくお願い申し上げます。

そして、次の③のほうに移ります。

屋内型スケートボード場について、なかなかコストも大きいところでございまして、現状具体的なところでは入っていないという答弁でありました。

今後、活用についての検討委員会ということもあるんですけども、以前、私が文厚委員会にいた際に、大隅のほうで武道場に併設されていたプール、そこを今使っておりませんでしたので、一時ちょっと検討するという話もあったと思うんですけども、それについてはどういう議論の結果、今の候補地が上がってきた形になったのか、生涯学習課のほうで回答をお願いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

以前、前市長がそういう、造りたいという話がございました。場所的にも、やはり町なかだとなかなか音がするというので、そういう場所がないかということで大隅のプール、現在使われておりませんが、そこを活用した方法でできないだろうかというのは、計画があったところでございます。

○7番（山中雅人議員）

なかなか山の上になっていますので、ちょっと高校生たちの利用が難しかったので、現状しょうがないのかなというところもあります。

現在、近隣のスケートボード場については、川の駅などがありますけれども、実はその議論を、私も都城市議会の議事録等を見ていると、かなり曾於市にとって

はいい方向に実は働いていると思っていまして、都城市のほうではかなり利用者が多くて、1,218人の署名を集めて、令和4年度ですけども、本格的なスケート場を、川の駅じゃ足りないから造ってほしいというような陳情もあったけども、都城市議会のほうで否決されたということがあったと聞いております。

また、都城市議会のほうで一般質問において、夜の照明をつけてほしいという相談もあったんですけども、都城の土木部長の回答としては、夜になって練習されとうるさいから、あえてつけてないんですよというような回答もあったところでございます。

それくらいうるさい施設でございまして、やはり近隣の住民の方、川の駅も正直あまり周りには人家などないように見えますけども、それでも夜に練習してもらううるさいという苦情もあって、自治体としてはあまりつけていないというところであります。これも含めてやはり屋内型というのを提案されたのかなというふうにも思っております。

もちろん財部支所跡地や岩川小学校跡地といった跡地の活用というのもあると思うんですけども、言ってしまうと屋内型にしないと非常に騒音が出る施設でございまして、ただの平場で造ると夜の利用などが難しいということもあって、屋内型競技場を整備してしまえば、隣の都城市からも練習する人もいっぱい来ると思いますので、いろんなチャンスが大きいのかなというふうに私は思っているところでございます。その点について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、選挙戦の中で、屋内でできるスケートボードの練習場ということで掲げてまいりました。当初は、統廃合された小学校の体育館とか、そういうところも想定しておりました。

県内を見ても、約8か所ほど、今、スケートボードの練習場があるようでございまして、屋外、屋内ございますけれども、ただ、それが本格的なコースを造るのか、あるいは簡易的に楽しめる施設にするのか、そういった部分もございます。

また、屋内にしても騒音、音の問題というのはやはりあるかと思しますので、そこも十分検討しなきゃならないだろうなというふうに思っておりますし、使用する時間帯であったりとか、そういったところも制限をしないといけないだろうと思っておりますし、やはり造るに当たっては、専門的な方の御意見を伺いながら進めたほうがいいのかなというふうに今思っているところでございまして、場所的には屋内を造りたいという希望はございますが、まだ場所的に選定には至っていないところでございます。

○7番（山中雅人議員）

国内の大きな施設でいいますと、以前、私どもも委員会で——そのときはちょっと違う目的で行ったんですけども——茨城県の境町などが、国際大会も開けるようなスケートボード場を整備して、オリンピック選手なども移住しに来るといった形で活動をやっていると聞いております。

これも9億円近くの予算をかけて整備したというふうに聞いておりますけども、そのうち7億円程度は国の補助金等を利用しながら、できるだけ——境町のほうは干し芋の加工によって、ふるさと納税も40億円、50億円ありますので、その予算も使いながら整備したとは聞いているんですけども——やはり丸々自治体だけで整備していくのは、ほかの自治体の例を見ても難しいのかなというふうに聞いております。

今後、整備していく上では補助金等の利用もやっぱり検討しなければいけないのかなというふうに思うんですけども、そういった曾於市で体験型観光の施設を造る上での補助金等はある得るのか、その点について、現状分かっている範囲で大丈夫ですので、市長の回答をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、そういった形の使える補助金等があるかどうか、そこはまだ問合せはしていないところでございます。もし活用できれば、ぜひそういった事業に合致できるような施設というのを目指していきたいと思っております。

○7番（山中雅人議員）

私も以前スケートボード場の整備については、求めたことがございます。都城市は、今、野球のほうで非常に成果を上げておりまして、昔は2軍のキャンプ地として使ってもらっていましたが、今は千葉ロッテのほうが、1軍が来るということで、非常に力を入れていると。やはり野球、サッカー、バスケットボールといったメジャースポーツでは、なかなか県内の競合も強いので、ちょっと厳しいところもあるのかなというふうには思っております。

やはりアーバンスポーツのような競合が比較的少ないところで勝負しないと、曾於市の規模ではなかなか難しいのかなというふうにも思っております。

先ほど例に出した境町さんも、2万5,000人の人口でして、曾於市よりも小さい規模で、あえてアーバンスポーツ、これはもうスケートボードだけじゃなくてアーバンスポーツの施設を造るところで、誘客に成功しているというふうにも聞いております。

そういった形で、スケートボードだけじゃなくて、アーバンスポーツも含めて今

後整備をしていくと、ほかの自治体に対しても差別化できるかなというふうに思いますが、その点について市長の回答をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私のほうも、スケートボードもそうなんですが、できればボルダリング、これも今世界的な競技になっておりますので、そういったものも含めて、そういった複合的なものができる就非常に理想的だなと思っております。

○7番（山中雅人議員）

今後の曾於市のこういったスポーツ振興を、こういったところに力を入れていくかといったところでございますので、総合的な判断が求められるのかなというふうに思います。

ぜひ、3月の議会では、そういった検討委員会等も含めて、曾於市のスポーツ振興をどのように、どこの部分に力を入れていくのか、その点を境町などの先進自治体の情報収集等も含めて、予算をつけていくべきかなというふうに思うんですけども、その点について市長の見解をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かにいろいろな情報を仕入れていかなければならないと思っております。私も、公約でそのことを話しておりました。まずはふるさと納税の歳入からということで取り組んでまいりますが、その歳入を確保して、そういった公約を一つずつやっていきたいということで考えております。

そうであっても、やはり目的としてこういうものを造りたいというのがありますので、検討は進めていきたいと思っております。

○7番（山中雅人議員）

特に屋内型の競技場というのは、なかなか造るのにもお金がかかる施設でございますので、一朝一夕にはできないですけども、やはり情報収集ですね。利用状況、それも川の駅の利用状況等も含めて、土日が非常に多いというふうに聞いていますけども、曾於市に造ると人を入れることができるのか、国際大会などを開けるのか、そういったことも含めてぜひ情報収集に予算をつけて行ってほしいなというふうに思います。

そして、次の件になります。芙蓉部隊、これに関しては矢上議員も以前同様のことで質問されていたんですけども、市長も替わられたということで、改めてお伺いしたいと思います。

回答で、平和資料館の開設を検討していきたいという回答があるんですけども、

これはかなり前向きな表現のように思えます。現状、執行部としてこれの、平和資料館の開設について、どういう現在の検討状況なのか、生涯学習課のほうで答弁をお願いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

昨日、埋蔵文化財関係、文化関係の資料につきましては、今、複合施設を造ろうという計画が上がっていましたが、財部の郷土館、大隅の郷土館、末吉の歴史民俗資料館、それぞれ郷土館がございます。やはりこの資料を同じ場所に集めたいという計画がございます。

その計画、先ほど教育長も答弁したように、膨大な資料でございますので、それを集約し、その資料館を設置した後に平和資料館を着手できればなというような考えを持っているところでございます。

以上です。

○7番（山中雅人議員）

芙蓉部隊が、戦後80年に合わせまして大変注目度が高くなっております。画像をお願いします。

（山中議員、議場モニターに芙蓉部隊がテレビで特集された様子を表示）

○7番（山中雅人議員）

これが特集の、KYTのほうの記事なんですけども、本当に11月のつい最近、「戦後であり続けるために」ということで特集が組まれたというふうに聞いております。

また、11月11日、私も選挙中だったので行けなかったんですけども、議長も行かれたと聞いてますけども、竹田市長も慰霊祭に出席されて、その様子が朝日新聞に載ってまして、全国紙に載るんだなということで、結構驚いたところでございます。

この特集記事もそうですけども、今年になってKYTのnews every. かごしまとか、あとは日テレのNNNのほうでの特集も含めまして、かなり注目度が上がっているなというふうに聞きます。静岡のほうの地域新聞などでも芙蓉部隊が出たりとか、かなり全国的に注目度が上がっていて、これの整備というのは、やれば曾於市の財産にもつながるのかなと思っております。

その点について、非常に注目度が高まってますけども、前回聞いたときには五位塚市長の見解でありましたので、竹田市長のほうでは、芙蓉部隊、芙蓉の塔の展示状況についてどのような認識を持っているのか、答弁をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私のほうも、11月11日、この慰霊祭に参加をさせていただきまして、美濃部少佐の娘さんもおいでになられておられました。

改めて前田孝子さんが、鹿児島やごろう会の中でも、30分ほど芙蓉部隊についてずっと説明をされたところでございます。そして、前田さんが芙蓉部隊の方々の遺品というのを、ずっと全国求めて集められて、収集されておられます。それをやはりしっかりと展示をする場所が必要だろうというふうに思っております。

芙蓉の塔の隣が今資料館になっておりますけれども、やはり芙蓉の塔に来られてすぐ隣に芙蓉部隊のいろいろな資料館があるというのは、非常に重要なことだと思っております。今後、岩川小学校跡地を今の計画では曾於市の資料館にして、芙蓉部隊の資料館を芙蓉の塔の隣にという計画ですので、そういった形で、どれぐらいの予算が必要になるか分かりませんが、進めていければというふうに思っております。

○7番（山中雅人議員）

芙蓉部隊というものは、責任者であった美濃部少佐が、戦後に空将になられて、自衛隊のほうでもかなり出世されたということで、かなり自衛隊の注目度も非常に高い施設になっております。

鹿屋のほうの軍楽隊も、慰霊祭に合わせて来るという話もちよっと伺ったんですけども——もろもろ事情があって行けなくなったというふうにも聞いておりますが——鹿屋のほうの自衛隊にも相談すれば、軍楽隊などを含めて結構いい感触があるというふうに聞いております。

特攻部隊、特攻作戦というのは、やはり戦後の価値観としてどうしても許容できない、個人個人の特攻隊員の思いというものは幾ら評価しても、作戦自体はどうしても評価できないというところがありまして、一つ困難な価値判断を求められるところでございます。

しかしながら、芙蓉部隊というのは、特攻作戦にノーを言ったという施設でありまして、ある意味戦後の自衛隊からしても素直に評価できるような施設になっていくのかなというふうにも思います。

やはりその点を踏まえまして、どんどん鹿屋のほうにも、自衛隊のほうにも参加をお願いとかしていったら、防衛省のほうにもこんなものがあるんですよということをどんどんアピールしていけば、曾於市の知名度も高まっていく、また芙蓉部隊の知名度も高まっていくので、非常に大変素晴らしいことにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点について市長の見解をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

ちょうど慰霊祭のほうにも、鹿屋の海上自衛隊、そして都城の陸上駐屯地のほうからも来られておられました。

やはりその理解というのはすごく得られるだろうというふうに思っておりますので、お互いに持っている情報をしっかりと共有しながら造り上げていければと思っております。

○7番（山中雅人議員）

実際の整備はこれからだと思うんですけども、全額曾於市で賄うとなると、どうしても予算が足りないところも生じると思います。

例えば木材を使えば1割補助金が出るといったシステムもございますし、また、県の地域振興局のほう、これも観光予算が毎年1億円くらい組まれているんですけども、なかなか曾於市として観光予算を使うことがなかったというふうにも聞いております。

やはり観光予算のほうも、例えば瀬戸口県議に相談して半分でも使えたら、大変自治体としても負担が軽くなりますので、こういった形で地域振興局の観光予算などを使うことも含めて、県や森山先生等とも協議もしていけば、負担がもしかしたら軽くなるかもしれませんので、そういった試みもあり得ると思っております。

実際、八木前副市長が森山先生と——風聞なのでどこまで話をされたかちょっと分からないんですけども——芙蓉部隊の整備に関してちょっと話をされたということも聞いております。そういった意味で、森山先生も1945年の本当に戦争とともに生まれた方でありますので、こういった施設に対する理解度というのは大変高い方なので、協力も得られるのかなというふうに思うんですけども、その点、国や県との関係性も含めて竹田市長の見解をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに市単独ではなかなかできない部分もあろうかと思いますが、やはり県のほうとも、国のほうとも連携をしながら造り上げていきたいと思っております。

また、芙蓉の会のメンバーの方々がいらっしゃいますので、そちらの方々の機運といいますか、その情熱というのもしっかりと連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○7番（山中雅人議員）

やはり曾於市の誇れる文化や歴史伝統を知ってほしい——過去も含めまして——外部に発信していけば、曾於市の知名度ももっと上がっていくと思いますので、ぜひ芙蓉部隊、また曾於市の観光地、ホテルの整備等も含めて、竹田市長の一丁目一

番地と位置付けて取り組んでいただくことを改めて提言して、私の一般質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日17日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

_____・_____・_____

散会 午後 1時46分

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月17日

(第 5 日目)

令和7年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月17日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 一般質問

通告第8 中 菌 和 樹 議員

通告第9 今 鶴 治 信 議員

通告第10 瀬戸口恵理 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番 廣 瀬 孝 幸	2 番 中 菌 和 樹	3 番 薬 師 康 浩
4 番 迫 将 嗣	5 番 遠 矢 政 嗣	6 番 伊集院 正 美
7 番 山 中 雅 人	8 番 出 水 優 樹	9 番 瀬戸口 恵 理
10番 矢 上 弘 幸	11番 松ノ下 いずみ	12番 鈴 木 栄 一
13番 伊地知 厚 仁	14番 今 鶴 治 信	15番 土 屋 健 一
16番 渡 辺 利 治	17番 徳 峰 一 成	18番 重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 竹 田 正 博	教 育 長 中 村 涼 一
副 市 長 今 村 浩 次	教 育 総 務 課 長 鶴 田 洋 一
総 務 課 長 上 村 亮	学 校 教 育 課 長 畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長 渡 邊 博 之	生 涯 学 習 課 長 竹 下 伸 一
財部支所地域振興課地域活性推進室長 小八ヶ代 博 史	農 政 課 長 吉 田 秀 樹
企 画 政 策 課 長 外 山 直 英	商 工 観 光 課 長 佐 澤 英 明
財 政 課 長 池 上 武 志	畜 産 課 長 和 田 忠 義
税 務 課 長 中 西 昭 人	耕 地 林 務 課 長 入 来 満

市 民 環 境 課 長	梶 井 秀 和	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
保 健 課 長	谷 川 和 穂	水 道 課 長	吉 田 宏 明
こ ども 未 来 課 長	新澤津 友 子	会計管理者・会計課長	吉 元 健 治
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	農業委員会事務局長	中 野 満
土 木 課 長	吉 元 幸 喜		

○議長（重久昌樹）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（重久昌樹）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第8、中菌和樹議員の発言を許可いたします。

○2番（中菌和樹議員）

おはようございます。2番、中菌和樹です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

1番、子ども向け予防医療について。

①子ども向け予防医療についての本市の取組と、令和以降の成果を報告してください。また、医療費の抑制に効果があったかについても併せて伺います。

②子どもたちの「歯と口」の健康が全身の健康にとって重要であり、これは人の一生の健康に大きな影響があるとされています。子どもたちの口腔健康を守るために、特に生え始めの永久歯に対しての「フッ化物応用」は有効な手段として、その有効性・安全性に関する証拠が確認されています。本市の現在の取組について伺います。

③県内でも多くの学校で集団フッ化物洗口事業の導入がなされており、本市においても令和2年までに検討されたようですが、その後の調査や研究などが行われたか伺います。また、令和5年度以降の「予算と仕事」からフッ化物応用についての記載がなくなったことについても伺います。

④これからの本市を担う子どもたちの成長と健康で豊かな生活、また、市の医療費抑制の観点から、学齢期——6歳から12歳、小学校、中学校の学齢期ですね——の集団フッ化物洗口事業の導入について、市長の考え方を伺います。

大きな2番、本市の産業との連携について。

①本市は様々な地場産業に支えられていますが、それぞれの産業を市のどの部署が担当しているか伺います。

②「ふるさと納税30億円確保」をはじめとする市長の公約実現のために、市長の

考えをダイレクトに進めるような直属のチーム・担当部署等があるのか伺います。

③ほとんどの産業において、後継者不足・担い手不足の問題を耳にしますが、問題解決の大事な一翼として、各産業の青年部活動があると思います。そのような団体について、団体数、活動内容、またその団体の構成人数など、市が把握している状況を分かる範囲で報告してください。

④今年の夏、共同事業を行いまして、これをきっかけに各町の茶業の青年部、またヤングファーマーズ——これは農業の青年部ですね——曾於市商工会青年部——商工業を営んでいる青年部ですね——また、J Aそお鹿児島青壮年部との交流もありまして、こういったものをきっかけに、一気に若い世代、生産層の世代の活発な交流が始まっております。ビジネス面での意見交換にとどまらない、「曾於市のために何ができるか」について考えるような機運が高まっております。本市として、このような若い働き手の活動に対する、既存の縦割りの対応を超えた「横のつながり」を支援するような施策について伺います。

以上です。明確な御答弁をいただけますようお願いいたします。

○市長（竹田正博）

おはようございます。それでは、中菌和樹議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③と1の④以外については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1の③と1の④については、教育長が後から答弁します。

1、子ども向け予防医療についての①本市の取組と令和以降の成果、医療費抑制について、お答えいたします。

乳幼児の心身の健康状態の把握や維持増進、疾病予防を目的として、各対象月齢ごとに乳幼児健康診査を実施しています。また、健診以外で、6か月児・1歳児では、相談事業として保健・歯科・栄養の助言指導を、そのほか、感染症予防のために2か月児からワクチン接種を推奨しています。

令和以降の成果につきましては、各種健診の受診率は毎年ほぼ9割を超えていますが、令和2年度から4年度はコロナ感染症の影響もあり、受診率の減少が見られました。現在は回復傾向にあります。健診によって健康や発達に課題が確認された場合、早期受診・早期治療の勧奨や発達支援等を実施しています。

医療費抑制への効果につきましては、特に健診との因果関係について検証していないため、把握はしていないところです。

1の②フッ化物応用の本市の現在の取組について、お答えいたします。

本市の取組としましては、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診において、保護者の同意の下、フッ化物歯面塗布を行っています。また、市内16か所の保育施設のうち、13か所でフッ化物洗口を実施しています。

大きな2の②市長の公約実現のために、市長の考えをダイレクトに進める担当部署等について、お答えいたします。

直属のチーム等はありませんが、公約実現のため各々の課等で対応して進めております。

2の③各産業の青年部活動がある団体・活動内容・構成人数について、お答えいたします。しばらくお待ちください。

ごめんなさい。この2の①が抜けておりました。大変申し訳ございません。

2、本市の産業との連携についての①どの部署が担当しているかについて、お答えします。

まず、農業については農政課、林業は耕地林務課、畜産業は畜産課となります。

次に、建設業はまちづくり推進課と土木課、それから、医療業は保健課とこども未来課、社会福祉や介護事業は福祉介護課、商工業は商工観光課となります。

市内企業については企画政策課が担当しております。

2の③に移ります。

各産業の青年部活動がある団体・活動内容・構成人数について、お答えいたします。

農業関係では5団体ありまして、曾於市ヤングファーマーズクラブは会員23人で、主な活動内容は、会員間の交流や研修等となっております。

次に、お茶の末吉町茶業青年の会7人、大隅町茶業青年の会5人、財部町茶業青年の会12人で、主な活動内容は、各会ともに会員間の交流や研修、茶の消費拡大活動等となっております。

J Aそお鹿児島青壮年部は、末吉支部12人、大隅支部42人、財部支部14人で、主な活動は交流や研修等と伺っております。

商工業関係では1団体ありまして、商工会青年部の会員数は、末吉支部21人、大隅支部10人、財部支部11人の合計42人で、主な活動内容につきましては、会員間の交流や各支部の夏祭り開催、地区連をはじめ、県・九州管内の青年部活動研修等と伺っております。

2の④若い働き手の方への活動に対する横のつながりを支援するような施策について、お答えします。

横のつながりを支援するような施策につきましては現在ございませんが、このような若い働き手の活動を支援できる施策について、今後、協議させていただきたいと思っております。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

1の③集団フッ化物洗口事業の調査や研究が行われたか、また、令和5年度以降の「予算と仕事」から、フッ化物応用についての記載がなくなったことについて、お答えいたします。

集団フッ化物洗口事業につきましては、令和2年以降、コロナ禍もあり、特に調査・研究はしておりません。昨年度から、先行実施自治体の状況についての確認や、集団フッ化物洗口に関する研修会への参加等を行っております。

また、令和5年度以降の「予算と仕事」からフッ化物応用についての記載がなくなった経緯は、フッ化物応用に係る乳幼児・学校歯科保健事業が、幼児健康診査に含まれたことから、項目を省略したためと聞いております。

次に1の④学齢期の集団フッ化物洗口事業の導入について、お答えいたします。

人が健康な人生を送るためには、生涯を通して歯と口の健康を保つことが何よりも重要と考えます。子供たちの歯と口の健康増進のため、行政や学校、家庭などで様々な取組を進めてまいりました。その結果、子供たちの虫歯保有率は年々改善され、全国平均並みの数値となっております。今後もこの改善傾向は続くと思われます。もし、改善が進まない場合には、集団フッ化物洗口も選択肢の一つとして考えてまいります。

以上です。

○2番（中菌和樹議員）

それでは、2回目質問のほうに移らせていただきます。

まず、通告の1の①にありました子ども向け予防医療についてと、医療費抑制の効果についてお聞きしたところ、子ども向け予防につきましては、ワクチン接種でしたりその他いろいろと健診等も通しながら、子供たちの健康を守っておられるということを御報告いただきまして、安心しました。反面、医療費抑制に……

○議長（重久昌樹）

中菌議員、もうちょっとマイクを近づけてください。

○2番（中菌和樹議員）

はい。失礼しました。続けます。

医療費抑制に関する質問をさせていただいているのですが、特に健診等の因果関係について検証していないということで、把握がないということでしたので、私のほうでちょっと調べさせてもらったものを——今回、質問の中でも何度かキーワードとして、フッ化物応用、フッ化物洗口というものをお話しさせていただくので、早速ですが、早く「フッ化物洗口における費用対効果の再検証」という、口腔衛生学会誌のほうで発表のあったもの、これをちょっと引用させていただきます。

これは、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科発生発達成育学講座予防歯科学分野、鹿児島県口腔保健支援センター、鹿児島県歯科医師会のほうから出されているものでありまして、令和3年のデータになるんですけれども、5歳から19歳の鹿児島県全体の歯科医療費というのが、22億6,596万円であったことに対して、フッ化物洗口による年間歯科医療費、これを使ったことによる推定の軽減額が1億109万円あったということで発表がありました。これは軽減率4.3%となっております。これは、フッ化物洗口が鹿児島県で実際に行われているものからの軽減額ですので、仮に鹿児島県全体で、学齢期におけるフッ化物洗口事業が100%行われた場合は、2億9,607万円の軽減がなされるのではないかと試算があります。これは県全体の歯科医療費の軽減率でいうと11.6%、1割にもなります。

これを基に、フッ化物洗口が実際遅れがちと言われている大隅地域振興局の場合に当てはめたものもデータとしてあります。歯科医療費、大隅地区だと3億2,320万円に対して、731万円推定軽減されるとされています。これは軽減率2.2%。これは、この中からの市町村別のデータはないんですけれども、学齢期フッ化物洗口が未実施の本市においては、さらに高い医療費軽減が見込めるのではないかと予想しているところであります。

こういったところで、かなり子供たちの歯と口の健康を進めていくことによって、本市の中での医療費抑制に効果があるのではないかと考えますが、市長いかがでしょう。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今、数字で示されましたけれども、大隅半島でもこの731万円の効果があるという結果が出ているということでございます。このフッ化物洗口についての結果で全てこうであったのか、そこの部分も検証する必要もあるだろうなというふうに思っております。

○2番（中園和樹議員）

では次、1の②ですね。

予防医療の中でも子供たちの歯と口の健康について質問させていただきましたところ、フッ化物洗口については市内16か所の保育施設のうち13か所は既に実施しているというところですが、これは小学校、中学校の実施についてはどうなっておりますでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

曾於市内の小中学校では、今のところ実施はしておりません。

以上です。

○2 番（中藺和樹議員）

そういった中で、私のほうでは、小学校、中学校のフッ化物の洗口なども取り組んでいくのが重要なんじゃないかと考えているところなんですけれども、その前に、一つ資料を用意いたしましたので、1 番目の資料をお願いします。

（中藺議員、議場モニターにメタボリック・ドミノの概念図を表示）

○2 番（中藺和樹議員）

ここまでお話ししているところでいきますと、1 番奥の「う蝕」と書いているこれが虫歯のことになります。このメタボリック・ドミノっていうのは何かと申しますと、これが手前のほうにくればくるほど、結構重大な症状だったり症例だったり載っておりますが、一番奥のう蝕、これを予防する、せき止めることによって、そこからドミノ倒しのように続くいろいろな生活習慣病というものを引き止めることができるというのを表した図になっております。

これを見ていただきますと、かなり分かりやすく……、この虫歯の予防というのが、人間の一生の健康の中で重要なことであるというのは、イメージしていただけたと思います。

これに関して私がちょっとお話ししたいのが、学齢期の、いわゆる小中学校に於いてのフッ化物洗口が重要なのではないかという考えについてのお話になるんですけれども、資料の 2 番目をお願いします。

（中藺議員、議場モニターに都道府県別の12歳児の1 人平均虫歯数の棒グラフを表示）

○2 番（中藺和樹議員）

これは、12歳児の1 人平均虫歯数というものを表したものになります。ここからの資料は、鹿児島県歯科医師会より頂いているものになりますが、先ほど、教育長のほうから質問のお答えでいただいていたものの中で、虫歯保有率は年々改善され、全国平均並みの数値となっておりますというお答えもいただいたんですけれども、これ令和5年度のデータによりますと、これは県別のもので、12歳の子供1 人がどのくらい虫歯があるかということなんですけれども、全国平均は0.5から0.6の間の本数になっています。これが鹿児島県は、もう見て一目瞭然なんですけれども、最下位の全国47位、本数にしますと1.4本あるというふうにデータが出ております。これは12歳児ということですから、やはり小学校時の歯のケアというものが明確に結果として出ているものであると考えられます。

これが、やはり鹿児島県のほうもかなり重く見ているということで、2022年には、フッ化物洗口マニュアルというものも出てきておりますけれども、この辺りは把握

はされておりますでしょうか。

○学校教育課長（畑添辰也）

先ほどの教育長答弁にもありましたけれども、本市としては、先行自治体、県内のどの自治体がフッ化物洗口を実施しているかということとか、実施の方法、手順等について知識や情報を得ているところでございます。

○2番（中藺和樹議員）

ありがとうございます。その中で、一応もう少し掘り進めさせていただきますけれども、鹿児島県がこういった結果が出ている中で、3番目の資料をよろしいでしょうか。

（中藺議員、議場モニターに令和5年度における県内の振興局・支庁別12歳児のDMF歯数の表を表示）

○2番（中藺和樹議員）

これは、この鹿児島県の中での状況をちょっと数値で出しているものになりますが、鹿児島県が、中学1年生、12歳児の虫歯の本数の数値が0.99というところで、大隅は1.22とさらに高い数値になっております。熊毛地区、大島地区、島嶼部は結構多く出るというデータがあるそうなんですけれども、同じ地続きの大隅地区が、この鹿児島県の中においては一番数値として大きく出てしまっているというところで、やはり早急に子供の歯を守るために、いろいろな手を打っていかねばならないのかなというのを感じるようなものになっております。

この中で、さつま町と薩摩川内市が別で切り抜かれて数値が出ておりますけれども、さつま町は0.3、薩摩川内市0.65という数値出ておりますが、この辺り、いわゆる成績がいい状態なんですけれども、曾於市としては、鹿児島県内のこの薩摩川内市とさつま町がこういった数値で出ていることについての把握はいかがお考えでしょうか。

○学校教育課長（畑添辰也）

学校におきましては、学校保健安全法に基づきまして、全ての学校で歯と口の健康診断を1学期に実施をしているところでございます。そこで様々な数値が出てくるわけなんですけれども、今、議員が示された令和5年度のDMF歯数ですね、本市におきましては、令和5年については小学校6年生で0.76、中学1年生で1.0となっております。大隅地区のこの平均よりはかなり下回っている。加えて言いますと、本年度の小学校6年生が0.56、中学生が0.6ということで、これも下降傾向というか減少傾向になっておりまして、非常によい傾向だと捉えているところでございます。

○2番（中藺和樹議員）

曾於市についてのデータもいただけて、曾於市は比較的いい傾向にあるというところでお話いただいたんですけども、4番目の資料をお願いします。

(中菌議員、議場モニターに平成21年から令和7年までの12歳児1人平均DMF歯数の推移のグラフを表示)

○2番(中菌和樹議員)

これは、先ほどお話ししました鹿児島県の薩摩川内市が載っております。ほかにも、鹿児島県ですとか全国のもの、あとは全国の中でもかなり虫歯の少ないと言われている新潟県、佐賀県も載っております。新潟県、佐賀県におきましては、特に新潟県は弥彦村という場所で、もう50年以上前からフッ化物洗口を取り入れられていて、このグラフに載っている平成21年よりずっと前から低い虫歯数を維持しているというところで、参考程度に載せたものになります。この薩摩川内市、表の一番上を見ていただきたいんですけども、薩摩川内市におきましては、フッ化物洗口を平成24年に開始しておるようです。ここから、グラフのほうが一度ちょっと上に上がるところもあるんですが、ずっと下がっていきます。小学校、中学校の全校実施を行ったのが平成28年ということですので、そこからさらに下がっていきまして、鹿児島県の平均を下回り、ついに、令和5年には全国の0.55という、1人の子供の口の中に0.5本の虫歯しかないという状態まで下がっていったという表になっております。

先ほど学校教育課長からいただいたお話からしても、さらに子供たちの虫歯を減らしていくということについて、やはり薩摩川内市のこのデータというのはすごく大事なものになるんじゃないかなというふうに考えているところではあるんですけども、薩摩川内市のほうが、平成24年から短い期間でここまで下げているというのを考えると、これは明確にフッ化物洗口の実施が、しっかりと効果を出しているのではないかなと考えておりまして、曾於市もこれからさらに虫歯の数を減らしていくのに大変参考になるようなものではないかと考えているところであります。

フッ化物洗口については、いろいろな、これまでも議会のほうでも答弁がされておりまして。それについてですけども、先ほど1番目の質問でお答えをいただいている部分ですけども、フッ化物洗口についての研究などは特には進んでいなかったということなんですけれども、その代わり研修のほうがあったということですが、それはどういったものだったのかお答えをお願いします。

○学校教育課長(畑添辰也)

お答えします。

研修会への参加につきましては、この夏にフッ化物洗口の推進に係るトップセミ

ナーという研修会がございました。それに参加をいたしたところでございます。そこでは、虫歯予防の子供における大切さ、そういったこととか、フッ化物洗口の基礎知識だったり、取組状況について情報等御教示いただいたところでございます。

以上です。

○2番（中藺和樹議員）

ありがとうございます。市長、フッ化物洗口については、市内16か所の保育施設のうち13か所が実施をされているというところですが、実際に見られたことはございますでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

実際、そのフッ化物洗口をしているところを、私は見たことはございません。

○2番（中藺和樹議員）

一度ぜひ見ていただけたらなと思っているところなんですけれども、私も、ちょっと今回初めて、ある保育園さんに行きまして、見させていただきました。手順としては、食事が終わった後、御飯が終わって、それからお昼寝時間になるまでに、まず歯磨きをされていました。歯磨きは、まず保育園の先生が目の前で模型を使って、子供たちの前で歯ブラシをする、ブラッシングをするのを見ながら、子供たちも上手に歯ブラシを済ませた後に、フッ化物洗口のほうをされている様子を見ました。その時に、保育園の先生が、まず洗口のための液を作られて、ボトルのキャップが計量器になっているので、それを一つずつ量って、子供たち一人一人専用のマグカップに移したものを渡していくと。また子供たちがそれを持って、音楽に合わせてぶくぶくうがいをします。このぶくぶくうがいが、音楽に合わせてちょうど1分ぐらいされるんですけども、ぶくぶくうがいをした後、必ず洗口液をマグカップにまた戻すと。この時、初めて知ったんですけども、ぶくぶくが成功すると、マグカップに戻した液がすごく泡立っているんですね。子供たちがこれを見て、上手にできているんだと、今日はちょっとできなかったんだと、あるいは飲み込んでないよと、そういったことを子供たち一人一人がきちんと確認をできると。そういった形で、フッ化物洗口のほうが進められていたという様子を見てまいりました。

もうこれ時間ですれば10分もかからないような作業というか……になりまして、この市内16か所の保育施設の中で、どのぐらいの子供が割合としてやられているかというのは、ちょっと私も把握はしていないところなんですけれども、その見学に行ったところは全員がやっていると。また、何年か前から取り入れられているんですけども、今までフッ化物洗口、拒否されるような子供さんや保護者はいなかったということで、やはりきちんと説明の中で、保護者の方にこれがいかに有効な虫歯

予防になるかだったり、危険性がないよだったり、そういったことを説明する中で実施ができていくんじゃないかと考えておりまして。この子供が、うがいの後にいって歯を見せてくれるんですね。ものすごい白い歯で、きれいな歯で、もう本当にぴかぴかの歯です。ただ次の、子供たちがたくさんいましたから、ほかの子の歯も見ると何本か抜けている子もいます。それはもう乳歯が抜けて、これから永久歯が生えてくる子たちなんでしょうけど。この子たちの、このきれいな乳歯はどんどん抜けていって、これから永久歯に生え変わっていくと。これに対するフッ化物洗口というのは、今、本市の中では止まっている状態ですよ。

こういったところで、やっぱりちょっともったいないなと。子供たちも上手に、学校に入るまでにしっかりうがいができる状態になって、歯をきれいに保てているところで、永久歯に変わっていくところからこれが急にストップしてしまうというのは大変もったいないなと思ひまして、私はその見学で非常に感じたところであります。

最後の1の④ですけれども、市長のお考え、いただきましたけれども、やはり私、飲食業をしておりますことからいろんな話聞くんです。例えば、曾於市はいろんなおいしいものがありますけれども——芋けんぴ、おいしいんですけどすごい硬いんですよ。「歯が無でかんがならん」と、そういった話も聞きますし。あとは曾於市の誇るおいしい和牛。これを、私の店のほうでもたまに厚切りでステーキにしてお出ししたりするんですけど、「歯が無でかんがならん」と、非常に残念なことを聞きます。やっぱり、曾於市ってとってもおいしいものがありますけれども、その中でもやっぱりちょっと……歯の健康がたくさん守れていれば、もっともっと長くおいしいを楽しんでいただけて、それをまた曾於市のアピールとして、皆さん、市民の方だったり、発信していただけるというようなことも今後あると思いますから、やはり歯を守る、歯の健康を守ることが、市民の皆さんの一生の健康を守ることにもつながり、ひいては曾於市のおいしいを発信していただけるような機会を残せるということも考えますと、非常に大事なことなんじゃないかなと思います、子供たちの歯を守ることはですね。

市長、改めてどうお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

このフッ化物洗口につきましては、非常に、我が町での小学校での実施はゼロと、小中学校はですね、ゼロという結果は出ております。ただ、私もそれを否定的な部分で捉えているわけではなくて、やはりその手段として、今後どう取り組むかということだろうと思っております。全国的にもこのフッ化物洗口、いろいろなメリッ

ト、デメリット、私も調べましたけれども出ているようでありますが、やはり効果は出ているんだということであります。あとは教育現場のほうとしっかりと、どういった形で取り組めるのか、協議を進めていけたらというふうに思っております。

○2番（中藺和樹議員）

前向きな御回答いただきましたので、この子ども向け予防医療についての質問は終わりました、次の質問に移らせていただきます。

本市の産業との連携についてということで質問をいたしておりますが、この中で本市の連携、この部署について教えていただきましたけれども、例えば、横のつながりというものをしっかりと市のほうでも把握していただくような部署みたいなものを作ることができるのかお聞きします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

横のつながり、非常に大事だと思っております。特に、昔から行政は縦割りということを言われておりますので、やはり横の連携、それについては、私も非常に大事だというふうに捉えておりまして、市役所のほうでは毎月1回、課長さん方に集まっております、庁議というのを開催させていただいております。その中で連携できるもの、そして連携しなければならないもの、あるいは大事な項目に対して関係課で協議を進めるもの、そういったものの協議も月1回行っております。また、臨時的に必要な場合については臨時の課長会を招集しまして、横の連携を図っていただくようにお願いしているところでございます。

○2番（中藺和樹議員）

②でお聞きしたところですけれども、市長の考えをダイレクトに進めるような直属のチーム等はないということで、各々の課で対応をしていくということですが、これはもう今後、そういったチームを作っていくということは考えておられないということでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

市はプロジェクトチームというのを、その案件に応じて作ってまいります。例えば、この事業に関しては関係各課集めてプロジェクトチームを作ってくださいねという指示を出しますので、そこでチーフになる課長がいらっしゃって、そのほかの課長さんあるいは課長補佐さんたち集まさせていただいて、プロジェクトチームでその問題についてどう対処していくかという協議もさせていただいているところです。

○2番（中藺和樹議員）

③でお聞きしたのが、本市の中に後継者・担い手、そういった若い層の働き手の

方たちの団体が幾つあるのか把握されているかということで、かなり市のほうでも把握されているということで、自分のちょっと知らないようなものもありまして驚いておりますし、また頼もしくも感じているところではあるんですけども。

先ほどお話ししましたような、市長の直属の、ダイレクトに進めるようなチームというものはないということなんですけれども、今お話ししましたが、若い世代で、いろいろなこういった活動団体ありますけれども、集まって交流をする機会が今増えてきつつあります。こういったものの中で、自分たちの産業の中でしか考えられていなかったことが、別の異業種の産業からのアイデアで良くなるといったような傾向もありますし、またそういったことで、じゃあどうしたらいいのかとなったときに、やはり行政に伝えていかなきゃいけないよねといったものもたくさん話の中では出てきます。けれども、それぞれの、やはり担当されている課というもので、縦割りで相談をしていくというところで、結局その横のつながりがほぐれるというか、ばらばらになって、それぞれの答えを市の部署から下ろされるというところで、ちょっと食い違いだったり時間的な返答……スピード感のずれとかがあるように感じておりますので、やはりどこか集約するようなものがあるべきではないのかなと考えているところであります。

御存じの範囲でいいんですけども、例えばお隣の市でしたり、鹿児島県内のほかの自治体でしたり、そういった産業全体を一括して一元的に……窓口であったり、考えるための交流会を企画するようなものだったり、そういったものがある自治体などあれば、御存じであればお聞きします。

○企画政策課長（外山直英）

県内ではないんですけども、私が知っている限り、そこは和歌山県なんですけれども、和歌山県の田辺市というところに、市長が一番トップにいらして、その下に産業界のリーダーみたいな方が、市長のブレーンというかブレーン組織みたいな組織を立ち上げて、月に数回程度大学の講師の下に、いろんな産業の話、それから市の問題点、あるいは行政への提案などやられているところを研修させていただいたことがあります。非常に活動が活発で、いろんな提言をされておられますので、そういったところも参考にできればなという印象を持っているところです。

○2番（中藺和樹議員）

他県でそういったものがあるということですね、非常に羨ましく思いますし、いいなと。ぜひ曾於市においてもそういった形を作っていくような検討を進めていただけたらなと、今感じたところですが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、以前は農業関係の青年部、そして商工業関係の青年部の方々との交流というのは結構ありました。コロナ禍以降、なかなかそういったものができていないようでございます。それに加えて、またほかの団体の方々、そういった方々に集まっていたいただいて、いろんな意見交換するというのは非常に大事なことで思っております。例えば——急々にその部署をとすることは今できないと思いますが——代表の方々に集まっていたいただいて、それぞれのテーマに沿って協議をしていただく、それがまちづくりに進んでいくんだらうというふうに思っております。

今後、そういった機会を——今回私も参加させていただきましたけれども、いろんな業種の方々、青年部の方々の会議が開かれて、いろんな意見を私もお伺いしました。そういったものを、じゃあ行政はどうやってそこに波及させていくかということが一番大事なことで、そういった部分を、ぜひ1回開催できればと思っておりますので。1回開催をして、どういった形で進めていくか、そういった部分を、皆さん方で協議を進めていただければと思いますので、それについては、まず代表の方々に集まっていたいただいて、どういった会の持ち方を持っていくのか、そういったことを協議を進めていければというふうに思います。

○2番（中藺和樹議員）

前向きなお答えをいただけたと感じております。やはり、いろいろな産業がありまして、いろいろな団体がありまして、その中に青年部というような形で若い働き手の方たちが集まる場合は、しっかりと曾於市の中にありますので、これを行政のほうでも、市のほうでも、一元的に把握できるようなものがあれば、例えば市にとってももちろん各産業、各団体、各青年部にアクセスもしやすくなります。例えばですけれども、曾於市がこれから移住者の方だったりとか、新規で曾於市に來られて何か仕事を始めたい若い方だったりが出てこられたときに、自分がやりたいことをどこで調べればいいのか、例えば農業をしたいというところで、農業に関する課に行くだけにとどまらないようなアイデアをですね……なんというか、産業全体の一元化した情報が得られる窓口があれば、また情報も取り出しやすいと思いますし、そういった意味では曾於市の一つのアピールにもなると思います。

曾於市で何か始めるのに、非常に産業とのアクセスがいいよと。いろんなこと、情報収集も簡単だよと。そういったものを念頭に置きながら、そういうリーダーの集まりみたいなものを、市長とダイレクトにお話しできるような場を作っていただくのがすごくいいのではないかなと考えておりますし、また、これは質問の2の③のほうでお答えいただきましたけれども、各団体の青年部は、例えば夏祭りですとか、その他イベントの運営をされているところが結構あります。そういった中で、やっぱりどうしてもそういった運営についても後継者不足・担い手不足が響いてま

して、かなりイベントの運営も厳しくなっている状況です。横の横断的な交流をもとに、例えば今まで茶業の方がされていたイベントに商工業の青年部が手伝いに行くですとか、そういった話も出てきたりもしております。そういったところも、やはり行政も関わってくるところではあると思うので、ぜひ——今回は若い世代の青年部の団体についての横断的な窓口ができないかというお話をさせてもらってますけど、それが、さらに広げて各産業が横断的に交流できるように、市のほうでそういった取りまとめするような部署を作ってもらえたら、いろいろまた問題・課題も解決しやすくなっていくきっかけになると考えてます。いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

非常に重要なことだと思っております。市内におられるいろんな産業の方々、そしてほかとの交流を深めることによって、例えば商工業の方が農業の方とそういった協議を進める中で、自分たちが今仕入れて売っているもの、それをそちらから、市内でできたものを使えないとか、例えばそういったことも非常に有効的なことでございますので、そういった部分については、ぜひ活発にしていいただければというふうに思いますので、またこちらでも検討させていただきたいと思っております。

○2番（中藺和樹議員）

前向きと言わず前のめりで進めていただいて、これからの曾於市を盛り上げていくためにしっかりと若手も頑張っていくと思いますので、どうぞ検討のほうを進めていただくようにお願いします。

質問のほう、これで以上になります。

○議長（重久昌樹）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第9、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○14番（今鶴治信議員）

14番、今鶴治信です。私は、大きく3項目について質問いたします。

まず1番目に、地元企業と連携したインターン制度の導入について。これは、市長が市長選におきまして公約の中で述べられたことでありますので質問いたします。

①具体的にどのような制度を考えているか伺います。

2番目の項目として、新規就農者及び新規就業者の支援強化について。

①具体的にどのような支援を考えているか伺います。

②過去5年間の実績について伺います。

3番目にふるさと納税について。

①市長公約でもあります最低でもふるさと納税30億円を実現するため組織体系の見直しが必要であると思うが、来年度以降の対策をどのように考えておられるか伺います。

以上、1回目の質問を壇上から終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（竹田正博）

それでは、今鶴治信議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の地元企業と連携したインターン制度の導入についての①どのような制度を考えているかについて、お答えいたします。

若者の地域定着や、市内企業の人材確保支援を目的として、市内企業が実施するインターンシップの受入に係る費用の一部を助成する制度の創設を検討をしています。これは、企業関係者の方と対話した際、地元や県外など採用の一環として一定数のインターンシップを実施しているが、経費も高額になり負担が増えていること、参加する学生からも、自己負担の軽減ができないかという声を聞いています。

市としては、インターンシップを通じて、若い世代が市内企業の魅力や強みを知る機会が増えることで、優秀な人材の確保・定着につながることを期待したいと考えております。

大きな項目2の新規就農者及び新規就業者の支援強化の①具体的にどのような支援を考えているかについて、お答えいたします。

新規就農者支援対策事業、商工業新規就業者支援対策事業ともに、年齢制限、所得額制限を設けておりました。これらの農業及び商工業を支える後継者や55歳以上で農業を始めたい方や起業をされる方もいらっしゃると思いますので、55歳以下という年齢制限と600万円以下という所得制限を撤廃し、新規就農者、新規就業者の確保に取り組みたいと考えています。

また、初期投資の軽減のための各種補助事業の活用や経営などのソフト面での支援に、関係機関、団体と連携して取り組んでいきたいと考えています。

2の②過去5年間の実績について、お答えいたします。

まず、新規就農者につきましては、令和2年度が8人、令和3年度が5人、令和4年度が8人、令和5年度が2人、令和6年度が4人となっています。

次に、新規就業者につきましては、令和2年度が8人、令和3年度が13人、令和

4年度が9人、令和5年度が11人、令和6年度が11人となっています。

大きな項目3番目のふるさと納税についての①ふるさと納税30億円を実現するため組織体系の見直し、来年度以降の対策について、お答えいたします。

本市は、肉用牛、豚や芋類などの農畜産物や、焼酎やユズ製品などが盛んなまちであります。自信をもってお届けできる多くの特産品を、もっと全国にPRしていかなければと考えております。

ふるさと納税30億円の実現に向けまして、まずは組織体系であります。来年度、商工観光課内に室を新設し、職員を増員しまして、ふるさと納税を含んだ曾於市のPRを更に強化したいと考えております。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁をいただきましたので、順次、質問項目に従って2回目以降の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長公約であります雇用の創出というところで、地元企業と連携したインターン制度の導入ということで、ただいま説明を受けましたけど、やはり、今就業人口の絶対数が減っているということであるし、また、特に地元曾於市でも若い人たちがなかなか地元で就職されずに県外に出ていかれるパターンが多いと思っております。この中で、企業の方から相談があったということで、インターンシップにかかる経費等を市のほうで助成すれば、市内の企業に対するそういう研修をして、内容を理解していけば就職率の向上につながるんじゃないかということで、非常にこれが実現したらいい取組だと思っております。ところでございますが、やはり予算の制約上、すぐに取り組めることと取り組めないことがあると思います。研修制度の一部を助成するということであれば、交通費等の助成が一部……、金額に上限を設けての助成になるかどうか、市長に伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今想定しておりますのは、例えば、企業に1週間程度インターンシップで来られた場合に、やはり宿泊費等も必要になります。旅費も当然でございます。旅費、宿泊費そういったものを、受け入れられる企業さんと協議をしながら、まだ割合とかは詰めなければなりませんが、一部助成ができればというふうに思っております。

○14番（今鶴治信議員）

今回は質問項目に出しておりませんが、企業誘致等も、今後ますます取り組んでいかなくはいけないところでありますが、やはり既存の企業に対するバックアップというか、助成で、より優秀な人材を確保するということは非常に重要なことで

あると思っております。

このインターンシップ制度の助成等も私も賛同するところでありますが、私も地元企業のある方に、優秀な大学生、専門学生を雇用するにあたり、今鹿児島市が取り組んでいらっしゃる奨学金代理返還支援制度等を曾於市でも取り組んでいただくと、そういう方の奨学金を肩代わりする準備はあるんだがという意見がありました。ぜひそういう制度も、インターン制度とともにできればという考えで——鹿児島市の場合は、金額等は社会労務士等の費用とかで、そんなにかかることなく、企業側が奨学金を代理で返還して、優秀な学生を確保するというのが主な目的であって、また、そういうことをされているということを、市のホームページ上でPRすることで、企業イメージの向上にもつながるということで取り組んでいらっしゃると思うんですけど。その点について、市長公約にはないところではありますが、今後のことでありますが、そういう導入の考えはあるかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

今の、奨学金の返還の御質問だと思いますけれども、今、事務レベルで、来年度に……1年間支払った奨学金を次の年にその分を補填といいますか……ということができないかというところで、今検討を行っている段階でございます。

○14番（今鶴治信議員）

市のほうでもそういうことを取り組んでいらっしゃるということで、初めて聞いたところではありますが、非常に企業からは喜ばれると思っております。ただ、予算も伴いますので、国より助成があればですけど。鹿児島市の場合は準備金としてのお金であるということで、まあ、奨学金を立て替わりして1年分というと、金額にもよるでしょうけれども、制限を設けないと相当かかると思っておりますが、その点はこれからでしょうけど、どのように考えてられるか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

この奨学金の返還免除は特別交付税の算定基礎の中に算入されるという決まりがあります。ただ、算定の中に組み込まれるというだけで、実際幾ら入るかというのは計算できないんですけれども、そういう仕組みがありますので、どこの自治体もそういった取組をやられていらっしゃいます。あとは、年間の上限額を幾らに設定するかという問題がありますので、その辺はこれから検討させていただきたいというふうに思っております。

○14番（今鶴治信議員）

やはり国の助成があるということではどの市町村も取り組めるわけではありますが、実際にそうやって検討されて、もう具体的考えがあるということで、より早く取り組んで、曾於市の企業のアピール等にもつながると思っておりますので、ぜひ、制度のこ

とはこれから精査されると思いますので、今後、取り組んでいただきたいと思います。

この件につきましてはもう終わりました、2 番目の新規就農者及び新規就業者の支援強化について質問いたします。

これも市長の産業振興の中で、公約でうたっていたので、具体的内容についてということで先ほど答弁をいただきました。

その中で、年齢制限の撤廃、また所得制限も撤廃するということで、これまでは55歳以上という上限であったところではありますが、これを撤廃することで、非常に新規参入また後継者等でやりやすくなる制度——これは就業者数が減っていく上で、また、定年後の第2の人生ということでも取り組みやすくなると思いますけれども、この点に至った市長の見解を伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

これまでは、おおむね55歳以下の方々を対象にさせていただいておりました。そして、特に農業に関しましては、おおむね1年間経験を積んで申請をいただくという形をとっておりました。今後想定されるのが、やはり都会におられて定年を迎えられて地元に戻ってくる、そして自分で農業を生業としようかなという方々にも広く門戸を広げるべきであろうと。そしてまた商工業の方々も、帰ってきて、家業を今から継ごうかという方もいらっしゃるかもしれません。そして、新たにこういった店舗を開いてみようかとかいう方もいらっしゃるかと思います。その中で年齢制限であったり、例えば、前年度まで会社勤めされていて所得が大幅にあられる方というのは対象になっておりませんでしたので、そういった方々にもやはり門戸を開いて、帰ってこられて定住していただく。そして、こちらに帰ってくるということは、それぞれ先祖代々の財産もあろうかと思います、宅地であったり家屋であったり。そういったものを、やはり空き家にしない、耕作放棄地にしない、そういった部分の目的も考えたところでございます。

○14番（今鶴治信議員）

よく市長の考えも理解できるところでございます。先ほど5年間の実績について答弁をいただきましたが、全ての年度ではあれだから、それぞれ新規就農者、新規就業者の令和5年度と令和6年度の2人、4人、11人ずついらっしゃいますが、どういう事業の内訳であるか、分かっておれば質問いたします。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

新規就農者の関係で言いますと、6年度が畜産業が3件、露地野菜が1件、令和

5年度がお茶が1件、露地野菜が1件、合計2件となっております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工業の関係を御説明いたします。まず6年度でございますが、建設業が2件、林業のサービス業が1件、農業のサービス業が1件、飲食店宿泊業が1件、それから卸売小売業が1件、医療福祉業が1件、そしてサービス業が3件、運輸業が1件の合計11件でございます。

続きまして、令和5年度でございますが、建設業が2件、林業のサービス業が2件、卸売小売業が3件、製造業が1件、サービス業が1件、複合サービス事業が1件、医療福祉関係で1件ということで、合計11件でございます。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

新規就農者につきましては、令和5年度が2人で令和6年度が4人、現在までの……もう12月ですけど、今年度は現時点で何名か。それぞれ新規就農者、新規就業者について分かっておれば伺います。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

7年度の認定を受けて交付途中の方が、畜産業が3件、露地野菜が1件の合計4件あるところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

商工業関係につきまして御説明いたします。

7年度につきまして、建設業が1件、卸売小売業が1件、サービス業が5件、運輸業が2件、飲食店宿泊業が1件の合計10件ということで、現在支援金のほうを交付しているところでございます。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

特に新規就業者の制度につきましては、商工業多岐にわたるということで、かなりの方が利用されていることで、非常に効果が出ているというふうに感じております。

その中で、先日、令和7年度の5年に1度の農林業センサスにおいて、全国で農業経営体が5年間経って25%減少したというびっくりするような記事が出ておりました。

曾於市におきまして、農業就業者数であります、今発表されたのはまだデータ

としてないかもしれませんが、過去5年ごと3回分ぐらいの曾於市の農業就業者数が分かっておれば質問いたします。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

今議員のほうで申されましたとおり、先日、新聞報道で農林水産省が2025年度の農林業センサス結果の概数値を公表されております。全体で、基幹的農業従事者が5年前と比較して25%という数字がございました。ただこれにつきましては、全体の概数値でありまして、まだ市町村ごとの確定報は公表されておきませんので、直近の3回の数値で申し上げますと、令和2年のセンサスで1,687経営体、平成27年で2,341経営体、平成22年で3,168経営体となっているところでございます。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

私も、身近なところでは、ちよくちよく農家、地元の人等もお会いすることもあるんですけれども、今回4年ぶりの市議会選挙ということでくまなく地域を回ったところ、非常に、牛の安値等もありまして、和牛生産農家の方もどんどん空き……、特に小規模の方は空き小屋が多くなっておりました。そして大規模の方も、頭数が大分減ったんじゃないかということで、この間、ちょっと11月競り等は高値が出ておりますけど、本当に農家が劇的に減っているというふうに感じたところであります。

今回、令和7年度の市町村別の実績はまだ報告がないということでありましたが、全国的なところで、個人経営体が78万9,000経営体となり、5年で24万8,000経営体減ったということでもあります。逆に、法人経営体は3万3,000経営体となり2,000経営体増えたということでもあります。

通告しておりませんでしたが、現在の曾於市の農業を主たる事業とされている法人数等は、把握されていれば報告していただきたいと思います。もし分かっていなかったら、通告しておりませんので大丈夫ですけど。

○畜産課長（和田忠義）

それではお答えいたします。

まだ令和7年度の方は統計これからでございますので、令和7年の2月1日現在の畜産の生産農家、生産の法人数で申しますと、生産の法人数が12件、12法人あります。

以上となります。

○14番（今鶴治信議員）

その中で、私の特に南之郷地区はたばこ作が盛んで、その後、たばこをほとんど

もうみんな曾於市内で廃作になりましたが、その後の作物として、特に霧島酒造を中心とする焼酎用カンショが盛んでありました。しかしながら、この4年間でほとんど高齢化が進みまして、今まで中核的農家の方々が、今度で辞めたとか、辞めたくても土地を、次を引き受けていただくのに1年以上かかって、やっと後を作ってくれる人が見つかったということで——その方も地元の人で私もよく知っているんですけども——個人的経営では、本当家族労働でありますので、私もこれまでやったけれども、両親が手伝ってくれるうちはよかったんですけども、年々高齢になるとやはり——家族経営も大事であります、法人化を進めていかないと、これからの曾於市の農業生産高は維持できないんじゃないかと思っていますが、その辺の現状把握と、市としてどのように捉えているか、市長に伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほど、農政課長から経営体数1,687という答弁をさせていただきました。年々減少している。やはり、高齢化によって経営が継続できないというのが一番大きいと思います。これから若い後継者の方々については、特に農業については、法人化というのは有効な手段といいますか、経営規模も増やしていただきたいというのは切なる願いであるところでございます。

○14番（今鶴治信議員）

物価高、資材高等で、先日の徳峰議員の質問にもございましたが——やはり契約栽培的なところが多いんですけども、若干は値段も上げていただいておりますが、資材高騰また最低賃金が鹿児島県も11月1日から1,026円に上がったということで、非常に働く人によってはいいことではありますが、経営をする立場とすると、農産物がそんなに上がっていない中で、また人件費も高騰していくということで、非常にこの間、将来的なことを危惧しているということで。令和7年度も農業後継者の方が畜産を中心に4件ということで、4件ずつでもやっていただく方がいるということは、非常にいいことであるとは思いますが、せめて10経営体ぐらい後継者ができたらと思っています。現在の新規就農者、新規就業者の年間当たりの助成は総額で幾らになるかを伺います。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

まず、新規就農者の支援対策事業の実績としまして、6年度が732万円の助成をいたしております。令和5年度が954万円となっております。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

商工業の関係で申しますと、令和6年度が、総額で1,830万円でございます。

令和5年度が1,470万円となっております。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

市単独の事業でありますので、厳しい財政の中で——私が帰ってきた頃は全然そういう支援もなく、時計を頂いたのが記念でした。今はこういふようになって市のほうで助成をいただくということで。この中でほとんど、新規就農者も就業者も、親の経営を引き継いだ方がほとんどだと思いますけど、この令和5年、6年の中で、新規に、初代というか、自分で事業を始められた方は含まれているかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

先に商工業の関係で申し上げます。

まず、令和6年度でございますが、11名の新規就業者の認定者がおられまして、新規が9名、後継者が2名でございます。令和5年度につきまして、11名ございましたが、全て新規の就業者となっております。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

新規就農者につきましては、新規の方が3名、後継者が3名となっております。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

そこで、総額として何億もかかる事業じゃありませんが、新規就業者につきましては新規でされる方が多いということで、本当に驚いているというか、すごい効果が出ているなと思っているところでございます。その中で、以前も、前の市長にも質問したんですけど、やはり親の経営を引き継いだ方と新規で始められる方は、初期投資が違うと思うんですけど、金額として——たくさんいて財源が足りないという悲鳴が出るぐらい新規就農していただければいいけど、10名を切る人数でありますので。できれば安定的軌道に乗る、旧末吉町時代が3年ということでありましたが、市長その辺をもうちょっと。財源の問題もありますけれども、新しい人が取り組みやすいということで、新規で取り組まれる方は、機械等や投資も大きいと思いますし、農業技術も確立しなくてはいけないので、今後のことですが、3年ぐらいに延ばす考えはないかどうか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今現在は2年間という形で交付しております。確かに、初期投資にはかなりの金額がいるだろうというふうに思っております。特に新規就農された場合については。

今現在、その想定、3年間への延長という想定はしておりませんでしたけれども、今後、協議会もございますので、その中での議題として提案もしてみたいというふうに思っております。

○14番（今鶴治信議員）

ほとんど、80代を過ぎると、大規模農家の方ももう体が、夫婦のどちらかが病気になるったりして、継続ができなくなるというのが実情でございます。ということで、今後、経営を……以前もそういうアンケートがあったのかもしれませんが、辞められる方の意向調査等をされて——それこそカンショなんかハウスを含め収穫機、マルチ張り機、つる払い機、今もう機械も物価高騰で5割増しぐらいの値段になっていますので、そういう意向調査で、案外中古農機でも安く買ったたける状況で、特に畜産機械はほとんどもう事業で新しいのを入れられて、まだ使えるけれども古い機械は買う人がいないという状況でありますので——その辺もちょっと実態把握をして、新規で取り組まれる方がいたら、そういう機械等も……アンケート、意向調査ですよ。譲る気があるといったら本人同士の話合いで、後を継いでいただく。土地もということであると、案外——一生懸命、大事に使われた機械でありますので、譲る方も妥当な金額で譲っていただくと思うんですけど。

また5年後こういう農林業センサスをすると、曾於市のほうでも減っていくと想像できますので、その辺を、ぜひ……今でも把握されているのか分かりませんが、市長としての見解を伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

確かに、農業用機械を一式そろえますと、やはり3,000万円近くかかる方々もいらっしゃると思います。特に畜産課のほうでは、農協さんと一緒になって毎月生産検査であったりとか、そういったところ回られておられますので、その情報は畜産課サイドでは共有をされているということを伺っております。例えば辞められて機械が販売ができないか、あるいは欲しい人はいないかとか、そういった情報共有は、畜産部門ではされているということを聞いております。

ただ、耕種部門におきましては、そういったところが、販売が一括しておりませんので、そういった部分がなかなか情報が伝わっていない部分もあるかと思うので。どういった情報収集ができるか、そこらあたりは、やはりその部会であったりとかその地域の方々であったりとか、そういった情報収集、どういった形で

きるか、ちょっと検討させたいと思っております。

○14番（今鶴治信議員）

先ほどの中園議員の質問にもございましたけど、やはり若い世代の交流、業種にかかわらず……今後担い手がどの分野も相当減ってきております。先ほどのインターン制度、また奨学金代理返還制度もですけど、やはりこれからの曾於市のためには人材確保が非常に大事なことだと思っております。今後のことでありますので、ぜひその辺の実態把握をされて、これ以上農業生産高が減っていかないように、今取り組んでいかないと、農地の荒廃地も相当出るおそれがあると危惧しております。それを、ぜひ今後取り組んでいただきたいということで、2番目の質問を終わります。

3番目のふるさと納税についてでございます。

市長は、以前、事業が多いということで経済課から商工観光課ができたときの最初の課長でありました。公約の中でもおっしゃいましたけど、そのときふるさと納税が20億円に達して、それから一生懸命頑張っているところでございますが、なかなか近隣の都城市、志布志市、大崎町に比べて、ふるさと納税が——非常に大事な財源であるんですけれども——伸び悩んでいるということで。同僚議員からも質問がございましたが、この中で、これまでも一生懸命やられたんですけども、それを非難するつもりではございませんが、やはりちょっと体制を立て直して、新たな取組をしていかないと、なかなか現状を打破するのは難しい。特に、目標ではありませんけれども、ふるさと納税を30億円とすると、半分の15億円を市の事業として使えるということで、非常に大事な財源でありますので、この分野には本当、人を増やして、唯一——言葉は悪いですけど稼げる分野でございますので、相当頑張ってもらわなくちゃいけないと思っております。

ということで、商工観光課内に室を新設し職員を増員という答弁でございますが、どのぐらいの方を増員するお考えか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

まだ確定はしておりませんが、総体の定数の問題もありますので、やはり増減しなければならない部分も出てまいります。ただ、この商工観光課のふるさと納税の推進につきましては、室長とそれから職員という形をとらせていただきたいと思いますと思っておりますが、最終的な職員数については、まだ確定はしていないところでございます。

○14番（今鶴治信議員）

これまでも商工観光課が行っておったわけですが——私ども質問するだけ

で、具体的にどのような流れでふるさと納税をされてるかを、こういう一般質問等ですと、インターネットでほかの市町村も聞けるわけですので、答えられる範囲でいいと思いますけれども——観光開発センターもございますが、あそこもやはりふるさと納税等に関わっているのかどうか伺います。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今の曾於市観光協会のことかなというふうに思いますが、こちらのほうに特産部会というのがございます。その中で、このふるさと納税には、今返礼事業者というのが58の事業者がありますが、その中にこの曾於市観光協会が入って、ふるさと納税の返礼品の取扱いもしている状況でございます。

以上です。

○14番（今鶴治信議員）

都城が全国一に何回もなられて、今はちょっと……でも全国のトップクラスを続けていらっしゃいます。志布志市、大崎町は海産物のうなぎの加工があるということで、それがあから強みかなとは思っているところではありますが、都城の場合は、そういう肉とか焼酎とか、曾於市と似たような産物です。それでも日本一になったということです。

これまでもいろいろ考えて取り組んでいらっしゃったんでしょうけど、ポータルサイト等も含めてですけど、何かこういうアドバイザーというか——公民連携のアドバイザーをしていただいて、専門的ないろんな情報を得てまちづくり推進課も取り組んでいるわけですが、やはりそういう……まあ、そういうところは全国から引っ張りだこなんでしょうけど——ずっと雇うことではなくても、曾於市のこういうのを見て、もっとこういうふうにされたほうがより良くアピールできるとか、そういう……アドバイザー的な方に、結構金額はかかっても、1回見直していただいて曾於市のふるさと納税のやり方を変えるという時期にも来ているんじゃないかと思えますけれども、その辺に関して市長はどうお考えか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、年々総務省のほうからの通達事項が変わってまいります。そういった中で、現況で申しますと、ふるさと納税に係る予算というのは非常に制限がかかっております。そういった意味からいきますと、今PR関係で使っている予算、そして人件費、これが総務省へ報告を全てしなければなりません、寄附金額の割合によって、もうほぼほぼ今上限に来ている段階というふうになっております。

そういった意味から考えますと、新たにアドバイザー的な人材を招聘してということは必要なことなんでしょうけれども、今の段階でいきますと、現在までのPR事業に使っている予算というものを若干どこかを削らないといけないということにもつながってまいります。そういった意味から言いますと、非常に……毎年続けた、いわゆるメディアに出るPR広告とかそういったものが若干削られたりするようなこともございますので、そこはちょっと慎重に検討したいと思っております。

○14番（今鶴治信議員）

私どもも質問はやるんですが、その内訳的なことはですね——今度もポータルサイトのポイントが廃止になるとか、総務省のほうでもいろいろ……都会の魅力ある返礼品等があまりないところは、私たち曾於市、また地方の農産物等をふるさと納税ですること、その分税金が減収するわけですので、厳格にされるというのはわかる——ただ考えとして、曾於市がこれまで15億円前後だったということで、この金額が先に延ばすともうちょっとPRに使う予算ももうちょっと増やせるという解釈でよろしいんでしょうかね。

○市長（竹田正博）

おっしゃるとおりでございます、寄附金額が増えるということは、それだけ、パーセントで使えるわけですので、予算的には若干使えていけるというふうに思っております。

○14番（今鶴治信議員）

寄附金額が多いところは予算がふんだんになって、思い切ってそういうPRもできて、ますます差が出ていく制度だなと今理解したところでございますので、まずふるさと納税を少しでも増やすということが非常に大事だというのが分かったところでございます。

ということで、市長も御存じですがけれども、この前もテレビ報道もありましたけれども、ナンチクが新ブランド牛の「黒乙女55」というのを立ち上げたということです。黒毛和牛の中の未經産の雌でA5等級、オレイン酸含有率55%以上の牛を黒乙女55としてブランドにされたという報道でございました。もう取り組んでいらっしゃるかもしれませんが、こういうのが結構、鹿児島県外でも報道されて、非常にブランドだなと思っているところでございます。こういう、ナンチクも努力されていますが、こういうのもふるさと納税に今後組み入れていく考えがあるかどうか市長に伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この黒乙女につきましては、ちょうど10月でしたけれどもナンチクにお伺いして、

今回こういった黒乙女と黒乙女55、55のほうはオレイン酸55%以上というお肉になりますけれども、それを今から発売しますということで、これも順次ふるさと納税に乗っからしていただきますのでということで提案をいただいているところでございます。

○14番（今鶴治信議員）

それと、以前も質問したんですけど、SKLVの経済連の黒毛和牛の肥育牛が、この前聞いたときは、競りで購入した子牛が今、肉牛として出る時期が来たということで、それもブランド化すればふるさと納税にとって使えるんじゃないかという質問をしたんですけど、経済連の中では導入した雌牛が子牛を産んで、その牛が肉牛になって出るときにブランド化しようかという説明でございました。今、SKLVのその子牛が生まれて、肉牛にされているものがどのぐらいいるか、いつぐらいにそれが市場に出せるのか、分かっているれば質問いたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

SKLVの肥育牛については、7月に初出荷されて非常に良い成績であったと記憶しております。これについては導入牛でございましたので、その肥育牛はもう出荷をされている段階です。ちょうど、子牛が産まれて、通常でありますと9か月で競りに出しまして、それから肥育期間が18か月から20か月ということになりますので、通算しますとやはり26、7か月かかるのかなということでございますので、計算しますと、やはり2年後、産まれてから2年後と、最低でも。そういう形になるうかと思っております。

○14番（今鶴治信議員）

導入したやつでも本当、特別な、SKLVの環境のいいところで生産された肉で、ブランド化していただければと思っておりましたが——子牛からという最低でも26、7か月はかかるということで、今後のことだと思いますが、やはりそこは、出るようになってからでは、ちょっともう対策としても遅れると思いますので、そういうブランドの……ナンチクの黒乙女ではないんですけど、そういうネーミング等も経済連が考えられることだと思いますけど、お互いに情報共有をして、曾於市も一緒にブランドを作り上げていくという考えが大事だと思いますけど、そのへんの取組はどうお考えか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

経済連のほうともそこは協議してまいりたいと思っております。ぜひ、SKLVで育った肥育牛をこのふるさと納税に、取り扱いができるような形で経済連との協

議も進めたいと思っています。

○14番（今鶴治信議員）

曾於市も農業公社ができて随分経つんですけど、農家の方々の田植え、収穫作業が主な、水稻に関してはですね……いろんな分野でもやっていますけど。今後、ちょっと今、米が値上がっているんで遊休地等はないのかもしれませんが、農業公社が直接米を作って——公社で作るわけだからコストは安くつくと思います。それを今、米が高騰しておりますので、数は限界があるんでしょうけど、将来的に増やして、それをふるさと納税で取り扱うというのもできるのではないかなと思うんですけど——急激にはできないところではありますが——やはり、おいしい米を作って少しでも安くふるさと納税にやれば有利にできるのではないかなと思います。購入した米だと高くつきますので、ほかの市町村とは差別化ができないと思いますが、将来的なことではありますが、人の作業を受託するだけで精いっぱいかもしれませんが、やっぱり攻めの姿勢として——今、牧草を作って購入希望の方には販売されていますが——そういう収益を生む事業もすると農業公社の運営コストも減っていくのではないかなと思います。まあ、将来的なことではございますが、市長も農政課長をされていまして、その辺について今後のことなんですけど、考えられないかどうか伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

農業公社につきましては、やはり自主生産事業というものを当初掲げておりました。ただ、公社の制度上、農地取得という部分ができないという部分があります。ですので、やはり農地を借入れて耕作するという形になりますが、現況では今、畜産のロール、それを作って販売をするという事業に今入っております。受委託作業が今後どう動くかですけれども、そういった自主生産事業というの、今後進めていかなければならないというふうに思っております。また、米のふるさと納税につきましては、農家の方から買い入れて出すという形でありまして、確かにそれはコストが高くつくと思いますが、今まで取り組んだ経緯としましては、たからべの道の駅が主体となってふるさと納税にお米の販売を手がけていただいたという経緯がございますので、まずはそこから取り組んでまいりたいと思っております。

○14番（今鶴治信議員）

それと、先日、ウナギの取引でワシントン条約の流れを本当危惧していたところではあります。国際取引規制等が挙げられて、反対が多くて今回は規制対象にならなかったということで。企業的な内容もあると思いますけど、西日本養鰻さんが曾於市でウナギの生産をされていますので、ここが、五位塚前市長もそういうふうに

なればいいということで答弁も以前されましたけど、ウナギの加工所等を作っていただいて、また、その産品もですけど、それをまたふるさと納税等に出せれば、やはり志布志と大崎に先行されていたところが、また、西日本養鰻は大きいですので、加工所等に取り組んでいただければ、非常に曾於市の、生産高もですけどふるさと納税にもプラスに働くのではないかと思うところではございます。企業側もあるし、インターネット等でも流れますので、答えられる範囲でいいんですけど、将来的希望はどうか、分かっている範囲で説明をお願いします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

先般のウナギの国際取引の関係は否決されたということで、養鰻業者の方々も非常に一安心されたのではないかと考えております。

西日本養鰻さんにおかれましては、非常に養殖の技術も素晴らしいと思っております。私の希望としては、やはり、曾於市内にその加工所をいち早く作っていただければなという思いでおりますし、また、小まめに、西日本養鰻さんとも打ち合わせをさせていただきたいと思っているところです。

○14番（今鶴治信議員）

ふるさと納税も私たち議員が増やせ増やせというのは、口で言うのは簡単なことではございますが、現状のふるさと納税を確保していただいていることも、非常にそういう事業者の方、また、スタッフの職員の方が非常に努力されて今の現状があると思っております。これを倍に増やすという目標でございますので、倍にはできなくても1億でも2億でも積み上げていければと願っているところであります。

私が考えた範囲でも、今提案したようなブランドの、全国に売り込めるものはございますので、今後、ますますそういう新ブランドの創出、また、企業との連携を深めて、ふるさと納税を少しでも増やしていただきたいという考えでございます。

最後に、市長の決意のほどをもう一度伺います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私も、公約の1番目に掲げた項目でございます。やはり、就任してから何とか伸ばせないかということで、担当課とも鋭意打ち合わせもしてきております。そういった中で、やはり9月のポイント制の終了が非常に大きかったのかなと思っております。また、総務省も来年度の方針も出されております。そういったことを踏まえながら、やはりどのポイントを攻めていくかという部分もありますし、やはり消費者の動向も見なければなりません。そういったことを含めながら、各市、町、それぞれ競っているわけでございますので、研究を重ねてしっかりと取り組んでまいり

たいと思っております。

○14番（今鶴治信議員）

これで私の一般質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後はおおむね1時に再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○9番（瀬戸口恵理議員）

9番、瀬戸口恵理です。それでは、通告に従いまして質問をしてみたいと思います。今回の質問事項には、過去に同僚議員や私自身が質問をしてきた内容が含まれますが、新しく市長に就任されました竹田市長の見解を伺いたく、改めて質問いたします。

大きく3項目について質問してみたいと思います。

大項目1、公共施設の管理について。

本市には老朽化に対する修繕や利用者に合わせた改善がされずに、そのままになっている現状が見てとれます。

①公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）は令和8年までの計画だが、現在の進捗についてお伺いいたします。

②今後の統廃合を含め、中長期的な計画に関する見解を伺います。

③公共施設のトイレの洋式化率について伺います。

④市民優先の利用しやすい仕組みになっていると思うかについてお伺いいたします。

大項目2、総合的なまちづくりについて。

本市におけるまちづくりに関する計画は、今定例会に上程されている「第3次曾於市総合振興計画基本構想」による「総合振興計画」をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や今年度策定中である「立地適正化計画」や市報12月号にも掲載された「エリアビジョン」など多岐にわたり、それぞれ共通点も多いと思われます。

そこで質問いたします。

①各課が所管する計画の策定や検証において、連携して取り組むことがあるかどうかについてお伺いいたします。

②まちづくりにおいて、計画の優先度に違いがあるのか。また、その優先度の高い計画を加味した上でほかの計画の策定はなされているかについてお伺いいたします。

③各課が横断的に対話をしながらまちづくりに取り組めるように、プロジェクトチームを展開する予定はあるかについてお伺いいたします。

④高齢化による交通弱者が増えております。現在ある交通手段では賄えなくなること容易に想像できますが、福祉タクシーに対する補助への考えはあるかについてお伺いいたします。

大項目 3、令和 6 年度食料・農業・農村白書について。

1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、2024年 5 月に25年ぶりに大幅に改正されました。25年間で変化してきた日本の農業の現状、日本と世界の経済状況、進行し続けている地球温暖化の影響、それに伴う環境保護意識の高まり、日本と世界の食料安全保障などを反映しております。この基本法に基づき、具現化する計画として「食料・農業・農村基本計画」が令和 7 年 4 月に、動向や講じた施策、今後の施策について報告する「令和 6 年度 食料・農業・農村白書」が令和 7 年 5 月にそれぞれ閣議決定されていることを踏まえ、質問いたします。

①25年ぶりの改正となった基本法により、基本計画と白書もそれぞれ新しい取組が見られます。本市において既に反映させている部分はあるかについてお伺いいたします。

②特に農業分野においては、目まぐるしく状況が変動する中において、白書の内容を本市の施策に落とし込み、来年度予算に反映させているかについてお伺いいたします。

③財政状況が厳しい中、国や県の補助を活用しながら事業を進めていくことが重要であります。以前も指摘したとおり、農林水産省の全補助事業等において環境負荷低減のクロスコンプライアンス、いわゆるみどりチェックが導入され、2024年度から施行実施、2027年度から本格実施となります。本市の取組状況と今後の予定についてお伺いいたします。

④みどりの食料システム戦略に対する見解は。また、その先進的なモデル地区として取り組む自治体であるオーガニックビレッジですが、残り約50枠しかありません。早い段階でオーガニックビレッジ宣言をするつもりはあるかについてお伺いいたします。

以上、壇上での質問といたします。

○市長（竹田正博）

それでは、瀬戸口恵理議員の質問にお答えいたします。

まず、大きな1項目め、公共施設の管理についての①公共施設等総合管理計画は令和8年度までの計画だが、現在の進捗はについて、お答えいたします。

公共施設等総合管理計画における基本方針として、施設の保有面積を10年間で16%削減する目標がありますが、基準年度となる平成27年度保有面積28万7,070㎡に対し、令和6年度末現在、31万610㎡となっていることから、8%の増となっているところでございます。

1の②今後の統廃合を含め、中長期的な計画に関する見解について、お答えいたします。

近年、SKLVなどの大規模事業が相次ぎ、施設面積が増加しておりますが、大隅支所については、図書館・中央公民館機能を含んだ複合化。財部支所については、支所・図書館・中央公民館機能の集約化を図ったところです。

今後も統廃合を含め、各々の施設の在り方について検討していくことが重要であると考えます。つきましては、施設ごとの在り方について、来年度何らかの形で検討委員会を実施したいと考えているところです。

1の③公共施設のトイレの洋式化率はについて、お答えいたします。

市営住宅や学校施設等も含めた公共施設全体のトイレの総数は2,445基であり、そのうち洋式のものは1,868基であることから、洋式化率は76.4%であります。

1の④市民優先の利用しやすい仕組みになっていると思うかについて、お答えいたします。

建設当時の建築基準等には適合した施設ではありますが、近年は施設の老朽化に伴い、修繕が必要な施設が見受けられます。

市民が利用できる施設につきましては、広く市民に開放して利用していただいております。

2の総合的なまちづくりについての①連携して取り組むことがあるかについてでございます。

総合振興計画については、最上位計画と位置付けられているため、ほかの計画はこの計画の構想などの考え方が基となっています。また、これまでも策定した計画の効果や検証作業では、関係課との連携を基に実績を積み上げています。

2の②優先度に違いがあるか、また、優先度を加味した上で策定されているかについて、お答えいたします。

先に述べましたけれども、曾於市総合振興計画は、市の計画の中の最上位と位置付けており、この計画が最優先となります。ほかの計画は、この総合振興計画にお

ける構想や計画をもとにしながら計画を策定しています。

2の③プロジェクトチームについて、お答えいたします。

まちづくりに限らず、これまでも重要な事業の遂行に関しプロジェクトチームを設置しています。曾於市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規則により、複数の部門にわたる重要な事務事業や市長が命じた事項について、計画策定や調査研究等を行うプロジェクトチームを設置できるため、必要に応じ設置してまいります。

2の④福祉タクシーに対する補助への考えがあるかについて、お答えします。

現在、曾於市においては福祉タクシーに対する補助は実施していないところです。県内の他市町においては、高齢者や障害を持つ方などへ、福祉タクシーの利用券を交付しているところもあるようですが、今後、実態把握や支援の有効性など、研究してまいりたいと思います。

大きな項目の3番目、令和6年度食料・農業・農村白書についての①改正となった基本法により、基本計画と白書もそれぞれ新しい取組が見られる。本市において既に反映させている部分はあるかについて、お答えいたします。

これまでも、曾於市の実情に応じた事業で農業・農村振興に取り組んでおりますので、多くの事業が新たな食料・農業・農村基本計画の施策と合致していると考えます。

3の②農業分野において白書の内容を本市の施策に落とし込み、来年度予算に反映させているかについて、お答えします。

農業・農村の持続的発展のため、担い手の確保が重要と考えますので、中高年を含めた新たな担い手確保のため、新規就農者支援対策事業の年齢制限と所得額制限を撤廃いたします。また、生産コスト削減のために、新規事業でスマート農機であるドローン導入の支援と、畜産では頭数の維持・拡大に対する支援策として、畜産生産基盤施設整備事業の拡充を考えております。

③のクロスコンプライアンスが導入され、本市の取組状況と今後の予定について、お答えいたします。

国の補助事業に申請する際に、事業主体又は申請者がクロスコンプライアンスチェックシートを提出しております。令和8年度までは試行期間であることや、農林水産省の事業は多種多様であることから、各事業の要綱・要領に準ずる対応になると考えます。

3の④みどりの食料システム戦略に対する見解は。また、オーガニックビレッジ宣言をするつもりはあるかについて、お答えいたします。

みどりの食料システム戦略につきましては、持続可能な食料システムの構築に向

けた取組で、これまで曾於市の農業に応じた環境負荷低減に、土壌分析に基づく施肥設計、堆肥の利用促進、耕種的防除と組み合わせた化学農薬の低減、また、農業生産活動で排出される農業用廃プラスチックの適正処理等で、環境保全型農業の推進に取り組んでまいりましたので、今後も環境に優しい農業を推進し、農業生産力向上と持続性の両立を進めてまいります。

オーガニックビレッジ宣言については、曾於市の農業形態等から早急に取り組めることではないと考えます。また、現時点での予定はありません。

○９番（瀬戸口恵理議員）

それでは、順に質問してまいります。

まず、公共施設の管理についての①なんですけれども、公共施設等総合管理計画における基本方針として、10年間で保有面積を16%削減するという目標が記載されております。ただ、これは新設する施設があったということで8%の増となっておりますが、これについては市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

平成29年3月から計画をしております、16%の削減というふうに目標を立てているわけなんですけれども、特にSKLV等の施設、そして新たな施設等が増えますと、どうしても面積が増えてまいります。この計画の中での順次検証というのが、やはり必要だったのではないかなというところも考えているところでございます。

○９番（瀬戸口恵理議員）

この公共施設等総合管理計画は令和8年までの計画となっておりますので、もうそろそろ次の計画を考えないといけないと思うのですけれども、やはり新しく施設が増えたことで管理する範囲が広がってしまったということで、今後それに関しても考えていかないといけないと思うのですけれども、新しく管理計画を立てる時期はいつ頃から検討されますでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

一応、令和8年までというふうになっておりますが、来年度から、やはり老朽化した施設というのが非常に多くございますので、その老朽化施設に対して今後どうしていくのかということの主眼として検討委員会を立ち上げていきたいと。これは庁舎内での検討委員会という形で取り組みたいと思っております。

○９番（瀬戸口恵理議員）

その検討委員会のメンバーとしてはどのような方を考えていらっしゃいますか。

○市長（竹田正博）

これにつきましては、各課管理施設がございますので、一応全課長を対象としたいと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

こちらの検討委員会には市長、また新しく入られた副市長も含めてお二人とも検討委員会に属される予定でしょうか。

○市長（竹田正博）

この検討委員会につきましては、まだ詳細を詰めておりませんが、今村副市長をキャップとして今後の施設の在り方、そういったものを検討していただきたいというふうに思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

選挙がありましたのでいろいろな方からお話を聞く機会が、ほかの議員もですが、あったかと思えます。なので、同じような課題がほかの議員からも挙がってきていると思うんですが、市民の方が何が不安・不満であるかというところですが、財政が先細りすることが目に見えている中で、見通しが立っていないということについて不安なのではないかと思うところがあります。

例えば、施設の修繕がされないままだけでも、これはもうこのまま修繕されずに廃止になるのか、若しくは、修繕はするけれどもいつ頃されるのか、若しくは、建替えになるのかという、見通しが立たないことが不安になるのかなと思うところなんですけれども。今回、公共施設等総合管理計画も、御覧になると分かるように、大分、計画の内容が変わってきております。現状とはもう大分マッチしていない状態になっているので、市民の方にも方針をお示しする必要があるかと思うんですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この管理計画については令和7年3月に改訂はしておりますが、やはりこの中身についても、その検討委員会の中でやはり見直すべき点は見直していかなければならないだろうと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

参考資料でつけております写真を御覧になっていただきたいと思います。

（瀬戸口議員、議場モニターに財部地区体育館の天井照明一部不点灯の状況を示す写真を表示）

○9番（瀬戸口恵理議員）

こちらは財部地区体育館の照明なんですけれども、今お示ししている写真は電球が切れている状態になっております。なので手元が暗いんですね。

次の写真をお願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに、同体育館内の故障した照明及び立入規制の状況を示す写真を表示)

○9番(瀬戸口恵理議員)

今、丸で囲っているところの電球なんですけれども、これは電球を取替えしようと思って下げたんですけれども、下げたまま戻らなくなってしまってぶら下がっている状態になっております。ワイヤーで側面のほうに引っ張って、それを少しでも軽減しようとしているところなんですけれども、下のほうにコーンがありまして、立ち入り禁止になっております。

次、お願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに故障した照明の写真を表示)

○9番(瀬戸口恵理議員)

このような状態で今ぶら下がっているの、いつ落ちてくるかヒヤヒヤしているということです。

次、お願いします。

(瀬戸口議員、議場モニターに同体育館を利用している利用者の状況を示す写真を表示)

○9番(瀬戸口恵理議員)

練習を実際しているスポーツ団体がおりますけれども、コーンを避けて練習はしているんですが、どうしても、外周を走ったりとかネットを張って練習をしたりとかするときにコーンの近くまで行って練習をしないと練習場所が足りないということで、もし何かあっても自己責任ということで、とても不安を感じているということでした。

今回、こちらを挙げたのは一例ですけれども、やはり見通しが立たない、いつ修繕していただけるか分からないというところが不安。また、それには危険が伴う場合もございます。なので、早急に対応していただきたいということが市民の感情なんですけれども。ただ、財政のこともありますので、いっぺんに全て、一気にするということは難しいかと思います。なので、計画的にきちんとお示ししながら、市民の方に理解を求めながら進めていくことが大事だということで、今回こういう質問を挙げさせていただいたんですけれども。

市長のほうでは検討委員会を立ち上げて下さるということで、私も全課で考えていただきたいなと思っていたところなので、とてもありがたい答弁をいただいたところです。ただ、旧財部町の住民から言われることは、例えば文化施設で言うと末吉総合センターがあって、大隅の文化会館があって、きらめきセンターがございま

す。文化会館に関しては冷房施設がついたところですが、きらめきセンターはずっと夏場使えないままで、しかも今は工事で中のホールは使えない状態なんです。これに関しても、いつから使えるようになるんだろうということと、あと、夏場の利用に関しても問合せがあるところなんですけれども、市長としてはこのきらめきセンターをどのようにお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

きらめきセンターについては、来年度立ち上げます旧支所の跡地、それからSKLVへの動線の関係、その検討委員会を民間レベルで立ち上げ……民間レベルと言いますか財部支所が中心になって今後の在り方の検討委員会を作っていただこうと思っております。その中に、このきらめきセンターの今後の活用についてのことも協議に入れていただきたいということで、今要望はしているところでございまして、今現時点でこの施設をどうするということは、今まだ決めておりません。

ただ、このきらめきセンターの夏場の使用については、今エアコンが全く使えない現状であるということを知っております。そして、このエアコンの修繕にはかなりの予算を投じなければならないということも聞いておりますので、そこを今どうしたものかということで、当分の間、その修繕費が出せるかどうか、そこはまだ不透明な部分でございまして、その今後の在り方の検討委員会の中で、一応の答申をいただこうというふうに思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

市長はよく公約の中で「市民の方との対話をしながら決めていきたい」というふうにおっしゃっていますが、財部温泉健康センターのときも、市民の声をまず第一に考えて進めていきたいとおっしゃってくださっておりました。なので、こちらのほうもよく市民の方の意見を聞いて進めていただきたいと思っているところなんですけれども……財部温泉のときもアンケート調査をしていただきましたが、広く市民の方の声を聞くという意味では何か取組を考えていらっしゃいますか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

もちろん、この検討委員会の中で出た結論を即そのまま執行するという考えはございませんけれども、ただ、その意向という部分は非常に重要視しなければならないだろうと思っております。また、必要であれば、この施設を利用されていた方、あるいは学校関係の方であったりとか、いわゆる文化団体、そういった方々へのアンケート等、そういったものも必要かとは思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

きらめきセンターは雨漏りもしておりますので、全体的な改修をするのは大きな予算が伴うものになります。なので、市民の方にその予算と、またその利用に関しての意見も広く聞いていただきたいと思いますところですね。この公共施設等総合管理計画の中には市民文化系施設の中に、現状と課題、またその今後の管理方針など記載されております。現状と課題におきましては、将来使用者が増えることは見込めない——人口減ですので当たり前のことですね。また、バリアフリー対応が不十分で高齢者等にとって使いにくい施設となっているものがあるというふうに課題が挙げられております。

また、今後の管理方針としては、利用率の低い施設については改善や統廃合等を検討していく。そして利用者が多い施設については経費の削減や、より効率的・効果的な施設整備を検討するというふうにございます。また、施設の統合と合わせて可能な限りバリアフリーを図っていくとございます。

これだけ曾於市においても高齢化が進む中で、バリアフリーであるとか高齢者にとって使いやすい施設というのは大切になってくると思います。

先ほどトイレの洋式化率のほうを伺いましたが、76.4%ということでした。これは、市営住宅や学校等も含めた総数に対する洋式化率でございますが、市営住宅や学校施設は洋式化がだいぶ進んでいると思います。文化系の公共施設の洋式化率ももし分かればお答えください。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

現在、生涯学習課の文化施設、体育施設、社会教育施設含めまして、全体のトイレ基数が302あるところでございます。そのうちの145基が洋式化されているところでございます。48%が洋式化されているところでございます。

○9番（瀬戸口恵理議員）

そうなりますと、ぐっと下がって48%という結果になります。今回、こちらの質問を挙げたのは、市民の声がございまして質問に挙げさせていただいたんですけれども、年齢を重ねるとどうしても家から出るのが億劫になると。誘われた会とかに行くのも億劫なんだけれども、楽しいから行くんだと。しかし、そのトイレの事情がありまして、なかなか洋式になっていないところがあるから、トイレのことで行けないんだよね、行きたくないんだよね、という声がございました。家にこもっているより、やっぱり外に出ることが健康寿命を伸ばすという意味でも大切ですし、誰かと話すということが生きがいになってくる場所もあると思います。なんですけれども、この48%、50%にも、半分にも満たないという結果を見ますと、これからますます高齢化が進む中で、やはりバリアフリー化であるとか洋式化を考

えていかないと、さらに行く足が遠のくのではないかと考えておりますが、この結果についてどうお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この洋式化については、ここ数年ずっと取り組んできているところだと思っております。また、利用頻度の高いところについては、やはりもう少し和式から洋式への切替え、そういったものを進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

○９番（瀬戸口恵理議員）

そして、利用率に関しても先ほど申し上げましたが、今後の管理方針で利用率の低い施設に関して、またその多い施設に関してそれぞれ検討していくということでした。この利用率を上げるための取組というのは何かしてらっしゃいますでしょうか。

○市長（竹田正博）

利用率を上げるためにということですが、文化施設に絞って申し上げますと、やはり自主文化事業の充実化であろうというふうに思っておりますし、いろいろな文化団体の発表の機会、それからいろいろな学校の発表会等、そういったものの利用で利用率を上げていければと思っております。

○９番（瀬戸口恵理議員）

予約の話になりますが、今現在、文化施設等の予約は申し込み用紙を取りに行つて、それに記入をして提出をしなければなりません。これ、働いている方から言わせると、なかなか行きださない。また、高齢な方から言わせると、例えば免許を返納していたりとか、足が多少不自由であったりとかすると、それ自体が億劫であるということで、ある意味特定の人に一極集中して予約を取りに行ってもらったりとかしているのではないかと想像するところなんですけれども。この予約の仕方がめんどくさいと言うか大変なので、ネットで予約ができればいいんだけどという声がございます。例を挙げますと、こども未来課のほうで取り組んでおります子供関係の予約は今、LINEのほうからできるようになっておりますが、この公共施設に関しても予約がネットでできれば利便性が上がり、また、曾於市においてもDX化を進めていく中において、それは今後進むべき道だと思うんですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

この申し込みについては、やはりおっしゃるとおり簡素化といいますか、DX化を推進する中ではネットでの申し込み、そういったものも必要かと思います。ただ、

公共施設の中には文化的施設、運動施設、それから図書館、観光施設、温泉施設、そういったものがありまして、数えてみますと約20ぐらいあると思いますが、取り組むのであればやはり一律に取り組まなければ市民の方々への案内というのも、「この施設はネット予約できるけどこっちはまだできてないんだよね」ということになってしまっても困りますので、できればスタートするときには同一でスタートできればと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

同僚議員からの質問の中にもありましたけれども、DX化していかなければならないと思います。職員の方も人員が削減されていく中、何かしら作業で軽減できるところはしていかなければならないと考えるところなんですけれども。おっしゃるとおり、「あそこはできてここはできない」となりますと、余計に煩雑になってしまいますので、一律でできるようにしていただきたいと思います。ただ、公共施設ですので、どうしても市民の方を優先して利用できるようにしたいというふうに考えますが、ネットで予約をした場合に市民優先ではなくなってしまう恐れ等あるのではないかと思います。それについてはどのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

市の行事等はある程度日付というのは前もって分かるところが多いと思います。ただ、利用団体によっては、例えば毎月第何曜日の何時はずっとこの団体が使いますよとか、そういうのもあろうと思います。そういったところについては、その方々が一気に予約してしまうと、使いたい日付に使えないというそういったことが出てくるかと思います。そういった部分については、申し込みの段階でも入っているので、ネット予約する場合にもう先が入っているわけですから予約できないわけですよ。ですから、その方々が本当はこの日申し込みたいんだけどできないよなということがあるかもしれません。そういった、トラブルではないですけども、調整というものがやはりどこか必要になってくるのかなというふうには思っているところです。

○9番（瀬戸口恵理議員）

ネットの予約に関しても、例えば条件、そのネットの予約の設定の条件を変えることによって、そこら辺調整できる部分があるかと思うので、そこら辺も研究していただきながら平等公平に予約ができる仕組みづくりを検討していただきたいと思います。近くに住む方はいいですけども、例えば今、きらめきセンターが閉まっている財部の住民からしますと、総合センターを予約しに行くのに車で15分、

20分ぐらい走らせていかないといけないというところもあります。やはり歩いたり、自転車で行ける距離だったら行くのがそんなに大変ではないかもしれないんですけども、車で運転していくとなりますと、免許の返納率も見ていただければ分かるとおりに、行けない方もいらっしゃるかと思いますので、そこも加味しながら検討していただきたいと思うところです。また、検討委員会を立ち上げてくださるということですので、今、私のほうからも質問等で挙げさせていただいた課題等も含めながら、今後検討していただきたいと思います。

続いて、大項目2のほうに進んでまいりたいと思います。

総合的なまちづくりについてですけれども、今回策定されます総合振興計画が最上位計画となります。ただ、そのほかにも本当にいろいろ計画がありまして、議員をしている私ですらどれがどうなんだというふうに分からない。どれが優先しているんだと分からないところがございます。これ、市民からしてみれば余計分からないのではないかなと思うんですけれども、インターネットのホームページから見ますと、それぞれの計画や施策は見ることはできるんですけれども、もう少し市民の方に分かりやすい計画の提示というのはできないものでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

総合振興計画につきましては、御指摘のとおり、いろいろな計画の中の一つという捉え方もありますけれども、我々としては、いろんな計画の中の最上位という認識を持っていますので、この総合振興計画の構想、いわゆる10年後といいますか、曾於市の未来を掲げた構想を、ほかの計画は反映しているという捉え方をしていますので、見方によってはどれがどうなのかということは御指摘のとおりだと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

この総合振興計画というのが、いわゆる一番、掲げるべきビジョンというか目標になるかと思うんですけれども、何て言うんですかね、文言が難しいというか、一言で言うには難しい気がするんです。市長、この第3次の曾於市のこの総合振興計画、一言で言うとどういった思い、どういったビジョンをお持ちなのか、もし可能であればお答え願います。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この総合振興計画については10年スパンという形になっております。ですので、あらゆる分野において第2次総合振興計画の10年間は今度終わります。そして、新たな10年間に、全ての今の市の事業、そして市民生活について、全ての項目について今後こういった方向性で進みますよと、こういった計画で進んでいきますという、

この新たな将来像を計画に立てているところでございます。そして、この後に、先般の質問の中でもお答えいたしました実施計画、そういったものに移していきますので。この今回提示した部分が、いわゆる大項目の、全ての分野を網羅した構想だというふうに理解をしているところです。

○9番（瀬戸口恵理議員）

市長が今回の市長選で掲げた、「子どもたちが帰ってきたくなるまち」というのは、とてもキャッチーで、皆さんがそらんじられる、覚えられる言葉だと思うんですね。今回、この総合振興計画は将来像として「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」ということでございます。これが悪いと言っているわけではないんですけれども、これを市民の方皆さんが共通認識として持つにはちょっと難しいとか、長いのかなと思うところなんですけれども、これを何かこう、もっとキャッチーな言葉で、市民みんながそちらに向かって進んでいけるようなキャッチコピーと言いますか、分かりやすさがあれば、皆さん「こういうまちづくりをしていくんだ」というふうに同じ方向に向けると思うんです。今、まちづくりで何が問題かといいますと、どっちの方向に向いて走ればいいかが分からないというところがあると思うんですね。以前、前市長にもお伺いしましたがけれども、そのキャッチコピーであるとかビジョンであるとか、そういうのが明確でないからこそ、各々が各自で判断できない状況があるんです。一回一回上にお伺い立てないと、これが合っているかどうかを確認しないといけない。そのビジョンが確固たるものであると、一回一回伺い立てなくても、そのビジョンに沿ってさえすれば大丈夫という確信が持てるところがあると思うんですけれども、そこら辺を、今後どこに向かって走ればいいかというその範囲というか、範囲をなるべく点に近づくような施策をしていただきたいと思うんですけれども、それについていかがお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

「豊かな大地と 人の絆が 未来につながるまち 曾於」というふうに掲げております。表現としては、今後10年間こういった将来像で動きますよという形で掲げているところでございます。おっしゃるとおり、どういった道へ、どういったふうに進んでいけばいいんだということなんですけれども、やはりこの政策の中で、この基本計画は大項目を掲げているわけで、一つ一つの細部についてこういった方向に行きますよという形では抽象的な表現でしかないと思っております。今後立てていきます個別計画、それから実施計画がございまして、そういった中でその詳細について計画を立てていきます。今回のこの計画につきましては、総合企画審議会等で議論もしていただいて、この構想を出しているところでございます。ですので、細

部につきましてはまた今後十分に詰めていくというふうに行っているところでございます。

○9番（瀬戸口恵理議員）

この将来像がありまして、その下に基本構想、そして基本計画・実施計画というふうに分けていくということですが、先ほどの大項目1のほうの質問に対する答弁の中にも検討委員会を立ち上げられる予定ということで、こちらのまちづくりに関しても、今後まちづくり検討委員会を考えているということでしたけれども、このまちづくり検討委員会はどのようなものと考えて、またメンバーとしてはどなたを考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（竹田正博）

先ほど答弁したまちづくりの委員会というのは、財部地区の旧支所跡地を含めた形の今後の在り方の検討委員会。そして、もう一つが大隅地区の旧岩川小跡地の今後の在り方の検討、そこを検討していただきたいという思いであります。

全体的な市の、まちづくりの検討委員会という部分ではないところでございます。

○9番（瀬戸口恵理議員）

まちづくりも今度、市報のほうに挙げられたエリアビジョンもございまして、いろいろなところでまちづくりというのが行われていく予定になっているんですけれども、この曾於市全体のまちづくりを俯瞰してみるようなプロジェクトチームがあったほうが今後はいいいのではないかなと思うところなんです。それぞれ課をまたいでしますと、共通課題とかもあったりするんですけれども、それぞれが検討するので効率的にも悪いのではないかと考えるところなんですけれども。民間でいうと例えば新しいことを行おうとするときに、大体、課をまたいだプロジェクトチームが立ち上がって、その中で得意、不得意というところがございまして、課に関わらず得意、不得意で役割を割り当てていってやることによって、化学反応といいますか、本来ならばそちらの課ですべき事業だけでも、こちらでやっていることと大差ないのでもうまとめてやりますよというようなことが行われたりするんですけれども。どうも市の事業の中では縦割りになりがちなので、同じようなことをあちらの課でも、こちらの課でもやっているような気がして、効率的にもどうなんだろうと思うところがあるんですけれども、今後、そのプロジェクトチームを立ち上げていただきたいなと思うところなんですけれども、それについてどうお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

プロジェクトチームを立ち上げるときには何かの事業において、これは各担当課にまたがる部分、そういったことの要素が含まれている部分でプロジェクトチーム

を立ち上げるようにしております。この総合振興計画の、今度は細部について、いろいろなそれぞれの政策について全体で協議を深めていく場というのは、今、庁舎内では持っておりません。ただ、各課でこの構想にしっかりと準じた形の個別計画を作っていて、それを取りまとめていただくのを企画政策課のほうで取りまとめをしていただく。その中で再度、庁議の中で揉むというような形になっておりますので、今、この全体的なことについてプロジェクトチームという部分では今は考えていないところでございます。

○9番（瀬戸口恵理議員）

今現在は全体的なプロジェクトチームを作るお考えはないということでしたけれども、市長にお願いしたいところは、適材適所であるとか、横のつながりを意識をした進め方をしていただきたいと思います。どうしても情報共有というところが課をまたいで行き来しづらい構造になっているかと思います。それはツールは何であれ良いと思います。直接全庁的な集まりであるとか、またその情報共有できるようなネットツールであるとか様々な方法はあるかと思うのですが、ほかの課でやっていることが別の課のヒントになり得ることもあるかと思います。その情報を共有するということをぜひ意識して進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

それ、非常に大事なことでございまして、今も月1回の庁議の中で各課からの議題というものを出示していただいております。その中で、やはり28名の課長さん方がいらっしゃいます。その方々が、この問題はやはり共有しなければならない、ここと協力しなければならないというのはしっかりと認識を持っていらっしゃると思います。そういった中で、その庁議の中で今後どうやって進めて行くか、それであればプロジェクトチームを作る、あるいは両課内で意見調整する、そういった取組を今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

以前、委員会でこんなことがありました。例えばアンケートを取るときに、ある課ではQRコードでネットでもアンケートを取るけれども、ほかの課ではそういうことをあまりやったことがないということで、「あちらの課みたいにネットですれば早いし集計も楽ですよ」と言ったら、それをまねしてやることによって効率化が図られたということもあります。意外と本当に情報共有ってされていないんですよね。例えば業者さんに頼むときも、ここの業者だったらいいのというノウハウがある課だけは知っているけれども、こちらの課は全然知らないの、「こっちに頼

めば早かったのに」とか、「こっちのほうが安かったのに」とかいろいろこの情報というのは詳細にわたりますけれども、やっぱり情報を共有することによって効率化を図ってこの財政難を乗り切っていくということも大事になってくると思いますのでお願いしたいところなんですけれども。また、ほかの課の仕事を知ること、自分の仕事ではないから知らないということがないようにしていただきたいんですよ。やはり皆さん、何年かごとに移動していきますので、全然知らない課にいきなり行くというよりは、少しは知っている状態であったほうが引継ぎ等もスムーズだと思います。なので、課全体で情報を共有して業務を行っていくということをぜひとも意識していただきたいと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

課によって、例えばアンケート、その手法が違うというのは、やはりこれは予算の関係もございます。単独予算でやっているか、依存できる予算があるかということによっても委託料で組んでアンケートを取ったり、あるいは自前でアンケートを取ったりしますので、その違いは出てくるかと思います。あと、仕事の共有の関係につきましては、でき得る限り様式とか業務マニュアルについては職員の庁舎内のweb21の中で共有はされております。ですので、あとは職員の意識なんだろうと思いますけれども、例えばこの件についてはどこの課が取り扱っているということは、やはり職員の皆さんには理解をしていただけるようにしていかなければならないと思っております。細部まで理解をするというのはなかなか守秘義務に関することもございますのでできませんけれども、やはり大きな項目については、例えばこの件についてはあそこの課で行っていますよと、じゃあ私が一緒に連れていきますがという、そこまでのサービスというのが今、行政には求められているんだろうと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

この町づくりに関して市民の方に話をしますと、皆さん若干トーンが下がるんですよ。やはり、将来に不安を抱えている市民が多い。なので、市長の掲げる、子供たちが帰ってきたくなるまちということに皆さん希望を持っていらっしゃるんです。なので、ぜひともそのまちづくりにおいては、このワクワクが感じられるようなまちづくり、それについて皆さん業務をしてくださっていますので、働いている皆さんもワクワクが感じられるような、意識を高く持ち続けられるような仕組みについても市長においては考えていただきたいと思っております。また、高齢化による交通弱者に関しては、ほかの同僚議員からも質問がありましたので、多岐にわたってはもう質問しないでおきますけれども、福祉タクシーに対する補助

に関して曾於市はございません。タクシーに対する割引は事業者が持っていられちゃうということですが、福祉タクシーも同じで、例えば要介護の方であるとか免許を返納されていられちゃう方とか、そういう方には1割引で対応しているけれども、それはその事業者が担っているというところがございます。一例で、添付資料でも挙げておりますけれども、NPO法人がそういった交通弱者に対する支援でいられちゃう、これ都城市なんです、やっていられちゃいます。

(瀬戸口議員、議場モニターにNPO法人が行う交通困難者支援事業の紹介チラシを表示)

○9番(瀬戸口恵理議員)

ここ本当に忙しくて、これやっていられちゃう方はほとんど儲けなくボランティアでやっていられちゃうんですけれども、曾於市まではちょっと忙しすぎて手は回せないのというお断りはいただいたので、これをこのまま曾於市で行うということとはできないんですけれども、こうやって今後は民間の力も借りながらやっていけないといけないということで一例として挙げさせていただいています。これは、高齢の方であるとか運転が困難な方を、連れてきてもらう病院であるとか小売のところが、利用料というか事業者に対して支払うことによって事業をしていられちゃいます。ほとんどガソリン代ぐらいしか貰っていないので、儲けはありませんということだったんですけれども、すごく問合せが多くて、利用者が本当に待ちの状態ぐらいで、今はもう買物はほとんどお断りしていますと、病院がほとんどですというふうにおっしゃっておいりました。やはり今ある公共の交通網だけでは病院に行けない、買物に行けないという方が増えていられちゃいます。買物に関しては移動販売が担っている部分もありますけれども、病院は来てもらうわけになかなかいけませんので、やっぱり行かないといけないというところがありまして、病院利用者もこれからまたさらに増えていく傾向にあるかと思いますので、何らかの形で民間の力も借りながら、交通弱者に対する対応はしていけないと思うところなんですけれども、今現在、福祉タクシーやタクシーに対する助成はありませんが、今後、例えばふるさと納税等を活用しながらやっていこうという考えはございますでしょうか。

○市長(竹田正博)

お答えいたします。

今後、まだまだそういった方々は増えてくるだろうというふうに思っております。うちの企画政策課のほうでは、買物困難者対策に向けた市民の調査というのも実施させていただいているところでございます。ですので、次年度はやはり今後迎える超高齢化社会に向けて、この交通弱者に対する支援策、そういったものをちょっと協議をしていただこうというふうに思っております。今の思いやりタクシーの

路線のダイヤでは、なかなかうまく組めませんし、そして昨日、一昨日から質問がありますように、やはり近隣市町との連携、こういったものもまだできておりませんので、そういったことを含めて次年度は検討していきたいと思っています。

○9番（瀬戸口恵理議員）

病院に行くということに関して言いますと、やはり命に直結してしまうところで、ぜひとも早急に対応のほうをしていただきたいと思うところです。

続いて……。

○議長（重久昌樹）

ここで、瀬戸口議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○9番（瀬戸口恵理議員）

それでは、大項目3の令和6年度食料・農業・農村白書について伺ってまいります。

改正となった基本法により、基本計画もそれぞれ新しい取組が見られております。答弁の中では、「実情に応じた事業で農業・農村振興に取り組んでおり、多くの事業が新たな食料・農業・農村基本計画の施策と合致していると考えます。」とございます。今度、新しく25年ぶりに改正されたというのは本当に大きな流れの変わり方だと思うんですけれども、この25年ぶりに改正された基本法、そして、その基本計画について、どの部分が特に変わったと感じていらっしゃいますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

私どももこの基本法というのを以前のやつをしっかりと把握と言いますか、細部まで読んだことがございませんでしたので——今回この25年ぶりの変更というのは、やはり今後の食料事情を考えたときに、今、ロシア、ウクライナの侵攻問題であったりとか、そういった部分で考えますと、今後の日本の食料自給率というのが一番の大きなものになっているのではないかというふうに私は想定しているところでございます。そういった中で、やはり食料安全保障の確保、そして農業を多面的な機能で発揮して関連付けていく、それから持続的な発展をしていくということ、そう

いったことを柱にこの改正をされていったんだと思っているところでございまして、あと、どうしても地球温暖化というのがあります。その環境負荷という部分も含めた形。そして、やはり人口減少を含めたときにスマート化していくんだという部分も含めての改正だというふうに思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

農水省の資料の中に、新たな食料・農業・農村基本計画のポイントというものがございます。この基本計画も実はすごく長くて、量も多いので、全部読むというのはすごく難しいかと思うんですけれども、このポイントであるとか、概要であるというところについては把握をしていただきたいと思っているところなんですけれども、これ、改正されて初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとございます。ということで、私が危惧するところは、曾於市は第1次産業が主になってくるところであります。ここが、言い方悪いですけど、こけてしまえば曾於市の根幹に関わる問題だと思っております。改正にきちんと、波に乗るといいますか、きちんと対応していくことが、これからの曾於市にとって大事だと考えるところがありまして、今回質問をさせていただくところなんですけれども。これ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上させることが目的となっているんですけれども、その中に、やっぱり新しい言葉でありますような、例えばサステナブルでありますとか、ラストワンマイル、ちょっと私もよく分からない、耳慣れない言葉なんですけれども、あとはDXであるとか農村RMOなど、横文字も多くて、結局何が言いたいのかなかなか難しいところがあると思うんです。ただ、これをきちんと把握をして対応していくということがこれから大事になっていくと思います。書いてあることは本当に当たり前のことなんですよね。親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するべきであるとか、先ほど同僚議員からの質問もあったように、個人的経営であるとか家族的経営で高齢化が年々進んでいく中で、働く人も減少していく中で、どうやって対応していくかというところが今度の抜本的な改正につながるところなんですけれども。ただ、なかなかこういう話があまり表に出てきていないところもありますので、ちゃんと曾於市が対応できているかというところが不安に思うところなんですけれども、その所感についてお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

やはり、食料安全の強化というところが最終のところに来ているんですが、これを生産段階で、やはりもうこれまでも農業者の方々は十分私は理解をされているというふうに理解しております。と申しますのが、やはり農水省の事業を申請するに当たっては、そのいわゆる要領要項にこの部分はうたわれておりますので、そこを

クリアしないと申請できない、採択されないという部分がございます。ですので、そういった部分については、もちろん市町村はそうですが、JAさんであったり、いろんな農業に携わる事業所、そういったものも全てそこを理解しながら進めていかないと、なかなか国、県の予算、そういったものを活用できないという部分がありますので、そこは理解を深めていращやと思っています。

○9番（瀬戸口恵理議員）

この食料・農業・農村基本計画における主な目標、いわゆるKPI値というのが設定されております。重要業績評価指標。これが食料安全保障の確保、また農業の持続的な発展、多面的機能の発揮など、そこから派生しましてすごく細分化してKPI値がございます。例えば国内消費仕向量（輸入量を含む）であるとか生産量、輸入量など、今まで見てきたKPI値とはまた別にスマート農業に関するようなKPI値などもございます。その中に、環境と調和の取れた食料システムの確立として、温室効果ガスの削減量であるとか、生物多様性の保全、また、循環型社会形成など様々な項目がございます。このKPI値におきまして曾於市では指標を念頭において取り組んでいращやいますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

それではお答えいたします。

このKPIにおきましては国の定めるKPIですので、曾於市としましては、先ほど市長答弁の中でもありました曾於市の実情に応じて事業を進めておりますので、こういったKPIにも施策として合致していると考えているところでございます。

以上です。

○9番（瀬戸口恵理議員）

まだこの基本計画が始まって間もないですが、このKPI値の達成率等に関しては検証をしていращやいますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

市としてそういったKPIに対する検証はしておりません。また、国の方も市町村にこれを求めるということではないとお聞きしているところでございます。

以上です。

○9番（瀬戸口恵理議員）

クロスコンプライアンスのことにに関してなんですけれども、いわゆるみどりチェックになります。先ほど答弁がありましてとおり、国の補助事業に申請する際に事業主体又は申請者がクロスコンプライアンスチェックシートを提出しておりますということでした。これ、令和8年度までは試行期間なので義務化されておられません。

義務化されるのは令和9年度からです。ただ、しかし後1年とちょっとしかございません。このクロスコンプライアンスチェックシートというのは把握していらないと思いますでしょうか。内容について把握していらないと思いますでしょうか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

クロスコンプライアンスにつきましては、農水省の補助金を受ける場合に最低限の内容について取り組む内容にチェックをして国へ提出し、実施後に報告することを義務化と国のほうで示されております。

以上です。

○9番（瀬戸口恵理議員）

クロスコンプライアンスのチェックシート、それぞれ事業者向けに分かれて農水省のホームページにもございますが、課長は御覧になったことがございますか。

○農政課長（吉田秀樹）

見たことはあります。

○9番（瀬戸口恵理議員）

このクロスコンプライアンスのチェックシート、それぞれ分かれてございます。農業経営体向け、畜産経営体向け、そして林業事業者向け、——漁業もございませうけどうちは海はございませうので省きますが——民間事業者・自治体等向けというふうに細分化されております。大体似通った内容ではございますけれども、その中に「生物多様性への悪影響の防止」のチェックがございませう。また、「エネルギーの節減」についても全てにチェックがございませう。「環境関係法令の遵守等」というものもございませう。

その中に、「みどりの食料システム戦略の理解」というものがございませう。なので、今回そのみどりの食料システム戦略についての御考えを問うたところなわけけれども、これ、令和9年までに対応できるようにしていかなければいけないんですよ。畜産経営体向けには「アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している」ということもございませう。うちはSKLVがございませうので、そちらに関してはアニマルウェルフェアの対応をしていますけれども、これを、今農業を営んでいらっしゃる方に対して全部いきなり「して下さい」というのは難しいと思うんです。ただ、こういうことが今後義務化されるので対応していかなければなりませんよというお知らせは、もう1年ちょっとしかございませうので、していく必要があると考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

この、今おっしゃられましたとおり、畜産に関しましてのアニマルウェルフェア、例えば肥育牛を出荷するときは鼻環を付けて行ってはいけないとか、そういった部分もあります。まだ多項目ありますが、それについては畜産課あるいはJAさん、そういったところから十分な周知がされているところでございます。特に、全体的なそういった研修会が行われているとか、そういったことは私も伺っておりませんが、その都度、その都度、生産者であったり事業者には、こういった形で出荷をしてください、こういうことはだめですよと、そういう部分についてはしっかりと説明がされているというふうに思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

参考資料で付けている部分を見ていただきたいと思うのですが、みどりの食料システム戦略、これは令和3年に策定されたものになっております。

（瀬戸口議員、議場モニターに「みどりの食料システム戦略」の概要図を表示）

○9番（瀬戸口恵理議員）

もう既に何年か経過しておりますが、これがそのみどりの食料システム戦略で、クロスコンプライアンスのチェックシートの中にもこのみどりの食料システム戦略の理解についてのチェック項目がございますので、これを令和9年度までに理解している状態になっていないといけないというのが……法的にはそういうことになります。

見ていただくと分かると思うのですが、このみどりの食料システム戦略は2050年までにこの真ん中にある項目を達成しようということで行われている事業になります。この左側のオレンジで囲っている部分を見ていただくと分かるように、基本法が令和6年改正、基本計画令和7年改正であるとか、みどりの食料システム法が令和4年に制定などございます。これを見ていただくと分かると思うのですが、農業に対する流れというのが大きく今変わって転換期になっているかと思います。なので、先ほども申し上げましたので繰り返しになりますが、根本的なこのみどりの食料システム戦略を深く理解していくことが曾於市の今後の農業の未来につながっていくと考えているところなのだと思いますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

このみどりの食料システムが発行されて、そして、この戦略が今出されているわけですが、これにつきましては、先ほど農政課長が申し上げましたが、事業申請する場合にはしっかりとこの部分が把握、達成されなければならないということは農業者、事業者の方々も十分理解はされているものと思っております。このことをし

っかりと遵守していかなければ、今後、いろいろな形で事業に取り組む方々、そういった方々については該当しなくなってしまうので、しっかりとその部分は、やはり今後の周知も必要になってくると思いますが、理解はされてきているものと思っているところです。

○9番（瀬戸口恵理議員）

このみどりの食料システム戦略に対する先進的なモデル地区としてオーガニックビレッジ宣言をした自治体がございます。これは、2025年までに100市町村、2030年までに200市町村をモデル事業として創出することを目的に全国各地で産地づくりを推進しております。現時点で46都道府県、150市町村で取組が開始されておりまして、鹿児島県では南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、そして姶良市がございます。

近隣で言いますと、宮崎県のほうで綾町、高鍋町、木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町とございます。これは田舎のほうが多いのかなと思うところなんですけれども、宮崎市も入っておりますし、姶良市も入っております。我が曾於市において、このオーガニックビレッジ宣言ができない理由、しない理由、ほかの自治体とどう違うのか、どういうふうに分析していらっしゃいますでしょうか。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、鹿児島県内五つの市町が宣言されております。そして宮崎県も、宮崎市も取り組まれているということでございますが、うちの農業形態として、耕種部門で申しますと、やはり土地利用型農業というのが主でございます。これは、特にサツマイモの生産農家というのはかなり多くございます。これが地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むオーガニックビレッジという形ですけれども、どうしても、これを全て有機へ向けてという形では、今のところ厳しいだろうと思っております。やはり大規模な農地を利用した生産体系というのが非常に多い現状でございます。そういった中では——とにかく減農薬には取り組んでもらっておりますので——そこを、今後有機栽培に向けたまちづくりなんですよという宣言をするにはまだまだちょっと遠いのかなというふうに思っているところです。

○9番（瀬戸口恵理議員）

このみどりの食料システム戦略に対応するのは大きな労力が必要になってくるかと思えます。大きなエネルギーも必要になってくるかと思えます。ただ、これ農家を苦しめようとしてやっているわけではなくて、先ほども申し上げたとおり、収益力を高めて農家の所得を向上させることが目的となっております。なので、DX化で

あるとか、そういう効率化も図りましょうということなのですからけれども、曾於市の作付けされる品目によってなかなか難しいということもよく理解しております。ただ、自主財源が厳しい中、財政が厳しい中、国や県の補助を積極的に取りに行くということが今後は必要になってくるかと思います。それにはやはり、クロスコンプライアンスがどうしてもついてきてしまいますので、これを達成できる取組をしながら補助事業にも取り組んでいくという流れを組んでいかないと、補助を取り損ねてしまいますと、やはりその後の経営にも影響してしまいますので、そこを心配しているところなんです。ただ、ラッキーなことに今度、副市長人事で副市長がとても農水に詳しい方が来られるというところで、とても期待しているところなんですけれども、やはりこの基本を抑えながら今後、曾於市の農業をどうしていくかというのをきちんと把握をしながら進めていかないと考えるとこです。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（竹田正博）

お答えいたします。

今後の事業において、クロスコンプライアンスに取り組まなければならない、これは大きく7項目あるわけですが、肥料の適正使用、農薬の適正使用、エネルギーの節減、悪臭・害虫の発生防止、廃棄物の抑制、循環利用・適正処分。それから、生物多様性への配慮、環境関係法令の遵守ということになります。これとオーガニックビレッジとはちょっと違うんだろうと私は理解しているところでございます。このクロスコンプライアンスというのは、今、肥料の適正使用であったり農薬の適正使用、そういった部分については非常に農業経営者の方々が非常に気を使われております。そして、エネルギーの節減、これにつきましても今、本当にドローンの活用であったり自動操舵のトラクターの導入であったりとか、そういったものも進んできております。それから、悪臭・害虫の発生防止、これについてはやはり近隣住民の方々への配慮ということで気をつけられております。それから廃棄物、ビニール等の一斉集荷も行っております。それから生物多様性の配慮、病虫害の防除。これは今、いわゆる農薬をまくだけではなくて、ほかの防除方法も畑かんセンターのほうと協力をしながら研究をしております。それから環境関係法令の遵守、こういったことを農家自身はすごく勉強をされております。ですので、このクロスコンプライアンスというのは今からもっともっと密になっていくんだらうと思いますけれども、随時、農家の方々というのは情報も入れられておりますし、そういったいわゆる講習会等も畑かんセンター、農協さん通じてされておりますので、そこは私はあまり危惧しているところではないんです。ただ、このオーガニックビレッジについては、なかなかこの、今の、うちの農業の利用体系上厳しいのかなというふう

に思っているところです。

○9番（瀬戸口恵理議員）

このクロスコンプライアンスに関しては、きちんと対応できているということで安心しました。先ほども申し上げましたが、やっぱり補助もいただきながら曾於市の農業を前に進めないといけない部分もあるかと思います。ただ、それが講習会等では知らしめていращやるかもしれないんですけども、全ての農家の方が知っていращやるかというところではないと考えております。なので、広報等にも力を入れていただきながら、そしてまた、これに関しては市民の理解もある程度必要かと思います。農家の実態であるとか、また、これから向かうべき農業の形が変わってきているということもなかなか報道されにくい部分ではあるかと思うので、広報も力を入れていただきながら、生物多様性に関しては農業だけの問題ではございませんので、多角的に取り組んでいただきたいと思います。何か答弁があればお願いいたします。

○市長（竹田正博）

今、農業を経営されている方々は非常に厳しい経営状況でもありますが、この食に関することについては、やはり年々変わってまいります。それに対応した生産をしなければならないということは念頭に置かれておりますので、できる限り市であったり、県の関係機関、技術員連絡協議会というのを持っておりますので、そちらのほうでできる限りの、今おっしゃられた広報、市民への理解というのは深めていきたいと思っております。

○9番（瀬戸口恵理議員）

今回、一般質問でいろいろと市民の声を伺った中で私なりに質問をしてまいりました。今回の副市長人事で農水省から来てくださるということで大変期待をしているところでございます。曾於市の主幹産業である農業がもっともっと振興して、そして農家の皆様の所得が少しでも上がるように、それがひいては曾於市の税収にもつながることですので、力を入れていただきたいと思います。また、財政に関しては公共施設であるとか、まちづくりについて今後大きな財源が伴うことのでございますので、ふるさと納税等も活用していきながら取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（重久昌樹）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月23日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時34分

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会

令和 7 年12月23日

(第 6 日目)

令和 7 年第 4 回曾於市議會定例会會議錄（第 6 号）

令和 7 年 12 月 23 日（火曜日）

午前 10 時開議

場所：曾於市議會議場

1. 議事日程

（第 6 号）

第 1 議案第 76 号 第 3 次曾於市総合振興計画基本構想の策定について
（総務常任委員長報告）

第 2 議案第 78 号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税
の特別措置に関する条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

（以下 5 件一括議題）

第 3 議案第 77 号 曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
第 4 議案第 79 号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について
第 5 議案第 80 号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について
第 6 議案第 81 号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
第 7 議案第 82 号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下 4 件一括議題）

第 8 議案第 83 号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
第 9 議案第 84 号 曾於市公共下水道条例の一部改正について
第 10 議案第 85 号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について
第 11 議案第 86 号 曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について
（産業建設常任委員長報告）
第 12 議案第 87 号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
（文教厚生常任委員長報告）
第 13 議案第 88 号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）
（産業建設常任委員長報告）

第14 議案第89号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第15 議案第90号 令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第91号 令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第92号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第18 議案第93号 令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第94号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第95号 令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長報告）

第21 閉会中の継続調査申出について

第22 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 廣瀬孝幸	2番 中 藺 和 樹	3番 薬 師 康 浩
4番 迫 将 嗣	5番 遠 矢 政 嗣	6番 伊集院 正 美
7番 山 中 雅 人	8番 出 水 優 樹	9番 瀬戸口 恵 理
10番 矢 上 弘 幸	11番 松ノ下 いずみ	12番 鈴 木 栄 一
13番 伊地知 厚 仁	14番 今 鶴 治 信	15番 土 屋 健 一
16番 渡 辺 利 治	17番 徳 峰 一 成	18番 重 久 昌 樹

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠 野 満 次長兼議事係長 池之上 誠 総務係長 富 永 大 介
主 任 鎌 原 一 輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 竹 田 正 博 教 育 長 中 村 涼 一
副 市 長 今 村 浩 次 教 育 総 務 課 長 鶴 田 洋 一

総務課長	上村 亮	学校教育課長	畑 添 辰 也
大隅支所長兼地域振興課長	渡 邊 博 之	生涯学習課長	竹 下 伸 一
財部支所長兼地域振興課長	上 集 勉	農政課長	吉 田 秀 樹
企画政策課長	外 山 直 英	商工観光課長	佐 澤 英 明
財政課長	池 上 武 志	畜産課長	和 田 忠 義
税務課長	中 西 昭 人	耕地林務課長	入 来 満
市民環境課長	梶 井 秀 和	まちづくり推進課長	諸 留 貴 久
保健課長	谷 川 和 穂	水道課長	吉 田 宏 明
こども未来課長	新澤津 友 子	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	大 迫 伸 一
福祉介護課長兼福祉事務所長	吉 田 竜 大	農業委員会事務局長	中 野 満
土木課長	吉 元 幸 喜		

開議 午前10時00分

○議長（重久昌樹）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配布いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第76号 第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定について

○議長（重久昌樹）

日程第1、議案第76号、第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件を、12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第76号、第3次曾於市総合振興計画基本構想の策定について。

本案は、第3次曾於市総合振興計画基本構想を策定するために提案されたものです。

基本構想よりも下位の計画はいつごろ示されるのかとの質疑に対し、下位の計画は、5年ごとの前期基本計画と3年間の実施計画がある。来年3月には示す予定であるとの答弁がありました。

また、第2次曾於市総合振興計画では「施策」という言葉を使っていたが、今回、「政策」という言葉を使っている意味は何かとの質疑に対し、ほかの自治体を参考にしながら検討した。施策よりも政策のほうが、地方自治体として責任を持って政策を打つという意味合いがより重いという認識から表現を変えたとの説明がありました。

委員より、議会でも重要な問題として審議されている「公民連携」の位置付けについて、基本構想の中で触れていない。今後の計画の中では、公民連携がどのような位置付けになるのか記載すべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○17番（徳峰一成議員）

先日の総括質疑を踏まえて、3点ほど質問いたします。

一つは、総括質疑でも答弁がありましたが、基本計画です。基本構想に基づく基本計画は、まだ全てが終わっておりません。残りを含めて、この基本計画の基本的な内容について、委員会で審議がされていたら報告してください。

2点目、最も大事な実施計画、来年の3月議会には報告したいとの答弁がありましたけれども、実施計画は8年度から10年度であります。実施計画の具体的な中身・内容について、審議がされていたら報告してください。

さらに、ただいまの委員長報告では、公民連携の記載がないという……記載すべきとの意見があったとありますけれども、この基本構想については、もう既に訂正ができない段階での提案でありまた審議であります。記載すべきということはどういった意見が出されたのか。今となって、もう反映が基本構想にはできない状態でありますけれども、この点も併せて報告してください。以上3点です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、基本計画の残りの内容について示されたのかといった質問でございました。これについては、3月のほうで改めて内容についてを示すという回答があったところで、この基本構想以外の部分については示されていないところでございます。

また、2点目の実施計画についても同様でありまして、細かい基本構想があくまで議題でありまして、それ以外の計画については3月で改めて議会のほうに示されるといった回答でありまして、その内容については議会に示されることはなかったところでございます。

3点目でございます。これは委員のほうから意見がございまして、議会また本会議のほうでも公民連携ということが結構ありますので、これについての位置付けを示していくべきであるということの意見があったところでございます。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

先日の総括質疑でも申し上げましたが、基本計画の中には、中途でありますけれども、最も大事な一つの老朽化対策についての記載がないということで、私も指摘をいたしましたが、このことを含めて、今後の基本計画の最終的な策定の中では、老朽化対策についての議論が、もし深められていたら報告してください。

2点目、この実施計画についてでございます。基本的には、もう五位塚市政が、令和8年度を含めて実施計画を議会に公表いたしておりますが、その整合性ですね。多くは今度の新たな実施計画でも重なるというか、踏襲することになるかと思っておりますが、その点で前市長の実施計画との関連性、整合性について議論があったら報告してください。

また、この実施計画自体の総事業費は、五位塚市政が出しましたのと総事業費はほぼ同じであるか、その点で議論があったら報告してください。

それから3点目、繰り返しますが、公民連携について基本構想に記述がないということではありますが、これは単なる意見として出されたんでしょうか。構想でありますから、当局としては、提案した以上これはもう修正ができないというか……という意味合いがありますが、こういった観点で「公民連携については記載すべき」という意見であったんでしょうか。その点で報告をしてください。

以上です。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の御質問にお答えいたします。

まず第1点目として、老朽化対策について意見が交わされたのかといった質問でございます。これについては、人口減少問題などについての意見はあったんですけども、老朽化対策をどうしていくのか、その点についての意見はなかったところでございます。

また、2点目として、実施計画とこれまでの第2次のほうとの関連性また総事業費について、意見は交わされたのかという質問でございます。これについても、第2次計画との総事業費の比較等はなかったところでございます。

また、3点目でございます。これについては、おっしゃるとおりこれは意見があったところでございまして、今後示される下位の計画等では意見を載せる等、どのような位置付けとしてやっていくのかといったことについて、もっと言及すべきであるといった意見があったところでございます。

以上です。

○議長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第76号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第78号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第2、議案第78号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第78号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本案は、国の省令が改正されたことに伴い、固定資産税の特別措置に関連する規定を改正するため、提案されたものです。

固定資産税の課税免除を現行の令和7年3月31日から令和10年3月31日までに変更するものであるとの説明がありました。

本条例の対象となる企業は本市にあるかとの質疑に対し、該当する企業は本市にはないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第78号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第3 議案第77号 曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第79号 曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について

日程第5 議案第80号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第81号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第7 議案第82号 曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第3、議案第77号、曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第7、議案第82号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（瀬戸口恵理）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案10件を、12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第77号、曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第79号、曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について、議案第80号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第81号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第82号、曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上5件、一括して報告します。

議案第77号は、令和8年度から義務化される乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の創設に伴い、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

乳児等通園支援事業とは、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子供への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談支援を月10時間の枠内で行うものです。

対象となる未就園児数や実施を希望している事業所の見込みはとの質疑に対し、対象となる未就園児数は30から40名程度であり、事業所についてはまだ意向調査の段階ではあるが、4事業所が希望しているとの答弁がありました。

議案第79号は、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業の認可において、子ども・子育て会議等で意見聴取を行うことが義務付けられたことに伴い、条例を一部改正するものです。

議案第80号は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、利用開始時に必要となる健康診断において、保育所等で行う園児の健康診断の内容が、市が行う乳幼児健診の内容に相当し、保育所等の事業者が結果を把握できる場合には、健康診断の一部又は全部を省略できるようになったため、条例を一部改正するものです。

議案第81号及び議案第82号は、児童福祉法の改正により、職員による虐待等の通報義務の範囲が、これまでの乳児院や児童養護施設、児童相談所が委託する一時保護を行う施設等の児童に加えて、保育施設や子ども・子育て支援事業等、保護者と離れた環境下で保育や居場所の提供を受ける児童に拡充されたことにより、条例を一部改正するものです。

議案第81号については、認定こども園、幼稚園、保育所、特定地域型保育事業が、議案第82号については、放課後児童健全育成事業が拡充されます。

以上、審査を終え、議案5件について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案5件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第77号から議案第82号までの以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案5件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第82号までの以上5件は委員長の報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第8 議案第83号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

日程第9 議案第84号 曾於市公共下水道条例の一部改正について

日程第10 議案第85号 曾於市水道事業給水条例の一部改正について

日程第11 議案第86号 曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第8、議案第83号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてから、日程第11、議案第86号、曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案8件を、12月11日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第83号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、曾於市地域振興住宅譲渡条例に基づき、地域振興住宅1戸を譲渡することに伴い、関連する条例を改正するものです。

譲渡後の地域振興住宅の売却について質疑があり、譲渡後の住宅は個人の財産となるので、個人の財産に対しての制限や制約は設けられないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号、曾於市公共下水道条例の一部改正について。

本案は、災害等の非常時に、他の市町村が指定する業者による新設等の工事を可能とするため、関連する条例を改正するものです。

他の市町村長の指定を受けた工事業者に依頼する際の手順に関して質疑があり、手順については今後検討していくが、近隣市の災害状況を踏まえると、まずは他市町村の指定店の受入れを可能とする条例を早急に整備する必要があると考え、今回の改正を行うとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号、曾於市水道事業給水条例の一部改正について。

本案は、災害等の非常時に、他の市町村が指定する業者による給水装置工事の施行を可能とするため、関連する条例を改正するものです。

災害時の水道の復旧に対して、今の業者数で対応できるのかとの質疑があり、本市が指定している業者が106社あり、そのうち33社は市内の業者で、73社は市外の業者である。市外の業者は災害時に対応できるか分からない状況であるため、幅広く業者を確保するために条例を改正するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第86号、曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正について。

本案は、小規模水道施設に係る補助金の取扱いについて、保険加入の有無を加味した支払いに対応するため条例を改正するものと説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○17番（徳峰一成議員）

まずは議案の83号について、3点質問いたします。

質問の1点は、先日の総括質疑でも質問いたしましたけども、地域振興住宅を譲渡する場合、譲渡価格の算定基礎については、その妥当性といいますか、審議がされていたら報告してください。

2点目、これも先日、総括質疑で若干質問いたしましたが、これまで譲渡した住宅について、今後に生かすべき教訓点、幾つかあるかと思います。今後、それを進める上で教訓点が出されていたら、審議の過程の中で報告してください。

3点目、一方、振興住宅は空き家が幾つか見られます。空き家となっている地域振興住宅について今後の在り方、審議がされていたら報告してください。

以上3点です。

次に議案の86号、質問の1点は、高齢化と人口減少が極度に進んでいる集落で、特に水道施設が極度なまでに老朽化している集落が見られます。このことで審議がされていたら報告してください。

それから2点目、市が現在取り組みつつある集落水道の上水道の編入、あるいは今後の補助の在り方についての調査と検討は、何年度をめどに終える予定であるのか。今回の提案は、保険関係だけに絞った1点での提案であります。このことについて審議がされていたら報告してください。

以上です。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

地域振興住宅の譲渡価格の妥当性についてにお答えいたします。

この件に関しましては、妥当性の……委員からの質疑はなかったところです。

これまで譲渡した住宅について、今後の生かすべき教訓についてにお答えします。

そのことに関しても、委員会では話がなされなかったところです。

空き家となっている地域振興住宅についての質疑に関しましては、今のところ申込みが3件あり、その3件は空き家の地域を希望されたということで紹介したところです。残り5件に関しましては、常に公募をかけている状態であります。

86号に関しましては、委員からの質問はなかったところです。

以上です。

○議長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案4件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第83号から議案第86号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案4件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長
長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第86号までの以上4件は委員
長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

○議長（重久昌樹）

次に、日程第12、議案第87号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康セ
ンター）を議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了
されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（瀬戸口恵理）

議案第87号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）。

本案は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、そお生きいき健
康センターの指定管理者として、株式会社メルヘンスポーツを指定するものです。

契約期間中の指定管理料が年度ごとに増額している理由はとの質疑に対し、市が
示した仕様書の計画によるものだが、指定管理料の6割以上を人件費が占めるため、
最低賃金の引上げ幅を適用した。結果として、募集は1者のみであったが、物価高
騰等の中、将来的な財政面の不安を解消させることで、公募しやすい条件を整える
ことを目的としたためである。また、雇用については、トレーニング室のトレー

ナー５名、受付事務２名の計７名であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第87号について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありますか。

○１７番（徳峰一成議員）

議案の87号には賛成であります。

この指定管理についても、私を含めて同僚からいろんな建設的な意見を含めてありましたけども、この委員長報告の中で全く触れていないんです。

私が特に指摘した点の一つが、この生きいき健康センターがある広大な敷地は、生きいき健康センターの指定管理は、花壇も含めてその建物だけであります。それから、プールも指定管理であります、プールとその花壇だけあります。

さらにグラウンドゴルフ場がありますが、これは生涯学習課が管理いたしており、またそこに通じる道路等はまちづくり推進課が管理しておりまして、管理の在り方を簡略化できないものか、経費節減の立場から、そういった問題提起を含めて意見を申し上げましたけども、委員長報告の中で触れられておりません。

先ほどの文厚関係の五つの議案についても、委員会の審議の過程は１か所だけ触れているだけであり、せっかくの時間をかけた同僚議員を含めた意見でありますので、可能な限りやはり委員長報告の中では出していただきたいと思います。

このことを添えて討論いたします。

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の

報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）

○議長（重久昌樹）

次に、日程第13、議案第88号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊集院正美議員の退席を求めます。

（伊集院正美議員 退場）

○議長（重久昌樹）

本案については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

議案第88号、指定管理者の指定について（花房峡憩いの森）。

本案は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、花房峡憩いの森の指定管理者として、曾於市森林組合を指定するものです。

管理体制について質疑があり、受付などを行う管理人が二人と売店・食堂に一人おり、施設管理・清掃などもその3人で行っている。また、宿直は一人で、森林組合職員の男性職員13人が交代で行っているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○17番（徳峰一成議員）

1点だけ質問いたします。花房峡憩いの森は、田崎町政時代に13億円前後をかけた整備事業であり、当初の開設時の数年間は結構利用者が多かったんですけども、その後年々少なくなっており、また、期間限定を含めて縮小された経過があります。

やはり今後の利用者増についても大きな課題の一つではないかと考えておりますが、せっきくの五年間の指定管理でありますので、この利用者増について審議がされていたら報告してください。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

花房峡憩いの森の利用者増についてお答えいたします。

対策としましては、まずは花房峡を知ってもらうためにいろんな広報・PRが必要であり、令和3年から令和5年までシイタケ原木のこま打ち体験などのイベントを行っており、令和6年度は観光協会と森林組合が協力して焼肉コンサート等のイベント、今年度は親子ふれあいということでイベントを実施し、150人ほどの参加があったとの答弁がありました。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

利用者を増やすためには、一般的に当局としては、やはり年度ごとの利用者を引き上げるための目標設定が大事じゃないかと思うんです。目標を設定した上で議会にも提案して、議会でもさらに深めていく。そして、決算段階ではそれを踏まえて決算で総括を行うという、この繰り返しがやはり大事だと思うんですが、その点で市としては、この利用者を増やすための目標を設定しているのでしょうか。そういった議論がされたんでしょうか。報告してください。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

利用者数の目標に関しましては、委員のほうからは質疑はなかったところです。

以上です。

○議長（重久昌樹）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○16番（渡辺利治議員）

88号の指定管理の件でございますが、この報告によりますと、管理体制は3名で行っており、ただし男性職員が森林組合のほうから13人で交代。結局この13人の方も、当然花房峡憩いの森の管理のうちの仕事だと思いますけど、この施設管理に対する13人の交代交代でされる方々の報酬というか、日当といいましょうか、そのお金はこの指定管理料には、この文面から見ると含まれていないような気がするんですけど、そこらあたりの議論と、これがもし含まれていなかった場合は、これは当然指定管理するときの、管理を受けるときの当然の請求だと思いますが、ここら辺の議論等はなかったのか、伺います。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

宿直の人に関しての報酬についてですが、委員のほうではその審議はなされていなかったところです。

以上です。

○16番（渡辺利治議員）

なければこれ言うことはないんですが、ほかの指定管理につきましても、やはり時給の最低賃金の関係で上げているところもあります。それを考えますと、もしこれが森林組合のほうから厚意でやっているものでありましたら、それも指定管理料に含むべきであると思いますので、今後そのような方向で検討もしていただくよう申し上げます。

○議長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第88号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

伊集院正美議員の入場を許可いたします。

（伊集院正美議員 入場）

日程第14 議案第89号 令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第14、議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

なお、本案については、旧月野中学校体育館横法面陥没箇所について、現地調査も実施しました。

財政課関係では、歳入の財政調整基金繰入金3億7,284万5,000円、歳出の旧財部北小学校消防設備修繕費73万2,000円、旧月野中学校体育館横法面陥没補修工事272万2,000円が主なものであるとの説明がありました。

旧財部北小の消防設備について質疑があり、消防の法定点検が毎年あり、今回の補正はその点検で不備が見つかったためである。閉校した施設でも電気が通っており、人の出入りがあれば点検の対象になるとの答弁がありました。

委員より、今後、市は用途廃止した施設の維持管理に相当な費用や労力を要すると思われる。安全管理も含めて十分な検討を行うべきであるとの意見がありました。

総務課関係では、総務管理事務費の職員一般旅費の増額60万8,000円、研修派遣旅費の増額24万3,000円、ガバメントクラウド利用料の増額863万8,000円が主なものであります。

委員より、ガバメントクラウドの内容について質疑があり、国が整備した全国一律のシステム標準化に伴うものであり、今回はセキュリティの強化に関する支出であるとの答弁がありました。

税務課関係では、会計年度任用職員報酬52万7,000円と特別滞納整理班用等の備品購入費69万8,000円の増額が主なものであります。

市民環境課関係では、資源ごみの処理によるごみ排出量の軽減はできているかとの質疑に対し、令和6年と令和7年排出量を10月末までの同期間で比較すると約200トン減っており、破砕機に掛けず分別解体処理した結果であり、成果が出ていると思われるとの答弁がありました。

会計課関係では、コンビニ収納各種テスト業務委託料3万3,000円が主なものであります。

各種テストによって市民に影響はあるかとの質疑に対し、システム標準化に伴う令和8年度の納付書が適正に読み取れるかの確認のためであり、市民への影響はないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（瀬戸口恵理）

議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉介護課関係では、事業費の確定による生活保護費の国への過年度負担金返還金、障害福祉サービス費並びに身体障害者等補装具費の利用増加による増額が主なものです。

保健課関係では、事業費の確定による国への過年度助成金返還金が主なものです。

こども未来課関係では、事業費の確定による国への過年度補助金返還金が主なものです。

教育総務課関係では、食材費等の高騰を受け、小学校の給食費を月額4,900円から5,400円へ、中学校を5,700円から6,300円へそれぞれ値上げしたことによる学校給食費負担軽減補助金の増額及び市内4校の小中学校で使用する電話設備に、録音されることを知らせる自動応答機能を導入することによる工事請負費の増額が主なものです。

生涯学習課関係では、全国大会等出場補助金及び指定寄附金による図書購入基金寄附金積立金の増額が主なものです。

全国大会等出場補助金の支給対象はとの質疑に対し、県大会の予選を勝ち抜いて九州大会及び全国大会に出場するチーム及び個人であるとの答弁がありました。

また、図書購入基金寄附金積立金の残高はとの質疑に対し、今回の100万円を積み立てると1億2,980万円ほどになり、毎年度800万円ずつ取り崩しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

議案第89号、令和7年度曾於市一般会計補正予算（第7号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

商工観光課関係では、今議会に提案している指定管理者の指定に関連する債務負担行為の計上であるとの説明がありました。

耕地林務課関係では、災害復旧の大まかなスケジュールについて質疑があり、梅雨前線・8月豪雨の災害査定は12月5日で全て終了し、契約は3月頃と見込んでいる。農業への影響がないように、早急に復旧したいとの答弁がありました。

土木課関係では、市道整備事業については工法変更等があり、標準工期が確保できず年度内の完成が見込めないため。また、公共土木災害復旧事業については、農作物の収穫を待ったことや、災害査定が10月中旬になったことにより、標準工期が確保できず年度内の完成が見込めないため、繰り越すとの説明がありました。

まちづくり推進課関係では、住宅関連等災害復旧事業について質疑があり、対象工事費で最大のものは224万5,155円であり、補助金の上限は100万円であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○17番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に2点質問いたします。

一つは財政問題でございます。先日の総括でも申し上げましたが、今回提案されている12月議会、さらに年明けて来年の3月の予算提案を含めて、当局にとっては、財政で今後いかに年度末に向けて収入をより多く確保するかが大事な作業となります。

その点で一つは、いろいろありますけれども、交付金があります。今朝も新聞で報道されておりますが、例年よりも交付金が結構多くなりそうであります。

併せて、曾於市の場合、特に今後竹田市政が力を入れたい中心であるふるさと寄附金、これを本年度、年度末に向けていかに収入を増やし、そして財政の収入に繰り上げ、そして基金積立てを行うかがポイントとなります。

これらを含めて、年度末の財政状況について議論が深められていたら、お聞かせ願いたいと思います。

2点目、37ページのクリーンセンターでございます。これも、これまで少なからずクリーンセンターの老朽化に伴う施設の改修が計上されておりますが、今後、結構金額が大きい改修が心配されている点がないのか。あるいは、これらが改修計画に一応今後入れなきゃならないのか、議論が深められていたら報告してください。

次に、産建委員長に2点質問いたします。

1つは、66ページから67ページの土木・農林関係の災害復旧費でございます。現地調査をされていたら報告してください。特に今回は財部の河川が、災害が出ておりますが、もし調査されていたら報告してください。

2点目、一頃に比べて災害復旧費が年々大分少なくなっております。旧町時代の末吉町の金額にも劣る少ない金額でございますが、今、市内の業者、経営環境

についても議論がされて、当局からそれなりの報告がされていたら報告してください。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問に、2点、お答えいたします。

まず、第1点目として、本年度末に向けた財政状況についての質問でございます。

ふるさと寄附金についてはやり取りがなかったところでございますけども、財政状況についての意見は交わされたところでございます。本議会で提案されたものとして災害関連の支出が多く、例年度よりも災害関連によって財政調整基金などの取崩しが多くなったといった執行部の回答があったところでございます。

それについて、委員のほうから、30億円を毎年目標に積み上げているがそれを目標にするのかといった質問がありまして、執行部からは、こだわることではないが、一つの目安として30億円前後を中心に、目標に、戻していきたいといった答弁があったところでございます。

2点目として、クリーンセンターに関する質問でございます。

これについても、やり取りはあったところでございます。特に来年度、大きな修繕が予定されているといった答弁があったところでございます。今後も五、六千万円規模の大きな修繕が予想されております。

一般会計で賄うのはなかなか厳しいという回答がありまして、県のほうと協議しまして、過疎債を使って五、六千万円規模の修繕に関しては対応していくといったことで、県のほうからはこの起債の対象となるということで、今後そういった形でやり取りをしていくといった回答があったところでございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

災害復旧について、現地調査をされたのかについてお答えします。

今回は、現地調査は行いませんでした。

災害復旧費が少なくなってきたことに関しても、今回、委員からの質疑はなかったところです。

以上です。

○17番（徳峰一成議員）

クリーンセンターの改修について、ただいま委員長の報告にありましたけども、幸いといいますか、今回補正を組み直して、歳入の項目で一般財源から過疎債へ一応の適用を受けたということで、大きな歳入が計上されております。個人的にも安堵したんですけども。

それで、今、委員長報告の中にありましたけども、いわゆる広くクリーンセン

ター含めて改修に対する特に過疎債の適用については、どういった内容のどういった範囲まで、修繕等、改修等については過疎債の適用対象となり得るのか、議論が深められていたら報告してください。非常に老朽化対策で大事な財源対策の大きな一つだと言えますので、議論があったら報告してください。

○総務常任委員長（山中雅人）

徳峰議員の質問にお答えいたします。

その点について申しますと、県のほうとも執行部のほうで協議しているということでした。

長寿命化対策ということで目をつけて、県のほうに申入れをしますと、適債性があるということで。恐らく……100%はないんですけども、恐らく大丈夫だろうというところでした。

今後、過疎債などを利用して——かなり積み残しの修繕がたまっているというところでした。そういった形で財政負担を軽くしながら、今後もそういった形で財源確保に努めていくといった回答が、執行部からあったところでした。

以上です。

○議長（重久昌樹）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第89号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分
—————・—————

○議長（重久昌樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————・—————
日程第15 議案第90号 令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第16 議案第91号 令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第92号 令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第15、議案第90号、令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第17、議案第92号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（瀬戸口恵理）

議案第90号、令和7年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、前年度繰越金の確定による歳入、保険給付費等交付金償還金及び令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料に係る歳入・歳出が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第91号、令和7年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、前年度繰越金の確定による歳入・歳出及び令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料に係る歳入・歳出が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第92号、令和7年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、令和7年度税制改正によるシステム改修に伴う歳入・歳出の増額、前年度繰越金の確定による歳入及び介護保険基金積立金1億3,000万円が主なものです。また、予算組替えにより、増加傾向にある居宅介護サービス給付費を3,900万円増額し、特定入居者介護サービス費3,400万円及び介護予防サービス費500万円をそれぞれ減額しております。

介護保険基金積立金の総額はとの質疑に対し、今回の1億3,000万円を加えると総額で4億5,998万円になるとの答弁がありました。

委員より、第10期介護保険事業計画の策定においては、繰越金や給付費伸び率等のバランスを見て策定するようにとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第90号から議案第92号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第92号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第18 議案第93号 令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第94号 令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第20 議案第95号 令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第18、議案第93号、令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第20、議案第95号、令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（山中雅人）

議案第93号、令和7年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、前年度繰越金の確定により、事務費繰入金209万1,000円の減額と同額の繰越金を追加するものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（出水優樹）

議案第94号、令和7年度曾於市水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第95号、令和7年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、以上2件を一括して報告します。

議案第94号は、職員手当及び企業債利息の増額に伴う補正であると説明がありました。

議案第95号は、職員手当の増額に伴う補正であると説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（重久昌樹）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案３件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第93号から議案第95号までの以上３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案３件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第95号までの以上３件は委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（重久昌樹）

次に、日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

—————・—————・—————

日程第22 議員派遣の件

○議長（重久昌樹）

次に、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第168条の規定により、次定期例会まで、お手元に配布のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（重久昌樹）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（竹田正博）

令和7年度第4回定例会におきまして、承認案1件、同意案4件、そして議案20件、審議・議決いただきましたこと、大変ありがとうございます。

次期重点支援地方交付金という、今、国の経済対策でございますが、これにつきましては、17日の日に曾於市で約5億200万円という内示がされたところでございます。これにつきまして、今、配布型の商品券、一人当たり1万5,000円というのを軸に七つほどの事業を、今、検討をしているところでございます。早期に、年明けになりましたら、また臨時議会をお願いするという運びになろうかと思っておりますので、重ねて御審議のほどよろしく願いを申し上げたいと思います。

議会のほうも、新体制となられまして初の議会でございます。令和8年以降も、執行部もしっかりと努めてまいります。そして、予算の執行も円滑に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか令和8年以降、またよろしく願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

○議長（重久昌樹）

以上をもちまして、令和7年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時19分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 6 号	第 3 次曾於市総合振興計画基本構想の策定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 7 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 3 号	令和 7 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 7 号	曾於市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 9 号	曾於市子ども・子育て会議条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 0 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 1 号	曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 2 号	曾於市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 7 号	指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）	全会一致 可 決
議 案 第 8 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算（第 7 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 9 0 号	令和 7 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 9 1 号	令和 7 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 2 号	令和 7 年度曾於市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 8 3 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 4 号	曾於市公共下水道条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 5 号	曾於市水道事業給水条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 6 号	曾於市小規模水道施設事業補助条例の一部改正につ いて	全会一致 原案可決
議 案 第 8 8 号	指定管理者の指定について (花房峡憩いの森)	全会一致 可 決
議 案 第 8 9 号	令和 7 年度曾於市一般会計補正予算 (第 7 号) につ いて (所管分)	全会一致 原案可決
議 案 第 9 4 号	令和 7 年度曾於市水道事業会計補正予算 (第 4 号) について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 5 号	令和 7 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	全会一致 原案可決